



現代保険業の産業組織に関する研究

井口, 富夫

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

1997-06-18

(Date of Publication)

2014-01-20

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙2144

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.11501/3129907>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2002144>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



現代保険業の産業組織に関する研究

井口富夫



現代保険業の産業組織に関する研究

井口富夫

Iguchi Tomio



NTT出版

目 次

第 1 章 保険業の産業組織研究

| | |
|----------------------|----|
| 1 産業組織研究の必要性 | 3 |
| 1.1 注目される保険業 | 3 |
| 1.2 保険論と経済学 | 4 |
| 1.3 本書の目的 | 5 |
| 2 保険業の産業組織研究：展望 | 7 |
| 2.1 保険業の市場構造と市場成果 | 7 |
| 2.2 保険業の効率性分析 | 7 |
| 2.3 保険業における政府規制分析 | 8 |
| 2.4 保険業に関する統計データ・ソース | 9 |
| 3 本書の構成 | 10 |

第 1 部 産業としての保険業

第 2 章 保険とは何か

| | |
|----------------------|----|
| 1 保険の性質と保険学説 | 15 |
| 1.1 保険学説の林立 | 15 |
| 1.2 保険の要件と機能 | 18 |
| 2 貯蓄の一形態としての保険 | 19 |
| 2.1 危険対策の有力な手段としての保険 | 19 |
| 2.2 政府統計にみる貯蓄としての保険 | 22 |

| | | |
|-----|--------------|----|
| 3 | 保険の特性 | 23 |
| 3.1 | 保険と預金の違い | 23 |
| 3.2 | 生命保険・損害保険の特徴 | 27 |
| 4 | 保険の分類 | 28 |

第3章 保険事業者の全体像と保険業

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 1 | 公保険における保険事業者 | 33 |
| 1.1 | 公保険における保険事業者の範囲 | 33 |
| 1.2 | 公保険における保険事業者の分類 | 35 |
| 1.3 | 公保険の実施機構 | 37 |
| 2 | 私保険（普通保険）における保険事業者 | 40 |
| 3 | 公保険と私保険の違い | 46 |
| 3.1 | 公保険と私保険の相違点 | 46 |
| 3.2 | 保険の価格設定原理 | 47 |
| 3.3 | 「収支相当の原則」と「給付・反対給付均等の原則」 | 49 |
| 3.4 | 公保険における「原則」の修正 | 51 |
| 4 | 保険業の範囲と規模 | 53 |
| 4.1 | 保険業の範囲 | 53 |
| 4.2 | 保険業の規模 | 57 |

第4章 保険会社の業務

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 1 | 開発から保険金の支払まで | 59 |
| 1.1 | 新種保険の開発 | 59 |
| 1.2 | 新契約の募集（販売） | 62 |
| 1.3 | 既存契約の維持・継続 | 65 |
| 1.4 | 保険金の支払と「クレーム・サービス」 | 68 |
| 2 | 保険会社の業務と保険会社の国民経済的機能 | 69 |

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 2.1 | 保険サービス仲介者としての保険会社 | 69 |
| 2.2 | 金融仲介機関としての保険会社 | 69 |
| 3 | 保険会社の業務と効率的経営 | 70 |
| 補論 | 保険会社の機能と企業規模尺度 | 72 |

第5章 生命保険業の産業組織

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 1 | 産業の規模と成長 | 75 |
| 1.1 | 戦後の混乱期と「20社体制」の確立 | 75 |
| 1.2 | 高成長と産業の成熟化 | 78 |
| 2 | 「20社体制」と外資系企業の参入 | 80 |
| 2.1 | 参入と退出 | 80 |
| 2.2 | 外資系企業参入のインパクト | 83 |
| 3 | 産業集中，市場シェア，順位の変動 | 85 |
| 3.1 | 平成5年度決算にみる市場シェアの状況 | 85 |
| 3.2 | 産業集中の推移 | 87 |
| 3.3 | 市場シェア，順位の変動 | 88 |
| 4 | 「護送船団行政」下の企業間競争 | 90 |
| 4.1 | 外務員による販売促進競争 | 90 |
| 4.2 | 価格競争の部分的導入 | 92 |
| 5 | 市場成果と消費者利益 | 94 |
| 5.1 | 市場成果の評価基準 | 94 |
| 5.2 | 保険料率の推移と消費者利益 | 96 |

第6章 損害保険業の産業組織

| | | |
|-----|-----------|----|
| 1 | 産業の規模と普及率 | 97 |
| 1.1 | 急速な成長 | 97 |
| 1.2 | 低い普及率 | 98 |

| | | |
|-----|--------------------|-----|
| 2 | 参入と産業集中 | 100 |
| 2.1 | 新規参入とそのインパクト | 100 |
| 2.2 | 平成5年度決算にみる市場シェアの状況 | 101 |
| 2.3 | 産業集中の推移 | 103 |
| 3 | 多様な保険種類 | 104 |
| 3.1 | 保険種類の構成比の変化 | 104 |
| 3.2 | 積立型保険の普及 | 105 |
| 4 | 保険料率と許認可行政 | 108 |
| 4.1 | 保険料率の構成 | 108 |
| 4.2 | 認可料率 | 108 |
| 4.3 | 保険料率の推移と国際比較 | 109 |
| 5 | 代理店による保険の募集（販売） | 111 |
| 5.1 | 代理店の役割と業務内容 | 111 |
| 5.2 | 代理店の現状 | 112 |
| 5.3 | 募集活動の「二重構造」 | 113 |
| 6 | 再保険による危険分散 | 114 |
| 6.1 | 「大数の法則」と再保険 | 114 |
| 6.2 | 再保険の種類 | 115 |
| 6.3 | 再保険市場における市場シェア | 116 |
| 7 | 利潤率 | 116 |
| 7.1 | 産業利潤率の産業間格差 | 116 |
| 7.2 | 損害保険会社間の利潤率格差 | 117 |

第2部 保険業の規制と規制緩和

第7章 保険規制の変遷と現状

| | | |
|-----|----------------|-----|
| 1 | 保険業法の制定とその時代背景 | 123 |
| 1.1 | 規制強化の歴史 | 123 |

| | | |
|-----|---------------------|-----|
| 1.2 | 生命保険会社の続出と類似保険会社の台頭 | 125 |
| 1.3 | 保険業法の制定とその後の改訂 | 129 |
| 2 | 保険規制の現状 | 131 |
| 2.1 | 保険規制の分類 | 131 |
| 2.2 | わが国の保険規制の現状 | 133 |
| 3 | 現行の保険規制の評価 | 135 |
| 3.1 | 護送船団行政とその評価 | 135 |
| 3.2 | 護送船団行政に関する1つの論争 | 137 |

第8章 保険規制緩和への動き

| | | |
|-----|-------------------|-----|
| 1 | 規制緩和前史 | 144 |
| 1.1 | 簡易生命保険の国家独占廃止 | 144 |
| 1.2 | 団体生命保険の独占廃止 | 146 |
| 1.3 | 組合共済の参入 | 147 |
| 2 | 保険規制緩和の背景 | 150 |
| 2.1 | 金融自由化の進展 | 150 |
| 2.2 | アメリカでの保険規制緩和 | 151 |
| 3 | 保険規制緩和——最近の動き | 153 |
| 3.1 | 保険審議会と保険行政 | 153 |
| 3.2 | 規制緩和への動きとその評価 | 155 |
| 4 | 保険業法の改訂 | 159 |
| 4.1 | 平成4年・6年保険審議会答申・報告 | 159 |
| 4.2 | 平成7年保険業法の改訂とその評価 | 162 |

第9章 保険規制の基本的考え方

| | | |
|-----|----------------------|-----|
| 1 | なぜ、保険業を規制するのか | 166 |
| 1.1 | 保険規制の根拠としての「公共性」の再検討 | 166 |

| | | |
|-----|-------------------------|-----|
| 1.2 | 政府規制の一般的根拠と保険規制 | 168 |
| 1.3 | 保険の特性と保険規制の根拠 | 169 |
| 2 | 保険規制のあり方 | 172 |
| 2.1 | 保険会社の業務と保険規制 | 172 |
| 2.2 | 「保険市場規制」と「非保険市場規制」 | 172 |
| 3 | 「保険市場規制」の緩和・撤廃 | 173 |
| 3.1 | 価格競争の促進 | 173 |
| 3.2 | 参入規制の緩和 | 175 |
| 4 | 「非保険市場規制」の再編成 | 177 |
| 4.1 | 経営破綻の原因 | 177 |
| 4.2 | 自己資本比率規制 | 179 |
| 4.3 | セーフティー・ネットとしての「契約者保護基金」 | 180 |
| 5 | 規制緩和に向けての条件整備 | 184 |
| 6 | 相互会社問題 | 185 |
| 6.1 | 特殊な企業形態としての保険相互会社 | 185 |
| 6.2 | 保険相互会社のチェック機構としての政府の重要性 | 186 |

第10章 保険料率規制の弊害と規制緩和

| | | |
|-----|---------------------|-----|
| 1 | 保険規制の効果に関する数量的測定方法 | 190 |
| 2 | 規制下の実質的保険料率カルテル | 192 |
| 2.1 | 実質的保険料率カルテルと消費者余剰 | 192 |
| 2.2 | 単純な理論モデル | 194 |
| 3 | 保険料率規制にともなう消費者余剰の減少 | 196 |
| 3.1 | 統計データが含む問題点 | 196 |
| 3.2 | 保険料率の上昇率の推定 | 198 |
| 3.3 | 需要の価格弾力性の推定 | 200 |
| 3.4 | 1つの試算 | 201 |
| 4 | 保険料率規制のより一層の緩和に向けて | 202 |

第11章 業務分野の自由化と費用節約効果

| | | |
|-----|----------------------------|-----|
| 1 | 金融機関を対象にした範囲の経済性：これまでの実証研究 | 206 |
| 1.1 | 既存の業態内での範囲の経済性の研究 | 206 |
| 1.2 | 既存の業態を越えた範囲の経済性の研究 | 208 |
| 2 | 農協の業務範囲と金融業における地位 | 208 |
| 2.1 | 農協の業務範囲 | 208 |
| 2.2 | 金融業における農協の地位 | 212 |
| 3 | 範囲の経済性とその源泉 | 213 |
| 3.1 | 範囲の経済性とは | 213 |
| 3.2 | 範囲の経済性の源泉 | 214 |
| 4 | 測定方法とデータ | 215 |
| 4.1 | 測定方法 | 215 |
| 4.2 | データ | 217 |
| 4.3 | 推定モデルの定式化 | 218 |
| 5 | 実証結果 | 220 |
| 5.1 | 銀行業務と保険業務の兼業による費用節約効果 | 220 |
| 5.2 | 生損保兼営による費用節約効果 | 222 |
| 6 | 業務分野規制の緩和へのインプリケーション | 222 |
| 6.1 | 業務分野規制のより一層の緩和に向けて | 222 |
| 6.2 | 業務分野の規制緩和と農協事業 | 224 |
| | 参考文献 | 227 |
| | あとがき | 245 |
| | 附 表 | 249 |
| | 索 引 | 255 |

装幀・間村俊一

現代保険業の産業組織

——規制緩和と新しい競争——

第1章 保険業の産業組織研究

1 産業組織研究の必要性

1.1 注目される保険業

保険会社および保険業界は、いろいろな面で世間の注目を集めている。大都市ではもちろん、地方都市においても主要駅の駅前には、保険会社の巨大なビルが建てられていることは、ずっと以前から誰もが知っているとおりである。しかし、それだけに限らない。

昭和57年以降、一時払養老保険が爆発的にヒットしたのを始めとして、短期の満期保険金つき保険の販売が好調であった。というのは、所得水準の上昇により、国民の金利選好の高まりに歩調を合わせるように、保険会社が高利回りの、いわゆる「金融商品」として魅力的な新たな種類の保険を積極的に販売し始めたからである。

それとともに、保険会社は飛躍的に資金量を拡大させてきた。生命保険会社の全金融機関に占める資金シェアは5%台の時期が長く続いたが、平成6年末には13%台に上昇し、地方銀行や信託銀行を追抜き、都市銀行に匹敵する大きさにまで達している。いわゆる「ザ・セイホ」とか「生保パワー」あるいは「ジャパンマネー」の主役として、マスコミを賑わしている。

人口の高齢化が急速に進み、老後の問題が深刻になりつつある。年金の受給開始年齢の引き上げや、給付額の減額などが現実の問題になるにつれて、老後に対する自助努力としての個人年金保険の販売が急増している。また、核家族化等生活スタイルの変化とともに、老後の介護についても深刻になり、介護保険が注目されるようになった。

金融制度改革で、銀行と証券業に対する規制緩和が現実のプロセスになる

につれて、保険業の規制緩和も視野に入ってきた。保険審議会答申、法制懇談会の報告書等を受けて、保険業法の改訂が50年ぶりに行なわれた。

USTRの『1993年不公正貿易白書』では、金融サービス分野における対日記述の主力が保険に向けられている。日米包括経済協議では、個別ミクロ分野の1つに、保険業が取り上げられた。これらの事例からも容易に想像し得るように、日本の保険業は海外からも注目されている。

いわゆる「バブル経済」の崩壊によって、銀行不祥事や証券不祥事が発覚するとともに、不良債権の処理問題がマスコミを賑わしている。保険業界でも、保険不祥事は起きていないものの、近年になって経常赤字を計上する保険会社が出始め、いわゆる「保険危機」が叫ばれるようになった。(たとえば、『週刊ダイヤモンド』1995年8月5日号、『週刊東洋経済臨時増刊生命保険特集』1995年8月30日号を参照)

1.2 保険論と経済学

保険論ないし保険学は、古くから商学の一分野として、保険契約に係わる諸問題を活発に研究してきた。戦前の段階では、経済学以上に研究が進んでいたといっても過言ではない。最近では、経営学的な観点から、生命保険業を中心に生保経営についての研究が盛んになりつつある。しかし、それらは保険論独自の用語や概念で論じられていたため、保険論以外の分野の研究成果との比較や相互乗り入れが不可能であった。また、保険論では、記述的な研究が主流になっており、統計数値を用いて、現実の保険業の実態を客観的に考察する傾向が希薄であった。

経済学では、以前から金融機関の分析が行なわれてきたが、その主要な分析対象は銀行であり、証券や保険の分野への経済学の浸透は遅れていた。とりわけ、保険に関する分析が進展しなかった。アロー (Arrow, K.J.) は、不確実な世界における債券の機能によって、「条件付財」に関する理論モデルを展開した。(たとえば、アロー[1970]を参照) 保険は、保険事故が発生した時に、保険金を支払うという条件付で募集(販売)されるため、一種の「条件付財」である。その意味で、経済学からの保険への理論的アプローチ

は、アローから始まったとすることができる。その後、「不確実性の経済学」や「情報の経済学」において、保険の競争市場モデルの分析が行なわれるとともに、「道徳的危険」(モラル・ハザード)や「逆選択」(アドヴァース・セクション)に関する理論分析も盛んになった。この分野の基本的文献としてエーリック・ベッカー (Ehrlich, I. and G.S. Becker)[1972]とポーリー (Pauly, M.V.)[1974]がある。わが国での体系的な研究として、高尾[1991]を挙げることができる。(教科書的な紹介として、酒井[1982, 第11章], マッケナ (McKenna, C.J.)[1986, 第7章], 佐々木[1991, 第6章]がある)

さらに、カーター (Carter, R.L.)[1979], ボーク (Borch, K.H.)[1990], 須田[1963, 1980], 橘木 = 中馬[1993]では、経済理論を保険に応用する試みがなされてきた。(ディオヌヌ = ハリントン (Dionne, G. and S.E. Harrington)[1992]は、この分野のこれまでの主要文献を再録している。) これらの研究の一部分において、産業としての保険業の分析も行なわれてきたことは確かである。しかし、必ずしも十分なものではなかった。

要するに、保険業それ自体の重要性と注目度にもかかわらず、産業としての保険業の分析は不十分であった。保険業の分析が未発達なままで、したがって保険契約者ないし国民経済レベルからみた、望ましい保険業とは如何なる状態であるかが未確定なままで、保険規制の問題を論じているのが現在の状態であると言えよう。

1.3 本書の目的

本書の目的は、経済学とりわけ産業組織論の分析手法を使って、しかも、できる限り統計数値を用いて、保険業の分析を行なうことである。このような接近方法を採用することにより、これまでは経営学や法学からのアプローチが主流であった保険業に関する研究に、経済学からの接近による産業論としての保険業研究が可能になる。換言すれば、保険業に関して経済学の理論と実証分析に基づいた客観的な現状把握とともに、銀行等の他の金融機関と保険会社との係わり方を含めて、保険業の将来のあり方について、国民経済的レベルからの議論も行ない得るようになる。さらに、銀行を主な研究対象とし

た金融論等の保険論以外の研究成果との相互乗り入れも行なうことができる。

本書は、わが国の保険業が、(1)なぜ規制されてきたか、(2)いま、なぜ規制緩和が実施されつつあるのか、(3)その規制緩和策は、本当に消費者ないし契約者利益の向上に貢献するのか、(4)保険業における競争と規制の本来の係わり方は如何なるものなのか等を、体系的に理解することを目指している。これらの諸点については、第2部で扱う。しかし、上述のように、保険業に関する経済学からのアプローチが不十分である現状を踏まえて、第1部は、第2部のための準備的考察として位置付け、検討を加える。第1部において、保険業とは、どのような産業であるかを検討する。というのは、個別産業の産業組織を考察することは、各産業を分析する出発点になるだけでなく、当該産業に対する規制および、規制緩和のあるべき姿を検討する際に、有益な示唆を与えてくれると思われるからである。

なお、本書では、民間の生命保険会社と損害保険会社から構成される産業である保険業を議論の対象としている。これに簡易生命保険と各種組合共済を加えて、「広義の保険業」とみなすこともできるが、それらについては各々関連する部分について触れることにする。

産業組織論の分野では、教科書以外は、いずれの古典的な名著と呼ばれる書物も、特定の産業を分析対象に選んでいた。つまり、産業組織論はケーススタディが、その本来の研究スタイルであった。学問的関心という観点から言えば、本書が想定する読者は、保険論および、産業組織論の専門家である。しかし、昨今の金融自由化の進展と、それに伴う保険業における規制緩和の流れの中で、保険規制の当局者と保険業界人だけでなく、金融業に係わるあらゆる規制当局者、業界人が、広く金融仲介業としての保険業に関心を持つようになってきている。ところが、現在刊行されている保険論に関する教科書は、前述したように、保険契約論が中心であり、制度論および産業論としての側面が欠如している。本書は、金融自由化の流れに沿った保険業における制度改革を視野に入れながら、保険業に関するダイナミックな分析を行ない、保険論における新しいタイプの教科書としても使用し得ることを目指している。そのため、産業組織論および保険論を専攻する研究者以外の多くの人々にも

容易に理解されるように、平易に記述することに留意した。

2 保険業の産業組織研究：展望

2.1 保険業の市場構造と市場成果

産業組織論の分析手法を用いて、保険業を扱った最初の本格的研究は、おそらくヘンスリー (Hensley, R.J.) [1962]であろう。イギリスではクレイトン (Clayton, G.) [1971]、わが国では水島 [1967, 1976]がある。保険業の集中度分析としては、アメリカではカミンズ = デネンバーグ = シール (Cummins, J.D., H.S. Denenberg and W.C. Scheel) [1972]とフェッフアー = クロック (Pfeffer, I. and D.R. Klock) [1974, Ch. 15]がある。カミンズ = ウェスターフィールド (Cummins, J.D. and R. Westerfield) [1981]は、アメリカの私的年金の集中度を分析している。イギリスではリチャーズ = コールナット (Richards, K. and D. Colenutt) [1975]、ドイツではハックス (Hax, K.) [1971]、日本では谷山 [1980]と吉野 = 郭 = 沖田 [1994]がある。筒井 [1990]では、わが国の生命保険業における市場構造と市場成果との関連性が論じられている。

2.2 保険業の効率性分析

保険業を対象にした産業組織研究は、その大部分が効率性ないし費用構造に関する研究であった。ジョンストン = マーフィー (Johnston, J. and G. W. Murphy) [1957]が、生命保険業を対象に、そしてヘンスリー (Hensley, R. J.) [1958]が非生命保険業を対象にして、それぞれアメリカの保険業における規模の経済性に関する実証分析を行なったのが始まりである。その後、規模の経済性に関する研究から、範囲の経済性に関する研究に関心が移行してきた。この分野の研究については、巻末の附表1から附表4に簡潔にまとめた。これら一連の研究の発展過程で、ハーシュホーン = ジーハン (Hirshhorn, R. and R. Geehan) [1977]のように、保険業における企業規模の測定尺度に関する研究成果が得られるとともに、保険規制に関する政策的インプ

リケーションも得られたことは大きな成果であった。なお、保険業の規模の経済性を測定するために適者生存法 (survivor technique) を用いた研究に、ブレイアー=ヴォーゲル (Blair, R.D. and R.J. Vogel) [1978], アッペル=ワーラル=バトラー (Appel, D., J.D. Worrall and R.J. Butler) [1985], 井口 [1988] がある。

さらに最近では、技術的効率性ないし X 効率性の研究が盛んになっている。この種の研究に、カミンズ=ワイズ (Cummins, J.D. and M.A. Weiss) [1993], ユーイングート (Yuengert, A.M.) [1993], ガードナー=グレイス (Gardner, L.A. and M.F. Grace) [1993], リー (Lee, J-H) [1994], 中馬=橘木=高田 [1993] および、米山=宮下 [1995] がある。

保険業における効率性の研究として、以上の他に組織形態 (株式会社と相互会社) ないし、募集形態 (専属外務員, 乗合外務員, 代理店等) の違いによる効率性の比較分析が多数行なわれている。組織形態と効率性の関連性については、井口 [1993 a] の展望を参照されたい。アメリカでは、独立代理店か、あるいは特定の保険会社の専属代理店かといった、募集 (販売) 組織の違いが、保険会社の効率性にどのような影響を与えるかに関する実証研究が、損害保険業を主な研究対象にして多数存在する。ちなみに、ジョスコウ (Joskow, P.L.) [1973], イートガー (Etgar, M.) [1976], カミンズ=ヴァンデレー (Cummins, J.D. and J. VanDerhei) [1979], マーヴェル (Marvel, H.P.) [1982], ダーシー=ドハティー (D'Arcy, S.P. and N.A. Doherty) [1990], バーレス=ネルソン (Barrese, J. and J.M. Nelson) [1992], フラニガン=ウィンクラー=ジョンソン (Flanigan, G.B., D.T. Winkler and J. E. Johnson) [1993] がある。

2.3 保険業における政府規制分析

保険業における政府規制に関する研究の多くは、制度論的アプローチに基づくものであった。最近の代表的な研究として、マクドローウェル (McDowell, B.) [1989, 1994], コプキ=ランドール (Kopcke, R.W. and R. E. Randall) [1991] がある。経済学からの数少ない理論的・実証的研究に、

ムンク = スモールウッド (Munch, P. and D. Smallwood) [1981], フィンジンガー = ハモンド = タップ (Finsinger, J., E. Hammond and J. Tapp) [1985] および、メイヤー (Meier, K. J.) [1988] がある。これら以外の保険業における政府規制の効果に関する実証研究については、第10-1表を参照されたい。フィンジンガー = ポーリー (Finsinger, J. and M. V. Pauly) [1986] には、イギリス、アメリカ等7か国の保険業の政府規制に関する分析が、各章ごとに行なわれているが、残念ながら、日本についての分析は見当たらない。

2.4 保険業に関する統計データ・ソース

わが国の保険業を分析するために必要な統計データは、もちろん上場企業については、『有価証券報告書』をみれば入手できる。『有価証券報告書』から収集したデータを、簡易に利用可能にしたのが、日本経済新聞社『会社年鑑』とダイヤモンド社『会社要覧』(全上場会社版)である。非上場企業については、わずかなデータが、日本経済新聞社『会社総鑑』とダイヤモンド社『会社要覧』(非上場会社版)にある。大手生命保険会社は、相互会社であるため、非上場会社である。そのため、情報の開示が、上場会社に比べて遅れている。

保険業独自の統計データも多数公表されている。企業ごとのデータを収集する際に有益なのが、『インシュアランス生命保険統計号』と『インシュアランス損害保険統計号』である。大蔵財務協会『保険年鑑』、損害保険年鑑編集部『損害保険年鑑』、保険銀行日報社『損害保険白書』も便利である。大蔵省『銀行局金融年報』は、保険行政の動向を知るのに便利であるが、企業ごとのデータも完備している。この他に、『週刊東洋経済臨時増刊生命保険特集』も毎年発行されている。さらに、平成6年より、『週刊東洋経済臨時増刊リスクと損害保険』も発行され始めた。これらにも、付属資料として、企業ごとのデータが掲載されている。新日本保険新聞社『損保・全国課所別業容一覧』からは、損害保険会社各社の各支社・支店・支部・営業部の各課ごとの大まかなデータを収集できる。

戦前のデータについては、保険銀行時報社[1933]、玉木[1934]および、印

南[1966]にあるが、断片的である。戦後の古い時期については、昭和19年から昭和23年までの数字が、生命保険協会『昭和生命保険史料』（別巻1）業績統計にある。保険研究所の『生命保険戦後統計』と『損害保険戦後統計』は、それぞれ昭和22年度決算から昭和51年度決算までの企業ごとの数字を掲載している。

保険業の産業としてのデータは、大蔵省『財政金融統計月報』（保険特集）、生命保険文化センター『生命保険ファクトブック』、日本損害保険協会『ファクトブック、日本の損害保険』から入手できる。

国際比較のためのデータは、スイス再保険会社 *Sigma* の特集号や、生命保険文化研究所『主要国生命保険統計要覧』および、OECD, *Insurance Statistics Yearbook* から入手できる。

3 本書の構成

第1部では、保険とは何か。保険業とは、どのような産業であるのか、その産業組織を明らかにする。

第2章において、従来の「保険本質論」の議論からは、産業としての保険業を問題にする場合、必ずしも十分に参考になる見解が出てこないことを指摘した上で、ケインズ的な意味での貯蓄（現在の消費を減らして、将来のために貯える）の一形態としての保険の特性を、消費者の立場から明確にする。なぜ、消費者が保険に加入しようとするのか。貯蓄としての保険は、預貯金とどう違うのか。「保険本質論」では、保険とは何かについて、いわゆる「そもそも」論であった。本書では、現行の金融自由化の進展との係わりで、保険業を分析するために必要な範囲に止めて、保険の特性を考えるため、預貯金との違いに焦点を絞る。

第3章では、保険というサービスを市場に提供する事業者を保険事業者と呼び、保険事業者の全体像を捉えた上で、その中での保険会社の地位を明らかにする。それとともに、公保険と私保険（普通保険）の違いを明らかにし、保険業の範囲と規模についても検討する。

保険契約者からすれば、保険と預金とは基本には異なった要求を満たすものであるが、それを提供する企業の側からみると、保険会社も銀行等も、同様に金融仲介の業務を行なっている。第4章では、保険会社の業務内容（新保険開発業務、募集・販売業務、維持・継続業務）を検討するとともに、保険会社の国民経済的機能についても考える。

第5章と第6章では、産業組織論の分析手法にしたがって、生命保険業と損害保険業のそれぞれについて、市場構造、市場行動、市場成果を見ることによって、その産業組織を明らかにする。とりわけ、通説となっている主張、たとえば、日本生命や東京海上によるガリバー型寡占や、「護送船団行政」に基づくカルテル体質が、現在の保険業においても依然として継続されているか否か等を考察する。

第2部では、保険業における規制と規制緩和について、国民経済的観点から検討を加える。

第7章では、保険業に対する規制について、これまでの経緯を、保険業法の制定時にまで遡って検討し、なぜ保険業が規制されるようになったかを明らかにする。さらに、保険規制の現状と、その問題点について整理・検討する。

第8章では、銀行、証券における金融自由化と並行して進められてきた保険業に対する規制緩和の最近の動きについて整理する。

第9章においては、保険規制の基本的な考え方を整理する。保険会社の業務を考慮しながら、保険の募集・販売に関しては、原則として自由な市場競争に委ね、それ以後の維持・継続業務に関連する資金運用等については、従来の「護送船団行政」とは根本的に異なった新たな政府規制が必要であることを強調する。

第10章と第11章では、参入規制とともに、保険業に対する主要な規制である価格規制（料率規制）と業務分野規制について、詳細に検討する。第10章では、価格規制が保険契約者利益に及ぼした効果を測定し、もし自由化が行なわれた場合に、契約者利益がどの程度拡大するかを検討する。第11章では、業務分野規制が費用構造に与えた影響を検討し、業務分野の自

由化による費用節約効果を明らかにする。これらの章では、保険会社に対する規制とは異なった規制が実施されている農協共済を1つの例に取り上げ、それと保険会社とを比較する方法でもって、実証研究を進める。

第1部 産業としての保険業

第2章 保険とは何か

保険の語源は、ラテン語の“Ad Securus”であると言われている。これは、「保障を加える」という意味だそうである。(小学館『万有百科大事典, 12 経済・産業』1975年, p.542を参照) 保険とは何かに関して、古来多くの研究者が、数学、法律学、経済学、経営学等のそれぞれの立場から検討を加えてきたが、未だ決着がついていない。第2章では、保険の本質を論じた保険学説の検討から始める

1 保険の本質と保険学説

1.1 保険学説の林立

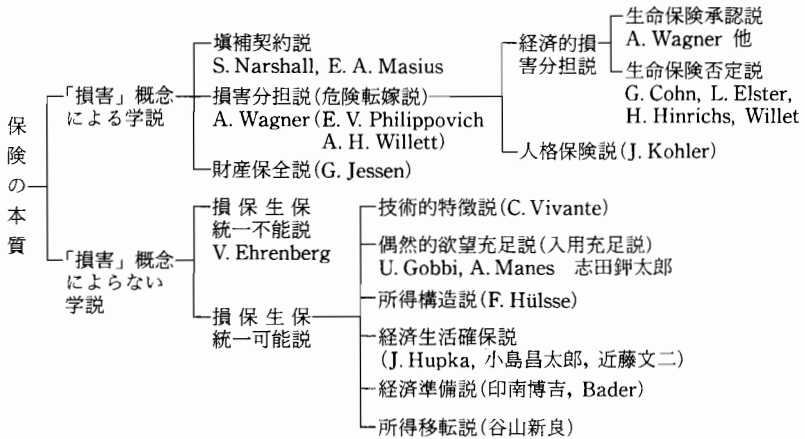
保険の定義ないし概念について、わが国では、ドイツの諸学説を基礎にしなが、志田鉦太郎、小島昌太郎、近藤文二、印南博吉等の諸氏によって、さまざまな保険本質論が展開されている¹⁾。最も新しい保険本質論は谷山新良氏の「所得移転説」である。第2-1図は、谷山[1983, p.20]による保険本質論の系譜図である²⁾。

これら諸学説は、「そもそも、保険とは……」といった数行の文章でもって、すべての種類の保険のあらゆる側面をカバーしようとしている。いわゆる「そもそも論」として、保険を定義しようとする試みであったと解釈して

1) 保険本質論については、志田[1924]、小島[1925,1943]、近藤[1935]、印南[1956,1957]、谷山[1983,1985]を参照。保険学説を紹介した研究に、箸方[1962]、白杉[1969]、大林[1971]、森[1972]、庭田=平井[1972 a]がある。さらに、最近の研究として、藤田[1990]と岡田豊基[1995]がある。

2) ドイツ保険学会では、1966年の保険学部会において、学会共通の統一概念として、入用充足説を採用している。この点については、大林[1968]で紹介されている。しかし、ドイツ以外の国では、統一した概念は存在しない。

第 2-1 図 保険本質論の系譜



出所) 谷山[1983, p.20] 第II-7図より採録。

いいだろう。このことは、たとえば次の文章に典型的に表現されている。

「保険とはなにか。それあるがゆえに保険と認められ、それを欠くがゆえに保険にあらずとされる要素、かかる保険にとって不可欠の因子を凝結させて抽出した場合、そのものを保険の本質とするのである。この保険の本質に基づいて、保険とはと規定して明示した場合、それを保険の定義という。保険の定義を整理して、それを理論的な明文とした場合、それを保険学説という。」(庭田 = 平井[1972 a, p.296])

第 2-1 図のように、保険の本質に関して、諸学説が林立するようになった理由の 1 つに、社会・経済の変化につれて保険も変化・発展してきたことがある。つまり、保険学説が「そもそも論」であったため、新種の保険が開発・販売されると、それを包括した新たな本質論が必要になったためである。たとえば、海上保険と火災保険だけの時代には、填補契約説や損害分担説で十分であった。しかし、損害保険に加えて、生命保険が出現し、とりわけ生存保険や年金保険が発売されるに及び、人格上の損害ないし精神的損害を用いた人格保険説が登場した。

保険学説が林立したもう 1 つの理由は、これら諸学説は、保険がもつ諸側

面のうち特定の側面にのみ着目し、そこから保険とは何かを明らかにしようとしたためであった。たとえば、保険の数理技術に着目した技術的特徴説や、保険を一種の貯蓄と考え、保険金を一種の所得と考える所得構造説（貯蓄説とも呼ばれる）、偶然の事象の発生から生じる経済的損失を充足するのが保険であるとする入用充足説等々である。もちろん、保険がもつ特性の1つを取り出し、そこから保険の本質を明確にすること自体は、手法として必ずしも間違いであるとは言えない。しかし、問題は、そのような方法から得られた考え方を「学説」と呼び、すべての保険について、保険とは何かを説明しようとする、いわゆる「そもそも論」を展開したことである。そのため、たとえば、技術的特徴説は、保険の目的や効用について何ら言及していないとか、入用充足説や経済生活確保説については、ミクロ的で個人の心理的立場からの説であるとか、所得構造説や経済準備説については、保険と保険以外の貯蓄手段とを区別し難いといった、他学説の「欠陥捜し」のような批判を中心とした論争が果てしなく繰り返されることになった。

保険学プロパーの研究者にとっては、保険の本質について自分自身の新学説を確立し、それを出発点として、保険論（とりわけ保険契約論）を展開することが、一人前の研究者であることの証明であったように思われる。特に、古いドイツやわが国において、そうであったようである。

しかし、「そもそも保険とは……」を論じる必要があるのであろうか。マーシャル (Marshall, A.) が言うように、「経済学は一面においては富の研究であるが、他の、より重要な側面においては人間の研究の一部なのである。」とすれば、保険に関して必ずしも「そもそも論」が必要であるとは思われない³⁾。たとえば、消費者が電気製品を購入するか、それとも保険に加入するかについて迷っているとしよう。その場合、電気製品と保険の違いを、難解な用語を使って、小難しく説明する必要性など誰も感じない。問題にすべきは、保険とそれに類似した財・サービスとの間に、どのような違いがあるのか、また、それとの関連で保険とは何かを明らかにするだけで十分であ

3) マーシャル[1890, p.1, 馬場訳 I, p.3]を参照。

る筈である。本書の目的である保険業における産業組織、政府規制、規制緩和を論じる場合も、同様である。保険の本質を明確にしようとする場合、「そもそも論」ではなく、その目的に沿った本質論を展開するだけで十分であると思われる⁴⁾。

この点については、本章第3節で考察することにする。ここでは、われわれ経済学を学ぶ者にとって比較的受け入れやすい経済準備説（印南[1956, 1957]）に従いながら、保険とは何かに関して、その要件と機能について、若干の考察を行なうことにする。

1.2 保険の要件と機能

「保険とは、一定の偶然事実に対する経済準備の社会的形態であって、多数の経済体が結合し、確率計算に基づいて公平な分担を行う経済施設である。」（印南[1956, p.402]）というのが、印南教授の保険経済準備説である。この定義に基づけば、保険には次の5つの要件が備わっていることが分かる。

- ・ 保険事故——偶然性を有する特定の事実を対象とすること
- ・ 保険金——この偶然の事実に基づく経済的必要に対する経済準備であること
- ・ 保険団体——多数の経済主体が参加する社会的な経済準備であること
- ・ 保険料——偶然事実の確率に基づく合理的かつ公平な負担が行なわれること
- ・ 経済施設（仕組み）であること

特定の事実の発生が偶然かどうかということは、発生自体が不確実な場合（たとえば、自動車事故、火災、病気）、発生することは確実であるが、いつ発生するかが不明の場合（たとえば、人の死亡）、および、どのような形態ないし規模で発生するかについて不確実である場合（たとえば、地震）とがある。偶然の事実のうち、その発生によって経済上の不利益を被る場合がある。保険は、そのような場合の偶然の支出に備えて金銭その他の経済財を準

4) 「そもそも論」としての保険本質論を展開することに否定的な見解としては、佐波[1961, p. 42~43]と水島[1993, p.1]が、代表例である。

備しておくことである。保険では、多数の契約者が参加することが必要であるが、それは次の2つの理由による。1つは、多数の加入者が分担することによって、負担が軽減され、経済準備としての保険の合理化・経済化が実現されることである。もう1つの理由は、「大数の法則」(the law of large numbers)の適用が可能になり、偶然事故も一定の確率で実現すると見做することができるようになるため、負担の公平化とともに、継続的な収支の適合を図りうることである⁵⁾。保険は多数の経済主体が参加し、継続的に保険料を払込むことが不可欠の要件である。経済施設としての保険は、偶然事故に対する持続的・継続的な準備でなければならない。

偶然事故の発生に伴う経済的不利益に備えることが、保険本来の機能であることは上述した通りである。それ以外にも、保険はいくつかの機能を有している。保険は、保険契約者自身の将来の経済上の不安を取り除くだけでなく、保険加入によって、他人にも安心感を与え、社会的信用を高めるのにも役立つ。たとえば、対外取引における海上保険や自動車の賠償責任保険などがそうである。保険のもう1つの付随的機能は、危険防止機能である。周知のように、自動車保険の保険料には、無事故割引がある。また、火災保険等においては、建築構造や防災設備の設置状況の違いによって、保険料が異なる。たとえば、工場などでは、保険料を低く押さえるために、防災設備を充実させるケースが目立つ。

2 貯蓄の一形態としての保険

2.1 危険対策の有力な手段としての保険

前節で述べたように、ドイツでは保険本質論に言及した保険学説が、多くの保険学者によって活発に論じられてきたのに対し、英語圏の国々では危険(リスク:risk)と危険対策(リスク・マネジメント:risk management)と

5) 「大数の法則」とは、独立した試行を多数回反復して行なった場合に得られる標本平均は、母集団平均に近似した値になる、という法則である。(芝祐順他編『統計用語辞典』新曜社、1984年、p.154～155を参照)

いう2つの概念との関連でもって、保険を定義する方法が採られてきた。つまり、不確実性 (uncertainty) に起因したマイナスの結果 (経済的損失) が危険であり、保険は、このような危険に対する対策として有力な手段である、とする考え方である⁶⁾。

経済学では、本書の第1章でも述べたように、不確実性が存在する場合、保険の概念を理論モデルに持ち込むことによって、理論化する手法が盛んに行なわれてきた。しかし、経済学とりわけ、ケインズ経済学においては、経済主体は受取った所得 (厳密に言えば、可処分所得) を、そのうちのどれだけを消費に回すかを考え、残りを貯蓄すると論じられる⁷⁾。この議論においては、現在の消費を犠牲にして、将来の消費のために貯えられた所得の部分が貯蓄と呼ばれる。得られた所得のうち、どれだけの割合を消費し、どれだけを貯蓄するかは、個人の時間選好率の高低に依存して決まる。現在の消費を高く評価する人は、つまり時間選好率が高い人は、より多くの消費をするため、貯蓄率は低くなる傾向がある。逆に、将来の消費を高く評価する人、つまり時間選好率が低い人は、より多く貯蓄し、貯蓄率は高くなる。

ケインズ (Keynes, J.M.) は、貯蓄の主要な動機または目的として、次の8項目を挙げている。(ケインズ[1936, 第9章])

- (1)予備：不測の偶発時に備えるための準備。
- (2)深慮：所得と、個人またはその家族の必要との関係が、将来において現在と異なることが予想されるため、それに備えようとする。たとえば、老後、家族の教育、係累の扶助など。
- (3)打算：利子および価値増殖の企図。現在の少額の消費より、将来の大きな消費を選好するため。
- (4)向上：支出逡増の享楽。漸次向上していく生活水準を実現するため。

6) 英米の比較的最近における保険論の教科書であるメーア (Mehr, R.I.) [1986]、ハンセル (Hansell, D.S.) [1987]、およびドーフマン (Dorfman, M.S.) [1987]でも、このような手法でもって、保険論を展開している。

7) ケインズ[1936, 第2編, 第6, 7章]を参照。ケインズでは、「何びとも貯蓄が所得のうち消費に対する支出を超過する部分を意味するものであるということについては意見が一致している。」(ケインズ[1936, p.61, 塩野谷訳, p.71])と書かれている。

- (5)独立：独立の意識と実行力獲得の企図。
- (6)企業：投機的または営業上の計画実行のための運用資金確保。
- (7)自尊：財産遺贈の企図。
- (8)貪欲：純粹の吝嗇^{りんしよく}。

このように、ケインズは貯蓄動機ないし貯蓄目的を列挙しているが、どのような手段を通じて貯蓄するかについては、何ら明らかにしていない。本書にとっての問題点は、危険対策として有力な手段である保険が、上述の区分で言えば、消費に相当するののか、それとも貯蓄なのかである。

もし、契約者が、保険に加入ないし、保険を購入することが、単に保険証券という紙片の購入に過ぎないのなら、保険は消費であると見做すべきであろう。しかし、契約者は、保険証券を手に入れるだけの目的で、保険に加入しないことは明白である。保険証券に記載された保障を将来のある時点で、保険会社から提供されることを目的に、保険に加入している筈である。つまり、保険に加入することは、上述したケインズの貯蓄動機のうち、「(1)予備：不測の偶発時に備えるための準備」に基づく貯蓄に他ならない。保険に加入する際、保険金をいくらにするかは、部分的に時間選好率に依存しており、個人間で異なる。この意味では、保険の本質は、第2-1図にある所得構造説（貯蓄説）が妥当するように思われる。保険学界では、貯蓄説に賛同する研究者は、ほぼ皆無である⁸⁾。貯蓄説に対する従来の批判は、貯蓄や所得の概念が不明確だとか、損害保険には妥当しないといった点に集中している。しかし、貯蓄や所得の概念は、経済学では自明である。改めて、定義し直す必要はない。上述の通り、貯蓄を将来の消費のための貯えであると考えれば、損害保険に加入することも、立派な貯蓄である。貯蓄説に対する従来からの批判は、適切なものではないが、われわれとしては、次の点で貯蓄説は受け入れられない。つまり、貯蓄説においては、保険は、国民経済的機能に着目すれば、貯蓄（「共同の貯蓄」と表現されている）であるが、個人的にみれば貯蓄でない、とする点である。保険は、危険対策の有力な手段であり、個

8) 谷山新良氏は、谷山[1962]では、貯蓄説を採用していたが、第2-1図のように、後に所得移転説に変更している。

人的にみても、貯蓄の一形態である、と考えるべきである⁹⁾。

2.2 政府統計にみる貯蓄としての保険

総務庁は、貯蓄を「郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券（金融機関への貯蓄）と社内預金等の金融機関外への貯蓄の合計」と定義している。（総務庁統計局『貯蓄動向調査報告』を参照）生命保険と積立型損害保険については、加入してからの支払保険料の総額が貯蓄現在高と見做されている。損害保険についてのみ、積立型だけを考慮し、掛捨て型を排除しているのは、本書で用いている貯蓄概念とは一致しない。たとえ満期保険金がない掛捨て型保険であっても、契約者は、将来に保険事故が発生した場合には、保険金が支払われると思うからこそ、保険に加入したはずである。将来の不測の事態に備えるという意味からは、掛捨て型保険についても、積立型と同様に、貯蓄として考えるべきである。生命保険の場合も、あまり一般的ではないが、掛捨て型の保険があるが、これについては総務庁の統計では、何ら言及されていない。多分、金額が僅かであるため、積立型に含めて取扱ったのであろうと推測される。保険に関して、総務庁の統計で問題になる他の1点は、積立型の保険であっても、支払った保険料総額に相当する金額の保険金が、将来戻ってくるのではないということである。契約者が支払う保険料の中には、保険会社の事業費を賄う付加保険料が含まれている。付加保険料は、将来の保険金支払とは無縁である。支払われた保険料総額を貯蓄額と見做すことは、貯蓄の過大評価につながる。

第2-1表のように、貯蓄残高の約4分の1が保険で占められている。しかも、その構成比が徐々に高まる傾向にある。上述のように、損害保険に積立型の保険しか含まれていないため、掛捨て型保険の保険料を考慮するとともに、組合共済も広い意味での保険であるとすれば、その数値も考慮に入れれば、貯蓄残高に占める保険のシェアは、多分3分の1を軽く超えると予測し得る。

9) 橋木=下野[1988, 1994], 堤[1989], 橋木[1994, 第1章]では保険を「契約的・義務的貯蓄」と呼び、一種の「強制貯蓄」として、とらえている。

第2-1表 貯蓄の手段別構成比の推移

(単位：%)

| 項 目 | 勤 労 者 世 帯 | | | | | 全 世 帯 | | | | |
|---------------|-----------|-------|-------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成 元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 平成 元年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 |
| 貯 蓄 現 在 高 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 金 融 機 関 | 95.3 | 96.1 | 95.9 | 95.3 | 95.7 | 97.3 | 97.6 | 97.5 | 97.0 | 97.0 |
| 通 貨 性 預 貯 金 | 7.1 | 7.2 | 6.5 | 6.5 | 6.8 | 6.8 | 7.1 | 6.4 | 6.4 | 6.8 |
| 定 期 性 預 貯 金 | 37.1 | 42.2 | 44.5 | 46.4 | 45.0 | 38.1 | 42.4 | 45.6 | 47.8 | 47.0 |
| 金投資口座・金貯蓄口座 | … | … | 0.4 | 0.3 | 0.2 | … | … | 0.4 | 0.3 | 0.1 |
| 生 命 保 険 な ど | 27.9 | 28.0 | 27.8 | 28.7 | 29.8 | 23.8 | 24.9 | 24.4 | 25.0 | 27.3 |
| 簡 易 保 険 | 6.7 | 7.2 | 7.4 | 7.6 | 8.7 | 6.8 | 7.4 | 7.6 | 7.8 | 8.8 |
| 生 命 保 険 会 社 | 19.5 | 19.0 | 18.5 | 19.3 | 19.3 | 15.4 | 15.6 | 15.1 | 15.6 | 16.5 |
| 損 害 保 険 会 社 | 1.7 | 1.8 | 1.9 | 1.9 | 1.9 | 1.6 | 1.9 | 1.6 | 1.7 | 1.9 |
| 有 価 証 券 | 23.2 | 18.7 | 16.7 | 13.3 | 13.9 | 28.6 | 23.3 | 20.7 | 17.5 | 15.8 |
| 株 式 投 資 信 託 | 13.0 | 9.5 | 7.2 | 6.1 | 6.5 | 17.8 | 13.5 | 10.9 | 8.7 | 7.6 |
| 債 券 | 2.1 | 1.9 | 1.9 | 1.6 | 1.5 | 2.9 | 2.7 | 2.4 | 2.3 | 2.1 |
| 株 式 投 資 信 託 | 3.2 | 2.1 | 1.6 | 1.1 | 1.2 | 3.4 | 1.9 | 1.6 | 1.2 | 1.3 |
| 公 社 債 投 資 信 託 | 1.4 | 1.4 | 1.3 | 1.2 | 1.4 | 1.1 | 1.2 | 1.1 | 1.2 | 1.2 |
| 貸付信託・金銭信託 | 3.5 | 3.8 | 4.6 | 3.4 | 3.4 | 3.4 | 4.1 | 4.8 | 4.1 | 3.6 |
| 金 融 機 関 外 | 4.7 | 3.9 | 4.1 | 4.7 | 4.3 | 2.7 | 2.4 | 2.5 | 3.0 | 3.0 |

注：1) 各年12月31日現在。

2) 平成3年から貯蓄に金投資口座・金貯蓄口座を含む。

出所) 総務庁統計局「平成5年貯蓄動向調査報告」p.23, 表I-4より採録。

3 保険の特性

3.1 保険と預金の違い

保険とは何かについて、「そもそも論」を展開する必要性はない、というのが既に述べたように、本書の基本的な立場である。保険業の産業組織、政府規制および、規制緩和といった、本書が検討しようとする対象ないし目的に沿った方向で、保険の特性を明らかにすることが、第3節の目的である。ここでは、消費者がなぜ保険に加入するのかという観点から、保険の特性を論じることにする。というのは、政府による産業規制の最終的な目的は、言うまでもなく消費者利益の保護である。したがって、保険の特性を説明する場合にも、消費者が保険に加入する動機から出発するのが、最も適切かつ簡潔であると考えられるためである。

前節の第2-1表をみると、いわゆるバブル経済崩壊後は、貯蓄の約半分が、定期性預貯金の形態で保有されていることが分かる。次に多いのが、保険である。このように、消費者が現在の消費を抑えて貯蓄しようとする場合、その1つの手段として、なぜ保険に加入するのか、換言すれば、流動性の高い預貯金にどの程度の資金を割当て、保険には幾ら支払うかを決めるに際して、消費者は保険をどのように見ているのだろうか。このように考えると、保険の特性を論じる場合、預金（ないし預貯金）と保険の違いを明らかにしながら、議論を進めるのが有益であると思われる。第1節で述べたように、経済学を学ぶ者にとっては、数多い保険本質論の中でも、経済準備説が最も受け入れやすい学説である。しかし、経済準備説に対する従来からの批判の1つが、この学説では保険とそれ以外の貯蓄手段を区別しにくい、という点であった。以下で考察する保険と預金の違いは、このような批判を考慮に入れながら、議論が展開される。

保険に加入しなければ、たとえば自己所有の住宅に住んでいる人は、もし火災などで住宅が焼失するのを心配するなら、住宅を再建する資金を、常時貯えておかなければならない。また、世帯主である自分が死んだ場合に、残された家族の生活が心配な人は、家族の生涯にわたる生活費を貯蓄しておく必要に迫られる。しかし、そのためには多額の資金が必要になる。それに対して、もし保険に加入すれば、僅かな保険料を支払うことによって、大きな保障が与えられる。保険とは、「小さな資金で、大きな保障」を約束する制度であると言える。しかし、この制度は少数の人たちが加入するだけでは成り立たない。「大数の法則」が適用可能になり、偶然に発生する事故が一定の確率で実現するとみなすことができるまで、多数の加入者が必要である。つまり、不特定多数の加入者がリスクを分担することによって、加入者各自は「小さな資金で、大きな保障」を確保できることになる。消費者からみれば、保険とは「外部経済効果」を内部化する社会的制度である。

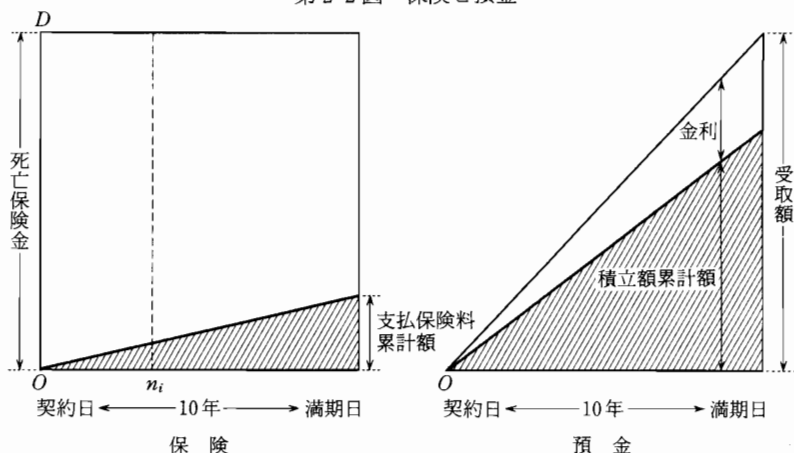
マーシャル[1890, 第4編, 第9章～第13章]は、産業の規模が拡大することによって、その産業内のすべての企業の生産効率が高まることを、外部経済 (external economies) と呼び、各企業自身の規模拡大に伴う生産効率の

高まり（内部経済=internal economies）と区別した。この議論を保険に適用すると次のようになるであろう。つまり、マーシャルが言うような産業規模の拡大とは、「大数の法則」が当てはまるまで、多数の保険加入者が集まることに対応する。そして、産業規模の拡大につれて、企業の生産効率が高まるということは、不特定多数の保険加入者が互いにリスクを分担することによって、加入者自身は少額の保険料を支払うだけで、将来的に大きな保障を手に入れることが可能になる、と言い換えることができるであろう。この意味では、民間保険会社が提供する生命保険、損害保険も、公的医療保険である健康保険等の社会保険も、何ら変わりがない。もちろん、農業信用保険、森林保険、輸出保険など、産業の保護・育成のための産業保険も、同様の性質の保険であると言える¹⁰⁾。

消費者は、「外部経済効果」の大きさと保険料負担能力とを比較考量することによって、保険に加入するか否かを決定する。このような消費者の行動は、保険の基本的な機能を保険の対象となる事故に対する保障であるとみなすことから生じている。第2-2図を用いながら、保険の特性を、預金との比較で考えることにする。ここでは、生命保険を例にとり、10年満期の月払死亡保険の場合を扱っている。（この場合、保険期間を10年に限定し、その期間内に被保険者が死亡した場合にのみ、保険金が支払われる定期保険を想定している。死亡保険には、保険期間を限定せず、被保険者がいつ死亡しても、保険金が支払われる終身保険もある。）支払保険料累積額は、時の経過とともに一様に増加していく。しかし、保険の場合、10年間のすべての保険期間にわたって、死亡保険金額は契約額で一定のままである。被保険者が契約期間内なら、いつ死亡しても（第2-2図では、たとえば n_t 時点）、死亡保険金（ D ）が支払われる。もし、保険期間内に死亡しなければ、保険金は支給されない。つまり、掛捨てとなるが、その分だけ少ない保険料で高額な死亡保障が得られる。損害保険の場合は、保険期間の長さ、保険事故の対象

10) ただし、社会保険や産業保険は、政府による何らかの政策的意図に基づいて設けられ、かつ財政的に支援されているという点で、民間保険会社が提供する保険とは、異なった性格を備えている。この点については、第3章で検討する。

第2-2図 保険と預金



ないし保険事故の発生事由が異なるだけで、原理は生命保険と同じである。ただし、最近では、損害保険でも、短期の保険だけでなく、長期の保険が普及し、保険期間の面では、生損保間の差異は小さくなりつつある。

他方、預金についてはどうであろうか。月払保険と対応させるため、非現実的であるが、10年満期の月払積立預金を想定しよう。預金の場合、積立たれた金額について金利が上乘せされ、受取額は時の経過とともに増大していく。この2つの図から分かるように、「保険は四角、預金は三角」というのが、預金との違いを念頭に置きながら、業界人が保険の特性を説明する場合の一般的な表現である。つまり、保険の場合は、保険に加入した時点から、契約に明記された一定額の大きな保障が約束されている。この点が、預金と比較して、保険の大きな特性になっている。保険が「四角」になるためには、「大数の法則」が作用する程度まで、加入者が多数必要であるが、「三角」の預金は、預金者が1人であっても、原理的には成立する。マーネス (Manes, A.) [1930, ss. 2~3] は、保険を言い表わす言葉として、「1人は万人のために、万人は1人のために」(Einer für Alle, Alle für Einen.) という表現を用いた。つまり、保険は1人では成立しない制度である。しかも、個々の

保険加入者が意識していないとしても、保険は制度として、加入者間の相互扶助の精神を基礎にして成り立っている。であるからこそ、保険業には、他産業には認められない相互会社という組織形態が存在するのである。

3.2 生命保険・損害保険の特徴

本書における研究対象である生命保険および、損害保険は、もちろん上述した保険の一般的特性を備えているが、さらに、次のような特徴も併せもっている。生命保険の場合、保険期間が30年や40年といった長期の保険契約が一般的であった。最近では、終身保険が消費者に好まれている。損害保険の場合も、積立式の保険販売とともに、保険期間が長期化している。このように、他の財・サービスの取引と比べて、保険の際立った特徴は、(1)市場で売買が行なわれてから、その取引が終了するまでの有効期間が非常に長期であること、(2)長期にわたる取引期間のうち、市場にあらわれるのは売買時だけであること、の2点である。

近代保険においては、変額保険以外の大部分の保険では、前払い確定保険料主義が採用されている。契約者が保険料を支払う時点と、その対価として将来の保険金支払い等の保険サービスを受ける時点では、通例数十年のギャップがある。市場において、保険が取引される時点では、保険会社にとって、将来の保険金支払い等の費用が確定していない。その時点で、契約者は、保険会社の事前の予測にしたがって、保険料を前払いする。保険会社は、保険料を前受する対価として、将来の保障供与を約束する。したがって、保障供与および、それに関連した金銭は事後的に、保険会社から契約者へ支出される¹¹⁾。しかも、保険取引が市場に現われるのは、売買時だけである。そのため、契約者にとって、それ以降の数十年の間に約束どおりの保障が供与されるか否かは、保険会社の行動いかにかかっている。つまり、「外部経済効果」を期待して、消費者が保険に加入しても、それが内部化されるのは、加入してから数十年後というケースが大部分であるということである。それ

11) このような保険の特性は、「価値循環の転倒性」(水島[1993, p.18])あるいは、「原価未確定性と将来債務性」(鴻[1986, p.2])と呼ばれている。

に加えて、「外部経済効果」が内部化されるか否かは、保険会社の行動に100%依存しているということである。

もちろん、このような特徴は、保険に限らず、預金や証券取引にも、ある程度は当てはまる。しかし、市場で一度取引が行なわれれば、その契約の有効期間が30年、40年ないし、それ以上の長期にわたる保険の場合には、上述の性質が、他の財・サービスよりも極めて重要である。

保険会社が、現実販売する保険は、掛捨ての死亡保険だけではない。生命保険会社の場合、上述した死亡保険以外にも、年金という名称で、保険期間に被保険者が生存している場合のみ、満期保険金を支払う生存保険の販売を行なっている。この保険では、保険期間内に被保険者が死亡した場合は、保険金は支払われず、保険料は掛捨てになる。さらに、保険期間内に死亡すれば死亡保険金を、もし死亡しなければ、保険期間終了時に満期保険金を支払う生死混合保険（わが国では、養老保険の名前で販売されている）を販売している。この保険は、掛捨てになることはない。損害保険会社の場合も、ほぼ同様である。これらの保険は、保障を提供する機能だけでなく、部分的に預金と同様の機能をも兼ね備えている。貯蓄好きといった日本人の国民性に加えて、明治以来の政府の貯蓄奨励策も影響していると思われる。「経済大国」になるにつれて、家計で余裕の生じた資金を高利で運用しようとする気運もある。さらに、長寿化に対応して、老後に対して備える動機も加わっている。これら消費者側の意向とともに、資金量を拡大したい保険会社の要求も加わって、いわゆる「金融商品」としての保険の機能が注目されるようになってきた。

4 保険の分類

家計や企業の経済活動が複雑化および多様化し、保険に対するニーズが多様になるにつれて、新種の保険が開発され、保険の種類が広範囲にわたるようになってきた。その結果、現在では、家計および企業の経済活動に、多種多様な保険が、さまざまな角度から関わっている。本節では、幾つかの基準

にしたがって、保険を分類しておくことにする¹²⁾。以下で示す分類は、あくまで概念上の分類である。そのため、現実には分類が不可能な保険も幾つかある。

- A わが国の商法による分類 { 生命保険
損害保険
- B 偶然事実による分類
- ・ 偶然事実の形態による分類 { 生命保険
火災保険
海上保険他
 - ・ 偶然事実が発生する対象による分類 { 人保険
財保険
 - ・ 偶然事実が単一か複数かによる分類 { 単一保険
複合保険
- C 経済準備による分類
- ・ 保険金給付による分類 { 定額保険
損害保険（非定額保険）
 - ・ 保険料の負担者による分類 { 企業保険
家計保険
 - ・ 加入の任意性による分類 { 任意保険
強制保険
- D 多数経済主体の結合による分類
- ・ 被保険者の特定化による分類 { 個別保険（個人保険）
団体保険
 - ・ 経営主体による分類 { 民営・私営保険
公営・国営保険

12) 主として、印南[1957]にしたがって分類した。

- ・政策的要素の付加による分類
 - 私保険（普通保険）
 - 公保険
 - 社会保険
 - 産業振興保険
 - 公共福祉関連保険

E 経済施設による分類

- ・保険危険の分担関係による分類
 - 元受保険
 - 再保険
- ・保険経営の動機による分類
 - 営利保険
 - 非営利保険

F 保険技術による分類

- ・保険期間の長短による分類
 - 長期保険
 - 短期保険
- ・保険料の性格による分類
 - 掛捨て型保険
 - 積立型保険

日本の商法は、保険を生命保険と損害保険に分類し、それぞれ次のように規定している。

生命保険 生命保険契約ハ当事者ノ一方カ相手方又ハ第三者ノ生死ニ関シ一定ノ金額ヲ支払フヘキコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス。（商法第 673 条）

損害保険 損害保険契約ハ当事者ノ一方カ偶然ナル一定ノ事故ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ヲ填補スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス。（商法第 629 条）

商法における、この分類は理論的には、多くの問題を含んでいる。他の分類を概観してから、わが国商法における生損保二分法の問題点を指摘することにする。

保険事故（偶然事実）そのものが何であるかによって、生命保険、火災保険、海上保険、自動車保険、信用保険、運送保険、盗難保険等々の分類が可能になる。偶然事実が発生する対象によって、人保険と財保険に区分される。

人保険のうち最も重要な保険が生命保険であるが、その他に失業保険、疾病保険、傷害保険等がある。保険要件の1つである偶然性を有する特定の事実は、単一であるとは限らない。たとえば、自動車保険は、車両・傷害・責任賠償（さらには盗難）保険を包括した複合保険として加入されるケースが一般的である。

定額保険とは、生命保険の死亡保障のように、保険証券に記載された保険金額どおり保険金が支払われる保険である。他方、損害保険とは、火災保険のように、発生した偶然事実の損害額を最高限度として保険金が算出される保険である。上述した分類基準Aのわが国の商法における損害保険とは、この意味の保険である。企業保険は企業経営上の必要性から、家計保険は家計の維持の必要上、契約された保険である。保険加入が任意か強制かによって、任意保険と強制保険に区分される。

保険者が被保険者を選択する場合、個別に行なえば個別保険（個人保険）であり、多数の主体を一括して保険の対象とすれば団体保険である。経営主体が私企業か否かによって、民営保険と公営保険に区分される。さらに、政策的要素が付加された保険が公保険であり、これは社会保険と産業振興保険および公共福祉関連保険からなる。政策的要素が付加されていない保険は私保険（普通保険）と呼ばれる。

保険者が、保険契約者と最初に直接契約した保険が、元受保険ないし原保険であり、元受保険者が他の保険者（再保険者）に、保険契約上の責任の一部を引受けさせる保険が再保険である。保険経営が収益獲得を目指している場合、その保険は営利保険であり、収益以外が目的なら非営利保険である。保険技術上の分類で、保険に加入する期間の違いから、長期保険と短期保険の区分が可能になる。保険料が単なる掛捨てか、それとも満期保険金が戻ってくる積立型であるかによって、掛捨て型保険と積立型保険に分類される。

以上のような分類にしたがえば、わが国の商法における生命保険とは、人保険であり、定額保険である。他方、損害保険とは、財保険で損害保険（非定額保険）であると言える。このように、わが国商法では、異なった2つの基準を複合することによって、生命保険と損害保険の二分法を採用してい

商法の二分法によれば、人の生死によって生じる損害を填補する保険（人保険で非定額保険）および、偶然な一定事故に関して一定額の保険金を支払う保険（財保険で定額保険）は、ともに生命保険にも、損害保険にも属さないことになる。現実には、保険期間の満期時点で、一定額の満期保険金が戻ってくる積立型損害保険は、わが国商法の概念では、損害保険ではない、ということになる。また、傷害保険や疾病保険が、生命保険に属するのか、あるいは損害保険に属するのかについては、長年にわたって論争が繰り広げられてきたのは、周知のとおりである。この原因は、やはり、わが国商法における生損保二分法にある。現実には、これらを「第3分野」の保険と呼んで、安易な解決法を採用している。約50年ぶりの保険業法改訂で、「第3分野」の保険は、生損保会社とも本体での相互乗り入れが可能になった。商法の生損保二分法は、ますます曖昧なものになった。

第3章 保険事業者の全体像と保険業

前章第4節で示した保険の諸分類のうち、「政策的要素の付加による分類」を用いることによって、わが国の保険事業者の全体像を明らかにするとともに、その議論を通じて、保険業の範囲を特定化するのが、第3章の目的である。というのは、本書の研究対象である保険業における産業組織、政府規制および、その緩和について考察しようとする場合、保険業はいかなる事業者から構成されているのか、保険業に属する事業者は、保険業を取り巻く、いわゆる「隣接業界」の事業者と、どのように違っているのか、を明らかにしておくことが、準備作業として重要であると思われるからである。また、保険業における望ましい産業組織ないし、産業としての保険業の将来のあり方を模索する際、「隣接業界」における、その時々状況が、保険業のあるべき姿と深く関わっていると思われる。そのため、保険業からみた場合の「隣接業界」として、どのような産業が存在しているのか、を検討しておくことも重要である。まず、公保険からみていくことにしよう。

1 公保険における保険事業者

1.1 公保険における保険事業者の範囲

公保険における事業者を、主として植草[1983]に基づいて、政府の特別会計事業、特殊法人および、認可法人等の中から選んだ¹⁾。政府の特別会計事業のうち、以前は「五現業」だけが政府現業と見做されていたが、新

1) 参考にした資料は、植草[1983]の他に、松原[1995]、国民経済計算調査会議『国民経済計算調査会議報告』(昭和52年11月30日)、総務庁行政管理局『特殊法人総覧』、大蔵省銀行局『銀行局金融年報』、農林水産省『農林水産省年報』、日本農業年鑑刊行会『日本農業年鑑』、厚生統計協会『厚生指針』、臨時増刊、保険と年金の動向』、労働省『労働行政要覧』である。

SNA（新国民経済計算体系）では、「五現業」以外に13特別会計を新たに政府現業と見做し、次の合計18特別会計が政府現業としての公企業に分類されるようになった²⁾。

- ・造幣局，印刷局，国有林野事業，アルコール専売事業，郵政事業
- ・郵便貯金
- ・資金運用部，産業投資，都市開発資金融通
- ・簡易生命保険及び郵便年金³⁾，地震再保険，農業共済再保険，自動車損害賠償責任再保険，漁船再保険及び漁業共済保険，森林保険，輸出保険⁴⁾，機械類信用保険⁵⁾
- ・食料管理

政府現業の特徴は，(1)政府の特定省庁の部局事業である，(2)独立採算性を経営原則として運営されている，(3)一般会計から独立して，特別会計に指定されている，の3点である。これら政府現業は，民間部門では実施しにくい事業を行なうために設立された政府直営の公企業である。これらのうち，約半数の特別会計は，その事業の全部ないし少なくとも一部で，保険事業を営んでいる。新SNAでは，政府現業に分類されなかった特別会計においても，そのうちの幾つかでは，一般政府活動の一環として保険事業を営んでいる。

特殊法人とは，広義においては，特別の法律に基づいて限定数設けられた法人であり，それぞれ政府にとって必要な特定の業務を営んでいる。狭義においては，それらのうち，「総務庁設置法」に基づいて，総務庁が新設，目的の変更，その他法律の定める制度の改廃などについて，審査対象としている法人をさしている。狭義の特殊法人には，公団，事業団，公庫，特殊銀行・金庫，営団，特殊会社，基金および，その他の特殊法人が含まれる。本

2) 国民経済計算調査会議『国民経済計算調査会議報告』（昭和52年11月30日），p.175～178を参照。

3) 平成3年4月より，簡易生命保険特別会計に名称が変更される。

4) 昭和62年4月より，貿易保険特別会計に名称が変更される。

5) 昭和59年10月より，中小企業信用保険公庫に業務が継承され，廃止される。

章では、狭義の意味で、特殊法人を考えている。総務庁行政管理局『特殊法人総覧、平成7年版』によれば、平成7年3月31日現在で、狭義の特殊法人数は、92法人に達している。

認可法人とは、特別法をもたないが政府特別認可の法人のことである。しかし、本章では、総務庁の審査対象にならない特殊法人も認可法人に含めた。一般政府活動および、政府の特別会計事業は、もちろん完全な政府所有・政府経営の事業であるが、特殊法人や認可法人には、政府が100%出資した法人だけでなく、いわゆる「半官半民」の法人や、純粋な私有法人も含まれている。しかし、いずれの法人もすべて、その意思決定に政府が深く関与し、その経営は政府のコントロール下におかれている。したがって、公保険における保険事業者は、政府自身といわゆる「公企業」および、私有の「公益企業」であるといっていだらう⁶⁾。

1.2 公保険における保険事業者の分類

公保険を、それに付加された政策目的の違いに基づいて、社会保険、産業振興保険および、公共福祉関連保険に区分した⁷⁾。社会保険とは、保険の原理と技術を用いて、社会政策の諸目的を実現する経済的仕組みであると考えていだらう。その主目的は、生活の貧困化を防止することであった。産業振興保険は、各種産業の保護・育成のため、保険の原理と技術を利用した経済的仕組みである。公共福祉関連保険は、公共福祉政策を実現するための保険である。公保険には、全国を活動範囲にしている事業者だけを取り上げても、次のような事業者が現存する。(ここでは、出来るかぎり多くの事業者をリストアップすることを心掛けた。しかし、多分漏れ落ちている事業者が、少なからず存在すると思われる。また、特定の地域を対象に事業活動を展開している事業者も、もちろん存在するが、それらについては省略した。)

6) 政府現業、特殊法人に関する一般的説明については、一瀬他[1982]を参照。

7) この分類は、真屋[1977]に従っている。なお、真屋[1977]では、「産業保険」という用語が用いられているが、本書では「産業振興保険」と呼び替えた。各産業の保護・育成を目的とした保険であるため、「産業保護・育成保険」という呼名が最も適当かも知れないが、一般的呼び方として、本書では「産業振興保険」とした。類似した分類は、広海[1985、第2章]にもある。

A 社会保険

• 一般政府

厚生保険特別会計（健康保険，日雇労働者健康保険，厚生年金保険，
児童手当）

船員保険特別会計（疾病，失業，年金）

国民年金特別会計

労働保険特別会計（労災補償，雇用保険）

• 特殊法人

中小企業事業団（雇用保険，老齢給付）

中小企業退職金共済事業団

建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合

農林漁業団体職員共済組合（長期年金）

私立学校教職員共済組合（短期，長期給付）

消防団員等公務災害補償等共済基金（災害補償，退職報償金）

農業者年金基金（農業者の公的年金）

社会福祉・医療事業団（社会福祉施設職員等の退職手当の共済制
度）

• 認可法人

各種共済組合（国家公務員等共済組合連合会，各省庁の共済組合，
公立学校共済組合，日本たばこ産業共済組合，地方
公務員共済組合，地方職員共済組合，市町村・都市
職員共済組合等）

厚生年金基金連合会

石炭鉱業年金基金

国民年金基金

地方公務員災害補償基金

各種年金制度（国会議員互助年金，地方議会議員共済会等）

B 産業振興保険

- ・新 SNA による政府現業
 - 農業共済再保険特別会計（農業災害補償制度）
 - 森林保険特別会計（森林の火災，気象災）
 - 貿易保険特別会計（対外取引にともなう危険の救済）
 - 漁船再保険・漁業共済保険特別会計
- ・特殊法人
 - 中小企業信用保険公庫（中小企業者の債務の保証に関する保険）
- ・認可法人
 - 漁船保険中央会（漁船保険の再保険事業）
 - 農林漁業信用基金（農林漁業者への信用保証保険）
 - 農業信用基金協会（保証保険）
 - 漁業信用基金協会（保証保険）
 - 全国農協保証センター（非農協業者の保証債務の再保険）

C 公共福祉関連保険

- ・新 SNA による政府現業
 - 地震再保険特別会計
 - 自動車損害賠償責任再保険特別会計
- ・特殊法人
 - 住宅金融公庫（住宅融資保険）
 - 日本体育・学校健康センター（災害共済給付）
- ・認可法人
 - 預金保険機構
 - 農水産業協同組合貯金保険機構

1.3 公保険の実施機構

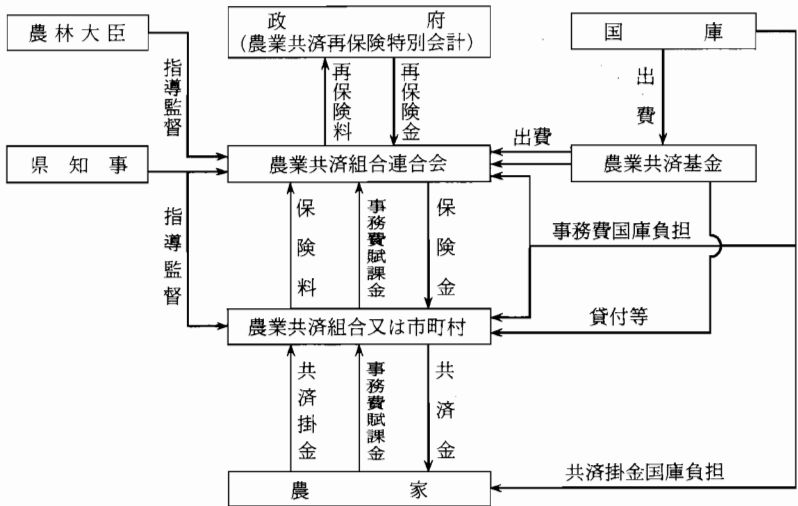
公保険のなかには，1つの保険事業を実施する際に，単独の保険事業者による場合もあるが，複数の保険事業者が相互に補完しあって，複雑な構図を

示す保険事業が多くある。たとえば、農業や漁業の災害補償制度や、地震保険、自賠責保険等である。これらの保険事業では、元受保険は各地方の民間経済主体によって行なわれ、その保険の一部が再保険され、最終的には政府の特別会計に再々保険されるケースが多くみられる。

ここでは、代表的な例として、農業災害補償制度と家計地震保険制度の場合について、その概要を紹介することにしよう。第3-1図は、農業災害補償制度の機構図である。この制度は、「農業災害補償法」（昭和22年12月制定）に基づいて行なわれている。制度の目的は、農業者が不慮の事故によって受けるかも知れない損失を補填し、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に寄与することである。保険には、（この制度では、「共済」という表現になっている）農作物、家畜、園芸施設等を対象とした強制保険と、建物、農機具などを対象とした任意保険とがある。農家は、居住地の市町村または農業共済組合の保険に加入する。このうち、強制保険は、一部が都道府県ごとに運営されている農業共済組合連合会に再保険され、さらに、その一部が最終的には政府の農業共済再保険特別会計に再々保険される。「農業共済基金法」（昭和27年制定）に基づいて設立された農業共済基金（半官半民）は、農業共済組合連合会に貸付等を行なうことによって、農業災害保険事業の健全な運営に貢献している。強制保険については、保険料の相当部分と、組合・連合会の事務費の大部分を政府が負担している。農業共済組合については都道府県が、農業共済組合連合会については都道府県と農林水産省が、それぞれ厳しい指導・監督を行なっている。

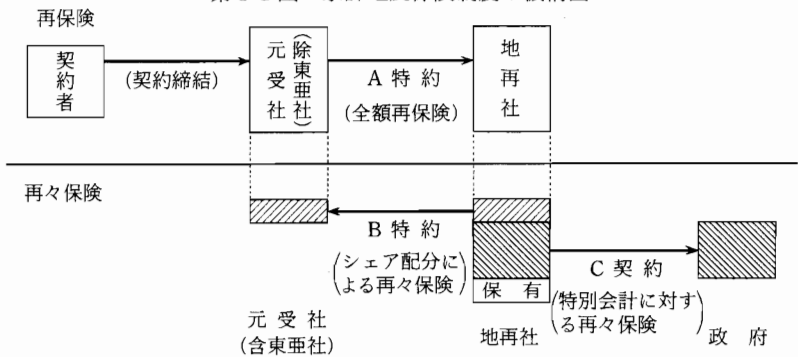
第3-2図は、家計地震保険制度の機構図である。この制度は、昭和41年5月から6月にかけて公布された「地震保険に関する法律」などに基づいて、昭和41年6月に発足した。地震保険の性格上、巨額の保険金支払いが一般に予想されるため、民間保険会社の担保力（資力）不足をカバーするため、再保険によって政府が保険責任を分担している。契約者は、民間の損害保険会社＝元受社と地震保険契約を締結する。元受社は、引受けた地震保険契約の保険責任のすべてを、日本地震再保険株式会社（以下では、地再社と略称する）との間で締結している再保険契約に基づいて、地再社に再保険する。

第3-1図 農業災害補償制度の機構図



出所) 『行政百科大辞典』(ぎょうせい, 1977年) 第4巻 p.469より採録。

第3-2図 家計地震保険制度の機構図



注) 東亜社=東亜火災海上再保険株式会社 地再社=日本地震再保険株式会社 政府=地震再保険特別会計
 出所) 日本地震再保険(株)『家計地震保険制度と地再社——20年の歩み——』1986年, p.21より採録。

(「A特約」と呼ばれている)次に、地再社は、日本国内で営業している元受社と再保険契約を締結し、元受社の責任限度額を元受社全社にシェア配分し、出再する。(「B特約」と呼ばれている)さらに、地再社は、政府と「超過損害額再保険契約」を締結し、国会で承認された政府の責任限度額により出再する。(「C契約」と呼ばれている)地再社は、A特約により受再した保険責任から、B特約・C契約により再び出再(再々保険)した後の残りの保険責任を自社の責任限度額として保有する。政府は、地震再保険特別会計を設けることによって、その歳出・歳入を明確にするとともに、危険準備金を積立て、再保険金の支払いに備えている。以上のような機構を通じて、地震の際における地震保険の保険金支払いが、円滑に行なわれる態勢が整えられている⁸⁾。

2 私保険(普通保険)における保険事業者

私保険(普通保険)の事業者として、次の主体がある⁹⁾。

- ・「簡易生命保険法」に基づく政府現業：簡易生命保険特別会計
- ・「船主相互保険組合法」に基づく船主相互保険組合
- ・「農業協同組合法」,「消費生活協同組合法」,「水産業協同組合法」,「中小企業等協同組合法」に基づく各種協同組合
- ・「地方自治法」に基づく公益法人
- ・「外国保険事業者に関する法律」(以下では、「外者法」と略称する)に基づく外国保険会社
- ・「保険業法」に基づく内国保険会社

これらの中には、名実ともに保険事業者として、わが国で一般に認知されて

8) 地震保険の詳しい説明については、日本地震再保険株式会社『家計地震保険制度と地再社——20年の歩み——』(1986年)を参照。

9) 広海[1991, p.17]による。

いる事業者とともに、名称は共済ないし相互救済となっているが、実質的には保険事業者と同じ内容の事業を営み、しかも社会的にも保険事業者に準じた取扱いをされている事業者も含まれている。

政府現業である簡易生命保険制度（平成3年3月までは、簡易保険・郵便年金制度と呼ばれていた）は、国民が簡易に利用でき、しかも確実な経営によって、なるべく安価な保険料で提供し、それによって国民の経済生活の安定・福祉増進を目指して、大正5年に創設されたといわれている。その意味では、公保険の公共福祉関連保険に分類すべきかも知れないが、現在では、そのような意義は小さくなっている。そのため、ここでは私保険に分類した。

船主相互保険組合には、小型船相互保険組合である日本小型船相互保険組合と、船主責任相互保険組合である日本船主責任相互保険組合の2組合があり、それぞれ損害保険事業を営んでいる。小型船相互保険組合とは、「船主相互保険組合法」に基づいて、漁船以外の木船または小型鋼船の所有者ないし賃貸人が、所有・賃貸する木船または小型鋼船に関する相互保険である損害保険事業を行なう組合のことである。船主責任相互保険組合とは、「船主相互保険組合法」に基づいて、木船以外の船舶の所有者または賃貸人が、所有・賃貸・用船した船舶、または回航を請け負った船舶（木船を除く）で、その運航にともなって生じる自己の費用および責任に関する相互保険である損害保険事業を行なう組合のことである。

各種協同組合法に基づく協同組合が行なう保険事業は、「保険業法」による規制のため、「保険」の名称を用いることができず、「共済」と称している。しかし、実質的には保険とほとんど違いはない。とりわけ、農協共済や全労済など、大規模な協同組合が行なっている「共済」は、前章で述べた保険の要件をすべて備えている。共済事業を実施している事業者を、すべて把握することは非常に困難である。現在のところ、かなり古い資料になるが、(旧)行政管理庁行政監察局の『生命、火災等の共済事業に関する調査結果報告書』(昭和54年12月)から、その全体像を想像するしか、他に方法がない。

第3-1表は、共済事業を営む事業者数である。全体で、約7600もの団体が、共済事業を営んでいる。ただし、その後多くの組合で合併が繰り返され、

第3-1表 共済事業団体数

| 区分 | 団体種類 | 再共済 | 再共済と元受 | 元受 | 計 | |
|----------|----------|------------------|------------|--------|----------|----------|
| 系 | 農業協同組合 | 1 (再々共済) | 47 | 4,613 | 4,661 | |
| | 農業共済組合 | 2 | 43 | 2,380 | 2,425 | |
| | 消費生活協同組合 | (全労済) (全国共済連) | | 1 1 | 55 16 | 56 17 |
| | 火災共済協同組合 | 1 | | 43 | 44 | |
| | 事業協同組合 | (全中連) | 1 | | 24 | 25 |
| | | (全目連) | 1 | | 6 | 7 |
| | | (全交通) | 1 | | 12 | 13 |
| | 計 | 7 | 92 | 7,149 | 7,248 | |
| | 統 | 協同組合等 | 水産業協同組合共済会 | | 1 | 1 |
| | | | 消費生活協同組合 | | 33 | 33 |
| 環境衛生同業組合 | | | | 11 | 11 | |
| 事業協同組合 | | 法人タクシー協同組合 | | | 21 | 21 |
| | | 個人 | 〃 | | 14 | 14 |
| | | その他* | | | 8 | 8 |
| 労働組合* | | 商工組合* | | | 1 | 1 |
| | | 労働組合* | | | 21 | 21 |
| 小計 | | | | 110 | 110 | |
| その他団体 | | 公益法人* | | | 20 | 20 |
| | 株式会社* | | | 1 | 1 | |
| | 任意団体* | | | 9 | 9 | |
| | 小計 | | | 30 | 30 | |
| | 地方公共団体 | | | 230 | 230 | |
| 計 | | | 370 | 370 | | |
| 合計 | | 7 | 92 | 7,519 | 7,618 | |

注1) 当庁の調査結果による。

2) *印の団体数は、当庁が現地調査した分で全体数でない。

出所) (旧)行政管理局「生命、火災等の共済事業に関する調査結果報告書」1979年、p.9表1-3より採録。

現在では組合数は激減している。たとえば、農協共済(元受)を行なっている農協は、第3-1表では4613組合になっているが、平成6年3月末には2905組合に減少している¹⁰⁾。「系統」とは、元受された保険(共済)が、再

10) 農林水産省『総合農協統計表』を参照。

第3-2表 共済種類別団体数

| 団体種類 | | 協同組合等 | | | | | | | その他団体 | | | 地方公共団体 | 計 | | |
|-------|---------|--------|----------------|--------|----------|----------|----------|--------|-------|------|------|--------|---|------|------|
| | | 農業協同組合 | 水産業協同組合 共済会 | 農業共済組合 | 消費生活協同組合 | 環境衛生同業組合 | 火災共済協同組合 | 事業協同組合 | 商工組合 | 労働組合 | 公益法人 | | | 株式会社 | 任意団体 |
| 区分 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 調査対象団体数 | 31 | 1 | 27 | 25 | 6 | 6 | 42 | 1 | 5 | 20 | 1 | 9 | 29 | 203 |
| 共済種類名 | 生命 | 31 | 1 | | 10 | | | 9 | | | 9 | | 2 | | 62 |
| | 火災 | 31 | 1 | 27 | 22 | 5 | 6 | 6 | 1 | 2 | 11 | | | 4 | 116 |
| | 自動車 | 31 | 1 | | 1 | | | 29 | | | | 1 | 2 | | 65 |
| | 交通災害 | 31 | | | 11 | | | 2 | | | 1 | | | 28 | 73 |
| | 総合 | | 1 | | 7 | 1 | | | | 3 | 4 | | | 4 | 20 |
| | 1種類のみ実施 | | | 27 | 7 | 6 | 6 | 36 | 1 | 5 | 13 | 1 | 8 | 25 | 135 |
| | 2種類以上実施 | 31 | 1 | | 18 | | | 6 | | | 7 | | 1 | 4 | 68 |

注) 当庁の調査結果による。

出所) 第3-1表と同じ。p.17, 表1-7より採録。

保険(再共済)される制度を有している場合である。したがって、もし各「系統」に属する事業者を、ひとつの主体と考えるなら、「系統」の事業者数は9団体に過ぎない。つまり、農業協同組合=1、農業共済組合=2、全労済=1等々である。そして、「系統外」の事業者数を加えても、全体で400組合未満になる。

第3-1表では、全国水産業協同組合共済会(全水共)は、「系統外」になっている。しかし、昭和58年に「水産業協同組合法」の一部が改訂され、全水共は全国共済水産業協同組合連合会(共水連)に組織変更された。それにともなって、漁協共済は、漁協による元受、共水連による再保険、という「系統」団体になった。

第3-2表は、各協同組合が、どのような種類の保険(共済)を扱っているのかをまとめたものである。保険会社は、「保険業法」の規制によって、生損保兼営を禁止されているが、協同組合は、それらを兼営している点が目立った特徴である。本来、協同組合の共済事業は、組合員同士の「助け合い運

第3-3表 共済契約者の範囲及び組員資格

| 区 分 | | 共済契約者の範囲 | | | 組員（又は会員）資格 | | |
|---------------------------|--------|------------------|---|----------------|------------|------------------|-----|
| | | 組員 （又は 会員） | | 組員 以外の 者 | 地 域 | 地 域 （又は業種） | 出 資 |
| 根拠法律名 | | | | | | | |
| 農業協同組合法 | | ○ | ○ | ○ | ○ | 農 業 者 （正組員） | ○ |
| 水産業協同組合法 | | ○ | | ○ | | 水産業協同組合 及び漁業者 | |
| 農業災害補償法 | | ○ | | | ○ | 農 業 者 | |
| 消費生活協同組合法 | 地域 | ○ | | | ○ | — | ○ |
| | 職域 | ○ | | | | 同 一 業 種 | ○ |
| 環 営 法 | | ○ | | ○ | ○ | 同 一 業 種 | ○ |
| 中小企業等 協同組合法 | 火災共済 | | | | ○ | 中 小 企 業 者 | ○ |
| | 協同組合 | | | | | 同 一 業 種 | ○ |
| | 事業協同組合 | ○ | | ○ | ○ | 中 小 企 業 者 | ○ |
| 中小企業団体の組織に関する法律 （商工組合） | | ○ | | ○ | ○ | 中 小 企 業 者 | ○ |

注）労働組合の共済契約者については、法律上規定されていない。
出所）第3-1表と同じ、p.14、表1-5より採録。

動」であるため、契約者の範囲は、組員に限定されるべきである。（いわゆる、「員内利用」）しかし、現在では、第3-3表のように、大規模組合を中心として、非組員の加入が可能な組合がかなりある。（「員外利用」）この意味では、協同組合が行なう共済事業は、保険事業と実質的な差異はない。

「消費生活協同組合法」に基づいて実施されている組合共済には、多数の多種多様な共済が含まれるが、その中で全労済と並んで代表的なものが、全国生活協同組合連合会（全国生協連）である。全国生協連は、首都圏を基盤とした首都圏生活協同組合連合会が、営業区域の「全国一円」化を目指して、昭和56年に新発足したものである。昭和57年7月に、生命共済事業の許認可を取得して、「県民共済」の販売を開始した。その中核的存在は、すでに昭和48年に設立され実績をあげてきた埼玉県民共済生活協同組合（埼玉県民共済）である。平成6年3月末時点で、全国26都道府県において実施されている。

「地方自治法」に基づく公益法人には、(財)都道府県会館都道府県有物件災害共済部、(社)全国市有物件災害共済会および、(財)全国自治協会町村有物件災害共済部がある。

わが国で保険事業を営もうとする場合、「外者法」に基づく免許を受け、支店等の形態で事業を行なう方法と、「保険業法」に基づく免許を受け、内国保険会社の形態で事業を行なう方法の2種類がある。「外者法」に基づいて日本で営業している外国生命保険会社は、平成5年度末で13社である。その本社は、アメリカにあるのが12社、1社だけがオランダのロッテルダムにある。13社中3社だけが、日本人を対象とする円貨建て保険の販売が認められている。アメリカン・ライフ(アリコ・ジャパン)、アメリカン・ファミリーとナショナル・ネーデルランデン(ナショナル)の3社である。残り10社は、日本駐留のアメリカ軍人、軍属および、その家族などを対象とするドル建て保険の販売のみを認められた限定免許を取得した保険会社である。他方、「外者法」に基づいて営業している外国損害保険会社は、平成5年度末で30社ある。そのうちの半数は、イギリスないしアメリカに本社をもつ会社である。

最後に、「保険業法」に基づいて営業している内国生命保険会社は、平成5年度末で27社、内国損害保険会社は25社である¹¹⁾。内国生命保険会社27社中、16社が相互会社で、11社が株式会社形態をとっている。内国損害保険会社25社中、23社が株式会社で、残り2社が相互会社である¹²⁾。

以上のように、私保険事業を営む事業者も、公保険と同様に多種多様で、かつ多数存在することが分かる。私保険は、特段の政策目的を達成するための事業ではないが、私保険事業を営む事業者に対して、厳格な政府規制が行なわれている。

11) 25社中、東亜火災海上再保険(株)と日本地震再保険(株)は、再保険専門会社である。

12) なお、生命保険業においては、「外者法」に基づく支店形態であったナショナルが、保険業法に基づく内国法人を設立し(平成7年2月に免許取得)、平成7年4月1日より内国会社として営業を開始している。さらに、フランスのアクサが保険業法に基づく内国会社(平成6年10月に免許取得)として、平成7年4月1日より、わが国で新規に営業を開始している。また、損害保険業においても、ユナム・ジャパン傷害保険(株)が、平成6年6月より内国会社として営業を開始した。

3 公保険と私保険の違い

3.1 公保険と私保険の相違点

公保険と私保険は、何らかの政策的要素が付加されているか否かの違いはあるが、どちらも保険の原理と技術を用いた経済的仕組みであることに変わりはない。「大数の法則」が成立するような多数の保険契約者ないし保険加入者を対象にして、現実の統計数値から科学的に算出された保険料を徴収し、保険事故が発生した場合に、経済的損失を補填（保険金の支払）するといった点では、どちらも同様の性格を備えている。どちらも、保険と呼ばれているのは、同様の性格を多くの側面で備えているからに他ならない。

しかし、公保険と私保険は、いくつかの点で違いがある。たとえば、事業主体の経営形態でみると、公保険は政府そのものであったり、「公企業」ないし私有の「公益企業」であるのに対し、私保険は、協同組合、中間法人である相互会社、営利法人である株式会社といった純粋な民間経済主体により運営されている。ただし、簡易生命保険のみが、政府現業として運営されている。保険を公保険と私保険に分類し、しかも、その事業主体を経営形態別にみていくと、私保険である簡易生命保険事業を政府自身が運営することは、明らかに不自然であることが分かる。

保険契約者の範囲と加入の強制度でみると、公保険の場合、契約者を政策の対象となる一定範囲の国民に限定し、かつ政策目的を達成するために、概して加入を強制している。他方、私保険では、広く国民全般を対象とし、加入するか否かは、任意になっている。組合共済においては、本来は、組合員自身のための「助け合い」組織であるため、「員内利用」が原則であるが、とりわけ近年になって、経営規模の拡大と経営基盤の強化等のために、「員外利用」が奨励され、現実には広く国民一般が加入し得る制度と、何ら違いがないのが現状である。加入が強制である公保険は、募集機関を必要としないが、任意加入である私保険では、募集機関が経営上、重要な位置を占める。

保険数理的にも、公保険と私保険の間に、大きな違いがある。上述したよ

うに、公保険も私保険も同様に、統計学や確立論の手法を用いて、現実の統計数値から科学的に、保険料が算出される。しかし、公保険の場合、政策的要素が付加されることによって、科学的に算出された保険料が、そのままの値で、現実の制度に適用して、実施されるとは限らない。多くの場合、何らかの政策的修正がなされた後に実施される。他方、私保険では、経営上の安全割増を考慮して、多少変更されるとしても、原則的には科学的に算出された保険料が、監督官庁の認可の下に、現実に応用される。

3.2 保険の価格設定原理

保険料を算出する際の原理的構造から説明することにしよう。ここでは、第2章で述べたように、保険の特性を最も典型的に示している掛捨て・無配当型保険を例にとってみていくことにする。価格理論の用語でいえば、保険の価格（保険料率ないし単に料率）は、フルコスト原則（full cost principle）に基づいて設定される¹³⁾。フルコスト原則に基づく価格設定方式は、次の第1式で示される。

$$P_r = v + q_1v + q_2v = AC + r \quad (1)$$

記号： P_r = 価格， v = 平均直接費用ないし平均主要費用

q_1 = 共通費をカバーする付加率， q_2 = 利潤のための付加率

AC = 平均費用 ($v + q_1v$)， r = 平均利潤 (q_2v)

すなわち、価格は、平均主要費用を基礎とし、それに共通費をカバーする比率が掛けられた付加分と、さらに利潤のための付加分が加えられた合計として、設定されるという方法である。より単純に言えば、平均費用に平均利潤を加えることによって、価格が求められる。保険の価格も、これと同様の方式で、第2式のように設定される。

13) フルコスト原則については、ホール＝ヒッチ (Hall, R.L. and C.J. Hitch) [1939]を参照。保険業へフルコスト原則の考え方を応用した例に、ベンジャミン (Benjamin, B.) [1977, Ch. 6]とカーター (Carter, R.L.) [1979, Ch.7]がある。なお、カーター[1979, 邦訳p.214]の脚注には、ヤング (Young, R.J.) [1978]でも、保険業におけるフルコスト原則が議論されていると記されているが、入手できなかった。

$$P_r = a + e + r \quad (2)$$

記号： a ＝平均保険金支払費用（保険事故発生確率）¹⁴

e ＝平均事業費（契約高ないし保険金1単位当り事業費）

現実には、保険事業者が保険料を受取ってから、保険事故が発生し、保険金を支払うまでに、時間的なギャップが存在する。そのため、将来に支払われる保険金に対して、前もって受取る保険料を算出する際には、利子率を考慮に入れた保険金の現在価値を基礎にしなければならない。しかし、算式の複雑さを避けるため、第2式および、それ以降の諸式においても、そのような修正を行っていない。現在価値を考慮しなければならないような長期を想定していない、と解釈することも可能かも知れない。

厳密に言えば、あるいは理論的には、保険の価格は料率であることは明らかであるが、特定額の契約高ないし保険金額を想定すれば、料率に契約高を乗じることによって得られる保険料を、価格の代理変数としても支障は生じない。以下でも、このような一般的方法にしたがって、保険料を用いて議論を進めることにする。第2式の両辺に契約高（ S ）を乗じることによって、第3式が得られる。

$$P_t = aS + E + \pi \quad (3)$$

記号： P_t ＝保険料（ $=P_r S$ ）， S ＝契約高（保険金額）

E ＝事業費（ eS ）， π ＝利潤（ rS ）

保険料（ P_t ）は、一般に営業保険料と呼ばれており、これは保険事故発生時に契約者に対して支払われる保険金（ S ）の源泉となる純保険料（ $P = aS$ ）と、保険事業の実施に必要な事業費（ E ）と利潤（ π ）から構成される付加保険料（ P_a ）の合計からなっている。（第4式を参照）

$$P_t = P + P_a \quad (4)$$

14) 契約高（ S ）の保険において、事故発生確率を a とすると、保険金支払に必要な金額は aS になる。第2式では、契約高1単位当りを考えているため、保険金1単位の支払に必要な費用は $aS/S = a$ となる。

3.3 「収支相当の原則」と「給付・反対給付均等の原則」

実際に保険料を算定する際には、「収支相当の原則」と「給付・反対給付均等の原則」(レクシスの原則)が成立することが基本原則とされている¹⁵⁾。「収支相当の原則」とは、ある保険集団について、その構成員が支払う保険料の総額と、構成員が受取る保険金の総額が等しくなることをいう。そして、この原則が成立するように、「大数の法則」に基づいて、保険料が算定されなければならない、とされている。ある保険集団が N 人から構成されており、この N 人がすべて同じ純保険料 (P) を支払い、保険金 (S) の保険に加入しているとしよう。保険事故が発生し、保険金を受取る人数を n 人 ($n \leq N$) とすると、第5式が成立することを、「収支相当の原則」という。

$$NP = nS \quad n \leq N \quad (5)$$

ここで、「ある保険集団」とは、厳密には特定の1種類の保険に加入した加入者ないし契約者の集団を指すものと解釈すべきであると思われるが、一般には、特定の保険会社と契約した契約者全体を意味していると解釈されている。

「給付・反対給付均等の原則」とは、個々の保険加入者が払込む純保険料が、保険事故発生時に受取る保険金額の「数学的期待値」に等しくなるという原則である。保険金額の「数学的期待値」とは、保険金額 (S) に事故発生確率 (n/N) を乗じた値である。つまり、第6式が成立することを「給付・反対給付均等の原則」という。

$$P_j = (n/N) \cdot S_j \quad (6)$$

記号： j = 第 j 番目の加入者を示す記号

「収支相当の原則」は、特定の保険会社が1社全体としての収入と支出のバランスがとれているかどうかを問題にしている、と一般に考えられている。

15) 保険の数理に関しては、小暮[1995]を参照。

もし、収支のバランスが保たれていなければ、どのような問題が発生するかを考えてみよう。黒字が発生している場合には、保険事業者の経営形態によって、問題の所在が違ってくる。民間の株式会社の場合には、競争状態の産業で黒字が発生しているなら、株式会社は営利法人であるため、問題は生じない。（常識を逸脱した巨額の黒字が発生している場合は、この限りではない）しかし、規制された産業において発生した黒字であるなら、参入規制や価格規制等の規制のあり方が問われるべきである。民間の相互会社の場合、黒字が契約者に還元されるなら、問題は生じない。しかし、この場合でも、資金の運用市場での規制を原因とした黒字であるなら、資金運用市場の規制が問題になる。もし、黒字が契約者に還元されず、経営者の報酬になるか、あるいは単純に浪費されるようなケースでは、総代会のあり方が問題になる。政府や公企業において、黒字が発生している場合には、価格体系そのものの見直しが必要になる。反対に、赤字が発生している場合には、現実問題として深刻である。民間企業の場合には、経営破綻・倒産になりかねない。政府事業や公企業における赤字は、経営の効率化が問題になる。あるいは、価格引き上げ、および増税が検討されるかも知れない。

「給付・反対給付均等の原則」は、個々の保険契約者に対しては、極めて例外的なケースを除いて成立しない。あくまで、保険経営の「理念」に過ぎない。しかし、各々の保険に関して、料率区分ごとの同一危険集団に適用する原則であると解釈すれば、現実味を帯びた原則になる。この場合、「大数の法則」が適用されて保険料が算出されている限り、「給付・反対給付均等の原則」は成立するはずであり、しかも第5式と第6式の間をみても分かるように、一般的には「収支相当の原則」も成立することになる。しかし、現実には、特定の危険集団で赤字が発生する可能性はある。ところが、他の危険集団で黒字が生じている場合には、保険会社全体として「収支相当の原則」が成立しているなら、情報に関するディスクロージャーが不十分な現状では、問題は表面化しない。しかし、保険集団を構成する構成員間の公平性という観点からは、問題があることに違いはない。

3.4 公保険における「原則」の修正

「収支相当の原則」と「給付・反対給付均等の原則」が、公保険において、政策目的の実現のために、どのように修正されるかを考えることにする。ここでは、公保険は、(1)営利を目的としない、(2)補助金による公的支援がある、(3)分配上の公平性が図られている、の3点に注目しつつ、公保険の特徴を検討することにする。

公保険は、特定の政策目的を実現するために、設置された経済的仕組みであるため、営利を目的とした事業ではないことは明らかである。第3式において、利潤(π)がゼロになる。私保険においても、相互会社の場合、発生した利潤は、ほぼ100%契約者に還元されることになっているため、利潤ゼロが必ずしも公保険に限られたものではないかも知れない。しかし、現実には大手の生命保険相互会社が、毎年多額の法人税を支払っていることから明らかなように、利潤が発生している。少なくとも、税務当局は、そのように思っている。

社会保険は、保険の原理と技術を用いて、社会政策の諸目的を実現する経済的仕組みであることは、本章第1節で述べた通りである。とりわけ、勤労者階層や低所得者階層の日常生活における、さまざまな危険のうち、疾病、傷害、死亡、高齢、失業、労働災害等を原因として生じる生活の貧困化を防止することを目的として、政府が保険制度を利用しながら、社会的に対応しようとする政策である。そのため、保険料を安価に押さえるため、保険金支払に必要な資金は、保険料だけでカバーされるのではなく、公的資金による援助(保険給付費、事務費の国庫による負担)が行なわれている。しかも、所得分配上の公平を図る目的で、財源は応能負担原則に基づく所得税制によって支えられているだけでなく、間接的受益者である事業所も、保険料の一部を負担し、さらに保険料も所得比例制になっている。第3式からも分かるように、保険料は契約した保険金に応じて決まることになっている。その意味では、保険は応益負担原則に立脚するものであるが、社会保険は、政策的要素が付加されることによって、応能負担原則が取入られている。

公共福祉関連保険は、その対象が必ずしも、勤労者階層や低所得者階層に

限定されておらず、不特定多数の国民を対象としている点で、社会保険と異なっている。そのため、社会保険ほど、所得再分配機能は重視されていない。しかし、事業運営に公的資金が導入され、安価な保険料を目指している点では、社会保険と変わりはない。産業振興保険は、各種産業の保護・育成に貢献するのが目的である。そのため、制度の普及を図るため、公的資金による補助が行なわれている。

このように、公保険において、政策目的を実現するために導入されている、公的資金による補助や所得再分配機能は、保険の原理にどのような影響を与えているのかを、考えることにする。公的資金による補助金が与えられた場合、そうでない場合に比べて、保険加入者が支払う保険料は、安くなるはずである。第5式において、公的資金がない場合、保険加入者は全体で純保険料 (NP) を支払っていた。もし、公的資金 (SU) が補助されると、第5式は、第7式に変更される。

$$N\left(P - \frac{SU}{N}\right) + SU = nS, \quad N\left(P - \frac{SU}{N}\right) < nS \quad (7)$$

記号： SU = 制度に対する公的補助金

つまり、保険加入者全体が負担する保険料は $N(P - SU/N)$ となり、補助金の額だけ安くなる。「取支相当の原則」は、加入者が支払う保険料については、成立しなくなる。

次に、所得再分配機能について、第6式を用いて説明しよう。所得再分配を実現するために、高所得者階層に対しては、保険の数理から算出される保険料よりも割高な保険料が課せられる。一方、低所得者階層には、その反対に、割安な保険料が適用される。さらに、所得が一定額に達しない所得者階層には、保険料の支払が免除される。そこで第6式は、第8式のように修正される。

$$\left. \begin{array}{l} P_{j, h} > (n/N) \cdot S_{j, h} \\ P_{j, l} < (n/N) \cdot S_{j, l} \\ P_{j, u} = 0 \end{array} \right\} \quad (8)$$

記号： h ＝高所得者階層，
 l ＝低所得者階層，
 ll ＝さらに低所得者階層

第7式と第8式から分かるように、純粹に保険数理上求められる保険料と比べて、低所得者階層が支払う保険料は、補助金による部分と所得再分配による部分の両方で割安になる。しかし、高所得者階層にとっては、所得の再分配機能が重視されると、たとえ補助金に応じた部分だけ保険料が割引かれても、むしろ保険料は割高になる可能性がある。

4 保険業の範囲と規模

4.1 保険業の範囲

本書は、保険業の産業組織、政府規制とその緩和を検討することを目的としている。そのため、ここでは保険業の範囲と、その規模を明確にしておく。保険業といっても、どこまでが、その範囲に含まれるのか、非常に難しい問題である。『日本標準産業分類（平成5年10月改訂）』（総務庁統計局統計基準課）では、大分類J「金融・保険業」があり、その中に中分類69「保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）」がある。その説明は、次のようである。

「この中分類には、あらゆる形態の生命、火災、海上その他の保険業を行う事業所、並びに保険代理業、保険会社及び保険契約者に対する保険サービスを行う事業所が分類される。農業災害保険を行う農業共済組合・同連合会及び漁船災害保険を行う漁船保険組合も本分類に含まれる。

ただし、社会保険事業を行う事業所は中分類90—社会保険、社会福祉[9011]または大分類M—公務（他に分類されないもの）[9731,9811,9821]に分類される。」（総務庁統計局統計基準課『日本標準産業分類（平成5年10月改訂）』、p.515）

中分類69「保険業」は、次のように小さく分類されている。

小分類 細分類
番号 番号

691 生命保険業

- 6911 生命保険業（株式組織のもの）
：保険業法による株式組織の生命保険会社
- 6912 生命保険業（相互組織のもの）
：保険業法による相互組織の生命保険会社
- 6913 生命保険再保険業：生命保険再保険会社
- 6914 簡易保険取扱機関
- 6919 その他の生命保険業：外国生命保険会社

692 損害保険業

- 6921 損害保険業（株式組織のもの）
：保険業法による株式組織の損害保険会社
- 6922 損害保険業（相互組織のもの）
：保険業法による相互組織の損害保険会社
- 6923 損害保険業（組合組織のもの）
：船主責任相互保険組合，日本小型船相互保険組合，漁船保険組合
- 6924 損害保険再保険業：火災海上再保険会社，地震再保険会社
- 6929 その他の損害保険業：外国損害保険会社

693 共済事業

- 6931 共済事業（各種災害補償法によるもの）
：農業共済組合，農業共済組合連合会，漁業共済組合，漁業共済組合連合会
- 6932 共済事業（各種協同組合法等によるもの）
：共済農業協同組合連合会，各種生活協同組合共済，火災共済協同組合，共済水産業協同組合連合会

694 保険媒介代理業

- 6941 生命保険媒介業：生命保険代理店

- 6942 損害保険代理業：損害保険代理店
- 6943 共済事業媒介代理業：火災共済協同組合代理所
- 695 保険サービス業
 - 6951 保険料率算出団体：損害保険料率算定会，自動車保険料率算定会
 - 6952 損害査定業：損害査定事務所
 - 6959 その他の保険サービス業：生命保険相談所

このように、『日本標準産業分類』においては、単に保険を引受ける事業者だけでなく、保険販売事業者および、引受・販売以外の保険に関するサービスを行なう事業者も保険業に含めている。

政府統計の間でも、保険業の範囲に差異がある。『国民経済計算』（経済企画庁）では、生命保険業として、民間生命保険会社、簡易生命保険および、農協共済を含めている。『日本標準産業分類』の小分類691「生命保険業」と細分類6932「共済事業（各種協同組合法等によるもの）」の一部が、これに対応していると思われる。損害保険業については、その産出額に関する詳しい記述があるが、産業の範囲については何の記載もない。

『平成2年（1990年）産業連関表』（総務庁）では、生命保険業に、小分類691「生命保険業」、細分類6941「生命保険媒介業」、小分類693「共済事業」のうち生命保険に係わる部分、細分類6943「共済事業媒介代理業」（生命保険に係わる部分）、および、細分類6959「その他の保険サービス業」（生命保険に係わる部分）を含めている。そして、損害保険業に、小分類692「損害保険業」、細分類6942「損害保険代理業」、細分類6951「保険料率算出団体」、細分類6952「損害査定業」、小分類693「共済事業」（損害保険に係わる部分）、細分類6943「共済事業媒介代理業」（損害保険に係わる部分）、細分類6959「その他の保険サービス業」（損害保険に係わる部分）を含めている。

『国民経済計算』では、保険と組合共済の引受（元受と再保険）事業者が、保険業の範囲とされているのに対し、『産業連関表』では、引受事業者に加

えて、販売、集金業務を行なう事業者と、その他の保険サービスに関連した事業者も含めており、『国民経済計算』よりも相当広範囲になっている。保険業の範囲を、厳密に確定するためには、産業とは何かという、産業の定義ないし概念の議論にまで戻らなければならなくなる¹⁶⁾。しかし、ここでは、第2節で述べた私保険における保険事業者を参考にしながら、保険業の範囲を確定することにする。

生命保険業の範囲を最も狭く限定すれば、「保険業法」に基づいて設立された内国生命保険会社27社である。もう少し範囲を広げると、「外者法」に基づく外国生命保険会社のうち、日本人向け保険販売が認められている3社を含めた30社でもって構成される業界を、生命保険業と呼ぶことができるだろう。(平成5年度末の数値)この30社で構成される業界を「生命保険業」と呼ぶことが一般的である。これは、「狭義の生命保険業」ということができる。これら以外にも、類似の事業として、郵政省の簡易生命保険や各種共済事業がある。これらは実質的に、生命保険会社が販売する保険と「同一」の保険(共済)を販売している。したがって、「狭義の生命保険業」に、これらの各事業主体を加えたものを、「広義の生命保険業」と呼ぶのが適当である。

損害保険業についても、生命保険業と同様に考えることができる。最も狭く限定すれば、「保険業法」に基づいて設立された内国損害保険会社25社である。しかし、そのうち2社は、再保険専門会社であるため、正確には元受23社からなる範囲を損害保険業と呼ぶべきであろう。(平成5年度末の数値)これを、「狭義の損害保険業」と呼ぶことにする。さらに範囲を広げて、各種組合共済のうち損害保険事業と、「外者法」に基づく外国損害保険会社30社を含めて、「広義の損害保険業」と呼ぶことができる。ただし、外国損害保険会社の多くは、日本人および日本企業を主な取引相手にしていない。たとえば、アメリカに本社をもつ在日外国損害保険会社は、日本に進出しているアメリカ企業と主に取引をしている。そのため、日本人・日本企業を主

16) 産業の定義ないし概念については、ボイヤー (Boyer, K.D.) [1984], マッキー (Mckie, J.W.) [1985]および、パンツァー (Panzar, J.C.) [1989]を参照。

第3-4表 「広義の保険業」の規模（平成5年度）（単位：10億円）

| | 内国生命保険会社 27社 | 外国生命保険会社 日本人向け3社 | 内国損害保険会社 元受23社 | 外国損害保険会社 30社 | 簡易保険 |
|--------------|---|---------------------|-------------------|----------------------|----------------------|
| 年度末保有 契約高 | 2,006,349 ^a | 13,810 ^a | n.a. | n.a. | 175,878 ^b |
| 新契約高 | 182,971 ^a | 2,214 ^a | n.a. | n.a. | 51,508 ^b |
| 収入保険料 (%) | 29,754 (50.0) | 639 (1.1) | 10,838 (18.2) | 303 (0.5) | 13,280 (22.3) |
| | 農協共済 生命 損害 | 漁協共済 | 全労済 生命 損害 | 県民共済 生命 損害 | 合計 |
| 年度末保有 契約高 | 227,575 ^c 115,420 ^c | 6,011 | 91,212 290,458 | n.a. n.a. | — |
| 新契約高 | 19,172 ^c 10,122 ^c | n.a. | n.a. n.a. | n.a. n.a. | — |
| 収入保険料 (%) | 4,142 (7.0) | 68 (0.1) | 392 (0.7) | 57 19 (0.1) (0.0) | 59,492 (100.0) |

注) a：個人保険，団体保険，個人年金の合計。b：簡易保険，年金の合計。c：長期共済のみ。

出所) 『インシュアランス生命保険統計号』，『インシュアランス損害保険統計号』，大蔵省『銀行局金融年報』，郵政省簡易保険局『みなさまの簡易保険』，郵政省『郵政行政統計年報（簡易保険編）』，『週刊東洋経済生命保険特集』，全共連『農協共済事業統計』より作成。

な取引相手としている内国損害保険会社および，組合共済とは性格を異にしている。本書では以下の諸章で，生命保険業という場合，「狭義の生命保険業」を，損害保険業とは「狭義の損害保険業」を意味しているとする。簡易生命保険と組合共済については，必要な場合にのみ，その都度触れることにする。そして，「狭義の生命保険業」と「狭義の損害保険業」を統合した呼び方として，「保険業」という名称を用いる。

4.2 保険業の規模

製造業の場合と違って保険業では，産業の規模尺度として，どのような変数を用いるかが，1つの大きな問題である。ここでは，便宜的に，これまでの多くの研究で，あるいは業界資料として採用されている保有契約高，新契約高および，収入保険料でもって，保険業の産業規模を測ることにしよう。

第3-4表は，「広義の保険業」における各事業主体の規模と，その構成比を示したものである。ただし，保有契約高と新契約高は，統計数値が入手不可能な事業者が，いくつかあるため，収入保険料でもって規模と構成比をみ

ることとする。平成5年度における「広義の保険業」の産業規模は、59兆4920億円に達する。そのうち、内国生命保険会社27社で、ちょうど50%のシェアを保有している。「保険業」に関する研究を行なう場合、内国生命保険会社が、研究対象の中心になることが一般的であるが、シェア50%という数値をみれば、このような一般的な傾向は、合理的選択であると考えていいだろう。

内国生命保険会社に外国生命保険会社（日本人向けの保険販売を行なっている3社）と内国損害保険会社（元受23社）を加えた「狭義の保険業」は、「広義の保険業」の約70%を占めている。したがって、「狭義の保険業」の実態を考察すれば、「広義の保険業」についても、その大枠は把握したことになるだろう。生損保間の比率をみると、生命保険会社30社に簡易生命保険を加えると、「広義の保険業」に対する構成比は70%を超える。さらに、組合共済における生命保険事業を加えた数字が入手できれば、「広義の保険業」に占める生命保険業の割合は、多分80%近くに達するものと推測される。

第4章 保険会社の業務

「狭義の生命保険業」と「狭義の損害保険業」を構成する保険会社は、どのような業務を行なっているのかを、考察するのが第4章の目的である。従来は、生命保険会社と損害保険会社の間には、大きな違いがあるといわれていた。数理統計的な違い、リスクの性質の違い、保険期間の長さの違い、資金量の違い等である。しかし、最近では、損保の再保険で統計的違いは小さくなった。損害保険会社による積立型保険の販売により、リスクの性質も保険期間の長さも資金量でも、生損保会社間での差は縮小した。したがって、両者とも、同様の議論が可能な範囲が拡大した。ここでは、主として生命保険会社を例にとりながら、保険会社の業務について考える。

1 開発から保険金の支払まで

1.1 新種保険の開発

保険会社が行なっている業務は、大きく区分して、次の4段階に分かれる。

- (1)新種保険の開発
- (2)新契約の募集（販売）
- (3)既存契約の維持・継続ないし保全
- (4)保険金の支払

募集（販売）業務は、保険会社が外部に対して行なう行為であるため、その内容は部外者でも、ある程度までは観察することができる。しかし、新種保険の開発業務、維持・継続業務、保険金支払業務に関しては、大部分が保険会社の内部で行なわれる業務であるため、ディスクロージャが十分でない現状では、詳細な部分は不明である。ここでは、把握し得る範囲で保険会社の

業務について論じることとする。まず、新種保険の開発から考えることにしよう¹⁾。

戦後、生命保険会社が開発した新種保険には、次のようなものがある。

[昭和 20 年代]

保険料の月払い制度の採用、個人保険の無診査扱いの採用、団体定期保険

[昭和 30 年代]

定期付養老保険、年金保険、企業年金保険、災害特約等

[昭和 40 年代]

無配当保険、定期保険の個人向け販売、ガン保険、疾病保険、物価指数保険、中途増額制度の採用

[昭和 50 年代]

転換制度の導入、財形貯蓄保険、成人病特約、家族疾病特約、女性保険
財形年金保険、介護保険

[昭和 60 年代以降]

変額保険、夫婦連生年金保険、医療保障保険団体型・個人型、通院給付特約、歯科医療保険、連生終身保険、特定疾病給付終身保険、新企業年金保険、拋出型企業年金保険、財形住宅貯蓄積立保険、年金福祉事業団保険、団体生存保険、消費者信用団体生命保険、国民年金基金保険（国民年金基金連合会保険）

以上の推移をみれば、社会・経済の変化、国民生活の変化に応じて、消費者の保険に対するニーズも変化し、保険会社は、それに見合った新種保険の開発を積極的に行なってきたことが分かる。たとえば、昭和 30 年代においては、一方では、高度経済成長と核家族化によって、旧来からの大家族制による相互扶助体制の崩壊がもたらされ、他方では、モータリゼーションの進展による交通事故の多発により、死亡保障ニーズが高まった結果、一定期間大きな保障が得られる定期付養老保険が開発された。オイル・ショックによる

1) 西川[1994, p.46]を参考にした。平成 4 年以降については、大蔵省『銀行局金融年報』による。

大幅なインフレが発生した昭和40年代終わりには、定期付養老保険の死亡保障倍率が高倍率にされた。さらに、高齢化と一層の核家族化の進展にしたがって、定期付終身保険や年金保険が開発された。また、女性の社会進出にともない、女性保険の開発、少子化にともないこども保険の開発、高所得化にともなう金利選好の高まりによって変額保険の開発、健康保険改正による医療費本人一部負担制の導入による医療保障保険の開発等々である²⁾。

上述のように、多種多様な新種保険が開発されたが、大部分は基本的な保険の組合せでもって作成されている。生命保険の種類を、被保険者の生死で区分すると、保険金支払が被保険者の死亡を条件としている死亡保険、生存を条件とする生存保険、これら両者を組み合わせた生死混合保険に分かれる。年金保険は、生存保険の一種として開発された。養老保険は、一定の保険期間内に被保険者が死亡すれば死亡保険金を、満期時点で被保険者が生存していれば満期保険金を支払う生死混合保険である。保険期間が一定期間と定められている定期保険と、被保険者の生涯にわたって保障する終身保険がある。保険料の支払方法で月払い、年払い、一時払い等がある。保険の対象を限定することにより、被保険者が女性に限られた女性保険、子供を対象にしたこども保険、夫婦を対象にした夫婦連生保険等がある。さらに、特定の疾病に対して、死亡保障を高額にする各種疾病保険がある。また、一定期間だけ死亡保障を高額にする定期付かどうかでも区分し得る。契約者配当があるかどうかで、有配当保険と無配当保険に分かれる。

なお、上述した各種保険では、変額保険を除いて、他の保険はすべて、保険事故が発生した場合には、定額の保険金が支払われる。しかし、変額保険だけは、保険金が資金の運用成果に応じて自動的に増減する点で、他の保険とは基本的に異なっている³⁾。

損害保険においても、時代とともに、新種保険が開発されてきた。代表的な新種保険に傷害総合保険がある。これは、従来のような短期の掛捨て保険

2) アメリカでは、1978年(昭和53年)から、ユニバーサル保険が販売されている。わが国では、解決しなければならない種々の課題があり、未だ導入されていない。ユニバーサル保険の特徴については、生命保険協会『生命保険講座、生命保険営業'94』(p.99~100)を参照。

3) 変額保険については、柴田[1995, p.213~220]を参照。

ではなく、長期の満期保険金付の積立型である。しかも単にケガをした場合に、治療費を支払うだけでなく、賠償責任も担保したり、コンサートやスポーツ等のイベントのキャンセル費用を負担したりといった、現代の生活スタイルに対応した各種リスクを包括的に担保する保険を目指している。火災保険についても、積立型総合保険が開発されている⁴⁾。

これら多くの新種保険は、コンピュータの発達とともに、より複雑な内容で、かつ多種多様に開発が可能になった。しかし、新種保険の募集（販売）は、「基礎書類の変更」として、大蔵大臣の認可事項になっている。そのため、現実には、各社横並びの状態で、ユニークな保険を販売する保険会社は見かけられない。（ただし、いわゆる外資系生命保険会社に対しては、大蔵省は「ガン保険」等のユニークな新種保険販売を認可してきた。）

1.2 新契約の募集（販売）

第2章第3節で述べたように、契約者からみれば、保険とは「小さな資金で、大きな保障」を約束する社会的・経済的の制度である。保険会社は、「小さな資金で、大きな保障」を実現し、経営を安定化させるために、出来るかぎり多数の加入者を集めなければならない。そのためには、保険の募集（販売）業務が必要であることは言うまでもない⁵⁾。たとえば、生命保険の場合、保険会社は確率的に「大きな保障」を支払う可能性の低い健康な人に保険を販売したい。ところが、そのような健康面で何ら問題を抱えていない人は、保険に加入する意志は少ない。他方、保険に加入したい人は、健康に不安を持ち、「小さな資金で、大きな保障」を実現する可能性の高い人である。保険会社は、保険事業を健全に経営するために、合理的で安全な被保険者集団を形成しなければならない。そのためには、保険の申込者を選択し、極端なケースでは健康面で問題のある人は排除しなければならない。もし保険会社が、このような選択を行わず、健康面で問題のある人が多数加入すれば、

4) 損害保険会社における新種保険の開発や消費者ニーズへの対応については、鏡味[1994]の第2章と第3章が詳しい。

5) 生命保険会社の募集業務については、刀禰 = 北野[1993, p.178~187]を参照。

保険金支払いが増加し、その結果、保険料が高額になり、健康な人はますます保険に加入しなくなる。保険会社にとって不利な選択が生じる。いわゆる「逆選択」(アドヴァース・セレクション)の問題である。そこで、保険加入の必要度が少ない健康な人に対しては、いわゆる「潜在的ニーズ」を喚起するために、マーケティング活動が不可欠になる。他方、「逆選択」問題が発生しないような対応策も必要になる⁶⁾。具体的には、保険会社は申込者に対して、会社が危険の程度を把握するために必要な健康状態に関する重要事項を、保険会社に告知しなければならない義務を課している。この義務は、「告知義務」と呼ばれている。また、無診査の保険を除いて、保険会社は保険の申込者に対して、医師による健康診断を行なう。これは、「診査」と呼ばれている。

価格理論が教えるところでは、「潜在的ニーズ」を喚起するための1つの方法は、価格引下げである。とりわけ、競争者に比べて、より低い価格をつけることである。しかし、保険業においては、保険料率は大蔵省による認可制になっており、各社ほぼ同一の水準に設定されている。「潜在的ニーズ」を喚起するもう1つの方法は、消費者需要に見合った新たな財・サービスの販売である。しかし、上述したように、この面でも、保険業は大蔵省による厳しい監督下にあり、各保険会社が募集(販売)する保険は、各社横並びで大きな違いはない。このような環境の下で、保険会社が選択したマーケティング活動は、大量の営業職員(外務員)による「人海戦術」であった。

戦前の保険会社は、高所得者階層をターゲットにして、男性の専門職員に

6) 保険会社が選択しなければならない危険は、本文で述べられたような健康に係わる医学的危険だけではない。危険な仕事に従事しているなどの環境的危険や、さらに道徳的危険もある。道徳的危険とは、保険加入者が意図的に保険事故を発生させ、保険会社から不当な利益を得ようとする申込動機のような心理状態を指している。保険金目当ての殺人や故意の放火が代表例である。

保険会社にとっては、道徳的危険を考慮すれば、逆選択はより一層複雑な問題となる。保険会社が、医学的危険や環境的危険を、保険契約の対象から排除することは、現在の告知制度の下では、比較的容易である。しかし、保険加入によって不当な利益を得ようとする保険契約者を排除するためには、保険会社は、保険契約者が信頼に値する人物であるかどうか、事前に詳細な調査をしなければならない。しかし、調査を詳細に行なおうとすればする程、情報収集費用が増大するため、道徳的危険は完全には排除できない。結果として、より悪質な保険契約が残ることになる。逆選択および道徳的危険については、たとえば佐々木[1991, 第6章]と堀田[1993]を参照。

よる保険の募集（販売）を行なっていたが、戦後になると、新契約増加を目的に大量の女性外務員を採用し、地縁・血縁等を頼りに活発な募集（販売）活動を展開するようになった。しかし、昭和34年（1959年）の定期付養老保険の募集（販売）を1つの契機として、高額保障で、しかも内容的にも複雑な保険の開発が行なわれるにつれて、家庭の主婦を中心とした副業的な女性外務員によるマーケティングの限界が認識されるようになり、新たな募集（販売）体制の確立が求められるようになった⁷⁾。外資系保険会社の参入を認可する際に、大蔵省は、既存の保険会社には見られないユニークな募集（販売）チャンネルを認めた。これに刺激されて、その後多様な募集（販売）チャンネルを採用する傾向がみられる⁸⁾。

「潜在的ニーズ」を喚起するために、保険会社はニーズに見合った新種保険を開発するとともに、既存保険についてもニーズに見合った保険を中心に募集（販売）活動をおこなっている。たとえば、金利選好が高まった時代には一時払い養老保険を活発に販売した。また、保険料払込みにもなう負担を軽減するために、料率の引下げを実施するとともに、中途増額制度、転換制度、頭金制度、ボーナス払い制度等を導入してきた。

生命保険募集人（主に、外務員）は、「保険業法」や「保険募集の取締に関する法律」（「募取法」と略して呼ばれる）によって、大蔵大臣への登録が義務づけられており、特定の1社の専属外務員でなければならず（ただし、平成8年に施行される改訂保険業法の下では、複数の保険会社の外務員になることが認められるようになった）、募集のための文書・図画に関しても生命保険協会に登録しなければならない等、厳しい規制が課せられている。

損害保険業にあっては、大手損害保険会社では、委任契約を締結した損害保険代理店による募集（販売）活動が中心になっているが、中小の損害保険会社10社では外務員（直販社員）による募集形態で大手に対抗しようとする姿勢がみられる。損害保険業においては、代理店は1社の専属代理店だけ

7) 大量の外務員の採用にともなって生じた問題については、第5章で詳細に論じる。

8) イギリスでは1990年以降、電話による損害保険の直接販売が急増している。（牛越[1995]を参照）

でなく、複数の損害保険会社の代理店になることが可能である。しかし、損害保険業においても、代理店は「募取法」によって、登録が義務付けられている。しかも、「ノンマリン代理店制度」という業界の自主規制も存在する⁹⁾。

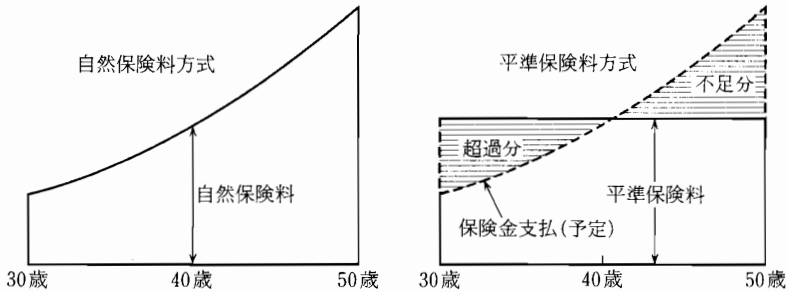
1.3 既存契約の維持・継続

多くの保険では、とりわけ、生命保険がそうであるが、契約（売買）が行なわれてから、その取引がすべて終了（保険事故の発生ないし満期到来）するまでに、数十年といった極めて長期にわたることがある。保険会社は、将来の保障提供を条件に、前払いで保険料を受取っている。たとえば、死亡保険を想定すると、1年ごとに「収支相当の原則」が成立するように、保険料を算定すると、人は年齢の増加につれて、死亡率が高まるため、保険料は年々増加することになる。これを「自然保険料方式」という。しかし、現実には、一定期間内で収支が相当するように、同額の保険料を、その全保険期間にわたって徴収する方式がとられている。これを、「平準保険料方式」という。この方式は、契約者の立場に立って、保険料の支払を平準化し、負担の軽減を図るのが、狙いであるらしい。もちろん、保険会社にとっても、毎年保険料を計算する煩わしさから解放されるとともに、それに応じたコスト節約にも貢献していると思われる。第4-1図のように、人は若いうちは死亡する確率は低いので、「平準保険料方式」では、割高な保険料を支払うことになる。これは、保険会社からすれば、余剰金が発生していることを意味している。

保険会社は、保険期間を通じて、将来の保険金支払いを確実にするために、集めた保険料のうち余剰金を、責任準備金として積み立てなければならない。しかも、契約者から受取る保険料は、予定利率を考慮して割引かれているため、責任準備金の資金を運用することによって、一定の利回りを確保する必要に迫られている。このような資金運用業務が、保険の維持・継続業務にお

9) 損害保険の代理店制度については、末広[1991a]を参照。

第 4-1 図 自然保険料方式と平準保険料方式



出所) 西川[1994, p.99]を基礎に作成。

いて、中心的役割をはたしている。とりわけ、積立満期型保険の販売ウエイトが高まっている今日では、保険会社の資金運用業務の重要性が、ますます大きくなっている¹⁰⁾。

大型保障を中心とした保険を販売していた時代には、保険会社は銀行等と競合することは、ほとんどなかった。というのは、第 2-2 図のように、保険会社が提供するサービスと銀行等が提供するサービスとは、大きな差があったからである。しかし、積立満期型保険の販売が活発になるにつれて、保険会社は、保険販売業務においては、いわゆる「金融商品」提供者として、また資金運用業務においては、巨額の資金の運用者として、銀行等と競合する機会が多発するようになった。

第 4-1 表のように、全金融機関に占める生命保険会社の資金量シェアは、5%台の時期が長く続いたが、直近の平成 6 年(1994 年)末では 13.5%に上昇し、信託銀行や地方銀行を追い抜き、都市銀行に迫ろうとする勢いである。さらに、損害保険会社のシェアを加えた保険会社全体では、15.5%のシェアに達している。ただし、資金の運用に関しては、保険業法と同施行規則等で定められた、規程の範囲内で作成された「財産利用方法書」に基づいて運用することを義務付けられている。また、資金調達に関しては、運用以

10) 保険会社の資金運用については、井口 = 松岡 = 田中[1981]、井口 = 松岡[1982]、小藤[1991]、家森[1992 a, 1992 b, 1995]を参照。

第4-1表 金融機関別資金量シェアの推移

| | 昭和40年 | 45年 | 50年 | 55年 | 60年 | 平成2年 | 6年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全国銀行 | 66.2% | 60.7% | 57.8% | 53.5% | 54.3% | 55.0% | 49.7% |
| 都市銀行 | 31.2 | 27.7 | 24.8 | 22.1 | 20.0 | 20.5 | 16.3 |
| 地方銀行 | 17.7 | 16.4 | 15.5 | 14.9 | 13.9 | 13.6 | 12.7 |
| 信託銀行 | 3.1 | 3.2 | 3.7 | 4.2 | 9.3 | 10.3 | 11.3 |
| その他 | 14.2 | 13.4 | 13.8 | 12.3 | 11.1 | 10.6 | 9.4 |
| 中小企業金融機関等 | 11.2 | 12.7 | 13.5 | 13.0 | 11.6 | 11.3 | 11.2 |
| 農林漁業金融機関 | 9.3 | 9.9 | 9.9 | 10.0 | 9.0 | 7.5 | 8.3 |
| 農業協同組合 | 6.1 | 7.0 | 7.2 | 6.9 | 6.0 | 5.1 | 5.4 |
| その他 | 3.2 | 2.9 | 2.7 | 3.1 | 3.0 | 2.4 | 2.9 |
| 保険会社 | 6.5 | 7.9 | 7.4 | 8.1 | 9.6 | 13.8 | 15.5 |
| 生命保険会社 | 5.5 | 6.6 | 5.9 | 6.5 | 8.0 | 11.6 | 13.5 |
| 損害保険会社 | 1.0 | 1.3 | 1.5 | 1.6 | 1.6 | 2.2 | 2.0 |
| 郵便貯金 | 6.7 | 8.8 | 11.4 | 15.6 | 15.5 | 12.4 | 15.2 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

注 1) 年末の数値。

2) 資金量は、預貯金、譲渡性預金、債券・信託の合計で計算。保険会社は、運用資産を用いた。

3) 四捨五入の都合で、合計が100.0%にならないケースがある。

資料) 日本銀行調査統計局『経済統計年報』、『経済統計月報』、郵政省貯金局業務部『郵政行政統計年報(為替貯金編)』より作成。

上に厳しい規制が課せられている。

生命保険業においては、保険事故が発生した場合、1件の契約で、保険会社の経営を圧迫するほどの多額の保険金支出をとまなうケースは、多分存在しない。1契約で巨額の保険金を支払うような契約は、保険会社が引受けないからである。しかし、損害保険業においては、事情は大きく異なる。日本経済が発展するにつれて、企業活動を取巻くリスクは巨大化、複雑化、多様化した。損害保険会社は、これらリスクを引受けることによって、損害保険会社自身も巨大化してきたが、同時に損害保険会社にとって、経営上すべての引受けリスクを自社で保有することが不可能になった。そのため、リスクを分散させる技術的手法として、他の損害保険会社に再保険を行なっている。

再保険の機能は、(1)保有するリスクの平準化および、累積するリスクの軽減、(2)再保険により保険金額の分割、保険事故発生時の損失の軽減、(3)保険集団の対象件数の増加、「大数の法則」の徹底化、である。損害保険会社は、

再保険を利用することにより、元受契約に対する保険金支払を確実なものにするとともに、会社経営自体の安定性と健全性の実現を図っている。そのため、損害保険会社にとっては、資金運用業務と並んで、再保険業務も既存契約の維持・継続業務の一環と見做すことができる。

上記の資金運用業務および再保険業務以外に、既存契約の維持・継続業務には、一時払いや前納の保険を除いた保険について保険料の徴収業務、有配当保険について契約者配当金の支払業務、契約者貸付業務などがある。さらに、既存契約の失効・解約を防止する対策や、もし失効した場合には、その処理および、その後の復活の処理や、契約事項の変更業務も含まれる。

1.4 保険金の支払と「クレーム・サービス」

保険事故が発生した場合には、保険会社は契約内容に従って、保険金を保険金受取人に支払わなければならない。しかし、生命保険の場合、変額保険を除いてすべて定額の保険金支払であるため、保険会社の支払業務は比較的単純である。死亡保険にあつては、被保険者の死亡と、その原因を確認すればよい。その他の多少内容的に複雑な保険であっても、損害保険会社に比べれば、生命保険会社の保険金支払に係わる業務は、はるかに簡素である。ただ1つ複雑な要素は、保険金詐欺のような「モラル・ハザード」対策である。

損害保険においては、実損填補であるため、保険金支払は複雑な作業になる。損害保険会社は、発生した事故の原因を調べ、保険金支払に該当しない原因で事故が生じたか否かを調べる。さらに、事故によって生じた損害額を査定する。そして、その査定に基づいて保険金を支払う、といった手続きが経られると思われる。しかし、この作業は、損害保険会社内部で行なわれているため、部外者には単に想像するだけである。

損害保険会社は、保険事故発生時に、保険金を支払うという金銭給付を行なっているだけではない。それ以外に、たとえば自動車保険においては、事故発生時に示談代行等の事故処理にともなう「クレーム・サービス」や、海外旅行傷害保険においては、海外での緊急医療機関の手配や、日本語での救急サービス等の「クレーム・サービス」を実施している。

2 保険会社の業務と保険会社の国民経済的機能

2.1 保険サービス仲介者としての保険会社

保険とは、経済的損失を補填する社会的制度であると言え、異論を挟む余地は、ほとんどないであろう。それでは、保険会社の機能とは何であろうか。保険業界に係わる人々の多くは、保険事故が発生した際に生じる経済的損失を、保険会社が補填していると勘違いしている。しかし、これは全くの間違いである。前節で考察したように、保険会社が行なっている業務を検討すれば、保険会社は将来の保険金支払を前提として、保険契約者から保険料を預かり、その資金を運用し、保険事故発生時に保険金受取人に保険金として返還する機能を果たしているに過ぎないことが分かる。つまり、保険会社の機能は、経済的損失を補填することではなく、経済的損失を補填する制度を保持するためのサービスを提供することである。この考え方に立てば、契約者が保険会社に支払った営業保険料のうち、純保険料は将来の保険金支払等のための財源として、保険会社に積立られ、保険事故が発生した時点で、保険金受取人に保険金として支払われる部分であり、支払保険金等は、保険会社にとっては費用ではなく、純保険料からの移転所得に過ぎない。

保険会社の機能が、経済的損失を補填する制度を保持するための仲介であることは、新 SNA および産業連関表では既に確定している。これと同じ考えに立って、谷山[1985]では、保険本質論を次のように規定し、新たな保険学説として「所得移転説」を提唱している。(第2-1図を参照)

「保険の本質は、約定された偶然事象の発生を条件とする、保険契約者から保険金受取人への所得移転である。この所得移転は大数の法則に依拠し、収支相当の原則によって行なわれる。」(谷山[1985, p.4])

2.2 金融仲介機関としての保険会社

以上とは異なった別の側面から、保険会社の機能を考えてみよう。保険会社は、その業務として、契約者から保険料という名称の資金を集め、将来の

保険金支払に備えるため、企業等へ資金を提供している。第2章第2節で考察したように、保険は貯蓄手段の一形態である。つまり、保険会社は、貯蓄過剰主体である契約者から集めた資金を、貯蓄不足主体である企業等へ供給する金融仲介機関としての機能を担っている¹¹⁾。もちろん、貯蓄過剰主体は、保険会社を通さなくても、貯蓄を行なうことができる。しかし、第2章第3節でみたように、「外部経済効果」が期待できる保険として貯蓄することによって、「小さな資金で、大きな保障」が可能になる。また、契約者が個人である場合、資金運用の手段に限界があることを考え合わせると、保険の形態で貯蓄することは、契約者にとって有効な貯蓄形態でもある。このように考えると、保険会社は、他の金融機関と同様に、資金の流れを円滑にする機能を発揮していることが分かる。

3 保険会社の業務と効率的経営

保険会社は、第1節で述べたように、4つの業務を通じて、経済的損失を補填する制度の保持サービスを提供している。第3節では、保険会社は、これら複数の業務を行なうことによって、経営効率に、どのような影響を及ぼしているのかを検討することにしよう。複数の業務を行なうことによって生じる費用節約効果を、経済学では、範囲の経済性 (economies of scope) と呼ぶ¹²⁾。ここでは、統計データが入手可能な新契約業務と既存契約の維持・継続業務との兼業に基づく費用節約効果について、考察することにする。

実際に、範囲の経済性を推定するために、特定化したトランスログ費用関数は、次の第1式である。

$$\ln E = a_0 + a_1 \ln Y_1 + a_2 \ln Y_2 + \frac{1}{2} \cdot a_3 (\ln Y_1)^2 + \frac{1}{2} \cdot a_4 (\ln Y_2)^2 + a_5 \ln Y_1 \cdot \ln Y_2 + u \quad (1)$$

記号：E = 費用水準

Y₂ = 維持・継続業務の規模水準

Y₁ = 新契約業務の規模水準

u = 誤差項

11) 金融仲介機関としての保険会社については、玉田[1985]を参照。

12) 範囲の経済性の意味および、その検証方法については、第11章で詳細に論じられている。

第1式を、最小二乗法でもって推定することにする。用いたデータは、『インシュアランス生命保険統計号』から得られる最新年度である平成5年度である。内国生命保険会社27社と外国生命保険会社3社の合計30社を対象にした。費用変数として、事業費を用いた。新契約業務の規模変数に第1回保険料を、維持・継続業務の規模変数として第2回以降の保険料を採用した。なお、本章では、トランスログ費用関数の近似点を、サンプル平均値とした。そのため、各業務を表わす規模変数のサンプル値を、そのサンプルの平均値で除して用いた。

範囲の経済性は、その十分条件である費用の補完性が存在する時に、存在するといわれている。次の第2式が成立する時に費用の補完性があるという。

$$SCOPE \equiv a_5 + a_1 \cdot a_2 < 0 \quad (2)$$

また、次式が成立する時に、複数生産物の場合の規模の経済性が存在する。

$$SCALE \equiv a_1 + a_2 < 1 \quad (3)$$

第1式を推定して得られたパラメータの値を、第2式と第3式に代入して、範囲の経済性と全生産物に関する規模の経済性の存在を、それぞれ検証することにした。

得られた結果は、第4式のとおりである。

$$\begin{aligned} \ln E = & -0.0829 + 0.1247 \ln Y_1^* + 0.8534 \ln Y_2^{***} + 0.1169 (\ln Y_1)^{2***} \\ & \quad (1.8901) \quad (15.5530) \quad (3.0986) \\ & + 0.0862 (\ln Y_2)^{2***} - 0.1236 \ln Y_1 \cdot \ln Y_2^{***} \\ & \quad (8.5223) \quad (-3.2895) \end{aligned} \quad (4)$$

$$SCOPE = -0.0172 \quad SCALE = 0.9781$$

$$\bar{R}^2 = 0.9963 \quad \text{自由度} = 24 \quad \bar{R}^2 = \text{自由度調整済み決定係数.}$$

カッコ内 = t 値.

*** = 両側 t 検定 1% 水準で有意. * = 両側 t 検定 10% 水準で有意.

パラメータの推定値は、すべて統計的に有意になっている。サンプルの平

均値で評価した範囲の経済性を表わす *SCOPE* の値は負になっている。この結果から、生命保険会社は、各業務を個別に行なう場合に比べて、新契約業務と既存契約の維持・継続業務を兼業することにより、費用節約効果を実現していることが分かる。また、*SCALE* の値が1より小さいため、全生産物に関する規模の経済性が実現していることも明らかになった。

補論 保険会社の機能と企業規模尺度¹³⁾

保険会社の経営効率を測る尺度として、一般に収入保険料に対する事業費の割合（対収保事業費率）が採用されている。しかし、保険会社の機能が、経済的損失を補填する制度を保持するサービスの提供であることを考慮すると、対収保事業費率が、保険会社の効率性を示す尺度として不適切であることが明白になる。

非常に単純な世界を想定しよう。特定の1種類の保険について議論を進め、保険会社の規模は、各保険の規模を合計することによって得られるとする。 P_t を販売額（収入保険料）¹⁴⁾、 P_r を価格（保険料率）、 S を販売数量（契約高）とすれば、 P_t 、 P_r 、 S の関係は、第5式となる。

$$P_t = P_r \cdot S \quad (5)$$

保険業は寡占状態であり、保険会社は市場支配力をもち、価格はフルコスト原則に基づいて設定されると仮定する。（第3章の第3節を参照）標準的な生産規模での平均費用を AC 、利潤マークアップ率を m とすると、価格は第6式で示される。

$$P_r = (1 + m)AC \quad (6)$$

有配当保険の場合、保険の価格は、契約者配当を控除した後の正味保険料率

13) 保険業における企業規模尺度の議論については、ハーシュホーン＝ジーハン（Hirshhorn, R. and R. Geehan）[1977]、谷山[1980]、井口[1986]を参照。

14) 第3章第3節の第3式と第4式では、 P_t を営業保険料と呼んでいるが、ここでは収入保険料と呼ぶことにする。保険業界で使用されている通例に従えば、個々の保険から得られる収入保険料が営業保険料であり、営業保険料を会社全体で合計した数字が収入保険料と呼ばれている。

で表されなければならない。ここでは、議論を単純にするために、有配当保険の場合には、 P_r は配当を控除した後の価格と解釈する。

保険会社の費用項目は、(平均) 保険関係支出 (AC_1) と (平均) 事業運営費 (AC_2) に区分し得る。前者には、支払保険金、給付金、解約返戻金等が含まれ、後者は事業費である。もし、この両者を費用として含むなら、 $AC=AC_1+AC_2$ となり、第7式が得られる。

$$P_r=(1+m)(AC_1+AC_2)=(1+m)AC_1+(1+m)AC_2 \quad (7)$$

第7式の最右辺の第1項は、大雑把にいて、(平均) 純保険料に対応し、第2項は (平均) 付加保険料に対応する。第5式と第7式から、第8式が得られる。

$$P_t=(1+m)(AC_1+AC_2)S \quad (8)$$

保険会社の機能を、経済的損失の補填であるとすれば、保険会社の費用項目は、(平均) 保険関係支出 (AC_1) と (平均) 事業運営費 (AC_2) であり、それに対応した規模変数は、収入保険料 (P_t) となる。

他方、保険会社の機能を、経済的損失を補填する制度を保持するサービスの提供であるとすれば、費用項目は事業運営費のみであり、 $AC=AC_2$ となり、価格 (P_r') は第9式になる。

$$P_r'=(1+m)AC_2 \quad (9)$$

第5式と第9式から、第10式が得られる。

$$P_t'=(1+m)AC_2 \cdot S \quad (10)$$

P_t' は付加保険料であり、保険会社の機能を、経済的損失を補填する制度を保持するサービスの提供であるとした場合の保険会社の企業規模でもある。

保険会社の機能をどのようにみるかによって、費用項目が異なり、それに対応して規模変数が違ってくる。もし、分子に事業運営費を用いれば、分母は付加保険料でなければならない。もし、分子に保険関係支出と事業運営費

の合計をとれば、分母は収入保険料になる。いずれにしても、現実に保険会社の経営効率の指標として採用されている対収保事業費率のように、分子に事業費を、分母に収入保険料をとることは、保険会社の機能を考えれば、規模と費用項目とが対応していないことになる。

本書の考え方では、保険会社の機能は、経済的損失を補填する制度を保持するサービスの提供である。そのため、保険会社の費用項目は事業運営費であり、規模尺度は付加保険料でなければならない。しかしながら、現実には、付加保険料を規模尺度として用い、付加保険料に対する事業費の割合でもって、保険会社の効率性を測ることは現状では無意味である。というのは、とりわけ、生命保険相互会社では利潤がゼロであることが建前である。この場合、付加保険料は、事業費と同値になる。ただし、今回の保険業法の改訂により、ソルベンシー・マージン（支払余力）の確保が現実味を帯びてくると、対付加保険料事業費率は、保険会社の経営効率を測るための有効な尺度になると考えていいだろう。

第5章 生命保険業の産業組織

本章と次の第6章では、生命保険業と損害保険業の産業組織について、それぞれ論じる。産業組織論が教えるところでは、当該市場構造、市場行動、市場成果について、および、それらの相互関連性を論じることによって、その産業の産業組織を明らかにすることができる。産業組織のあり方によって、当該産業への政府規制が、いかにあるべきかが決定的に影響される。また、産業組織の現状は、産業に対して、これまでに実施されてきた政府規制の内容と程度により、影響を受けているはずである。いずれにしても、特定産業における政府規制および、規制緩和を論じるためには、当該産業の産業組織の現状を把握しておくことが重要である。本章では、まず生命保険業における産業組織について考えることにする。

1 産業の規模と成長

1.1 戦後の混乱期と「20社体制」の確立¹⁾

第2次世界大戦の敗戦によって、生命保険会社経営は深刻な打撃を受けた。その原因は、次のように多岐にわたっている。(1)戦時中、戦災から免れるために、帳簿類を各地に疎開させていた、その過程で紛失した帳簿類も多数にのぼった、(2)男子従業員の多くが応召・応徴中であり、女子事務員や臨時雇用によって補われた労働力に依存していたため、能率が低下した、(3)連合軍による本社社屋等の接收、といった物理的な要因に加えて、(4)敗戦による社会不安や悪性インフレによる新契約の停滞、解約失効の増大、(5)戦死・戦傷

1) 戦後の混乱期の生命保険業については、安井[1968]参照。なお、この時期の詳しい資料が(社)生命保険協会編集『昭和生命保険史料、第5巻、再建整備期』(生命保険協会、1973年)にある。

死による保険金支払の増大、(6)インフレにともなう事務費の増大、といった直接的に収支悪化をもたらす要因もあった。また、(7)海外資産の喪失や、(8)軍需産業への投資の凍結による損失のような保有資産の喪失、さらに(9)戦時補償の打切り実施による損失も加わった。

政府は、インフレ防止対策とともに、戦時補償打切りによる経済界への影響を最小限に止めるための措置として、昭和21年8月に金融緊急措置令、金融機関経理応急措置法、会社経理応急措置法を公布した。これらの法令は、金融機関や特別経理会社の資産・負債を、指定時の昭和21年8月11日午前0時現在で二分させるとともに、封鎖預金を第1封鎖と第2封鎖に区分し、原則として第2封鎖預金を凍結させることを目指していた。これらを実施するために、昭和21年10月に、金融機関再建整備法が公布されている。

生命保険会社も、これらの法令にしたがって、新勘定と旧勘定を分離し、新勘定の資産として、戦時補償打切りに関係のない現金、国債、地方債、他金融機関に対する債権などの健全な資産を、そして負債として、保険金1万円以下または既払込保険料1200円以下の契約に見合う責任準備金などを移すことにした。これら以外の資産と負債を旧勘定に残し、戦争や戦時補償打切りにともなう損失は、旧勘定で処理されることになり、新勘定において業務が支障なく遂行できることが図られた。旧勘定の資産・負債は、一定の評価基準で評価替えをし、最終的に赤字が生じた場合には、政府が保障することとして整理を完了し、新勘定を母体として第2会社を設立し、再出発することになっていた。

しかし、上述のとおり、第2会社を設立して、旧会社の新勘定における契約を、第2会社に包括移転させるためには、旧会社の旧勘定の資産・負債に対する評価基準を決定する必要があったが、これは長期にわたる作業であった。そのため、昭和22年から23年にかけて、旧会社の整理完了を待たずに、第2会社を設立する機運が生じることになった。最初に第2会社を設立したのは、日本生命であった。昭和22年5月に、第2会社である日本生命保険相互会社が発足している。その後、第5-1表のように、日本生命を含めて14社が新会社を設立している。その他に、3社が旧会社の新勘定を増資す

第5-1表 第2会社の設立と「20社体制」

| 現会社名 | 旧会社名 | 再建年月 | 再建方式 | 備考 |
|-----------|----------|----------|-------|-----------|
| 日本生命(株) | 日本生命(株) | 昭和22年 5月 | 新会社 | |
| 東京生命(株) | 野村生命(株) | 22 7 | 新会社 | |
| 大同生命(株) | 大同生命(株) | 22 7 | 新会社 | |
| 朝日生命(株) | 帝国生命(株) | 22 7 | 新会社 | |
| 明治生命(株) | 明治生命(株) | 22 7 | 新会社 | |
| 安田生命(株) | 安田生命(株) | 22 7 | 新会社 | |
| 住友生命(株) | 住友生命(株) | 22 8 | 新会社 | |
| 三井生命(株) | 三井生命(株) | 22 8 | 新会社 | |
| 第百生命(株) | 第百生命(株) | 22 9 | 新会社 | |
| 大和生命(株) | 大和生命(株) | 22 9 | 新会社 | |
| 日産生命(株) | 日産生命(株) | 22 9 | 新会社 | |
| 富国生命(株) | | 22 10 | 新勘定増資 | 従来のまま存続 |
| 千代田生命(株) | | 22 10 | 新勘定増資 | 従来のまま存続 |
| 平和生命(株) | 板谷生命(株) | 22 10 | 新会社 | |
| 東邦生命(株) | 新日本生命(株) | 22 11 | 新会社 | |
| 第一生命(株) | | 22 11 | 新勘定増資 | 従来のまま存続 |
| 太陽生命(株) | 太陽生命(株) | 23 2 | 新会社 | |
| 協栄生命(株) | | | | 昭和22年5月設立 |
| 日本団体生命(株) | | | | 従来のまま存続 |
| 大正生命(株) | | | | 従来のまま存続 |

出所) 保険研究所『日本保険業史・会社編(上巻)』(株)保険研究所1980年, p.60より作成。

第5-2表 生命保険業の規模拡大 (単位: 10億円)

| 年度 | 国民所得 ^a | | 鉱工業生産指数 ^b | | 会社数 | 年度末保有契約高 ^c | | 新契約高 ^c | | 収入保険料 | |
|-------|-------------------|-------|----------------------|-------|-----|-----------------------|---------|-------------------|--------|--------|---------|
| | 金額 | 100% | 指数 | 100% | | 金額 | 100% | 金額 | 100% | 金額 | 100% |
| 昭和26年 | 4,435 | 100% | 3.9 | 100% | 20社 | 740 | 100% | 325 | 100% | 29 | 100% |
| 31 | 8,173 | 184 | 7.3 | 187 | 20 | 2,846 | 384 | 886 | 272 | 114 | 393 |
| 36 | 15,755 | 355 | 15.2 | 389 | 20 | 8,934 | 1,207 | 2,677 | 823 | 313 | 1,079 |
| 41 | 30,997 | 698 | 24.9 | 638 | 20 | 30,466 | 4,117 | 8,875 | 2,730 | 899 | 3,100 |
| 46 | 65,552 | 1,478 | 46.5 | 1,192 | 20 | 98,534 | 13,315 | 27,337 | 8,411 | 2,091 | 7,210 |
| 51 | 137,848 | 3,108 | 54.5 | 1,397 | 22 | 336,791 | 45,512 | 72,318 | 22,251 | 4,734 | 16,324 |
| 56 | 209,749 | 4,729 | 68.5 | 1,756 | 24 | 652,993 | 88,242 | 85,552 | 26,323 | 9,310 | 32,103 |
| 61 | 269,395 | 6,074 | 80.1 | 2,053 | 29 | 991,096 | 133,931 | 112,048 | 34,476 | 18,963 | 65,389 |
| 平成3 | 359,807 | 8,112 | 101.7 | 2,607 | 30 | 1,787,503 | 241,554 | 187,596 | 57,721 | 28,240 | 97,379 |
| 5 | 358,895 | 8,092 | 91.2 | 2,338 | 30 | 2,021,182 | 273,132 | 185,185 | 56,980 | 30,393 | 104,803 |

注 (1)a = 要素費用表示の国民所得, b = 付加価値でウェイト(平成2年平均=100), c = 個人保険, 団体保険, 個人年金保険の合計。(2)アメリカ軍施政下の沖縄は含まない。

出所) 国民所得 = 経済企画庁編『国民所得統計年報』, 『国民経済計算年報』

鉱工業生産指数 = 通商産業大臣官房調査統計課編『鉱工業指数年報』, 日本銀行統計局『本邦経済統計』, 『経済統計年報』

年度末保有契約高, 新契約高, 収入保険料 = 大蔵省銀行局監修『保険年鑑』, 大蔵財務協会『保険年鑑』, 大蔵省『銀行局金融年報』, 『インシュアランス生命保険統計号』より作成。

ることによって再建している。さらに、この過程において、協栄生命が、再保険・標準下体保険（弱体保険）の専門会社から、一般の生命保険の元受会社として新たに設立され、いわゆる「20社体制」が確立する。

しかも、一部の会社を除き、旧会社の最終処理が終了する昭和23年3月までの期間には、新旧両会社が併存し、旧会社は既存契約の維持・継続業務を、新会社は新契約の募集業務を担当する状態が続いた。当時は、まだ敗戦後の猛烈なインフレが収束していない状況であったため、保険会社は事務費の高騰を賄うために、新契約を大量に獲得する必要に迫られていた。これらの諸要因があいまって、「新契約第一主義」ないし「拡張主義」という、その後現在に至るまで、戦後一貫した生命保険会社経営の基本的方針が、確立されたと解釈し得る。

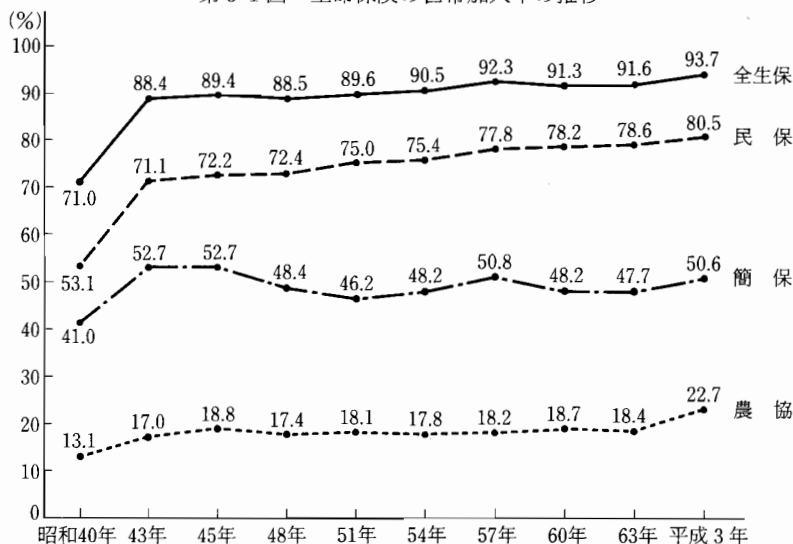
1.2 高成長と産業の成熟化

昭和24年（1949年）のドッジ・プラン実施と翌年からの朝鮮動乱による特需ブームで、生命保険業界は敗戦による深刻な打撃から立直ることができた。もちろん、この過程において、業界を取巻く環境が好転したこと以外に、上述したような第2会社の設立とともに、契約者配当の復活（昭和24年度から契約高1000円に対し、3円の配当）や、数次にわたる保険料引下げ、新種保険の開発・販売等、保険会社自身が経営努力を行なったことも見逃してはならない²⁾。

昭和20年代後半以降、現在に至るまで、生命保険業は目覚ましい発展を遂げてきた。第5-2表のように、昭和26年から平成5年までの約40年間に、国民所得は約81倍に、鉱工業生産指数は約23倍に拡大した。これに対して、生命保険業の規模は、年度末保有契約高でみると2700倍以上、新契約高では約570倍、収入保険料では約1000倍に拡大している。他の多くの産業が、景気後退期に業績不振を経験したが、生命保険業は例外であり、戦後一貫して高成長を持続してきた。

2) 朝鮮動乱以後の生命保険業の高成長については、本田[1968]を参照。

第5-1図 生命保険の世帯加入率の推移



出所) 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」より作成。

生命保険業の飛躍的な発展は、生命保険に対する潜在的な需要を高める社会的背景があったことと、その潜在的需要を顕在化させた生命保険会社の経営努力の結果である、と思われる。生命保険業の発展に寄与した社会的背景として、水澤[1978, p.14~16]は次の5項目を挙げている。

- ・所得の伸びとインフレの継続
- ・核家族化の進行
- ・不慮の災害と成人病の脅威
- ・寿命の延長と老後の生活保障の必要性
- ・社会保障の補完および企業保障との関連

これら5項目以外にも、たとえば、わが国は相続税が諸外国に比べて高額であり、死亡保険金でもって相続税を支払う風潮があるなど、税金面の影響も考えられるだろう。他方、生命保険会社の経営努力として、潜在的需要に対応した新種保険の開発、女性外務員を中心とする募集（販売）体制の強化・拡大、保険料の低料化が、生命保険に対する潜在的需要を顕在化させる

のに貢献したようである。

このように、生命保険業の飛躍的發展は、生命保険会社の経営努力が、広く国民に受け入れられた結果であると見做すことができる。その反面、生命保険業の發展は、第5-1図のように、世帯加入率の向上の結果でもあり、わが国生命保険業が成熟した産業であることの証明でもある。今後は、従来のような急速な成長は期待できないであろう。また、いわゆる「バブル経済」の崩壊により、生命保険業は大きな打撃を被ったのは周知のとおりであり、新契約を件数でみれば対前年伸び率がマイナスになる年度が生じている。

2 「20社体制」と外資系企業の参入

2.1 参入と退出

第5-3表のように、戦後わが国生命保険業への参入は、15例だけである。協栄生命は、昭和11年4月に再保険と標準下体保険のみを営業種目として営業を開始したが、昭和22年5月に一般の生命保険元受会社として参入した。琉球生命と沖縄生命は、アメリカ軍施政下の沖縄での参入という特殊ケースである。協栄生命を含めた、いわゆる「20社体制」が堅持され、戦後30年近くにわたり、新規企業の参入が、まったく認められなかった。しかし、昭和47年12月にアメリカン・ライフ（アリコ・ジャパン）に、日本人向け円貨建て保険の募集（販売）が認可された。これは、資本自由化の進展など、生命保険業を取巻く内外環境の変化に対応して、大蔵省が外国会社の日本人向け営業を容認する方向へ変化した結果であると言われている。その後、外資系生命保険会社の参入が、11例みられる³⁾。これに対して、日本企業が100%株式所有する生命保険会社の参入は、1件も認可されなかった。

他方、わが国生命保険業からの退出は、第5-4表のとおりである。日本教育生命は、大正生命へ契約を包括移転している。ただし、日本教育生命は、大正年間から、大正生命の姉妹会社であった。沖縄生命の退出は、沖縄本土

3) 外資系企業の参入と、その後の状況については、井口[1989]、山田[1989]を参照。

第5-3表 わが国生命保険業への参入：昭和20年以降について

(平成5年度末現在)

| 会 社 名 | 参入時期 | | 参 入 形 態 | 備 考 |
|---------------------------------|----------------|---------------|-----------------------------|--|
| | 事業免許 | 営業開始 | | |
| 協栄生命 | 昭和22年 5月 | 昭和22年 5月 | 保険業法による内国法人 | 昭和11年4月営業開始(事業免許は昭和11年1月)の協栄生命再保険(再保険と標準下体保険の専門会社)が一般の生命保険の元受会社として参入 |
| 琉球生命 | 昭和27年6月設立 | | | アメリカ軍施政下の沖縄での参入, 昭和50年8月に退出 |
| 沖縄生命 | 昭和35年7月設立 | | | アメリカ軍施政下の沖縄での参入, 昭和47年5月に退出 |
| アメリカン・ライフ (アリコ・ジャパン) | 47 12 | 48 2 | 「外者法」による支店形式 | 日本人向け円貨建て保険の募集(販売), 昭和29年9月に外国人向けドル建て保険の限定免許により参入 昭和45年6月外国人向け円貨建て保険の限定免許付与 |
| アメリカン・ファミリー セゾン(旧西武オールステート) | 49 10 50 12 | 49 11 51 1 | 「外者法」による支店形式 保険業法による内国法人 | 日米合弁会社形態による参入(外資50%, セゾン・グループ50%) |
| ソニー(旧ソニー・プルデンシャル 旧ソニー・ブルコ) | 56 2 | 56 4 | 保険業法による内国法人 | 日米合弁会社形態による参入, その後100%国内資本に(ソニー・グループが90%所有) |
| コンバインド | 56 12 | 57 4 | 「外者法」による支店形式 | 平成2年9月に退出 |
| アイ・エヌ・エイ | 57 2 | 57 4 | 保険業法による内国法人 | 100%外資による参入, その後外資比率が90%に(安田火災が10%所有) |
| ユナイテッド・オブ・オマハ (オマハ) | 60 10 | 60 11 | 「外者法」による支店形式 | 日本人向け円貨建て保険の募集(販売), 昭和39年6月に外国人向けドル建て保険の限定免許により参入, 平成3年6月に退出 |
| ナショナル ニコス(旧エクイタブル) | 61 3 61 10 | 61 4 61 10 | 「外者法」による支店形式 保険業法による内国法人 | 100%外資による参入, その後外資比率が30%に(日本信販グループが70%所有) |
| プルデンシャル オリコ (旧オリエント・エイオン) | 63 2 平成2 7 | 63 4 2 9 | 保険業法による内国法人 保険業法による内国法人 | 100%外資による参入 日米合弁会社形態による参入, その後100%国内資本に(オリコ・グループが100%所有) |
| オリックス (旧オリックス・オマハ) | 3 5 | 3 6 | 保険業法による内国法人 | 日米合弁会社形態による参入, その後100%国内資本に(オリックス・グループが100%所有) |

注 1) 以上の他に, 各種組合共済による生命共済等, 外国人のみを対象としたドル建て限定免許による外国生命保険会社の参入もある。

2) 戦前(昭和元年以降)の参入として, 昭和9年6月営業開始の日本団体生命(団体保険専門会社)と協栄生命再保険および, 満州州の満州生命がある。

出所) 大蔵財務協会『保険年鑑』, 大蔵省『銀行局金融年報』, 『週刊東洋経済臨時増刊生命保険特集』, 『インシュアランス生命保険統計号』, 『生命保険ファクトブック』, より作成。

第5-4表 わが国生命保険業からの退出：昭和20年以降について

(平成5年度末現在)

| 会社名 | 退出時期 | 備 考 |
|--------|---------|--|
| 日本教育生命 | 昭和23年3月 | 契約を大正生命に包括移転 日本教育生命は大正7年5月に大正生命に買収され、大正生命の傘下に |
| 沖縄生命 | 47 5 | 契約を協栄生命に包括移転（沖縄本土復帰にともなう措置） |
| 琉球生命 | 50 8 | 契約を日本生命に包括移転 |
| コンバインド | 平成 2 9 | 契約をオリエント・エイオンに包括移転 |
| オマハ | 3 6 | 契約をオリックス・オマハに包括移転 オマハは外国人向けドル建て保険の営業のみ継続 |

出所) 第5-3表と同じ。

復帰にともなう措置である。琉球生命は、沖縄本土復帰後も継続して営業を行なう予定であったが、結果的に退出している。しかし、沖縄生命と琉球生命は、戦後のアメリカ軍施政下の沖縄で参入した生命保険会社であり、その退出は、沖縄本土復帰にともなう特殊ケースと見做すべきである。コンバインドとオマハは、「外者法」による支店形式で、わが国生命保険業へ参入したが、その後経営不振が続き、退出を余儀なくされた。退出会社はすべて、その契約を他社へ包括移転して退出しており、倒産は1件も生じていない。

以上の参入と退出の結果、平成5年度末現在で、「30社体制」が実現している。そのうち、内国会社は従来からの「20社体制」の20社に、新規参入の7社を加えて、27社である。(日本人向け)外国会社は、3社である。外資系生命保険会社は、参入時点では、外資100%など、いわゆる「外資系」であっても、参入後は徐々に外資の比率を低下させてきた。ソニーは、日米合弁会社形態で内国会社を設立することによって生命保険業へ参入したが、その後100%国内資本になっている。オリコとオリックスは、支店形式で参入したコンバインドとオマハを、それぞれ日米合弁会社として契約を包括移転することにより、生命保険業へ参入し、その後100%株式所有している。ソニー、オリコ、オリックスは、もはや「外資系」ではなくなった。ニコスも、100%外資所有から、外資比率は30%に減少し、日本信販グループが株式の70%を所有するに至っている。平成5年度末現在で、「外資系」といえるのは、支店形式で営業している外国会社であるアリコ・ジャパン、アメリ

第5-5表 外資系生命保険会社の参入率の推移

| 年度 | 収入保険料 | 個人保険 | | 団体保険 | |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| | | 保有契約高 | 新契約高 | 保有契約高 | 新契約高 |
| 昭和48年 | n.a % | 0.019% | 0.065% | 0.031% | 0.210% |
| 53年 | 0.575 | 2.022 | 2.704 | 0.134 | 0.486 |
| 58年 | 1.060 | 2.842 | 3.656 | 0.322 | 1.438 |
| 63年 | 2.113 | 3.950 | 5.158 | 0.556 | 0.788 |
| 平成5年 | 3.158 | 1.782 | 3.731 | 0.879 | 2.928 |

注) 参入率とは、「20社体制」へ参入した外資系生命保険会社10社の市場シェアの総計として算出した。
出所) 「週刊東洋経済臨時増刊生命保険特集」, 「インシュアランス生命保険統計号」より作成。

カン・ファミリー、ナショナルの3社と、内国会社のセゾン、アイ・エヌ・エイ、ブルデンシャル、そしてニコスの4社、合計7社である。わが国企業の生命保険業への単独進出は、これまで1件も実現していない。しかし、外資との合弁を通じて参入し、その後株式の100%所有ないし過半数所有により、実質的に生命保険業への参入が実現している。オリコ、オリックス、日本信販といった他の金融業、セゾン・グループ、ソニーといった流通業や製造業からの参入である。

2.2 外資系企業参入のインパクト

第5-5表は、「20社体制」へ参入した外資系生命保険会社10社の市場シェアを合計し、「参入率」として計算した数値の推移である⁴⁾。参入率は、個人保険の新契約で測った場合に、最大5%台に乗る程度であり、他の尺度ないし、団体保険については、わずかな割合に過ぎない。外資系生命保険会社の参入に際して、生命保険業界では、「第2の黒船来襲」と受取り、深刻な危機感を抱いていたようであるが、総体的にみれば、日本人にとって無名の外資系企業の参入は、既存生命保険会社にとっては、実質的な競争の脅威にならなかった。とりわけ、取り扱う保険の種類が異なる大手生命保険会社の場合、外資系生命保険会社は取るに足らない存在であったようである。た

4) 上述したように、ソニー、オリコ、オリックスは、現在では外資系生命保険会社ではないが、参入時に「外資系」であったため、ここでは外資系に含めて計算している。また、外資系企業の参入件数は、第5-3表のように10件を超えるが、各時点で同時に営業している会社数でみれば、これまでに10社の参入があったため、ここでは外資系10社の参入率を用いている。

第5-6表 外資系生命保険会社の主要保険種類と募集（販売）チャネル

| 会社名 | 主要保険種類 | 募集（販売）チャネル |
|-------------------------|-------------------------------|---|
| アメリカン・ライフ (アリコ・ジャパン) | 疾病, 定期, 変額 (すべて無配当) | 代理店, コンサルタント制度 (内勤待遇外務員), エージェンシー・マネージャー・システム, 通信販売, 店頭販売 |
| アメリカン・ファミリー | がん, 痴呆介護 (すべて無配当) | 専業代理店, 通信販売, 店頭販売 |
| 西武オールステート | 定期, 終身, 養老 (無配当保険が主力) | 店頭販売, 男性正社員によるコンサルタント・セールス (大卒が中心) |
| ソニー・ブルコ | 終身, 定期, ファミリー, 変額 (すべて無配当) | 大卒男子専属外務員 (ライフプランナー) によるコンサルタント・セールス |
| コンバインド | 「交通傷害給付金付災害割増定期保険」他 (すべて無配当) | 専属外務員によるテリトリー販売 (飛び込み訪問活動), 代理店 |
| アイ・エヌ・エイ | 終身, 定期, がん, 介護 (すべて無配当) | 専属外務員 (ライフカウンセラー), 代理店, ダイレクト・マーケティング |
| オマハ | 終身, 定期, (すべて無配当) | 通信販売, 代理店 |
| ナショナル・ライフ | 定期, 生存年金付定期 (すべて無配当) | 代理店, 通信販売 |
| エクイタブル | 変額 (無配当) | 大卒男子正社員による販売, 代理店 |
| ブルデンシャル | 終身, ファミリー, 定期, 変額 (すべて無配当) | 大卒男子専属外務員 (ライフプランナー) によるコンサルタント・セールス |

注1) 会社名は, 参入時の名称を用いた。

2) 参入時に外資系であった会社のリストである。

3) オリコとオリックスは, それぞれコンバインドとオマハから, 契約の包括移転により参入した会社であるため除外した。

出所) 「主要保険種類」= 『インシュアランス生命保険統計号』(昭和63年度版)の「各社主要保険商品内容一覧表」および「各社変額保険商品内容一覧表」より作成。

「販売チャネル」= 『インシュアランス生命保険統計号』, 『週刊東洋経済臨時増刊生命保険特集』, 『インシュアランス』(1983年1月1日新年特集号)より作成。

だし, 大都市圏では, 相当な脅威になったとみる業界関係者の意見もあるが, それを証明するデータは入手できない⁵⁾。

昭和30年代後半に始まる資本自由化の流れに対応して, 大蔵省は日本の生命保険会社にないユニークな保険を募集(販売)したり, ユニークな募集(販売)方法を採用することによって, 国民にとって望ましいサービスを提供するとともに, 既存生命保険会社にもよい影響を与えると思われる進出計

5) 資本自由化の流れに沿った外資系企業の日本進出および, それに対する既存生命保険会社の対応については, (社)生命保険協会『生命保険協会70年史』(1978年12月)p.753~762が詳しい。

画を認可する方針であった、と言われている。新規参入を果たした外資系生命保険会社が募集（販売）する主要な保険種類と募集（販売）チャンネルは、第5-6表の通りである。募集（販売）されたユニークな保険に注目すると、既存の生保会社は有配当の保険を主力にしていたが、外国からの進出企業は大部分が無配当保険である点が特徴である。募集（販売）チャンネルについては、既存の日本社は、家庭の主婦を中心とした外務員による募集（販売）を行っていたが、新規進出企業は、損保会社の代理店を通じた販売、通信販売、店頭販売、男性社員によるコンサルタント・セールス、専属外務員によるテリトリー販売（飛び込み訪問活動）、ガソリン・スタンドを法人代理店とする販売等、ユニークな募集（販売）チャンネルを採用した。

わが国生命保険業への外資系企業の参入は、参入率では僅かな割合に過ぎなかったが、ガン保険のように、既存の日本企業には見られなかった新種保険の募集（販売）は、内国生命保険会社に、その後の新種保険の開発面で多大の影響を与えることになった。また、ユニークな募集（販売）チャンネルの採用は、国内各社に募集（販売）チャンネルの多様化の必要性を認識させることになった。さらに、無配当保険の認可に見られるように、保険料の安い保険の募集（販売）が認められたことは、その後の価格競争に何らかの影響を与え、配当の個別化の促進に貢献したはずである。

3 産業集中、市場シェア、順位の変動

3.1 平成5年度決算にみる市場シェアの状況

第5-7表は、平成5年度決算による「30社体制」における各社の市場シェアの状況である。日本生命が大部分の尺度でトップの地位にあるが、それでも「ガリバー」という程、高い市場シェアを保有していない。団体保険の新契約でみると、トップは明治生命であり、日本生命は第2位になっている。これは、ある意味で、「画期的」出来事である。

公正取引委員会は、ハーフィンダール指数の大きさによって、次のように産業を区分している。

第5-7表 生命保険会社各社の市場シェア（平成5年度）

| 会社名 | 企業規模尺度 | | | | | 会社名 | 企業規模尺度 | | | | |
|----------------|--------|--------|--------|---------|--------|----------|--------|-------|-------|---------|--------|
| | 収入保険料 | 新契約 | | 年度末保有契約 | | | 収入保険料 | 新契約 | | 年度末保有契約 | |
| | | 個人保険 | 団体保険 | 個人保険 | 団体保険 | | | 個人保険 | 団体保険 | 個人保険 | 団体保険 |
| 日本 | 19.05% | 20.08% | 14.43% | 23.45% | 16.60% | 東京 | 0.86% | 0.47% | 1.30% | 0.49% | 1.42% |
| 第一 | 13.27 | 15.03 | 8.47 | 16.39 | 11.87 | 日産 | 0.83 | 0.57 | 1.20 | 0.51 | 1.29 |
| 住友 | 11.86 | 14.00 | 9.25 | 15.21 | 11.10 | アリコ・ジャパン | 0.62 | 0.71 | 0.44 | 0.50 | 0.30 |
| 明治 | 8.51 | 9.56 | 17.38 | 9.16 | 11.95 | ソニー | 0.30 | 0.78 | 0.49 | 0.28 | 0.07 |
| 朝日 | 6.32 | 5.61 | 5.69 | 6.57 | 5.63 | 平和 | 0.30 | 0.19 | 0.24 | 0.17 | 0.27 |
| 三井 | 5.47 | 5.14 | 6.56 | 5.47 | 6.76 | アイ・エヌ・エイ | 0.22 | 0.23 | 0.10 | 0.11 | 0.02 |
| 安田 | 5.39 | 5.35 | 11.25 | 5.40 | 10.13 | セゾン | 0.22 | 0.26 | 0.71 | 0.18 | 0.28 |
| 太陽 | 4.23 | 1.10 | 1.69 | 0.72 | 1.75 | 大和 | 0.19 | 0.18 | 0.02 | 0.11 | 0.18 |
| 大同 | 3.69 | 2.98 | 5.11 | 2.48 | 3.04 | 大正 | 0.18 | 0.08 | 0.21 | 0.05 | 0.13 |
| 東邦 | 3.38 | 2.12 | 4.38 | 1.69 | 2.52 | ナショナル | 0.17 | 0.31 | 0.41 | 0.12 | 0.03 |
| 千代田 | 3.35 | 3.45 | 4.84 | 3.05 | 3.83 | ブルデンシャル | 0.12 | 0.90 | — | 0.24 | 0.0007 |
| 協栄 | 3.18 | 5.35 | 2.32 | 3.16 | 3.39 | オリックス | 0.11 | 0.26 | 0.19 | 0.07 | 0.07 |
| 富国 | 2.46 | 2.07 | 1.91 | 2.00 | 2.00 | ニコス | 0.05 | 0.09 | 0.72 | 0.06 | 0.07 |
| 日本団体 | 2.24 | 1.06 | 1.48 | 0.77 | 3.75 | オリコ | 0.04 | 0.02 | 0.13 | 0.01 | 0.03 |
| 第百 | 2.10 | 1.86 | 3.34 | 1.35 | 1.52 | 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| アメリカン ファミリー | 1.32 | 0.18 | — | 0.21 | — | | | | | | |

注）四捨五入の関係で、合計が100.0にならない場合がある。

出所）『インシュアランス生命保険統計号』より作成。

- ・高位集中型（I）：生産ハーフィンダール指数＝0.37以上
- ・高位集中型（II）：生産ハーフィンダール指数＝0.26以上～0.37未満
- ・中位集中型（I）：生産ハーフィンダール指数＝0.16以上～0.26未満
- ・中位集中型（II）：生産ハーフィンダール指数＝0.09以上～0.16未満
- ・低位集中型（I）：生産ハーフィンダール指数＝0.05以上～0.09未満
- ・低位集中型（II）：生産ハーフィンダール指数＝0.05未満

（公正取引委員会事務局『個別市場における生産・出荷集中の状況——生産・出荷集中度調査結果（平成3・4年）——』平成7年6月）

平成5年度における生命保険業のハーフィンダール指数は、企業規模を収入保険料で測って0.093、総資産では0.103である。公正取引委員会の産業区分では、生命保険業は中位集中型（II）に分類されることになる。公正取引委員会の資料から、上述の各区分に属する品目数の構成比をみると、ハーフィンダール指数が、0.09未満の品目数は、全体の約4分の1に相当する。

第5-8表 産業集中度の変化（企業規模尺度＝収入保険料）

| | 昭和26年 | 31年 | 36年 | 41年 | 46年 | 51年 | 56年 | 61年 | 平成3年 | 5年 |
|------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 上位1社 (%) | 22.5 | 19.5 | 18.8 | 20.4 | 20.6 | 21.4 | 21.1 | 20.8 | 18.8 | 19.0 |
| 3社累積 (%) | 43.6 | 43.2 | 43.1 | 46.0 | 46.0 | 45.3 | 46.0 | 49.0 | 44.5 | 44.2 |
| 5社累積 (%) | 57.4 | 59.0 | 61.5 | 62.7 | 62.3 | 60.9 | 61.4 | 64.2 | 59.5 | 59.0 |
| ハーフィンダール指数 | .099 | .094 | .097 | .103 | .104 | .103 | .103 | .107 | .094 | .093 |
| 企業数 (社) | 20 | 20 | 20 | 20 | 20 | 22 | 24 | 29 | 30 | 30 |

注) アメリカ軍施政下の沖縄を除外。

出所) 大蔵省銀行局監修『保険年鑑』、大蔵財務協会『保険年鑑』、『インシュアランス生命保険統計号』より作成。

わが国の生命保険業は、高集中産業であるとは言えない。

収入保険料でみて、最大の日本生命は、最小のオリコの実に 450 倍の規模である。本章の第1節と第2節で述べたように、急速な成長を果たしてきた生命保険業であるが、参入が厳しく規制されていたため、企業数が僅かに 30 社であるが、その中で企業間規模格差が大きいことが分かる。また「20 社体制」に参入した新規企業は、市場シェア拡大が実現できていない。

3.2 産業集中の推移

第5-8表は、収入保険料を規模尺度として、戦後の生命保険業における産業集中の推移をまとめたものである。第5-8表は、第3章第4節で示した「狭義の生命保険業」を対象とした数字であり、保険業法に基づく内国会社だけでなく、「外者法」に基づく日本人向け保険を募集（販売）している外国会社も含んでいる⁶⁾。上位1社集中度は、20%前後の水準であり、トップ企業の市場支配力が独禁法との係わりで問題にされる産業に比べて、非常に低いレベルである。しかも、その水準、ほとんど変化していない。上位3社累積集中度、上位5社累積集中度、ハーフィンダール指数でも、集中度の変化、ほとんどみられない。わずかな動きに注目してみると、昭和26年以降、昭和50年代ないし昭和60年代に至るまで、産業集中度は上昇傾向にあり、その後反転して下降傾向を示し現在に至っている、ということができ

6) これまで、谷山[1980]と筒井[1990]において、わが国生命保険業の産業集中に関するデータが掲載されているが、いずれも保険業法に基づく内国会社のみを対象にしていた。

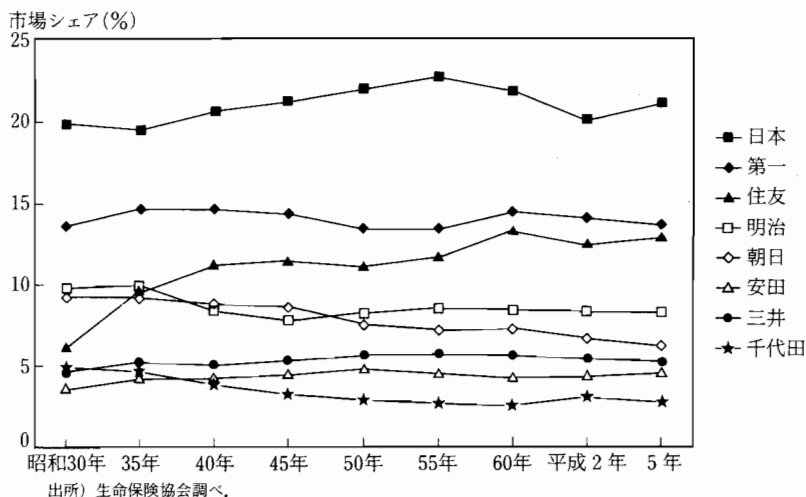
るかも知れない。しかし、わが国生命保険業においては、重要な意味をもつような産業集中の変化は起らなかったと判断するのが、妥当な解釈であろう。

3.3 市場シェア、順位の変動

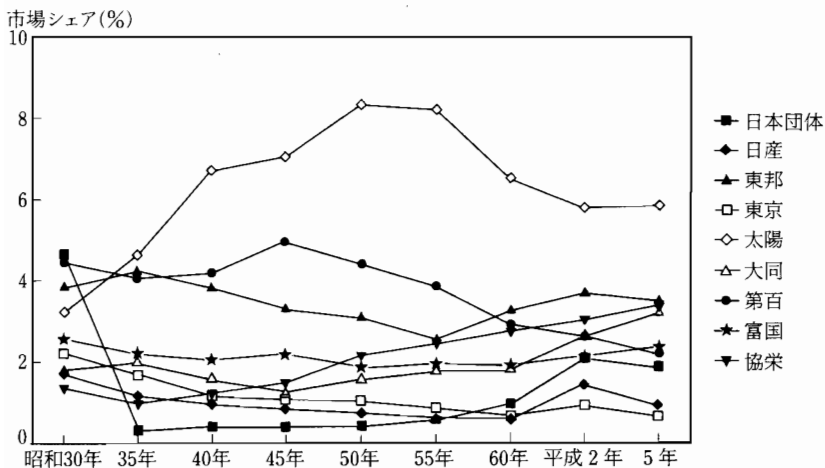
産業組織論の教科書では、産業集中度が上昇するにつれて、産業界内の競争が損なわれると教えるが、それは例えば上位数社の絶対的集中度の場合、その数社を構成する企業に変化がないこと、およびその数社間での順位・シェア変動もない場合を前提にしている。ハーフィンダール指数でも同様である。そこで、生命保険業において順位・シェア変動がなかったかどうかを検討してみよう。第5-2図と第5-3図は、収入保険料で測った各社のシェアの推移である。業界最大手の日本生命の第1位は、当該期間中変化なく、安定した地位を保っているが、それ以下の各社間では、かなり激しい順位とシェアの変動を繰り返していたことが分かる。とりわけ、変化が激しかったのは、急速にシェアを伸ばした住友、太陽、協栄の3社である。住友は、これらの図には記載されていないが、昭和26年には収入保険料で測って、第9位の中小生保に過ぎなかった。それが、昭和35年に3位に上昇した。新契約高で各社のシェア推移をみると、住友は、第一を押さえて第2位に躍進した年度(昭和50年度)もある。住友の躍進は、他の大手生保に比べて、定期性の保険の募集(販売)割合が僅かに高いことも影響していると思われるが、より重要な要因は募集(販売)体制の強化・拡大であろう。太陽と協栄は、それぞれ貯蓄性の高い生死混合保険や定期保険といった特徴的な保険の販売好調の結果、シェア拡大・順位上昇を実現させたようである。生命保険業界では、各社を「大手」と「中小」に区分しているようであるが、第5-2図と第5-3図をみれば、「大手」を上回る「中小」が出現している。

このように、生命保険会社各社間で、順位変動やシェア変動が繰り返されてきた事実を考えると、長期にわたって「20社体制」が維持され、新規参入が認められず、しかも産業集中は、ほぼ横這いであった生命保険業であるが、その中で企業間競争が「活発に」とは言えなくても、「ある程度」は行なわれていた、と考えることは可能であろう。

第5-2図 大手生保会社収入保険料シェア推移



第5-3図 中小生保会社収入保険料シェア推移



注) 過去の実績も含め、市場シェアが1%未満の会社を除外。
出所) 生命保険協会調べ。

4 「護送船団行政」下の企業間競争

4.1 外務員による販売促進競争

「護送船団行政」と呼ばれる画一的行政下で、全社同一水準の価格（保険料率）が設定される結果、価格競争が行なわれない時代が、長く続いたといわれている。この時代には、価格競争に代わって、非価格競争が活発に展開された。新種保険の開発によって、消費者の個人的選好に訴える製品差別化も行なわれたが、大蔵省による許認可行政の下では、いわゆる「商品」面でも各社横並びの域を脱しなかった。そこで、非価格競争の中心的な手段として、大量の外務員採用による販売促進活動が強力に推し進められた。大手生命保険会社は、規模の経済性によって費用面で有利な立場を獲得し、その結果いわゆる「差額地代的超過利潤」を享受することができ、これを財源として活発な販売促進活動を展開した、と言われている⁷⁾。つまり、全社同一価格水準の下で、しかも規模の経済性が働く場合には、経営規模の拡大が、企業利益の増大に直接結びつくことが、誰の目にも明らかであったからであろう。「護送船団行政」が、戦後の混乱期に生み出された「新契約第一主義」ないし、「拡張主義」を、その後長期にわたって、生命保険会社経営の基本的姿勢であり続けることを可能にさせた。

大量の外務員導入による生命保険会社間の激しい非価格競争は、昭和40年代には社会問題となり、生保批判における中心的標的となった。それは、家庭の主婦を中心とした副業的色彩を強くもつ外務員の大量採用に端を発している。短期間の教育を受けただけの殆ど素人同然の家庭の主婦が、地縁・血縁を頼って、いわゆる「見込み市場」（「イニシャル・マーケット」とも呼ばれた）を中心に保険の募集（販売）を行なっていた。それは、「義理募集」や「無理募集」を強いる場合もあり、極端なケースでは、架空の契約を締結し、自らの販売成績を伸ばすといった現象を生み出した。「義理募集」や

7) 「差額地代的超過利潤」については、水島[1993, p.103~108]を参照。

第5-9表 生保外務員の異動状況

| 年度 | 昭和45年 | 46年 | 47年 | 48年 | 49年 |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 年始登録外務員数(A) | 506,421 ^人 | 507,288 ^人 | 496,000 ^人 | 497,292 ^人 | 436,793 ^人 |
| 新規登録外務員数 | 396,372 | 433,984 | 427,348 | 345,557 | 215,382 |
| 業務廃止外務員数(B) | 395,505 | 445,272 | 426,056 | 406,056 | 287,591 |
| 外務員純増加数(C) | 867 | -11,288 | 1,292 | -60,499 | -72,209 |
| 年度末登録外務員数 | 507,288 | 496,000 | 497,292 | 436,793 | 364,584 |
| B/A | 78.1 | 87.8 | 85.9 | 81.7 | 65.8 |
| C/A | 0.2 | -2.2 | 0.3 | -12.2 | -16.5 |

| 年度 | 50年 | 56年 | 62年 | 平成3年 | 4年 |
|-------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 年始登録外務員数(A) | 353,963 ^人 | 341,000 ^人 | 381,142 ^人 | 444,691 ^人 | 442,202 ^人 |
| 新規登録外務員数 | 187,795 | 175,000 | 160,017 | 154,292 | 144,152 |
| 業務廃止外務員数(B) | 217,036 | 169,000 | 141,054 | 156,781 | 159,678 |
| 外務員純増加数(C) | -29,241 | 6,000 | 18,963 | -2,489 | -15,526 |
| 年度末登録外務員数 | 324,722 | 347,000 | 400,105 | 442,202 | 426,676 |
| B/A | 61.3 | 50.0 | 37.0 | 35.3 | 36.1 |
| C/A | -8.3 | 1.8 | 5.0 | -0.6 | -3.5 |

注 (1)昭和49年は、「募集に従事しない機関長」を除外している。

(2)昭和56年データは、オリジナル・データが1000人単位。

資料) 保険審議会資料(昭和45～48年度)および大蔵省発表資料(昭和49年度)

出所) 昭和45年～49年=水島[1976, p.225]表14より採録。昭和50年以降=生命保険協会調べ。

「無理募集」の結果、契約締結から1年後の継続率は、昭和40年代の後半には70%台と、極めて低い水準であった⁸⁾。

「見込み市場」での募集(販売)が一巡すると、多くの質的に劣った外務員は、脱落していった。主婦を中心とした新人外務員の「大量採用→大量脱落」という構図が日常的にみられた。いわゆる外務員の「ターンオーバー」と呼ばれる現象である。ターンオーバーに関して公表された資料は非常に少ないが、第5-9表のように、昭和40年代後半には、業績は順調に拡大しているにも拘らず、外務員の年間純増加数がマイナスになった年度がある位、ターンオーバーは激しいものであった。年始登録外務員数の約7割から8割が、その年度中に脱落していった。

募集(販売)体制の強化が、企業規模拡大を通じて、生命保険会社経営を

8) 大量の外務員採用と、それにとまなう経営効率や社会問題については、水島[1976, 1983]を参照。

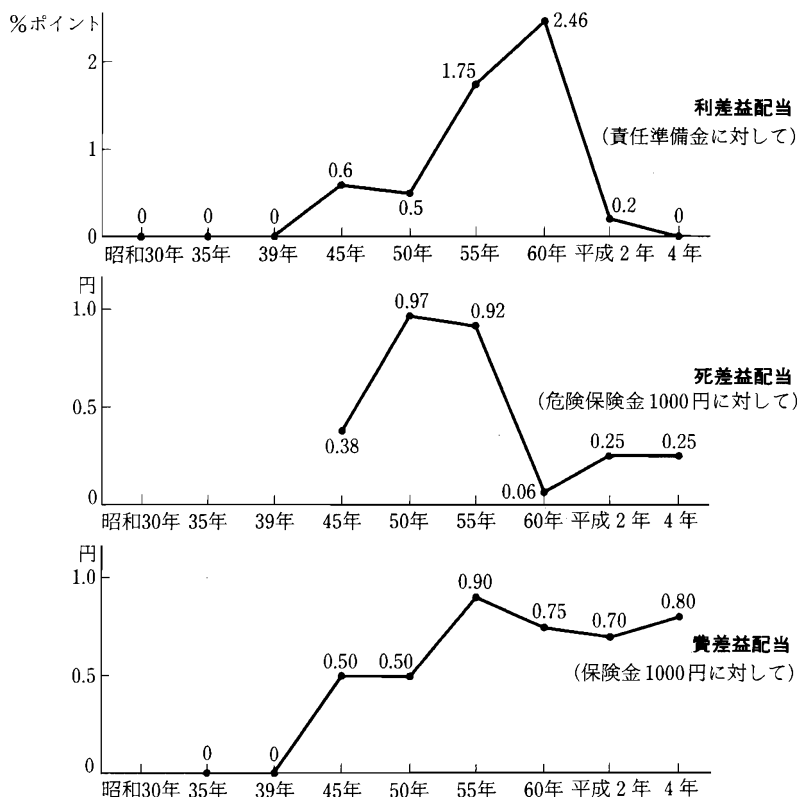
より強固なものにすることは、生命保険会社の経営者も理解していた。しかし、募集（販売）体制の強化策として、量的に外務員を増加させるという単純な発想が支配的であり、良質な外務員の育成を目指すことはなかった。というのも、生命保険会社にとっては、僅かな教育投資を行なうだけで、「見込み市場」からの契約が期待できる主婦層の外務員は、もし、その後も着実に成績を挙げた場合には継続して採用するが、ある程度契約が一巡した後にセールスが行き詰まった外務員は、自発的に退社する環境を設定することにより、コスト削減が実現できるシステムになっていたからである。

外務員1人当りの教育投資は僅かな金額であっても、毎年大量の新人外務員を採用し、しかもその大部分が脱落していく状況においては、外務員教育費の総額は非常に大きい額であった。順調に業績を伸ばしていた生命保険会社にあっても、外務員教育に要する巨額の費用は、会社経営の圧迫要因でもあった。（昭和40年代後半には、新契約費が事業費全体の6割以上を占め、外務員経費は約5割を占めていた。なお、事業費の内訳は、昭和52年度を最後にして、その後は公表されなくなった。）社会的批判に応えるという意味もあったが、このように経営を圧迫する要因となった外務員のターンオーバーを、各社は徐々に改善する努力を続けた。その後は、多種多様で複雑な保険が多数開発され、もはや主婦層を中心とした素人同然の外務員では太刀打ちできない状況になったことも、外務員制度の改善に役立った。第5-9表にあるように、年始登録外務員数のうち、年度中に脱落する外務員の割合は、30%台にまで低下した。これらにつれて、契約の継続率も上昇した。

4.2 価格競争の部分的導入

昭和35年1月に、大蔵省が契約者配当の個別化・自由化の方針を打ち出した。この時期以降も、事前料率（表定保険料率）は依然として全社ほぼ、ないし全く同一水準であったが、配当は徐々に各社間で差が生じるようになり、配当を控除した後の事後的な正味料率は、各社間でバラツキがみられ、その意味では部分的に価格競争が導入されるようになった。昭和44年度における経験死亡表の採用によって、低料の新種保険が発売された。それにと

第5-4図 各社の契約者配当率格差の推移
(最高配当会社と最低配当会社の差)



出所) 大蔵省「大蔵省銀行局金融年報」より生命保険協会の調べ。

もなつて、既存契約に対する調整措置（死差益）および利差益配当に用いる責任準備金の金額水準の引き上げが行なわれ、全社的に増配が実施された。その際、責任準備金の金額水準は、各社の実際の責任準備金の積立充実度を反映した割合で引き上げられたため、生命保険会社間の配当格差が拡大することになった。昭和45年度決算では、費差配当について、費差益の一定割合を財源として、その範囲内で割当てが可能になり、各社の経営努力を反映して、より一層の配当格差が生じるような施策がなされた。

価格理論によれば、原始的競争市場においては、参入・退出が自由で、かつ製品間に完全な代替関係があれば、競争が行着いた均衡状態では、いわゆる「正常利潤」のみが含まれた「競争価格」が均衡価格となって、全社同一の価格水準が設定されることになる。しかし、現実には、このような完全競争市場は存在しない。たとえ、生命保険会社間で競争が行なわれていたとしても、各社が保有する設備は異なっている。また、募集（販売）する保険の内容も、詳細に検討すれば、異なっている。したがって、生命保険会社間で価格競争が行なわれているなら、各社が設定する価格は異なった水準になるはずである。しかも、第5-8表で示したように、ある程度の市場支配力が存在する市場で、もし全社同一の価格水準を設定する状態がみられるなら、それは何らかの企業間協調の結果であると見做すべきである⁹⁾。

配当が最も高かった会社と最も低かった会社との差は、第5-4図のようである。利差益配当については、利差益配当用責任準備金額が不明のため配当金の差を推定できないが、死差益配当と費差益配当については、もし両者の最高配当会社と最低配当会社がそれぞれ同一であれば、昭和55年においては1000万円の保険に加入した場合、年間1万8200円の配当格差が生じていることになる。この差が、生命保険業で価格競争が行なわれていると判断するに当たってどの程度の意味をもつかは今後の検討課題であるが、現在でも価格競争は不十分にしか行なわれていない、という評価が一般的である。

5 市場成果と消費者利益

5.1 市場成果の評価基準

産業組織論では、市場成果を評価する基準として、技術や製品の進歩性ととも、資源配分の効率性が挙げられる¹⁰⁾。製造業の産業では、新製品開発を特許数等で測定することが可能であり、生産プロセスにおける技術進歩についても、「工学的推定法」によって純粋に技術的費用節約効果を測定す

9) 寡占市場における企業間協調については、植草[1982, 第5章]を参照。

10) シェアラ-ロス (Scherer, F.M. and D. Ross) [1990, Chs. 11 and 17]を参照。

ることができる¹¹⁾。しかし、生命保険業においては、新種の保険が、製品の進歩性と無条件に結びつくかどうかは、はなはだ疑問である¹²⁾。また、生命保険業の費用水準のデータとしては、事業費が公表されているが、事業費で表される費用水準は、純粹に技術的費用節約効果を反映するだけでなく、市場支配力に基づく資源調達費用の節約効果（「金銭的経済性」）も反映している。そのため、事業費は必ずしも適切な尺度とは言えない。

産業組織論では、長期にわたって何らかの理由で、価格が限界費用の水準から乖離する時、生産が制限され、完全競争下で経済厚生が最大となる最適資源量に比較して、利用される資源が過少になると説明する。この状態が、資源が非効率に配分されている状態である。資源配分効率の指標として通常使われる尺度は、産業利潤率である。産業利潤率が競争水準よりも高い場合、資源配分の非効率が生じていることになる。しかし、生命保険業において利潤率の水準を測定することは、極めて困難である。生命保険相互会社の場合を例にとって考えてみよう。剰余金の圧倒的大部分は、配当として契約者に還元されるため、剰余金を利潤とすることは不適切である。剰余金から配当準備金繰り入れ額を差し引いた残りである純剰余金を利潤と見做すことは、ある程度可能である。しかし、利潤率を算出する際、分母として何を用いるかが大問題である。もし、基金または基金償却準備金に対する純剰余金の割合を利潤率の尺度とすれば、分母が僅少であるため、利潤率は非常に高くなる。しかも、設立後一定期間が経過し、基金がすべて償却されてしまえば、この尺度は使えない。理論的に望ましい尺度は、生命保険事業を営むのに直接・間接に利用されている資産の総額であるが、そのような数値は入手し得ない。生命保険業では、利潤率の水準を測ることによって、市場成果を評価することは、ほとんど不可能であり、かつ適切でもない。むしろ、契約者の

11) チェネリー (Chenery, H. B.) [1949]とベイン (Bain, J. S.) [1956]を参照。

12) ルードウリアス＝ウッド (Rudelius, W. and G. L. Wood) [1970]は、6種類の新種保険をプロダクト・イノベーション (product innovation) と呼んで議論している。しかし、その中には、女性に対して低料化を実現した保険も、新種保険として含まれている。何を基準にして、「新種」とするかによって、プロダクト・イノベーションに相当する新たな保険であるか否かが異なるため、プロダクト・イノベーションの指標に、新種保険を用いることは、必ずしも適切な方法ではないであろう。

利益向上に直接結びつく尺度である価格（保険料率）の水準を1つの評価基準とすることが得策であるように思われる¹³⁾。

5.2 保険料率の推移と消費者利益

保険の価格に対応する概念は、保険料率であるが、同一の保険金額について考察する場合には、保険料の動きをみることにより、保険料率の動きも分かる。大蔵省銀行局保険部内生命保険研究会編『生命保険必携1994』（p. 849～850）から、保険料の推移に関する数値例が入手出来る。そこには、男子30歳加入、30年満期、保険金100万円の養老保険の年払い保険料が示されている。昭和36年に2万8900円であった保険料が徐々に引き下げられ、平成5年には1万9578円にまで低下している。昭和36年から平成5年までの約30年間に、保険料は32%引き下げられたことになる。しかも、このような保険料の引き下げは、予定利率の引き上げと予定死亡率の引き下げによる面もあるが、経営効率の追求努力による予定事業費率の引き下げによる部分も、大きく貢献している。

以上の数値は、配当を差し引く前の表定保険料に関するものである。保険の価格は、配当控除後の正味保険料で考えなければならない。正味保険料の推移も、上記資料に記載されている。昭和36年に2万2600円であった正味保険料は、昭和61年の1万6980円まで一貫して低下してきた。この期間中に、正味保険料は25%引き下げられた。その後、生命保険会社も、いわゆる「バブル経済」の崩壊による悪影響を被ったため、配当が減少し、正味保険料は上昇している。平成5年の正味保険料は、昭和50年前後の水準に相当している。しかし、昭和30年代および、40年代の水準に比べれば、現在でも未だ低料である。このように、現時点では、バブル経済の崩壊によって、好ましくない状況になっているが、それ以前は長期にわたって、保険料は低下傾向を示しており、生命保険業における市場成果は、概ね良好なものであった、と判断していいだろう。

13) 保険業における利潤率については、広海[1981]を参照。

第6章 損害保険業の産業組織

わが国の商法が、保険を生命保険と損害保険に区分していることは、第2章の第4節で述べたとおりである。損害保険には、海上保険や航空保険から、自動車保険、火災保険、傷害保険、介護保険、原子力保険、建設工事保険、労災補償保険さらに、加入が強制の自賠責保険等々、実に多くの保険が含まれている。これら多種多様な保険に関して、開発から保険金支払等までの業務を行なうのが、損害保険会社である。第6章の目的は、損害保険会社で構成される損害保険業の産業組織を概観することである。

1 産業の規模と普及率

1.1 急速な成長

前章で述べたように、生命保険業が急速に成長してきたのと同様に、損害保険業も第2次世界大戦後、急速に成長してきた。第6-1表は、昭和26年以降の損害保険業の規模拡大の推移をまとめたものである。前章の第5-2表にある国民所得や鉱工業生産指数よりも、はるかに大きく伸びている。とりわけ、契約高が保険料に比べて、大きく拡大している。第5-2表にある生命保険業の規模拡大と比較すると、保有契約高の伸びでは生命保険業と損害保険業で大きな差はないが、保険料の伸びでは、損害保険業は生命保険業のそれに比べて、非常に小さいことが分かる。これは多分、生命保険業が一時払養老保険に代表されるような積立満期型保険を積極的に募集（販売）したのに対し、損害保険業では最近に至るまで短期の掛捨て型保険が中心であったことが影響していると思われる。このことは、逆に新契約高の伸びでは、損害保険業が生命保険業を大きく上回る結果をもたらしている。

第6-1表 損害保険業の規模拡大

(単位：10億円)

| 年 度 | 国内元受 会社数 | 年度末元受保有契約高 | 元受新契約高 | 元受保険料 |
|-------|-------------|-----------------------|-----------------------|------------------|
| 昭和26年 | 19社 | 1,816(100.0%) | 4,682(100.0%) | 44(100.0%) |
| 31 | 19 | 5,840(321.6) | 12,487(266.7) | 80(181.8) |
| 36 | 19 | 13,783(759.0) | 27,170(580.3) | 135(306.8) |
| 41 | 19 | 52,546(2,893.5) | 84,834(1,811.9) | 350(795.5) |
| 46 | 19 | 245,276(13,506.4) | 349,790(7,471.0) | 1,137(2,584.1) |
| 51 | 20 | 987,950(54,402.5) | 1,321,670(28,228.7) | 2,481(5,638.6) |
| 56 | 20 | 2,875,229(158,327.6) | 3,535,101(75,504.1) | 4,071(9,252.3) |
| 61 | 21 | 3,831,503(210,985.8) | 4,641,504(99,135.1) | 7,466(16,968.2) |
| 平成 3 | 23 | 4,543,066(250,168.8) | 5,508,569(117,654.2) | 9,186(20,877.3) |
| 5 | 23 | 4,736,073(260,797.0) | 5,546,284(118,459.7) | 9,907(22,515.9) |

出所：大蔵省銀行局監修「保険年鑑」、大蔵財務協会「保険年鑑」、「インシュアランス損害保険統計号」より作成。

1.2 低い普及率

第6-2表は、生命保険と損害保険の普及率を示している。わが国では、民間生命保険会社に簡易保険と農協共済を加えた生命保険「全体」を対象にすると、全世帯の95%が生命保険に加入している。民間生命保険会社だけでも、全世帯の82.5%が加入している。アメリカでは、生命保険の加入率は80%弱に過ぎない。これに比べて、わが国の損害保険では、傷害保険の加入率が最も高く、全世帯の80%が加入している。火災保険や自動車保険は60%台の加入率である。地震保険に至っては、加入率は10%にも満たない。アメリカでは、住宅保険への加入率を住宅所有者についてみると93%に達している。損害保険への加入率を日米間で比較することは、両国間で損害保険の種類や内容が微妙に異なるため、容易ではない¹⁾。

もう少し一般的に、保険の国民生活への浸透度でもって、生命保険と損害保険が、どの程度普及しているかをみたのが、第6-3表である。GDPと可処分所得に対する収入保険料の割合をみると、日本では生命保険の浸透度が高く、アメリカでは逆に損害保険の浸透度が高い。これらの数字を総合的に

1) 損害保険の普及率に関する研究として、上山[1995a]がある。

第6-2表 日米における生損保の世帯加入率 (1994年度)

| | 日 本 | アメリカ |
|----------|-------|-------------------|
| 生命保険「全体」 | 95.0% | 78.0% |
| 民間生命保険会社 | 82.5 | n.a. |
| 簡易生命保険 | 52.3 | n.a. |
| 農協生命共済 | 19.4 | n.a. |
| 個人年金保険 | 30.5 | n.a. |
| ----- | | |
| 損害保険 | n.a. | n.a. |
| 火災 | 62.8 | n.a. |
| 地震 | 7.0 | n.a. |
| 傷害 | 80.6 | n.a. |
| 自動車 | 68.4 | n.a. |
| 住宅 | | |
| { 保有者 | n.a. | 93.0 ^a |
| { 借家人 | n.a. | 28.0 ^a |

注) ^a = 1993年度の数値。

出所) 生命保険文化センター「平成6年度生命保険に関する全国実態調査」、日本損害保険協会「ファクトブック1994、日本の損害保険」、American Council of Life Insurance, 1994 *Life Insurance Fact Book*, Insurance Information Institute, *The Fact Book 1995* より作成。

第6-3表 日米における生損保の浸透度 (1993年度)

| | 日 本 | アメリカ |
|-------------|-------|-------|
| 生命保険業 | | |
| 収入保険料/GDP | 3.88% | 1.46% |
| 収入保険料/可処分所得 | 5.94 | 1.93 |
| 損害保険業 | | |
| 収入保険料/GDP | 2.12 | 3.73 |
| 収入保険料/可処分所得 | 3.25 | 4.95 |

注) 日本の生命保険業の収入保険料は、個人保険のみの保険料。日本の損害保険業の収入保険料は、全保険種類の元受保険料。アメリカの生命保険業の収入保険料は、生命保険のみの保険料(除:年金、健康保険)。アメリカの損害保険業の収入保険料は、傷害保険、健康保険、その他の保険の保険料。

出所) 生命保険協会「平成5年度生命保険事業概要」、日本損害保険協会「ファクトブック1994、日本の損害保険」、American Council of Life Insurance, 1994 *Life Insurance Fact Book*, Insurance Information Institute, *The Fact Book 1995*, 総務庁統計局編「平成5年度家計調査年報」, 「95米国経済白書」毎日新聞社より作成。

考えると、わが国の損害保険業は、アメリカの損害保険業や日本の生命保険業に比べて、今後発展する余地が多く残されている、と解釈してもよいであろう。今回の保険業法改訂によって、生損保相互乗り入れが可能になったが、生命保険会社が損害保険業へ参入するのは、このような事情からであると推測し得る。もっとも、第6-2表にあるように、個人年金保険の普及率は30

%を超えたばかりである。人口の高齢化とともに、年金保険市場が今後有望な市場であることを考えると、損害保険会社の生命保険業への進出についても、年金保険を中心として行なわれる可能性がある。

2 参入と産業集中

2.1 新規参入とそのインパクト

わが国の損害保険業は、戦時中に企業合併が繰り返されたため、戦後は「15社体制」でスタートした。その後、昭和25年前後に国内会社4社が参入している。さらに、昭和47年の沖縄本土復帰にもなつて、大同火災が参入したため、「20社体制」になった。その後、外資系損害保険会社3社が参入し、平成5年度末で「23社体制」が出来上がっている。これら23社は元受損害保険会社である。これ以外に、再保険専門の2社がある。（平成6年度になって、ユナム・ジャパン傷害が参入し、現在は「24社体制」になっている。）第6-4表は、昭和20年以降にわが国損害保険業へ参入した保険会社のリストである。

これ以外に、大成火災が、大正9年1月に台湾で設立された旧大成火災を母体にして、昭和24年8月1日政令第291号（旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令）により、昭和25年6月に新会社として設立されているが、これは新規参入として数えなかった。

第6-5表は、「20社体制」へ参入してきた外資系損害保険会社の市場シェアを総計した数値を参入率とみなし、その推移を示したものである。元受新契約高でみると、最近では2%台に乗っているが、元受保険料では1%にも満たない状況である。参入率からみる限り、外資系損害保険会社は、既存会社にとって競争の脅威にはなっていないようである。しかし、オールステートはセゾン・グループの店舗網を活用した店頭販売に特色があり、ジェイアイはJTB（日本交通公社）と提携し、海外旅行傷害保険を中心に、旅行・レジャー・スポーツ等の余暇に関連した保険に特化した営業展開をしている。アリアンツは、日本へ進出している外資系企業への営業展開を図るとともに、

第6-4表 わが国損害保険業への参入：昭和20年以降について
(平成5年度末現在)

| 会社名 | 設立年月 | 事業免許年月 ^a | 備考 |
|--------------|----------|---------------------|--|
| 第一火災海上 | 昭和24年 8月 | 昭和24年 9月 | 相互会社 |
| 東洋火災海上 | 25 2 | 25 2 | |
| 朝日火災海上 | 26 2 | 26 3 | |
| 太陽火災海上 | 26 2 | 26 3 | |
| 大同火災海上 | 46 12 | 47 5 | 沖縄本土復帰にともない、内国法人として認可 |
| オールステート自動車火災 | 57 9 | 57 10 | オールステート・インターナショナルが50% 出資、西武グループが50%出資 |
| ジェイアイ傷害火災 | 平成元 7 | 平成元 8 | レキシントン・インシュアランスが50%出資、 JTBグループが50%出資 |
| アリアンツ火災海上 | 2 11 | 2 12 | アリアンツV. A. Gが100%出資 |

注) ^a = 設立後、最初に取得した事業免許年月。

出所) 大蔵財務協会「保険年鑑」、大蔵省「銀行局金融年報」、「インシュアランス損害保険統計号」より作成。

第6-5表 外資系損害保険会社の参入率の推移

| 年 度 | 元受保険料 | 元受新契約高 |
|-------|--------|--------|
| 昭和61年 | 0.085% | 0.055% |
| 平成 3 | 0.240 | 2.211 |
| 5 | 0.277 | 2.363 |

注) 参入率とは、「20社体制」へ参入した外資系損害保険会社3社の市場シェアの統計として算出した。

出所) 「インシュアランス損害保険統計号」より作成。

マイカル・グループと提携して個人保険の営業も積極に行なっている。このように、新規参入した外資系損害保険会社は、現在は小さな市場シェアであっても、保険の募集（販売）方法を中心に、既存会社へ与えたインパクトは大きいものであったと考えられる。

以上が、わが国損害保険業への参入の状況であるが、これに対して、損害保険業からの退出は、時期を戦後に限れば1件もなかった。

2.2 平成5年度決算にみる市場シェアの状況

第6-6表は、平成5年度決算による損害保険会社各社の市場シェアである。元受グロス保険料でも、元受保険金額でも、東京海上がトップの地位にある。しかし、東京海上の市場シェアは、元受グロス保険料で測って17.4%であり、元受保険金額では22.3%であるため、「ガリバー」という

第6-6表 損害保険会社各社の市場シェア（平成5年度）

| 会社名 | 企業規模尺度 | | |
|---------|----------|--------|----------|
| | 元受グロス保険料 | 元受保険金額 | 受再グロス保険料 |
| 東京 | 17.4% | 22.3% | 13.7% |
| 安田 | 13.1 | 14.9 | 8.9 |
| 三井 | 9.8 | 10.2 | 7.7 |
| 住友 | 8.5 | 6.9 | 6.3 |
| 日本 | 6.4 | 5.3 | 5.2 |
| 日動 | 5.9 | 4.1 | 3.6 |
| 大東京 | 5.9 | 3.8 | 4.9 |
| 富士 | 5.5 | 3.7 | 3.0 |
| 千代田 | 5.1 | 4.9 | 6.2 |
| 興亜 | 4.7 | 5.5 | 2.6 |
| 日産 | 3.9 | 3.9 | 4.5 |
| 同和 | 3.5 | 3.8 | 2.8 |
| 共栄 | 3.1 | 2.0 | 2.1 |
| 日新 | 2.1 | 1.9 | 1.7 |
| 第一 | 2.1 | 0.5 | 0.5 |
| 大成 | 1.5 | 1.2 | 1.6 |
| 朝日 | 0.7 | 1.2 | 0.4 |
| 東洋 | 0.4 | 0.9 | 0.6 |
| 太陽 | 0.3 | 0.4 | 0.3 |
| 大同 | 0.2 | 0.3 | 0.3 |
| オールステート | 0.2 | 0.2 | 0.1 |
| ジェイアイ | 0.1 | 2.1 | 0.2 |
| アリアンツ | 0.01 | 0.01 | 0.1 |
| 東亜 | — | — | 18.9 |
| 地再 | — | — | 3.9 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

注) 四捨五入の関係で、合計が100.0にならない場合がある。

出所) 「インシュアランス損害保険統計号」より作成。

程は、高い市場シェアを保有していない。

業界最下位は、アリアンツである。その市場シェアは0.01%に過ぎない。元受保険金額で見ると、アリアンツは東京海上の1840分の1の規模である。大蔵省により、新規参入が厳しく規制されてきたわが国損害保険業であるが、その中において企業間規模格差が非常に大きかった²⁾。

2) 損害保険業における種々の企業格差については、上山[1994 a]を参照。

第6-7表 産業集中度の変化（企業規模尺度＝元受（グロス）保険料で測定）

| | 昭和26年 | 31年 | 36年 | 41年 | 46年 | 51年 | 56年 | 61年 | 平成3年 | 5年 |
|------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 上位1社（%） | 14.2 | 16.0 | 17.0 | 16.2 | 15.7 | 15.8 | 18.1 | 17.8 | 17.2 | 17.4 |
| 3社累積（%） | 33.4 | 35.1 | 34.7 | 33.8 | 34.3 | 36.4 | 40.0 | 40.1 | 39.0 | 40.3 |
| 5社累積（%） | 50.3 | 52.2 | 50.2 | 47.6 | 47.7 | 49.6 | 52.5 | 53.5 | 54.0 | 55.2 |
| ハーフィンダール指数 | .075 | .084 | .082 | .078 | .075 | .080 | .088 | .089 | .086 | .088 |
| 企業数（社） | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 20 | 20 | 21 | 23 | 23 |

出所) 大蔵省銀行局監修『保険年鑑』, 大蔵財務協会『保険年鑑』, 『インシュアランス損害保険統計号』より作成。

2.3 産業集中の推移

第6-7表は、元受（グロス）保険料を規模尺度として、戦後の損害保険業における産業集中の推移をまとめたものである。第6-7表は、第3章の第4節で示した「狭義の損害保険業」を対象とした数字である。上位1位集中度は、昭和26年には14.2%と少し低い水準であったが、その後は、ほぼ16%から18%の間で安定している。独禁法との係わりで問題にするほど、高いトップ集中度ではない。上位3社累積集中度、上位5社累積集中度および、ハーフィンダール指数の推移をみると長期的な趨勢としては、わずかながら上昇傾向にあるようである。しかし、最近10年間でみると、ほぼ横這い状態が続いていると解釈すべきであろう。

平成5年のハーフィンダール指数は、0.088である。これは、公正取引委員会の区分にしたがえば、「低位集中型（I）」に分類される。（前章p.86を参照）公正取引委員会の資料によれば、ハーフィンダール指数が、0.09未満の品目数は、全体の約4分の1に相当する。わが国の損害保険業は、決して高集中産業であるとはいえない。

昭和26年から平成5年までの40年以上にわたって、わが国の損害保険業では、トップ企業は東京海上であり、第2位は安田火災であった。この順位は、まったく変化しなかった。第3位は、以前は日動火災であった年度もあるが、大部分の年度で三井海上が占めている。以下、第4位、第5位は住友海上であったり、日本火災であったりする。この5社が、わが国損害保険業において、いわゆる「大手5社」と呼ばれている³⁾。

3 多様な保険種類

3.1 保険種類の構成比の変化

損害保険会社が扱っている保険は、損害保険と一括して総称されるが、実際は保険の内容からみて、多種多様な保険を扱っている。事業形態で分類すれば、次のようになる。

- ・海上保険，運送保険：船舶保険，貨物海上保険，運送保険
- ・火災保険：普通火災保険，住宅火災保険，森林火災保険，住宅総合保険，店舗総合保険，長期総合保険，地震保険，団地保険，新価保険，店舗休業保険など
- ・自動車保険（任意）：自動車保険，自家用自動車総合保険，自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）など
- ・自賠責保険（強制）：自賠責保険
- ・傷害保険：（積立）普通傷害保険，（積立）家族傷害保険，こども総合保険，学生総合保険，（積立）ファミリー交通傷害保険，（積立）所得補償保険，自転車総合保険，国内・海外旅行傷害保険，つり保険，女子パートタイマー保険，積立女性保険など
- ・その他の新種保険：動産総合保険，賠償責任保険，航空保険，盗難保険，信用保険，保証保険，原子力保険，機械保険，建設工事保険，風水害保険，費用・利益保険など

（日本損害保険協会『ファクトブック 1995，日本の損害保険』p.60～74）

第6-8表は、これら多様な保険の構成割合の推移をまとめたものである。ここでは、元受正味保険料（除：積立保険料）でもって、構成割合を計算した。元受正味保険料は、本章のこれまでの諸表で用いた元受（グロス）保険料から、元受解約返戻金と元受その他返戻金を差し引いて求められる。第6-8表で、元受正味保険料を使用したのは、返戻金等が多くある保険種類と、そう

3) 「戦略グループ」の概念を用いて、わが国損害保険業の産業集中や市場シェアの変化等を検討した研究に、山田[1988, 1992]がある。

第6-8表 元受正味保険料(除：積立保険料)の保険種類別割合の推移

(単位：%)

| | 昭和26年 | 31年 | 36年 | 41年 | 46年 | 51年 | 56年 | 61年 | 平成3年 | 5年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 火災 | 72.2 | 75.5 | 57.6 | 43.6 | 36.2 | 27.7 | 23.3 | 19.7 | 16.3 | 15.5 |
| 海上、運送 | 21.9 | 16.5 | 17.4 | 13.0 | 9.3 | 13.1 | 11.1 | 6.0 | 4.8 | 4.0 |
| 自動車 | 5.3 | 9.0 | 22.8 | 33.6 | 40.2 | 34.3 | 37.2 | 40.5 | 46.4 | 50.6 |
| 自賠責 | — | -2.0 | 0.3 | 3.8 | 3.8 | 11.9 | 11.6 | 12.4 | 10.3 | 8.9 |
| 傷害 | 0.2 | 0.4 | 0.6 | 1.6 | 4.5 | 5.3 | 8.1 | 13.7 | 11.6 | 11.5 |
| その他 | 0.4 | 0.6 | 1.3 | 4.4 | 6.0 | 7.7 | 8.7 | 7.7 | 10.6 | 9.5 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

注) 昭和31年の自賠責は、元受正味保険料がマイナスであったため、構成比もマイナスになった。

(なお、自賠責保険は、昭和30年より開始している。)

出所) 大蔵省銀行局監修『保険年鑑』、大蔵財務協会『保険年鑑』、『インシュアランス損害保険統計号』より作成。

でない保険種類とがあるため、その違いが構成比に反映されるかも知れないと思われるからである。積立保険料を除いたのも、同様の理由からである。

第6-8表をみると、火災保険の構成比が、一貫して低下しているのが最も印象的である。海上・運送保険も、火災保険と同様に、構成比を低下させてきた。これに対して、自動車、自賠責、傷害の各保険が、構成割合を急激に伸ばしている。

3.2 積立型保険の普及

損害保険会社が扱う保険種類の時系列変化のもう1つの特徴は、積立型保険の普及である⁴⁾。損害保険会社が従来から扱ってきた保険の主流は、短期の掛捨て型保険であった。これに対し、積立型保険は、満期返戻金があり、長期の補償を提供する、といった特徴をもつ。積立型保険は、次の意味で、契約者にとっても、また保険会社にとっても魅力的であったため、急速に扱い高が拡大した。つまり、契約者にとっては、毎年の継続手続きが不要であり、手軽な貯蓄手段の1つと見做された。一方、保険会社にとっては、安定した保険契約が確保できるとともに、資金量の増大は、投資機会の増大・投

4) 積立型保険の普及については、鏡味[1994, 第3章]と上山[1994 b]を参照。

第6-1図 積立保険の改善・多様化

| 項目 | 年 | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|----|----|-------------------|------------------------|--|---|---|--|--|--|
| | 昭和 38年 | 40 | 45 | 50 | 55 | 60 | 平成 元年 | 5 | | | |
| 保 険 期 間 | (38年) 5年, 10年, 15年, 20年 | | | (52年) 3年 | | (59年) 4年 (60年) 6年 ~9年 | (元年) 11年~20年 (2年) 21年~30年 (4年) 31年~15年 (5年) 端月数 | | | | |
| 保険料支払方法 | (38年) 一時払い, 年払い, 半年払い, 月払い, 団体扱い (40年) 前納制度 | | | | | (59年) 月払い・ボーナス併用払い | (63年) 頭金方式, 払込免除 (2年) 払込中止, 短期払済 | | | | |
| 満期返れい金の設定方法 | (38年) 保険料全額 保険金額の一定割合 | | | (43年) 保険料の一定割合 | | (60年) 保険金額の 一定割合以内 | | | | | |
| 満期返れい金 保険金支払方法 | | | | (45年) 満返金 分割払い | (49年) 保険金分割払い・ 遡増払い | (元年) 満返金・保険金分割払い の長期化および据置払い (2年) 満返金分割払いの遡増払い | | | | | |
| そ の 他 | | | | | (52年) 転換制度 | (56年) 契約者貸付 | (61年) 積立特約, 特別勘定設置 (63年) 満期日指定(財形) (64年) 自動継続 (元年) 中途返れい金, 満金調整 (2年) 満期返れい金減額, 予定利率弾力化商品 (固定金利運用型) (4年) 個人年金型商品 (年金積立傷害保険) (5年) 特別返れい金 | | | | |

出所) 鏡味[1994, p.103] 図3-4を再録.

第6-9表 積立型保険の普及

| | 昭和46年 | 51年 | 56年 | 61年 | 平成3年 | 5年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 積立火災 | 9.5% | 6.6% | 5.1% | 9.0% | 10.1% | 9.9% |
| 積立傷害 | — | 4.2 | 8.8 | 33.5 | 26.4 | 25.4 |
| 積立動産総合 | — | — | — | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 積立労災補償 | — | — | — | — | 0.5 | 0.3 |
| 積立介護費用 | — | — | — | — | 0.3 | 0.3 |
| 積立型小計 | 9.5 | 10.8 | 13.9 | 42.6 | 37.4 | 36.0 |
| 損害保険合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

注：元受（グロス）保険料（含：積立保険料）で測定。

出所：大蔵財務協会「保険年鑑」，「インシュアランス損害保険統計号」より作成。

資情報の集積を通じて、効率的な資金運用を可能にさせるだけでなく、さらに信用力が増大し、保険会社自体の社会的信用の増大に役立つと考えられた。

わが国の損害保険業における積立型保険は、昭和38年4月に認可された「火災相互保険」に始まる。その後、火災保険と傷害保険の分野を中心に、数多くの積立型保険が開発・認可されてきた⁵⁾。さまざまな積立型保険が開発されるにつれて、保険期間や保険料の支払方法、満期返戻金の設定方法、満期返戻金・満期保険金の支払方法等が、工夫・改善されてきた。（第6-1図を参照）その結果、第6-9表にあるように、積立型保険が全損害保険に占める割合は、元受（グロス）保険料で測って、昭和46年の9.5%から、平成5年には36.0%へ拡大してきた。とりわけ、積立傷害保険の割合の増加が急激であった。

損害保険業において、積立型保険が普及するにつれて、リスクの性質においても、保険期間においても、さらに資金量においても、生損保間の違いが縮小してきた。ただし、実損填補という損害保険本来のあり方からすれば、損害保険業における、このような積立型保険の普及は、損害保険事業の本質に深く係わる種々の問題を提起している、とする学者もいる⁶⁾。

5) 積立型保険の開発については、鏡味[1994, p.104~105]の図3・5を参照。また、大蔵省「銀行局金融年報」には、積立型保険も含めて、認可された新たな保険の説明が毎年行なわれている。

6) 代表的見解として、水島[1988]を参照。

4 保険料率と許認可行政

4.1 保険料率の構成

損害保険の保険料率は、純保険料率と付加保険料率とから構成されている。純保険料率は、保険事故に関する過去の実績損害統計を用いて作成される損害発生額に、将来の予測要素を加味して、将来発生する支払額を予測することによって、算定される。付加保険料率は、過去の実績経費統計を基礎に、将来の必要経費を見積ることによって算定される。純保険料率から算出される純保険料は、将来の保険金支払の財源に充当することが予定されており、付加保険料率から求められる付加保険料は事業運営のための諸費用（社費としての人件費、物件費および、代理店手数料等の事業費）を賄うために使用される。また、利潤も付加保険料で賄われている⁷⁾。

4.2 認可料率

損害保険料率は、その決定プロセスからみて、自由料率と認可料率に分類し得る。自由料率とは各社で独自に算定し、自由に使用する料率である。認可料率とは、料率の現実への適用前に、規制当局（大蔵省）に申請し、審査を経て、事前に認可された料率である。事前の認可料率を、より緩やかにしたのが事後届出料率である。わが国の損害保険業では、すべての保険が認可料率になっており、大蔵省による認可を必要としない自由料率は全くない。そのため、わが国の損害保険業においては、自由な価格競争（料率競争）は、存在しない⁸⁾。なお、今回の保険業法の改訂により、ごく一部の保険で料率の届出制が認められた。

わが国では、独占禁止法により、価格協定が禁止されているため、複数の保険会社間で料率について協定する協定料率は、原則として存在しないが、例外的措置として存在する。独占禁止法適用除外により、元受保険料につい

7) 損害保険の保険料率算出については、嶋倉[1993、第4章～第7章]に詳細に説明されている。また、小暮[1995、第1章]も参照。

8) アメリカとイギリスの自動車保険市場においては、激しい価格競争が繰り返されている。上田[1995]を参照。

て、料率協定が可能であった保険は、従来は海上保険、航空保険、自賠責保険、地震保険であったが、今回の保険業法改訂により、海上保険の元受保険料率協定は認められなくなった反面、原子力保険について新たに料率協定が認められた。もちろん、協定料率についても、大蔵省による認可が必要である。

認可料率には、保険業法（または外国保険事業者に関する法律）に基づいて、各保険会社が算出し、大蔵大臣の認可を得る場合と、損害保険料率算出団体に関する法律に基づいて、損害保険料率算出団体が算出し大蔵大臣の認可を受け、同算出団体に加入している保険会社が共同で使用する場合とがある。前者を業法認可料率（あるいは業法料率）、後者を算定会料率と呼んでいる。現在、料率算出団体は、損害保険料率算定会と自動車保険料率算定会の2団体があり、算定会料率となっている保険種類は、次のとおりである。

- ・損害保険料率算定会：火災保険、地震保険、傷害保険
- ・自動車保険料率算定会：自動車保険、自賠責保険

算定会料率以外のすべての保険種類が、業法認可料率になっている。

算定会料率には、保険の目的別・危険の要因別に料率が特定される「一定料率」と、保険の目的別・危険の実態等に合わせて一定の範囲内で修正できる「範囲料率」とがある。また、業法認可料率には、「一定料率」と「範囲料率」に加えて、危険の実態等に合わせて一定の範囲を設けずに修正できる「標準料率」と、さらに基準となる料率がなく、契約の都度、危険の実態、海外保険市場の動向等を考慮して料率を決める「自由料率」がある。各保険種類が、どの料率に対応しているかを表にまとめたのが、第6-10表である。

4.3 保険料率の推移と国際比較

次に、火災保険平均料率の推移をみてみよう。わが国の損害保険業においては、価格競争（料率競争）が存在しないと述べたが、料率水準自体は、長期にわたって一様に低下してきた。（大蔵省『財政金融統計月報』（保険特集）1994年3月、第503号、p.85参照）もちろん、事故発生確率が低下したことも影響していると思われるが、損害保険会社の経営努力による経営の効率化

第6-10表 保険種類別の認可保険料率

| 保 險 種 類 | | 算 定 会 料 率 | | 業 法 上 の 認 可 料 率 | | | |
|-----------------------|----------------------------|-----------|-----|-----------------|-----|-----|-----|
| | | 一 定 | 範 囲 | 一 定 | 範 囲 | 標 準 | 自 由 |
| 火 災 | 長 総, 地 震 を 除 く 火 災 保 険 | | | ○ | | | |
| | 長 期 総 合 保 険 等 | | | | ○ | | |
| | 地 震 | | ○ | | | | |
| 海 上 | 船 舶 | | | | ○ | | |
| | 貨 物 | 内 航 | | | ○ | | |
| 外 航 | | | | | | ○ | |
| 運 | 送 | | | | ○ | | |
| 傷 害 | 普 通 傷 害, 交 通 事 故 傷 害 等 | | | ○ | | | |
| | 学 生 総 合 保 険, 所 得 補 償 保 険 等 | | | | ○ | | |
| 自 動 車 | 車 | | | ○ | | | |
| 自 動 車 損 害 賠 償 責 任 | 賠 償 責 任 | | ○ | | | | |
| 船 客 傷 害 賠 償 責 任 | 空 | | | | ○ | | |
| 航 空 | 信 用 | | | | ○ | | |
| 保 証 | 履 行 保 証, 入 札 保 証 | | | | ○ | | |
| | 住 宅 ロ ー ン 保 証 | | | | ○ | | |
| 硝 子 機 | 機 械 | | | | ○ | | |
| 原 子 力 | 建 設 工 事 | | | | ○ | | |
| 建 設 工 事 | 土 木 工 事 | | | | ○ | | |
| | 動 産 総 合 | | | | ○ | | |
| 盗 難 | 風 水 害 | | | | ○ | | |
| 動 物 | 勞 働 者 災 害 補 償 | | | | ○ | | |
| ボ イ ラ ー ・ タ ー ボ セ ッ ト | 火 災 相 互 | | | | ○ | | |
| 建 物 更 新 | 満 期 戻 長 期 | | | | ○ | | |
| 傷 害 相 互 | 費 用 利 益 | | | | | ○ | |
| 費 用 利 益 | 医 療 費 用, 介 護 費 用 | | | | ○ | | |

出所：嶋倉[1993, p.41] 表3を再録。

が、反映された結果であると説明する業界関係者も多い。建物に関する火災保険料率についての国際比較をみると、東京では、保険金1円に対して、料率が0.00065円である。ニューヨークでは、東京の料率の10倍以上、ロンドンでも5倍以上になっている。これに対し、デュッセルドルフやパリでは、東京より少し高い水準にとどまっている。各都市における火災発生率や、その事故による損害額に差があるため、これらの数字を単純に比較することは意味がないが、少なくともニューヨークとロンドンに比べれば、東京の火災保険料率は極めて低水準にあるといえるであろう。家財の火災保険料率や自動車保険の料率についても、これとほぼ同様の傾向がみられる。(日本損害保険協会『ファクトブック1995、日本の損害保険』p.78を参照)

5 代理店による保険の募集(販売)

5.1 代理店の役割と業務内容

わが国の損害保険業では、元受収入保険料で測って約9割の保険が、代理店を通じて募集(販売)されている。(日本損害保険協会調べ) 外務員を中心に保険の募集(販売)活動を行なっている生命保険業とは大きな違いがある。ちなみに、代理店以外の募集(販売)チャンネルとしては、損害保険会社の直販社員による募集(販売)、代理店研修生によるものがある。代理店の基本的な業務は、損害保険会社との間で締結した委託契約に基づいて、保険会社に代わって、契約者との間で保険契約を締結し、保険料を領収することである。

代理店は、この基本業務を始めとして、次のような業務を行なっている。

- ・保険の相談
- ・保険契約の締結
- ・保険料の算出、申込書の受付
- ・保険料の領収・保管
- ・保険証券の交付
- ・保険契約の維持・管理

・事故の受付，保険会社への通知

(日本損害保険協会『そんがいほけん』1995年10月，第234号，p.8)

5.2 代理店の現状

代理店が，保険の募集（販売）活動を行なうためには，保険募集の取締に関する法律の第3条に基づいて，大蔵大臣の登録を受けなければならない。（なお，今回の保険業法改訂により，保険募集の取締に関する法律は改訂保険業法に一本化されたため，損害保険代理店の登録は，改訂保険業法の第276条で規定されている⁹⁾。）

代理店制度は，損害保険に対する潜在需要を顕在化させるためには，募集（販売）体制の強化・充実が必要であるという認識から重要視され，損害保険業を取巻く環境変化に対応して，幾度かの改革が行なわれてきた。現在の代理店制度は，昭和55年6月の大蔵省銀行局長通達「損害保険募集制度の基本要綱について」に基づいて，同年10月にスタートした「新ノンマリン代理店制度」である。この制度は，海上保険，運送保険，原子力保険以外の損害保険を扱う代理店を対象としており，「個人資格」と「代理店種別」からなっている。「個人資格」を取得するためには，定められた講習を受け，日本損害保険協会が実施する試験に合格しなければならない。「個人資格」には，特級（一般），特級（工場），上級，普通，初級の区分がある。代理店は，その代理店に所属して募集活動に従事する者の「個人資格」の取得状況と，代理店の実績等に応じて，「代理店種別」が認定される。種別の判定は，所定の認定基準にしたがって，日本損害保険協会が行なう。種別には，「個人資格」の区分と同様の区分がある。上述したように，保険料率については，大蔵省の認可行政によって，厳格に規制されているが，代理店制度は大蔵省の通達に基づいた業界の自主規制である。

日本損害保険協会の調べによると，平成6年度末で，代理店は全国で45万4742店あり，そのうち代理店業務を本業とする「専業代理店」は9万

9) 損害保険代理店制度については，たとえば末広[1991 a]を参照。

1680店（構成比20.2％）である。残りの36万3062店（同79.8％）は、「兼業代理店」である。種別で見ると、「特級」が1237店（構成比0.4％）、「上級」が8万5534店（同25.1％）、「普通」が22万701店（同64.7％）、「初級」が3万3564店（同9.8％）である。（以上の数値は、日本損害保険協会『そんがいほけん』1995年10月、第234号、p.9）また、平成5年度末で、特定の損害保険会社1社の「専属代理店」が26万1202店（構成比75.4％）であり、複数の損害保険会社の代理店になっている「乗合代理店」が8万5262店（同24.6％）であった。（大蔵省『銀行局金融年報』平成6年版、p.257～263を参照）

5.3 募集活動の「二重構造」

元受保険料で測って、約9割の保険が、代理店を通じて募集（販売）されていることは、上述した。しかし他方で、損害保険会社は多くの営業社員をかかえており、この営業社員と代理店との間には、業務の重複があるといわれている。つまり、募集活動において、代理店と営業社員との「二重構造」がみられる。このような募集活動の「二重構造」は、損害保険会社における経営の効率化を阻害している要因として、以前から広く知られている。

中小損害保険会社10社（日動火災、富士火災、大東京火災、興亜火災、共栄火災、第一火災、東洋火災、同和火災、オールステート自動車火災、ジェイアイ傷害火災）は、代理店制度に加えて、直販社員による月掛火災保険等の募集を行なっている。これら10社の直販社員は、平成5年度末で、合計1万1630人に達する。これら10社では、職員（スタッフ）と直販社員の合計人数が3万8395人であるため、従業員の約3人に1人が直販社員である。（『インシュアランス損害保険統計号』平成6年版、p.178）

このような中小損害保険会社の募集制度は、いわゆる「大衆物件」の保険の開拓・普及を図り、大手損害保険会社に対抗し得る独自の募集方法であると評価できる反面、募集活動の「二重構造」の側面も持ち合わせている。もちろん、募集活動の「二重構造」は、中小会社だけに限られた現象ではなく、大手損害保険会社にもみられる。

6 再保険による危険分散

6.1 「大数の法則」と再保険

保険の技術的基礎である「大数の法則」が働くためには、保険会社は次のような保険契約群（危険集団）を形成しなければならない¹⁰⁾。

- (1)危険の同質性（保険事故が同じ種類のものであること）
- (2)危険の同一等級性（保険事故が同じ危険等級に属していること）
- (3)危険の等価性（保険金額が等しいこと）
- (4)危険の独立性（同一事故で同時に多くの保険契約について、保険金支払責任が生じることにならないように、危険＝保険の対象が分散して存在していること）
- (5)危険の大量性（保険契約件数が大量であること）

火災保険や自動車保険などは、これらの諸要件を満たしているが、損害保険会社が現実引受けている保険の中には、ジャンボジェット機や巨大タンカー、石油化学コンビナート、超高層ビルなど巨大物件に損害が生じたり、大火や地震・台風など自然災害などによる異常集積損害が発生すると、保険金支払が巨額になり、損害保険会社1社では全額が負担できないケースがある。このようなケースへの対応の仕方としては、「共同保険」と「再保険」がある。

「共同保険」は、複数の保険会社が共同して保険を引受けることである。ただし、「共同保険」においても各保険会社の責任は、個別に独立しており、連帯責任ではない。

「再保険」は、巨大な危険をとまなう契約を1社で引受けるが、引受けた保険責任のうち、全部ないし一部（多くのケースでは、自社の引受能力で負担し得る金額を超える部分）を、他の保険会社と再保険契約を締結することによって、その保険会社に肩代わりをしてもらう方法である。この場合、最

10) 広海[1991, p.136~137]を参照。

初の保険契約を元受保険契約，保険を引受けた保険会社＝保険者を元受保険者といい，再保険契約を引受けた保険者を再保険者という。わが国には，再保険専門の会社が2社あるが，それ以外の損害保険会社も元受保険業務だけでなく，再保険業務を兼業し，互いに再保険を出しあっている¹¹⁾。

6.2 再保険の種類

再保険の形態は，任意再保険 (facultative reinsurance) と特約再保険 (treaty reinsurance) および，比例割合再保険 (proportional reinsurance) と非比例割合再保険 (non-proportional reinsurance) に分類し得る。

任意再保険と特約再保険は，再保険の手続き面の相違に着目した分類である。任意再保険とは，元受保険者と再保険者との間で，出再・受再に関して何らの義務もなく，両者の自由な意志に基づいて取引される再保険のことである。これは，個別契約ごとに行なわれるため，個別再保険 (specific reinsurance) とも呼ばれる。他方，特約再保険は，元受保険者と再保険者との間で，あらかじめ取引内容や取引条件等を定めた再保険契約を締結しておき，これにしたがって元受保険者は，元受保険契約を義務的に必ず再保険し，相手方の再保険者も義務的に必ず引受ける方式である。この方式では，出再・受再とも義務になっているため，義務再保険 (obligatory reinsurance) ともいわれる。

比例割合再保険と非比例割合再保険は，責任分担方法の相違に基づく分類である。比例割合再保険は，元受保険契約での引受保険金額の一定割合を再保険に出す方式である。非比例割合再保険は，一定額までの保険金については，元受保険者が自ら，すべて保有し，それを超過する部分がある場合のみ，その超過分を再保険に出す方式である。これは，超過額再保険 (surplus reinsurance) とも呼ばれる。現実には，わが国で多く利用されている再保険は，特約・義務・超過額再保険である。

11) わが国では，再保険に関する規制は，ほとんど存在しない。しかし，欧米では再保険対策が，保険会社の倒産の原因になる場合もあり，再保険規制の見直しが計画されている。欧米の再保険規制については，堀越[1993]を参照。

6.3 再保険市場における市場シェア

第6-6表の最右欄は、平成5年度における受再グロス保険料で測った再保険市場での損害保険会社各社の市場シェアである。再保険市場においては、業界トップは、再保険専門の東亜火災海上再保険であり、その市場シェアは18.9%である。東京海上は、第2位で13.7%の市場シェアを保有している。上位3社累積シェアをみると41.5%であり、上位5社では56.5%となっている。また、ハーフィンダール指数は、0.090であり、いずれをとっても第6-7表にある元受保険市場での産業集中の状況と大差がない。

7 利潤率

7.1 産業利潤率の産業間格差

保険業の会計原則が、他の産業のそれと大きく異なっているため、保険業の利潤率と他産業の利潤率との比較は容易ではない。これまでに、この種の研究は、ほとんど行なわれてこなかった¹²⁾。ここでは、損害保険業との対比が相対的に容易な他の金融業との間で、産業利潤率の比較をすることにする。

用いた統計データは、(財)日本生産性本部『付加価値分析——生産性の測定と分配に関する統計——』から収集した。『付加価値分析』は、昭和63年度のデータから、金融・保険業も掲載することになったため、本節でも昭和63年度から、利用可能な最新年度である平成5年度までの6年間を対象にする。また、『付加価値分析』は、全上場企業を調査対象にしているため、損害保険業では14社が対象になっている。

本節で用いた利潤率の尺度は、「経営資本利益率」である。これは、「経営資本」に対する「営業利益」の比率として算出される。「経営資本」とは、企業の事業活動(購入、製造、販売等)のために運用された資本を指してい

12) 数少ない研究例が、メイヤー(Meier, K.J.)[1988, pp.14~17]である。本節は、メイヤーの分析を参考にして行なわれた。

第6-11表 産業利潤率の比較

| 年 度 | 銀行業 | 証券業 | クレジット・リース業 | 損害保険業 |
|----------|-------|-------|------------|-------|
| 昭和63年 | 0.31% | 7.67% | 0.63% | 2.37% |
| 平成元年 | 0.25 | 7.29 | 0.56 | 2.05 |
| 2 | 0.19 | 2.34 | 0.45 | 1.75 |
| 3 | 0.24 | -1.04 | 0.37 | 1.26 |
| 4 | 0.29 | -2.13 | 0.09 | 1.25 |
| 5 | 0.25 | 0.25 | 0.20 | 1.13 |
| 6年間平均 | 0.255 | 2.397 | 0.383 | 1.635 |
| 6年間の変動係数 | 0.164 | 1.757 | 0.543 | 0.308 |

注) 経営資本利益率で測定。全上場企業を対象。変動係数=標準偏差/平均値。

出所) 日本生産性本部「付加価値分析——生産性の測定と分配に関する統計——」より作成。

る。「営業利益」は、損害保険業では経常利益で測られている。

得られた結果が、第6-11表である。6年間の平均で産業利潤率をみると、証券業が2%を超えている。銀行業やクレジット・リース業では、1%にも満たない。損害保険業は1.6%強である。また、6年間の利潤率の変動をみるために、変動係数を計算した。証券業の変動係数が、飛び抜けて高い。損害保険業の利潤率は、比較的高く、かつ安定していることが分かる。

7.2 損害保険会社間の利潤率格差

第6-12表は、第6-11表と同様の方法で、証券取引所に上場している損害保険会社14社について、算出した企業利潤率をまとめたものである。業界トップの東京海上の利潤率が最も高く、6年間平均で2%を超える唯一の会社になっている。また、東京海上の変動係数は0.295と非常に低い値である。このことから、東京海上は高く、かつ安定した利潤率を獲得していることが読み取れる。

他方、ここで対象となった損害保険会社14社中、最下位に位置する大成火災の利潤率は0.882%と唯一1%を割っている。変動係数は0.486と最も大きい。つまり、大成火災は、低い不安定な利潤率を享受している。

第6-12表にある14社の平成5年度の利潤率データを用いて、利潤率と損害率(loss ratio)および、利潤率と合算率(combined ratio)との関係を推定したのが、次の2つの式である。

第6-12表 損害保険会社各社の企業利潤率の比較

| 年 度 | 東 京 | 安 田 | 三 井 | 住 友 | 日 本 | 大東京 | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 昭和63年 | 3.39% | 1.85% | 2.62% | 2.40% | 2.26% | 2.08% | |
| 平成元 | 2.67 | 1.70 | 2.04 | 2.33 | 1.93 | 2.10 | |
| 2 | 2.26 | 1.28 | 1.56 | 1.87 | 1.58 | 2.04 | |
| 3 | 1.86 | 1.15 | 0.87 | 1.37 | 1.03 | 1.69 | |
| 4 | 1.79 | 1.07 | 1.17 | 1.33 | 0.97 | 1.28 | |
| 5 | 1.62 | 0.97 | 0.94 | 1.34 | 0.96 | 1.20 | |
| 6年間平均 | 2.265 | 1.337 | 1.533 | 1.773 | 1.455 | 1.732 | |
| 6年間の変動係数 | 0.295 | 0.267 | 0.448 | 0.283 | 0.383 | 0.237 | |
| 損害率(平成5年度) | 54.5 | 53.7 | 52.5 | 52.1 | 55.0 | 56.2 | |
| 合算率(平成5年度) | 92.5 | 95.3 | 94.4 | 93.3 | 97.9 | 97.1 | |
| 日 動 | 富 士 | 千代田 | 興 亜 | 日 産 | 同 和 | 日 新 | 大 成 |
| 2.07% | 2.01% | 2.20% | 2.08% | 1.87% | 2.03% | 2.22% | 1.26% |
| 1.97 | 1.84 | 2.10 | 1.52 | 1.42 | 1.78 | 1.98 | 1.30 |
| 1.96 | 1.70 | 1.76 | 1.41 | 1.51 | 1.75 | 1.78 | 1.10 |
| 1.35 | 1.01 | 1.20 | 1.09 | 0.61 | 0.95 | 1.24 | 0.17 |
| 1.44 | 0.78 | 0.99 | 1.07 | 0.96 | 1.20 | 1.33 | 0.70 |
| 1.16 | 0.86 | 0.97 | 0.78 | 0.98 | 0.72 | 1.11 | 0.76 |
| 1.658 | 1.367 | 1.537 | 1.325 | 1.225 | 1.405 | 1.610 | 0.882 |
| 0.233 | 0.398 | 0.361 | 0.343 | 0.373 | 0.372 | 0.278 | 0.486 |
| 52.5 | 52.3 | 52.5 | 50.4 | 53.3 | 52.7 | 51.3 | 50.3 |
| 94.4 | 96.6 | 94.6 | 94.6 | 96.6 | 98.2 | 97.7 | 100.8 |

注) 経営資本利益率で測定。上場企業を対象。変動係数=標準偏差/平均値。

損害率=正味支払保険金(除:損害調査費)/正味収入保険料。

合算率=(正味支払保険金+正味事業費)/正味収入保険料。

出所) 日本生産性本部【付加価値分析——生産性の測定と分配に関する統計——】より作成。

$$PROF = -2.5431 + 0.0676LORA \quad \bar{R}^2 = 0.1429$$

(1.7798)

$$PROF = 7.5018 - 0.0675CORA^* \quad \bar{R}^2 = 0.3301$$

(-2.7217)

記号: PROF=利潤率, LORA=損害率, CORA=合算率,

\bar{R}^2 =自由度調整済み決定係数, *=t検定両側5%水準で有意,

カッコ内=t値。

ここで、損害率は、正味支払保険金(除:損害調査費)を正味収入保険料で割って求めた。合算率は、正味支払保険金と正味事業費の合計を、正味収入

保険料で割った値である。利潤率と損害率との関係は、統計的に有意にならなかった。しかも、利潤率は損害率と正の相関関係にある。明らかに、損害率が高くなれば、他の条件が同一なら、利潤率は低くなるという先験的な仮説と整合的でない。より一層の検討が必要なようである。

利潤率と合算率との関係は、マイナスになっており、しかも統計的に有意である。つまり、合算率が高くなるほど、利潤率は低くなる。損益分岐点は、合算率が111.14%の水準である。もし、合算率が、この水準以下なら、損害保険会社はプラスの利潤を得ることができる。合算率が100%を超えても、利潤がプラスになる範囲があるのは、資金運用からの収益が見込まれるためである。

第2部 保険業の規制と規制緩和

第7章 保険規制の変遷と現状

保険業における政府規制は、現在どのような状況になっているのか、また、それをどう評価すればよいのだろうか。これらの課題を扱うことが、第7章の目的である。

どのような制度でもそうであるが、何らかの歴史的経緯をたどって、制度はつくられる。そして、いったん確立された制度は、容易には変更不可能なものになる。しかし、そのような制度でも、当該関係者間の政治的力関係によって、変更されることがある。当該関係者間の政治的力関係といっても、多くの経済制度の場合、供給者側の既得権が最有力勢力となり、供給者にとって都合のいい制度改革が、安易に実施される。それに対して、需要者ないし消費者の利益増大に貢献するような制度改革は、容易に実現しないことは、多くの歴史的事実が証明するところである。

現在の保険規制も、以上のような歴史的経緯の産物である、と思われる。そこで、どのような歴史的経緯をたどって、現在の保険規制が生まれたかを論じ、次いで、保険規制の現状と、その評価について考えることにする。なお、本章では、保険業における歴史的経緯については、生命保険業を中心に論ずることにする。

1 保険業法の制定とその時代背景

1.1 規制強化の歴史

保険業に対する政府規制は、明治23年(1890年)に公布された旧商法に始まるといえる。ただし、旧商法の保険関連分(保険法)は、明治31年(1898年)まで施行されなかった。旧商法の公布・施行以前の時代には、保

限会社の設立は、一般の事業会社と同様に、道府県知事の許可事項であり、特別な法的根拠はなかった。

旧商法には、第1編「商ノ通則」の第11章「保険」において保険法が規定され、第11章は「総則」とともに、「火災及ヒ震災ノ保険」、「土地ノ産物ノ保険」、「運送保険」、「生命保険、病傷保険及ヒ年金保険」、「保険営業ノ公行」の6節に分かれていた。なお、海上保険は、海商法に含められ、保険法には収められていなかった。第11章の全6節のうち、保険規制に関連した部分は、第6節の「保険営業ノ公行」という形で含まれていた。旧商法第689条において、「保険会社ハ官許ヲ受クルニ非サレハ其営業ヲ為スコトヲ得ス」と規定し、免許主義を打出していた。しかし、既に明治31年当時は、商法の改訂が具体的に検討されていたため、保険法の強力な発動はなかったようである。

明治32年(1899年)に公布・施行された新商法では、第3編「商行為」の第10章が「保険」であったが、これは保険契約法であり、旧商法にあった「保険営業ノ公行」のような保険規制に係わる部分は、商法施行法(第95条～第116条)で規定されることになった。商法施行法に基づいて、明治32年6月に農商務省令第11号「保険会社ニ関スル細則」が施行された。この省令を基礎にして、翌年の明治33年(1900年)に保険業法が施行され、保険業に対する政府規制が本格的に実施されることになる。

法制上の流れを列挙すれば、次のようになる。つねに、保険業に対する政府規制を強化する方向で、法の制定・改訂が繰り返されてきた¹⁾。

- ・明治23年(1890年) 旧商法公布
- ・明治31年(1898年) 旧商法(保険法)施行
- ・明治32年(1899年) 新商法、同施行法公布・施行
- ・明治33年(1900年) 保険業法公布・施行(以後、明治45年、昭和2年、昭和8年に部分改訂)

1) わが国の保険業史および、保険規制の歴史については、保険銀行時報社[1933]、玉木[1934]、印南[1966]、日本保険業史編纂委員会[1968]、竹森[1978]、日本経営史研究所[1981]、宇佐見[1984]を参照。

- ・昭和14年(1939年) 保険業法全面改訂
新保険業法公布(施行は昭和15年,以後部分改訂)
 - ・昭和23年(1948年) 保険募集の取締に関する法律(募取法)公布・施行
 - ・昭和23年(1948年) 損害保険料率算出団体に関する法律(料率算出団体系)公布・施行
- (参考)
- ・平成7年(1995年) 保険業法全面改訂,新保険業法公布(平成8年4月施行予定)

1.2 生命保険会社の続出と類似保険会社の台頭

わが国で最初の科学的基礎の上に立つ生命保険会社は,明治14年(1881年)に設立許可された明治生命である²⁾。ただし,政府によって許可された生命保険会社の第一号は,明治12年の日東保生会社である。政府といっても,当時は設立許可願書は,道府県知事に提出されることになっていたため,願書は東京府知事から内務省へ回付され,太政官において審議された。なお,日東保生会社は,開業にまでは至らなかった³⁾。損害保険については,明治11年(1878年)に設立許可を取得し,翌年の明治12年(1879年)より貨物海上保険の営業が,東京海上によって始められている。火災保険は,現在の安田火災が,明治20年(1887年)に設立許可され,明治21年(1888年)より営業を開始した。

1880年代から1890年代にかけて,保険会社および,共済思想に基づく類似保険会社が,多数創立されている。その中には,明治21年(1888年)の帝国生命(現在の朝日生命の前身)や明治22年(1889年)の日本生命,および明治25年(1892年)の日本火災や,明治26年(1893年)の大阪保険

2) 明治生命設立の経緯については,森[1929]を参照。なお,明治,大正および,昭和の戦前期に書かれた保険業に関する主要論文は,日本経営史研究所[1981]に再録されている。

3) 日東保生の創立願書等の文書については,池田[1924]に再録されている。また,三浦[1929]で詳しく研究されている。

第7-1表 明治12年～明治33年における生命保険会社の設立状況

| 年次 | 設立数 | その後の経緯 |
|--------|-----|---|
| 明治12年 | 1社 | 開業に至らず |
| 13 | 0 | |
| 14 | 1 | 現在の明治生命 |
| 15 | 0 | |
| 16～19 | 0 | |
| 20 | 1 | 詳細不明 |
| 21 | 1 | 現在の朝日生命 |
| 22 | 3 | 1社：現在の日本生命，1社：開業に至らず，1社：合併され消滅 |
| 23 | 1 | 開業に至らず |
| 24, 25 | 0 | |
| 26 | 9 | 1社：現在の太陽生命，3社：合併され消滅，2社：任意解散，1社：事業停止命令，1社：新契約停止命令，1社：詳細不明 |
| 27 | 12 | 1社：現在の安田生命，3社：合併され消滅，2社：任意解散，2社：破産，1社：命令により解散，1社：事業停止命令，1社：包括移転，1社：営業停止命令 |
| 28 | 4 | 1社：現在の大同生命，1社：現在の東京生命，1社：破産，1社：任意解散 |
| 29 | 6 | 1社：現在の大同生命，1社：開業に至らず，1社：任意解散，1社：命令により解散，1社：合併され消滅，1社：包括移転 |
| 30 | 6 | 3社：開業に至らず，1社：合併され消滅，1社：任意解散，1社：新契約停止命令， |
| 31 | 6 | 1社：現在の大同生命，1社：現在の東邦生命，2社：営業停止命令，2社：新契約停止命令 |
| 32 | 5 | 2社：開業に至らず，1社：破産，1社：営業停止命令，1社：合併され消滅 |
| 33 | 2 | 1社：任意解散，1社：合併され消滅 |

出所) 保険銀行時報社[1933, p.94, 統計編 p.207～234], 玉木[1934, 第1巻第2編第2類, p.800～801], 印南[1966, p.57], 日本保険業史編纂委員会[1968, p.378～400], 宇佐見[1984, p.43, p.56～57], 木村[1985]より作成。

(現在の住友海上の前身) など、現存する保険会社ないし、その前身も含まれていたが、大部分の保険会社は泡沫会社および類似保険会社であり、多くは開業にまで至らなかったり、破産したり、解散命令を受けたり、合併されることによって消滅した。

第7-1表は、明治12年から明治33年までの期間に設立された生命保険会社の数と、その後の経緯をまとめたものである。上述したように、明治生命が明治14年に設立されたが、その後の数年間は新規の設立はみられない。

明治生命の独占期間が続いた。明治20年に、東洋生命保険会社が設立されているが、その後については詳細が不明である⁴⁾。明治21年と22年に、現存する朝日生命の前身である帝国生命と日本生命が、それぞれ設立されている。生命保険会社の設立が急激に増加するのは、明治26年から30年ないし33年にかけてである。保険銀行時報社[1933, p.94]は、この時期を「模倣濫興時代」と呼んでいる⁵⁾。この時期に、生命保険会社が続出した原因として、次の要因が考えられる。

- (1) 日清戦争後、国内経済が活況を呈し、投資ブームが起こっていた
- (2) 明治生命、帝国生命、日本生命の先発3社の業績が順調に伸びていた、とりわけ、明治23年の恐慌も容易に乗切った
- (3) 生命保険に対する重要性が一般に認識されるようになった
- (4) 少額の資金で多額の利益が得られると錯覚し、生命保険事業を資金吸収の手段とみなす事業家が多くあらわれた
- (5) 設立に関して規制がなく、生命保険会社の設立が容易であった

これらの要因の結果、第7-1表のように、多数の新規参入がみられたが、そのうち現在まで継続して事業活動を行なっている会社は僅かである。新設生命保険会社の無責任な放漫経営が社会に悪影響を及ぼしたことは、容易に想像し得る。

これとともに、社会に弊害をもたらすものに、類似保険会社の台頭がある。第7-2表は、類似保険会社の設立状況をまとめたものである⁶⁾。第7-2表は、入手可能な史料を基礎にして作成されている。原史料は、とりわけ、明治16年までの期間は、東京を中心にして、東京で発行された新聞記事から収集されたデータに基づいている。そのため、東京以外の新聞に掲載されているかも知れない類似保険会社の設立や、もともと報道されなかった類似保

4) 玉木[1934]の第1巻第2編第2類, p.800~801を参照。

5) この時期の生命保険業の研究に、中川[1992 a, 1992 b]がある。

6) 類似保険会社については、古くは粟津[1896]で言及されている。なお、朝川伸夫 = 印南博吉監修『保険辞典』（保険研究所, 1962年）によれば、類似保険会社とは、「自家保険、貯蓄、保証、共済、賭博、宝くじ、無尽、頼母子講等の如く保険の要素の一つないし数個を含んだ保険類似制度」（朝川 = 印南『保険辞典』下巻, p.957）と説明されている。

險会社は含まれていない。また、史料によって数字が微妙に異なっている年次も少なくない。そのため、大きな時間的経過による流れをみる事ができる程度である。

類似保険会社の設立には、2つのピークがあるようである。1つは、明治14年から15年にかけてである。他の1つは、明治26年から28年の期間である。『明治生命百年史』(1981年, p.18)によれば、明治14年から15年にかけてのピークは、明治13年に設立された類似保険会社の先駆的会社である共

済五百名社が、順調に社業を発展させていたこと、および類似保険会社は創業時に資本の募集や政府への出資が必要でなかったことが、主要な原因であった、ということである。そして、この時期には、東京を中心として、類似保険会社が設立されていた。他方、明治26年から28年にかけてのピークは、日清戦争後の好況および、多数の生命保険会社の続出に刺激されて生じ、全国的広がりをみせている。

小藤[1991, p.12~16]によれば、代表的な類似生命保険会社は、次のような特徴をもっていた。

- (1) 生命保険専門会社もあるが、生損保兼営会社も少なくない
- (2) 契約者が保険に加入するに際して、「入社金」として一定金額を会社に納めなければならない
- (3) 科学的基礎に基づいた保険料率が適用されていない(年齢と無関係に均一の保険料が課せられている)
- (4) 無診査である
- (5) 保険料の徴収方法が賦課式と確定式の2種類がある

以上のように、科学的基礎に基づかない保険料を徴収したり、年齢や健康状

第7-2表 類似保険会社の設立状況

| 年次 | 設立数 |
|-------------|-------|
| 明治12年 | 2社 |
| 13 | 5 |
| 14 | 38~41 |
| 15 | 27~37 |
| 16 | 2~5 |
| 13~16(年月不祥) | 19 |
| 17 | 2 |
| 22 | 3 |
| 26 | 32 |
| 27 | 21 |
| 28 | 35 |

出所) 保険銀行時報社[1933, p.98], 玉木[1934, 第1巻第2編第2類, p.799~800, p.969~972], 印南[1966, p.39~40], 木村[1985]より作成。

態の相違による負担が不公平である類似保険会社は、資産運用の失敗やマーケティングの失敗、さらに不正行為や詐欺行為の多発によって、その後1社を除いて、消滅の運命をたどる事になる。消滅しなかった唯一の類似保険会社とは、共済五百名社である。これは、現在の安田生命の前身となった⁷⁾。

1.3 保険業法の制定とその後の改訂⁸⁾

前述のような生命保険会社および類似保険会社の乱立は、当時の一部の事業家の間に、保険事業は少額の資金で多額の利益を獲得し得る事業である、といった誤った認識が広まっていたためである。そして、生命保険会社と類似保険会社の乱立は、企業間競争を激化させ、経営基盤が脆弱な多くの生命保険会社および類似保険会社は、倒産、合併ないし解散に追い込まれた。その結果、著しい社会的弊害が発生し、一般契約者の利益が保護される保証は何ら存在しなかった⁹⁾。

保険事業の監督法規が制定されたのは、以上のような時代背景があったためである。保険業法制定以前には、保険会社に対して、明治26年(1893年)に施行された旧商法の一部(会社法)の適用によって、一般会社と同様の法的規制が存在するだけであった。このような情勢を背景として、取締法規の制定と監督制度の確立を要望する気運が高まった。その結果、政府は旧商法の施行延期期限であった明治31年(1898年)に、保険法を含む旧商法の全面施行と、農商務省令第5号を公布し、その施行細則を定めている。前述のように、旧商法第1編第11章第6節「保険営業ノ公行」が実施された。これが、わが国保険業に対する監督法規の最初であった。その主な内容は次の

7) 共済五百名社の詳細については、『安田生命百年史』(1980年、第1章)を参照。なお、共済五百名社の歴史的意義については、安藤[1980]を参照。

8) 明治初年から昭和40年頃までの保険監督法規と保険規制の変遷については、青谷[1968]を参照。

9) 玉木[1934、第2巻第1編、p.384]によれば、『東京日々新聞』は、明治29年(1896年)9月11日から3日間にわたり、「保険事業ノ監督」と題する長文の論説を掲載し、保険規制の必要性を訴えている。その主な内容は、次のとおりである。(1)保険の本質を理解しない経営者が多い、(2)行政監督が不十分である、(3)統計的死亡確率に基づいて営業している保険会社は数十社中19社に過ぎない、(4)保険事業の監督法規を早急に完備すべきである。

ようである。

- (1) 保険会社の営業は官許を要す
- (2) 行政官庁の職権による検査を受ける
- (3) 準備金その他営業上必要な規制を遵守する
- (4) 個人または組合組織による保険営業にも商法を適用する

さらに、翌年の明治 32 年（1899 年）に公布・施行された新商法および、商法施行法では、旧法規に比較して一層厳しい取締規定が設けられた。保険事業は、免許を受けた株式会社に限定されることになり、また兼営、兼業の禁止、営業停止、解散命令、報告徴取権、免許申請書に添付する基礎的書類の記載事項とその変更、取締役の改選に関する権限など、その後現在に至る保険監督法規における基本事項が、既にこの段階で形成されている。

こうした端緒的な監督法規を経て、保険規制に係わる単独の特別立法である保険業法が、明治 33 年（1900 年）に公布・施行されることになった。保険業法は、基本的には商法で規定されていた免許主義を継承している。そして、免許主義を前提とした自由競争主義と公示主義を根本方針とした。自由競争主義とは、会社設立の申請時に、資格要件を満たしていれば、設立の認可を与えることを意味している。市場の需給要件を考慮しないというものである。公示主義とは、経営内容を詳細に監督官庁に報告させるとともに、株主や契約者にも公示させることによって、経営の堅実性を確保しようとするものである。

保険業法は、株式会社だけでなく、相互会社によっても保険事業を行なうことができることも定めた。ただし、株式会社と相互会社だけが、保険事業を営むことが可能であり、他の組織形態（たとえば、協同組合等）による保険事業の実施は認めなかった。このことは、後に名称だけ「保険」ではなくて「共済」として、実質的に保険事業である組合共済が発足する遠因になった¹⁰⁾。

10) 保険業法が、協同組合による保険事業の実施を違法なものとしたため、組合共済は、「類似保険」として民間生命保険会社から攻撃されることになった。しかし、組合共済は、保険の要素をすべて含んだ「保険」であることは明らかである。もし、欠けている要素があるとすれば、それは保険業法で認められた組織形態でない、という側面だけである。

この他に、保険業法においては、事業方法書と普通保険約款の記載事項を明示させることや、他業と保険業との兼業禁止および、生損保兼営を禁止するとともに、監督官庁の監督権の行使について詳細に規定している。

その後、保険業法は、明治45年(1912年)、昭和2年(1927年)、昭和8年(1933年)に、部分的な改訂が行なわれている。このうち、保険規制に係わる改訂としては、明治45年の改訂において、事業免許の申請に際して、供託金を納付させることを決めたことと、監督官庁に提出させる書類の中に財産利用方法書を追加したことである。この改訂によって、保険業への参入が困難になるとともに、資産運用に関しても規制が強化されることになった¹¹⁾。

保険業法は、昭和14年(1939年)に全面改訂された。これが、現在に至るまで50年以上にわたり、保険規制の拠り所となった現行の保険業法である。この改訂で、監督権の強化、統制協定(戦後廃止)、保険計理人の公認、保険契約者の優先権の明確化、株式会社の相互会社への変更規定の設置など、規制全般にわたって整備が行なわれた。

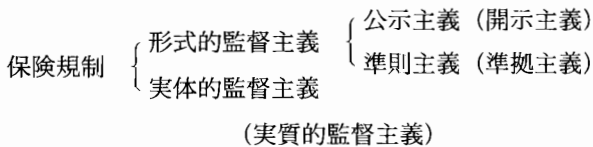
保険業法は、制定後3回の部分改訂と1回の全面改訂・新保険業法の制定などが行なわれたが、上述したように、規定の基本的部分は、明治33年に公布・施行された内容が、そのまま現在まで引継がれている。したがって、現行の保険業法に基づく現在の保険規制は、多数の泡沫会社および類似保険会社の乱立という前世紀末の混乱した状況下で導入された規制および監督と何ら違いがない。

2 保険規制の現状

2.1 保険規制の分類

保険会社に対する規制を大別すると、形式的監督主義と実体的監督主義に区分し得る。

11) 大正から昭和戦前期にかけての生命保険会社による資産運用については、麻島[1991]に詳しく論じられている。



形式的監督主義とは、自由主義の理念に根ざし、政府による民間経済主体への干渉を最小限に抑制しようとする点に特徴がある。すなわち、保険市場の価格調整機能と保険会社の自主規制に任せ、政府は補完的役割を果たすだけである、とする方式である。これは、さらに公示主義と準則主義に分かれる。公示主義とは、保険会社に事業内容、事業成績などを公示させ、契約者、株主、一般公衆の判断に委ねる方式である。公示主義においては、政府は保険会社に公示内容・方法を指示し、公示を義務付けるだけであり、何ら直接的規制は行なわれない。一般の契約者等にとっては、保険は理解困難なサービスであり、保険会社の行動や行政について判断することは容易ではない。そのため、公示主義が有効な規制方式であるとは思われない。この方式は、かつてイギリスで採用されたことがあるだけであり、現在では公示主義を採用している先進国は存在しない。

準則主義とは、政府が保険事業の経営について一定の準則を定め、保険会社がこの準則を遵守するかどうかを監督する方式である。したがって、準則主義においては、政府は保険会社が準則を守っているかどうかを審査し、違反している場合には、保険会社に何らかの罰則を課したり、保険会社の行動を制限（たとえば、保険の引受制限や禁止など）する権限をもつ。準則主義は、公示主義よりも、厳格な監督方式である。準則主義は、19世紀のアメリカで採用されていた。

他方、実体的監督主義とは、免許主義とも呼ばれ、監督官庁に広範な権限を与えて、保険会社経営のあらゆる側面について、強力な監督を行なう方式である。実体的監督主義においては、政府は保険会社の新規設立に際して、設立以前から事業内容や準備状況について審査し、合格した場合のみ、免許を交付する。事業開始後も、事業内容や事業成績について監査（検査）を行ない、適正な事業活動が行なわれるように、厳しく監督する。また、あらゆる

る事業変更についても、関与・指導する。この方式は、現在ほとんどの先進国で採用されている。

2.2 わが国の保険規制の現状

わが国の保険会社に対する規制は、上述したような明治時代の教訓を生かして、保険業における競争をできる限り制限することによって、保険会社の倒産を予防するために、実体的監督主義を採用している。

日本の保険業に対する現在の政府規制は、上述した保険業法、昭和23年(1948年)に公布施行された保険募集の取締に関する法律(募取法)、昭和23年(1948年)公布施行の損害保険料率算出団体に関する法律(料率算出団体法)、昭和24年(1949年)に制定された外国保険事業者に関する法律(外者法)等に基づいて実施されている。さらに、これらの法律を根拠とした省令、大蔵省銀行局長通達、事務連絡および、口頭といった形態で行政指導が、広範に展開されている。もちろん、これ以外に、独占禁止法等の経済法による一般的な規制もある。

保険業法は、保険事業の開始の際の事業免許の他、各種の規制の実効をあげるために、大蔵大臣に次のような一般的監督措置を行なう権限を与えている。

報告請求権

検査権

監督命令権

違反行為に対する処分権

第7-3表は、保険会社に対する現行の規制をまとめたものである。参入規制、退出規制、業務分野規制、価格規制、募集(販売)に関する規制、資産運用に関する規制など、実に多種多様な規制が行なわれている。保険会社の自由な経済活動を封じ込め、保険会社の経営破綻予防を通して、消費者利益を保護するという体裁を整えている。

保険業法等による実体的監督主義を、実効あるものにするための方法として、「基礎書類」による規制が行なわれている。すなわち、保険事業を開始

第7-3表 保険規制の概要

| 規制の種類 | 規制の態様 | 内 容 |
|-------------------|-------|---|
| (1)参入規制 | 免許制 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険事業を営むためには、大蔵大臣の免許を要する ・保険種類ごとに免許が与えられる (生保：1種類、損保：26種類) ・免許基準は、行政当局の裁量に委ねられている ・事業主体は株式会社と相互会社に限定 (資本金ないし基金が3000万円以上必要) |
| (2)退出規制 | 認可制 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険事業からの撤退は、大蔵大臣の認可を要する |
| (3)業務分野 規制 | | <ul style="list-style-type: none"> ・専業主義（他の事業を兼業できない） ・生損保兼営禁止 |
| (4)価格規制 | 認可制 | <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の算出方法及び保険料は大蔵大臣の認可が必要 |
| (5)募集（販売） 規制 | 登録制 | <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険募集人、損害保険代理店は登録が必要 ・生命保険募集人の一社専属制（生命保険募集人が複数の生命保険会社に所属することを禁止） ・損害保険会社の役員、従業員、登録をした生命保険募集人、損害保険代理店のみ、保険の募集（販売）が可能 ・虚偽の説明、契約条項の他社との比較、保険料の割引または割戻しの禁止 |
| (6)新商品に関する 規制 | 認可制 | <ul style="list-style-type: none"> ・新商品の販売に当たっては、基礎書類の変更として、大蔵大臣の認可を要する |
| (7)資産運用に関 する規制 | 認可制 | <ul style="list-style-type: none"> ・財産利用方法書の変更は、大蔵大臣の認可を要する ・運用対象、運用割合の制限 |
| (8)内部留保に 関する規制 | 認可制 | <ul style="list-style-type: none"> ・責任準備金算出方法の変更は、大蔵大臣の認可が必要 ・一定の方法による、責任準備金の積立 |
| (9)劣勢会社に 関する規制 | 強制命令 | <ul style="list-style-type: none"> ・大蔵大臣は、劣勢会社に対して、合併、管理、契約移転等の勧告または命令を行なうことができる |

出所) 公正取引委員会「業種別政府規制概要」(1981年10月, p.35)を参考にしながら、最新の動向および、不足分を追加・修正して作成した。

するに際して、事業免許を申請する場合、「基礎書類」を提出しなければならない。「定款」、「事業方法書」、「普通保険約款」、「保険料および責任準備金算出方法書」、「財産利用方法書」の5種類が「基礎書類」と呼ばれている。さらに、申請時に、保険証券と保険契約申込書も添付しなければならない。事業開始後に、「基礎書類」の内容を変更する場合も、大蔵大臣の認可が必要とされる。その際、大蔵大臣は、当該保険会社の業務や財産の状況を考慮して、必要であると判断すれば、保険会社が新たに提出した「基礎書類」の

所定の事項について変更を命令することができる。また、契約者利益を確保するために特に必要と認めれば、大蔵大臣は、その変更の効力を既存の契約にまで遡って適用することも可能になっている。もし、保険会社が、これらの規定に違反すれば、罰則が課せられる。

さらに、損害保険については、保険料率算定のための十分な統計資料収集の必要性および、危険負担分散のための共同引受けの必要性などを根拠にして、独占禁止法の適用除外規定が設けられている。まず、保険業法では、(1)海上（船舶、海上貨物）、航空、自賠責、地震の各保険事業に属する取引に関する共同行為、(2)これら以外の保険および再保険について、数量の制限、保険料率を除く保険契約の内容と再保険の手数料等についての共同行為を適用除外にしている。ただし、不正な取引方法を用いた場合や、不当な競争制限行為の場合などについては、適用除外とはならない、とされている。また、独占禁止法適用除外法では、料率算出団体法に基づく算定会の行為についても、適用除外としている。現在では、同法に基づいて、火災保険、地震保険、傷害保険の保険料率を算出する損害保険料率算定会と、自動車保険および、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）について保険料率を算出する自動車保険料率算定会の2団体が設立されている。これら両団体によって算出された保険料率（算定会料率）について、すべての損害保険会社が遵守義務を課せられている。

3 現行の保険規制の評価

3.1 護送船団行政とその評価

わが国の保険業に対する実体的監督主義は、「護送船団行政」と呼ばれている。すなわち、消費者利益を確保するためには、「業界秩序の維持」が必要であるとの観点から、保険会社の倒産予防を最重要課題とし、保険会社間の競争を制限する産業保護行政を指している。換言すれば、新規企業の参入を極力押さえながら、既存企業に対しては、限界企業を基準にして、全保険会社を画一的に扱う方式である。「護送船団行政」の下では、あらゆる種類

の保険が、画一的な規制の対象となっている。本来、消費者利益の保護が目的の規制であるなら、個人保険と企業保険とでは、需要者の交渉力が異なるため、規制のあり方が違っているはずである。しかし、「業界秩序の維持」という目的のため、すべての規制が画一的になっている。

生命保険業界は、戦後30年近くの期間、「20社体制」を堅持してきた。新規参入は昭和48年（1973年）にアリコ・ジャパンが日本人向け保険の募集（販売）を開始したのが最初であり、その後外資系企業の参入のみが認められている。平成5年度末では、「30社体制」になっている。国内企業の生命保険業への進出は、外資との合弁形態でしか認められなかった。ただし、最近になって外資系保険会社の買収という形式で、国内企業の参入が可能になったケースが幾つかある。ソニー、オリックス、日本信販がその例である。損害保険業では、昭和25年（1950年）前後に国内4社の参入が認められた以外は、事情は生命保険業と全く同じである。外資系企業の参入が相次いでいるだけである。保険業に対する、わが国の実体的監督主義は、保険業法等で、実体的監督のための具体的基準を明示していない。そのため、規制当局の自由裁量の余地が大幅に残されており、政策の不透明性の原因になっている。どのような企業による保険業への参入を認可するか否かは、大蔵省の「独自」の判断に委ねられている。

生命保険業の場合、「護送船団行政」の典型が、価格規制下の実質的料率カルテルである。料率計算のための基礎率（予定死亡率、予定事業費率、予定利率）は、限界企業を基準にして決定され、原則的に全社統一されている。そして、これが大蔵省の認可業務を通じて事実上強制されている。その結果、政府の価格規制下で実質的な料率カルテル体制が堅持されてきた¹²⁾。この状況下で、費用面で有利な大企業は「差額地代的超過利潤」を獲得し、限界企業は価格競争を回避し得るというメリットを享受できた。大企業が獲得した「差額地代的超過利潤」の大部分は、大量の外務員採用等の巨額の販売促進費として支出されるか、あるいは社内に留保された。料率カルテルの下で、

12) わが国の護送船団行政に関する研究としては、水島[1976]、岩崎[1982]、吉川[1985]、井口[1994 a]を参照。

見掛け上の新製品を多数募集（販売）する非価格競争が、生命保険会社間の競争の主要な形態になった。損害保険業の場合には、海上保険、航空保険、自賠責保険および地震保険については保険業法によって、火災保険、傷害保険、自動車保険については独占禁止法適用除外法によって、料率カルテルが公認されている点で、生命保険業と異なるが、規制の実態は、上述した生命保険業の場合とほぼ同様である。生損保業いずれにおいても、現行の政府規制は、消費者利益の保護を大義名分にした業界保護に他ならないと言えるであろう。

護送船団行政は、外務員による販売促進活動を活発化させ、その結果、大量の外務員のターンオーバーという非効率を発生させた。その反面、契約者は保険会社の倒産を心配することなく、安心して保険に加入することができた。護送船団行政は、保険業の普及に貢献した側面も、同時に持ち合わせていた。しかし、それは非効率を内在した保険業の発展であり、安定であった。

以上のような、わが国の保険業に対する護送船団行政は、昭和30年代前半までは厳格に実施されたが、その後徐々に変化の兆しを見せはじめた、と解釈するのが妥当であろう。具体的には、(1)外資系生命保険会社の参入の認可と、(2)配当の個別化（価格競争の導入）の促進である。大蔵省による規制下であっても、部分的にせよ、競争圧力の導入によって、新種保険の開発や低料化等のための経営努力を、生命保険会社が続けてきた側面は評価すべきである。しかし、上述したように、外資系生命保険会社の参入は、新種保険の開発と販売チャネルに関して、既存会社に多大のインパクトを与えたが、大手生命保険会社にとっては、総体的には必ずしも競争の脅威にならなかった。また、配当の個別化も、各社の経営効率の違いが十分に反映されるまでには至っていないようである。

3.2 護送船団行政に関する1つの論争

保険業への政府規制は、銀行業のそれと並んで、護送船団行政の典型であると誰もが信じてきた。その内容と一般的評価は、上述のとおりである。しかし、小宮[1989]は、そのような評価を「通俗的観念」とであると批判する。

この批判に対して、保険学会からの反批判がある。その代表が、水島[1990]と米山[1990]である。ここでは、これらの論争を振返ることによって、保険業における護送船団行政について、再検討する1つの機会としたい。

小宮論文によれば、保険業における護送船団行政に対する一般的評価は、次のような「通俗的観念」から形成されており、そのような観念は誤りであるという。小宮論文は、『朝日新聞』（昭和63年7月11日）の記事を例に挙げながら、「通俗的観念」を次の3点に要約している。

- (a) 戦後の日本では、生保事業においても、大蔵省によるいわゆる「護送船団方式」の政策が行なわれ、保険料率について事実上のカルテルが行なわれており、競争が制限されてきた。
- (b) 「護送船団方式」の政策のもとでは、最も経営パフォーマンスの悪い会社も経営破綻に陥ることなく、生き伸びるように保護されてきた。
- (c) 生保業界では「規模の経済」(economies of scale) が著しく、規模の大きい生保ほど経営効率が良いが、「護送船団方式」の政策は規模の小さな弱小な会社も保護しようとするので、「業界トップの会社はますます太ることになる」¹³⁾。

まず、論点(a)について、小宮論文では、生命保険業において、価格競争が行なわれてきたと主張されている。つまり、生命保険の表定保険料は全社同一水準であるが、契約者配当を控除した後の正味保険料でみると、各社間で格差があり、「生保相互会社間では実質的には価格競争が行なわれてきた」(小宮[1989, p.450])ということである。この点に関する米山論文の小宮批判は、次のようである。保険の価格を正味保険料で測ることは正しいが、正味保険料は事後的に決まるものであり、事前の価格競争を反映していない、ということである。とりわけ、特別配当まで考えると、契約後10年目になって初めて支払われる特別配当の差によって、正味保険料が各社間で格差が生じたとしても、実質的な価格競争が展開されたとはいえない、というのが米山論文の主張である。(保険の価格は保険料率であり、保険料ではない。

13) 小宮[1989, p.451]より引用。

しかし、ここでは「表定」か「正味」かが議論の対象であるため、保険の価格それ自体に関する問題点について触れないことにする。）

確かに、既存の契約については、米山論文の主張のとおりであるが、保険会社が新契約獲得競争において、過去の契約者配当の実績を顧客に示して、募集（販売）活動を行なうことは容易に想像し得る。（ただし、数年前から契約者配当に関する過去の実績を明示することが禁じられた。しかし、それは配布文書に表記しないだけで、外務員は口頭で説明している。）したがって、契約者配当の多寡が、たとえ事後的な価格水準にのみ反映されるものであるとしても、価格競争の重要な武器になることには違いないであろう。しかも、事実上、第5章の第5-4図で示したように、昭和45年頃から、契約者配当は各社間で格差が生じ始めている。

むしろ、論点(a)に関するポイントは、契約者配当の個別化がみられるとしても、それが各社の経営効率の違いを十分に反映しているのか否かである。さらに、契約者配当の個別化の現状が、価格競争が行なわれてきたといえる程、各社間で大きな格差がみられると見做すか否かである。この2つの疑問に答えるだけの十分な客観的統計データは入手しえない。また、そのための客観基準も存在しない。いずれにしろ、小宮論文の論点(a)については、質的な議論ではなく、量的議論が必要である。しかし、第5章の第4節で述べたように、保険業において、価格競争が部分的に導入されつつあることは確かである。ただし、保険業における価格競争が、現状で十分であるとは誰も思っていない。また、水島論文が批判するように、一般の契約者が、契約者配当に関して、配当水準の妥当性を判断することは、難しいことも事実である。

論点(b)と(c)に関する小宮論文による批判は、次の3つの経営指標を基にして論じられている。

- (1) 総資産増加率：保険会社の成長率の指標として採用
- (2) 収入保険料に対する支払配当金の比率：経営効率の指標として採用
- (3) 総資産に対する剰余金の比率：「自己資本利益率に近い性質の指標」として採用

総資産成長率の各社間の違いをみると、最も高い成長率を示した企業は、業

第7-4表 生命保険会社各社の経営指標

| 会社名 (総資産順位) | 総資産増加率 (1985年～87年) | 収入保険料に対する 支払配当金比率 (1987年) | 総資産に対する 剰余金比率 (1987年) |
|----------------|-----------------------|------------------------------|--------------------------|
| 日本 | 44.1% | 12.0% | 3.74% |
| 第一 | 49.7 | 12.9 | 3.70 |
| 住友 | 50.1 | 10.4 | 3.61 |
| 明治 | 48.8 | 11.0 | 3.49 |
| 朝日 | 40.3 | 12.8 | 3.87 |
| 三井 | 43.0 | 12.3 | 3.84 |
| 安田 | 39.0 | 12.6 | 4.65 |
| 太陽 | 35.3 | 4.6 | 1.84 |
| 千代田 | 52.1 | 10.3 | 4.40 |
| 東邦 | 72.3 | 9.2 | 2.80 |
| 協栄 | 57.0 | 9.1 | 3.62 |
| 第百 | 39.6 | 5.7 | 2.33 |
| 大同 | 72.9 | 8.1 | 3.94 |
| 富国 | 47.8 | 10.6 | 3.84 |
| 日本団体 | 40.0 | 10.4 | 4.09 |
| 日産 | 89.2 | 4.8 | 2.51 |
| 東京 | 32.5 | 13.5 | 4.24 |
| 平和 | 35.0 | 7.2 | 2.76 |
| 大和 | 40.0 | 9.2 | 2.99 |
| 大正 | 30.0 | 4.7 | 1.59 |
| 20社の平均値 | 47.2 | 10.9 | 3.62 |

資料) 『インシュアランス生命保険業統計号』

出所) 小宮[1989, p.452]表18-1より作成.

界ランキングで中位の企業であり、必ずしも業界トップ企業が高い成長率を示さなかった。(第7-4表を参照) このことから、小宮論文では、「業界トップの会社はますます太る」という観念は誤りであるという。しかし、米山論文がいうように、総資産が急成長した会社は、日産生命と東邦生命であり、両社とも近年、積立満期型保険にウェイトを移している。積立満期型保険は、積立保険料部分が大きいいため、総資産を増大させる効果をもつ。したがって、保険会社の取扱う保険の種類が異なる場合には、総資産増加率を単純に保険会社の成長率の指標として採用することは誤りである、と米山論文は指摘する。

小宮論文では、収入保険料に対する支払配当金比率も、総資産に対する剰余金比率も、企業規模と密接な関係はなく、中位会社で、これらの比率は高

いという。したがって、規模の経済性を基礎にして、大規模会社ほど、高パフォーマンスを示しているという「通俗的観念」は誤っていると結論づける。米山論文は、収入保険料に対する支払配当金比率や総資産に対する剰余金比率も、保険会社の扱う保険のプログラム・ミックスが同一の場合のみ、有効な指標であり、保険会社間でプログラム・ミックスが異なる現状では、小宮論文が用いた第2、第3の経営指標は、保険会社のパフォーマンスを表す適切な尺度にはなり得ないという。保険会社の経営効率および費用構造を分析した欧米の実証研究では、プログラム・ミックスを表す指標が必ず考慮されている。小宮論文で用いられた経営指標に関する統計数値については、保険会社間のプログラム・ミックスの違いを考慮に入れながら、再検討する余地が残されている。

以上のように、小宮論文は、生命保険相互会社に対する政府規制は、株式会社形態である銀行や多くの損害保険会社に対する護送船団行政とは異なるという主張であった。しかし、現状では保険業、とりわけ生命保険業においては、相互会社も株式会社も異なった行動を採っているわけではない。小宮論文は、全体の論調として、相互会社形態である生命保険会社と株式会社の違いを過度に評価し過ぎたように思われる。小宮論文には、以上のような問題点があるが、しかしながら、他の分野の研究者との交流が少ない、閉鎖的な保険学会の現状を考えると、小宮論文のように、近代経済学的アプローチによる保険研究は、保険業に関心をもつ研究者として、大いに歓迎すべきである。

第8章 保険規制緩和への動き

保険業法の改訂案が、平成7年(1995年)5月31日に国会で可決され、平成8年4月1日より施行されようとしている。今回の改訂は、昭和14年以來の全面改訂であり、保険行政が半世紀ぶりに大きく変わると予想する業界関係者も少なくない。昭和14年の保険業法改訂は、全面改訂であるといわれているが、保険規制に係わる部分については、その根幹は明治33年に公布・施行された旧保険業法と大きな変化はなかった。その意味では、今回の全面改訂は、約100年ぶりの改訂である、ということもできる。

保険規制との係わりでいえば、今回の改訂は、保険業への政府規制を緩和する方向での改訂であるといわれている。前章で述べたように、実在する制度は、何らかの歴史的経緯をたどって造られてきた。今回の保険業法改訂に盛られた、保険業に対する規制緩和の推進は、近年になって突如として出現したのではない。第2次世界大戦後、簡易生命保険事業の国家独占廃止、団体生命保険の独占廃止、組合共済の参入等、「規制緩和前史」と呼ぶにふさわしい時期を経て、徐々に実施されてきた規制緩和の潮流が、監督法規の改訂という、誰の目にも見ることが可能な法律改訂となって姿を表した、と解釈することができるであろう。

本章では、第2次世界大戦後の保険業に関する規制の経緯を、「規制緩和の歴史」と位置付け、どのような歴史的経緯をたどって、今回の保険業法改訂につながったのかを検討する。とりわけ、「規制緩和の歴史」において、規制緩和は、どのような経済主体に利益をもたらしたのか、つまり、規制緩和によって誰が得をしたのか、に焦点を当てながら論じることとする。

1 規制緩和前史

1.1 簡易生命保険の国家独占廃止

第2次世界大戦直後に、保険業に関する、いくつかの法律が改訂・制定された。これらは、現在の保険規制緩和の流れからみれば、いわば「規制緩和前史」とでも呼べばいい動きであった。昭和21年(1946年)に簡易生命保険法が一部改訂され、簡易生命保険の国家独占が廃止された。その結果、民間生命保険会社による無診査・月払い保険の募集(販売)が開始された。昭和22年には、独占禁止法の施行とともに、団体生命保険の独占が廃止された。昭和22年には、農業協同組合法も公布・施行され、共済事業の実施が法制化された。さらに、昭和24年には、外国保険事業者に関する法律(外者法)が制定され、外国保険会社の日本進出が可能になった。しかし、当時は在日外国人のみを、保険募集(販売)の対象とする限定免許であったため、外者法の制定自体を規制緩和の「前史」と呼ぶには抵抗がある。そのため、ここでは簡易生命保険の独占廃止、団体生命保険の独占廃止および、組合共済の参入について、順に考察することにする。

昭和21年(1946年)10月に、簡易生命保険事業の国家独占が廃止された¹⁾。明確な定義はないが、一般に、加入に際して医師による診査がなく、保険料は月払いで、集金制を採用している小口保険であることが、簡易生命保険の特徴と考えられている。しかし、わが国では、郵政省が行なう保険事業が簡易生命保険と呼ばれ、民間生命保険会社が扱っている同種の保険は簡易生命保険とは呼ばれない。ここでも、郵政省が提供している保険を簡易生命保険と呼ぶことにする。

わが国の簡易生命保険は、大正5年(1916年)に国営保険として創設され、戦前は国の独占事業であった。大正5年に帝国議会に提案された「簡易生命保険法及び同特別会計法案」では、法案の理由書に、「社会中級以下ノ多数人ノ幸福ヲ増進スルガ為メ」(簡易生命保険郵便年金事業史編さん委員会編集

1) 簡易生命保険の国家独占廃止と、その後の民間生命保険会社の進出については、河[1981]を参照。

『創業五十周年記念簡易生命保険郵便年金事業史』昭和41年、p.27）とある。また、通信大臣の提案理由説明に、「多数の下級社会をして克く恒産を治め、秩序ある生活状態を保たしむるということは貧富の懸隔に伴ふて起る所の各種の欠陥を救済し、社会組織の健全なる発達を図る」（前述の史料、p.31）とあるように、簡易生命保険の創設は、当時未発達であった社会保障の補完を意図していたものと推測し得る。技術的には、無診査、小口（最高保険金額300円）の養老保険を国が独占的に扱うとするものであった。法案は、貴族院で一部修正可決されたため、最終的には保険金額の上限を250円とすることで、大正5年10月1日より実施されることになった。

簡易生命保険の国家独占の廃止に際して、当時の通信大臣の説明では、(1)大正、昭和を通じて、国営簡易生命保険も民間生命保険会社も急速な発展を遂げ、簡易生命保険創設時に懸念された「民間生命保険会社による簡易生命保険の独占化」の危険がなくなったこと、(2)簡易生命保険と民間生命保険会社の競争は事業経営の合理化を促進する、というのが国家独占廃止の理由であった。そして、簡易生命保険の独占廃止は、民間生命保険会社の要請に応えたものであったことも述べられている。（簡易生命保険郵便年金事業史編さん委員会編集『創業五十周年記念簡易生命保険郵便年金事業史』昭和41年、p.98）ある意味で、当事者である民間生命保険会社の要請に応じて簡易生命保険の国家独占を廃止することが、国民の利益にかなう行為かどうかは、大いに疑問である。

第5章第1節で述べたように、当時はまだ敗戦後の猛烈なインフレが収束していなかった。そのような状況の中で、保険会社は事務経費の高騰を補うために、新契約を大量に獲得する必要に迫られていた。しかし、戦後インフレによって、国民の実質所得が低下していた当時には、保険会社が採用していた年払いや半年払いのような保険料の支払方法では、国民の支払能力に限界があった。その証拠に、民間生命保険会社の業績低迷に対して、簡易生命保険は順調に業績を伸ばしていた。このような時代背景が、民間生命保険会社をして、簡易生命保険の国家独占の廃止要請も生みだした、と考えていいであろう。このように、簡易生命保険の国家独占廃止は、民間の生命保険会

社からみれば、自ら要請したことであり、しかも業界にとって「都合のいい」規制緩和であった。

1.2 団体生命保険の独占廃止

団体を構成する構成員を一括して被保険者とする団体生命保険は、昭和9年(1934年)6月に設立された日本団体生命が独占的に扱っていた。団体生命保険制度は、世界で初めてアメリカのエクイタブル生命が、1911年に募集を開始し、その後20年間に急速な勢いで普及したため、わが国でも、この制度に関心をもつ関係者が多かったようである²⁾。ただし、わが国では、団体生命保険を「社会福祉の一環」となる制度として捉えていた。そのため、財界が中心となって、非営利組織である日本団体生命保険(株)を設立し、しかも経営の基盤が確立するまでの当分の間は、日本団体生命の独占事業であることを、保険業界が了承した上で、政府によって認可された³⁾。

昭和22年(1947年)に独占禁止法が施行された結果、団体生命保険事業においても日本団体生命の独占が禁止され、同業他社に開放された。簡易生命保険の国家独占廃止が、民間生命保険業界からの要請を1つの要因として実施されたのとは対照的に、団体生命保険の独占廃止は、保険業界が望んだのではなく、いわば「外圧」によるものであった。しかし、猛烈な戦後インフレ下であって、新契約を大量に獲得する必要に迫られていた生命保険会社各社は、前述したように、簡易生命保険分野に進出するとともに、団体生命保険の分野へも積極的に進出することになった。

まず、明治生命が昭和23年9月に参入し、続いて同年10月に千代田生命が参入している。その後、朝鮮動乱による特需ブーム、企業負担の保険料を福利厚生費として損金扱いにできるようにした税制変更等により、団体生命保険の利用度が高まるとともに、生命保険会社の大半が団体生命保険を扱うようになった。その結果、各社間の競争が激しくなり、保険料率のダンピン

2) アメリカの団体生命保険事業の開始については、スタルソン(Stalson, J.O.) [1969, 邦訳下巻, p.834~837]を参照。

3) 日本団体生命の設立の経緯については、日本団体生命保険(株)『50年、そのあゆみ』(1984年)を参照。

グ競争が起こり始めたため、業界各社と大蔵省が協議し、昭和26年に大蔵省から「団体生命保険運営基準」が通達された。この運営基準は、団体生命保険の独立採算制、統一保険料率、保険金額、被保険者の範囲等を定めたものであった⁴⁾。その結果、各社は、一律に保険料率と約款を改訂し、日本団体生命と同一の料率、統一約款でもって、事業を運営することになった。つまり、団体生命保険の独占廃止は、生命保険業界各社に団体生命保険事業への進出を可能にただけで、事実上の政府公認カルテルを実現させ、消費者利益の増大に貢献することはなかった。

1.3 組合共済の参入

本書は、協同組合による共済事業を、第3章第4節で述べたように、「広義の保険業」を構成するものと位置付ける立場をとっている。その意味では、戦後の組合共済の保険業への参入開始は、保険業における参入規制緩和として捉えることができるであろう。

農業協同組合法が、昭和22年に公布・施行され、共済事業の拡張解釈によって、共済事業が開始された。保険業法改正委員会（第1次）が、同年11月に決定した「保険業法改正法律案要綱」では、第5章「協同組合保険」において、「株式会社、相互会社のほかに協同保険組合による保険事業を認め、株式会社、相互会社の行う保険事業と同一の監督に服させること」と規定されていたが、生損保両業界の猛反対で、株式会社と相互会社以外の組織形態による保険事業は認められず、現在に至っている⁵⁾。その結果として、協同組合による事実上の「保険」事業は、「共済」の名称で行なわれることになり、政府による監督も一元化されず、また、規制の程度・内容も異なることになった。（その最大の違いが、共済事業に対して、生損保兼営が認められていることである。）

4) 「団体生命保険運営基準」については、生命保険協会『昭和生命保険史料』第6巻（1974年）p.332を参照。明治生命による団体生命保険への進出については、日本経営史研究所編集『明治生命百年史』（1981年）p.199～200を参照。

5) わが国の共済事業の歴史については、高橋[1968]に詳しく論じられている。さらに、三輪[1962]、本田[1968]と山上[1981]も参照。

北海道では、昭和23年7月に、北海道共済農業協同組合連合会（北海道共済連）が創設され、農業協同組合法第10条第1項第8号の「農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設」という規定に基づいて、火災共済、養老生命共済、建物更生共済、その他の共済事業が開始された⁶⁾。北海道での共済事業が当初予期されていた以上の実績をあげたことが刺激になり、また昭和26年1月に、農協共済の全国機関である全国共済農業協同組合連合会（全共連）が設立されたことも1つの契機となって、農協共済は全国的広がりをみせることになった。さらに、昭和29年6月に農業協同組合法が改訂され、第10条第1項第8号に規定されている共済事業の範囲が「共済に関する施設」と改められ、また、利用者の範囲が拡張されて農協組合員以外の利用（員外利用）が可能になったことも、全国展開をより容易にさせた。

第8-1表は、農協共済が開始された都道府県数と、その事業種類を、年度別に整理したものである。上述のように、昭和23年に北海道で初めて開始された後、昭和25年には大分と鹿児島において、団体火災共済事業が開始されている。全共連が設立された昭和26年には、神奈川、長野など9県で、昭和27年には宮城、香川など17県で、そして昭和28年には山形、滋賀など11県で事業が開始され、昭和30年までに全国すべての都道府県で、農協共済事業が実施されるようになっていた。事業種類としては、当初は団体火災共済が中心であったのが、徐々に生命共済、そして建物更生共済も開始されるようになった⁷⁾。

昭和23年の事業開始後、10年間の農協共済の業績推移をみると、詳細は省略するが、業績は順調に伸びてきた。（農協共済の業績推移については、『農業協同組合同年鑑』と『日本農業年鑑』を参照。）参考のため、昭和33年度の民間保険会社と比べてみよう。生命保険については、農協の生命共済は、民間生命保険会社総計の約5%に相当する新契約高を保有するまでになっている。個別保険会社と比較すると、業界トップの日本生命の約4分の1に相当し、

6) 北海道共済連の設立については、北海道共済農業協同組合連合会『北海道共済連二十年史』（1968年）第1編第3章を参照。

7) 農協共済事業の全国展開については、内野[1956]、高橋[1968]および、庭田・平井[1972b]を参照。

第8-1表 農協共済の都道府県別事業開始数

| 年 度 | 事業開始 都道府県数 | 開始事業種類 | | |
|-------|---------------|--------|--------|--------|
| | | 生命共済 | 建物更生共済 | 団体火災共済 |
| 昭和23年 | 1 | 1 | — | 1 |
| 24 | — | — | 1 | — |
| 25 | 2 | — | — | 2 |
| 26 | 9 | 1 | — | 9 |
| 27 | 17 | 8 | — | 17 |
| 28 | 11 | 20 | 1 | 6 |
| 29 | 3 | 10 | 5 | 4 |
| 30 | 3 | 6 | 28 | 2 |
| 31 | — | — | 7 | 3 |
| 32 | — | — | 1 | — |
| 33 | — | — | — | — |
| 合計 | 46 | 46 | 43 | 44 |

資料) 全共連業務局資料による。

出所) 全国農業協同組合中央会「農業協同組合年鑑 1955～1960」(1959年) p.339, 第1表より作成。

業界第6位の三井生命を少し下回るまでの規模に達している。一方、火災保険については、比較が少し困難である。というのは、民間の損害保険会社が扱っていた火災保険が掛捨てであったのに対して、農協は積立型の建物更生共済を主力にしていたからである。周知のとおり、積立型は、契約高が大きく膨らむことになる。このような問題があるけれども、それを承知した上で、農協共済と民間損害保険会社を比較すると、次のことが分かる。新契約高でみて、農協は民間損害保険会社総計の1%強に過ぎない。また、個別会社と比較すると、業界第14位の共栄火災に次ぐ大きさになっている。以上のように、事業開始後10年の昭和33年度の時点で、既に農協は保険会社、とりわけ生命保険会社に対する大きな対抗勢力に発展していた。

農協共済以外にも、「保険」としての共済事業は、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、消費生活協同組合法等に基づくもの、また法的根拠のないものなど多種多様であり、いずれも次第に全国的に広まっていった。(協同組合による共済事業については、第3章第2節を参照。)第3章の第3-4表が示すように、「広義の保険業」における農協共済のシェアは、平成5年度には収入保険料で測って7%に達する。農協共済以外では全労済が0.7%の

シェアを保持しているが、その他の共済は非常にわずかなシェアでしかない。

最近の一時期を除いて、昭和26年以来わが国の個人保険市場において、保険料率が一貫して低下傾向を示してきたが、この事実こそが「組合共済がわが保険市場に価格競争を導入した表れである」と評価する研究者がいる⁸⁾。第10章で詳しく論じるが、民間生命保険会社の保険料率と農協共済のそれとの間に格差があることは事実である。しかし、農協共済が民間生命保険会社に比べて低料であったことが、民間生命保険会社の価格行動に、さらに大蔵省による料率認可行政に、どのような影響を与えたかについては、今後の研究課題である。少なくとも、現時点では明確な結論を下す手掛りはない。組合共済の参入による価格面への影響はともあれ、身近な農協の窓口で事実上の「保険」に加入することができ、しかも生損保兼営であることから、保険に関して「ワンストップ・ショッピング」が可能であり、さらに「建物更生共済」という新種「保険」の開発等、農協共済に代表される組合共済の参入は、消費者利益の増大に貢献したことは、疑いようのない歴史的事実である。

2 保険規制緩和の背景

2.1 金融自由化の進展

わが国の保険業を取巻く環境が急速に、かつ大規模に変化してきた。国際化、高齢化、金融自由化、情報化・ソフト化・サービス化等々である。この環境変化のなかで、保険に対する消費者のニーズも大きく様変わりした。とりわけ、金融自由化が、保険業に与えた影響が大きかった。すでに、金融自由化とその影響については、多くの論者によって事実経過とともに、その評価もなされている。ここでは、保険規制の1つの背景になった側面についてのみ、少し触れることにする⁹⁾。

8) 岩崎[1982, p.134]を参照。

9) 金融自由化については、たとえば蠟山[1986]と貝塚・池尾[1992]を参照。なお、金融自由化の経緯については、『財政金融統計月報』(1993年3月, 第491号)に詳細にまとめられている。

金融自由化の進展により、保険契約者に金利選好意識が強まった。死亡保障を中心とした保険の世帯普及率が高まるにつれて、従来は保険に加入することによって、「保障」を手に入れていた人たちが、家計で生じた余裕資金でもって、保険を含めた多種多様な「金融商品」の中から、相対的に有利な「商品」を選択する傾向が顕著になった。保険会社は、それまでも保有資金の運用面で、他の金融機関と競合関係にあったが、金融自由化の進展とともに、保険の募集（販売）面でも、銀行、証券との激しい競争に曝されることになった。

このような環境変化に対応するためには、保険会社にとって、保有資金の高利運用が必要であり、さらに、その成果を反映し、他の「金融商品」との競合に勝ち残れる新種保険の募集（販売）が不可欠であった。しかも、当時は既に「金融革新」と呼ばれたように、エレクトロニクス技術の格段の進歩は、複雑な料率計算を容易に、かつ安価に実現させることを可能にしていた。しかし、保険業に対する厳しい政府規制の壁に阻まれて、技術的には可能であった保有資金の高利運用や、その成果を反映した新種保険の募集（販売）は実現しなかった。このような当時の状況が背景となって、保険会社から規制緩和要求が出てきたことは確かである。

2.2 アメリカでの保険規制緩和

アメリカでは、1970年代半ばから、銀行業と証券業に対する規制緩和が活発に行なわれてきた。その根本的原因是は、アメリカの金融制度の基本的枠組が、1929年に始まる大恐慌当時の異常な時代を背景として形成されたものであり、40年という時の経過とともに、当時の制度が時代遅れとなり、銀行業や証券業の健全性と競争力を損なう恐れが強まったことであった。結果だけをみれば、アメリカでの金融自由化は、周知のように、預金金利の自由化、州際銀行業務の自由化、銀行・証券の業務分野の見直し・相互乗り入れを実現させた¹⁰⁾。

10) アメリカの金融自由化については、たとえば打込[1992]を参照。

第 8-2 表 生保，銀行，証券の金融業務の自由度比較（昭和60年代前半）

| | | 生保 | 銀行 | 証券 |
|-------------|------------|------|-------|-----|
| 貸出 | | ○ | ○ | △*1 |
| 手形割引 | | × | ○ | × |
| 外国為替取引 | | × | ○ | △*2 |
| 社債等の受託 | | × | ○ | × |
| 公共債 | アンダーライティング | △*3 | ○ | ○ |
| | ブローカレッジ | × | ○ | ○ |
| | ディーリング | × | ○ | ○ |
| | セリング | △*4 | ○ | ○ |
| その他 債権 | アンダーライティング | × | × | ○ |
| | ブローカレッジ | × | △*5 | ○ |
| | ディーリング | × | × | ○ |
| | セリング | × | × | ○ |
| 株式 | アンダーライティング | × | × | ○ |
| | ブローカレッジ | × | (△)*5 | ○ |
| | ディーリング | × | × | ○ |
| | セリング | × | × | ○ |
| 金融先物オプション取次 | | × | ○ | △*6 |
| 証券先物オプション取次 | | × | △*7 | ○ |
| CP・CD・BAの売買 | | × | ○ | ○ |
| 私募債のアレンジャー | | △*8 | ○ | ○ |
| 投資信託 | | × | × | △*9 |
| 保護預かり | | △*10 | ○ | ○ |

○…実施業務

△…一部実施業務

×…実施できない業務

()…可能であるが未実施の業務

*1…証券担保ローンのみ

*2…証券マリー等のみ

*3…長期国債・中期割引国債のみ

*4…長期国債の窓販のみ

*5…顧客からの書面による取次のみ可能。ただし株式については証券会社への取次手数料規定がなく、実質的には手数料戻しが認められていないため未実施

*6…通貨現物オプション以外可能

*7…国債・外国国債のみ

*8…海外私募債斡旋については、コ・アレンジャーを限定的に認められているのみ

*9…募集・販売のみ

*10…国債窓販関連のみ

出所)『週刊東洋経済臨時増刊生命保険特集』1989年8月21日第4876号, p.103第2表より再録。

以上のような銀行業を中心とした金融自由化に比べ、保険業に対する政府規制緩和の実施は遅れていた。そのため、保険会社は消費者ニーズの変化に対応できず、解約が相次ぎ、保険会社経営は深刻な打撃を受けた。そこでアメリカでは、銀行・証券とのイコール・フットィングを確立するために、保険業の規制緩和が遅れて実施された、という経緯がある¹¹⁾。たとえば、全米各州の保険法に関する標準法典としての役割を果たしてきた、と高く評価されているニューヨーク州保険法は、1969年の改訂では相互会社による持株会社の保有を認めた程度であったが、1982年と1983年には、健康保険を除く他の保険について、価格面の実質的な自由化および、業務範囲の多角化を可能にする改訂が行なわれた。

わが国でも、銀行業や証券業に対する政府規制の緩和に比べて、保険業の規制緩和は未整備であるが、それが保険業に与えた影響は、アメリカほど大きくはなかった。しかし、第8-2表のように、金融業務だけを比較しても、昭和60年代前半において、生命保険会社の業務は、銀行や証券会社と比較して、大幅に制約されていたことが分かる。アメリカでの教訓が一因となって、わが国でも保険業の規制緩和が進められようとした、と解釈していいだろう。

3 保険規制緩和——最近の動き

3.1 保険審議会と保険行政

保険業の規制緩和は、保険審議会答申の内容に沿った形で実施されてきた¹²⁾。保険審議会は、大蔵大臣の諮問機関として、保険制度の改善に関する事項と、保険行政に関する重要事項を審議するために、昭和34年(1959年)に設置され、数年おきに答申をまとめている¹³⁾。規制および規制緩和に

11) アメリカでの金融自由化が保険業に与えた影響については、古瀬[1985]と朝日生命[1986, 第1章]を参照。

12) なお、自賠責保険については、保険審議会とは別に、自動車損害賠償責任保険審議会が設置されている。

13) 保険審議会設置の経緯については、宇佐見[1984, p.309~314]を参照。

関連した答申として、次のようなものがある。

昭和44年5月 「今後の保険行政のあり方について——とくに自由化に対応して」

47年6月 「保険商品および生保資産運用に関する答申」

50年6月 「今後の保険事業のあり方について」

54年6月 「今後の生命保険事業のあり方について」

56年6月 「今後の損害保険事業のあり方について」

60年5月 「新しい時代に対応するための生命保険事業のあり方」

62年5月 「新しい時代を迎えた損害保険事業のあり方」

平成4年6月 「新しい保険事業の在り方」

平成4年の答申については、次節で詳しく論じるため、ここでは昭和62年までの答申と、それに沿った保険行政の推移について考えることにする。

これらの答申は、上述した保険業を取巻く環境の変化に対応するために、(1)保険経営の効率化促進、(2)規制緩和による競争原理の導入、(3)生命保険業における配当の個別化、(4)損害保険業における保険料率の適正化・弾力化、(5)新種保険等による消費者ニーズへの対応等を提言してきた。このうち、現実の保険行政において、かなりの部分にわたって実現したのは、経営の効率化促進と、新種保険の積極的導入であった。しかし、保険会社の経営が効率化されたとしても、その成果が価格競争を通じて、消費者利益の増大に結びつかない限り、「保険経営の効率化促進」という保険審議会の提言は、単に保険会社の利益を増大させるだけである。また、新種保険の導入が、消費者利益の増大に貢献したかどうかについても、慎重に検討する必要がある。見掛け上の「新種」保険であり、実質的には、従来の保険と大差がない、とする批判もある¹⁴⁾。

14) たとえば、水島[1993, p.106~108]を参照。また、庭田[1986, p.48]は、「各生保会社ごとに多くの商品を作って、それらにふさわしい呼び名を付けて売り出してはおりますが、要はどのような保障が、どの時期に、どれだけの期間に亙って達成されているかということになるわけです。」と述べている。要するに、新種保険のすべてとは言えなくても、多くのケースでは、いくつかの要素の組合せを変えることによって、「見掛け上」の新種保険が作りだされ、人目を引くような名称が付けられている。

3.2 規制緩和への動きとその評価

保険審議会答申に盛り込まれた、生命保険業における配当の個別化および、損害保険業における保険料率の適正化・弾力化は、価格規制の緩和に係わっている。これについては、既に第5章と第6章で触れたため、ここでは省略する。その評価についても、第7章で述べたように、各社の経営効率の違いを十分に反映した配当ないし保険料率の水準になっていない、ということができよう。

規制緩和による競争原理の導入として、具体的には、参入規制の緩和、関連事業規制の緩和および、資金運用に関する規制の緩和をあげることができる。参入規制の緩和については、わが国の国際化に対応した形で、外資系企業の参入だけが認められた。この点についても、既にこれまでの諸章で述べてきたため、詳細は省略するが、とりわけ、外資系生命保険会社の参入は、新種保険の開発と募集（販売）チャンネルについて、既存保険会社に多大のインパクトを与えたが、総体的には、大手生命保険会社にとっては、必ずしも競争の脅威にまでは至らなかったようである¹⁵⁾。

規制緩和の2番目の動きとして、関連事業規制の緩和があげられる。昭和50年（1975年）9月18日の大蔵省銀行局長通達「保険会社とその関連会社との関係について」以降、保険会社による関連事業は、厳しく規制され、この通達は現在に至るまで、関連事業規制の基準になっている。しかし、昭和58年（1983年）6月1日に、事務連絡「『保険会社とその関連会社との関係について』事務連絡の一部改正について」が発せられ、保険会社について、関連事業規制の緩和が図られた。その後、昭和59年、60年、61年、62年、平成2年と、規制緩和の動きは進み、現在では、かなり広い範囲における関連会社設立が可能になっている。具体的には、有価証券投資業務、信用保険業務、リース業務、抵当証券業務、投資顧問業務、クレジットカード業務、ファクタリング業務、長期利付国債の窓口販売業務、アスレチッククラブ、

15) わが国生命保険業へ参入した外資系生命保険会社の参入後の推移については、井口[1990]を参照。

消費者ローン業務、情報処理・VAN業務、健康・福祉関連事業、信用保険会社の業務範囲等の緩和などである¹⁶⁾。このように、関連事業規制の緩和は、主として、保険会社の周辺金融業務への進出を可能にさせるものだった。

保険会社を巡る規制緩和の第3の動きは、資金運用に関する規制の緩和である。実施時期の順に、主なものを列挙すると、次の通りである。

- 昭和46年1月(生保) 外国有価証券の保有解禁(総資産の10%以内)
- 49年7月(生保) コールローン, 貸付信託受益証券, 証券投資信託受益証券の保有認可
信用金庫連合会への預金認可
- 52年12月(生保) 海外貸付解禁(海外貸付枠: 総資産の10%以内)
- 53年9月(生保) 信用貸付対象会社の拡大
- 54年4月(損保) 信用貸付の対象と枠の拡大(総資産の10%以内)
(損保) 海外貸付解禁(海外貸付枠: 総資産の10%以内)
(損保) 外国有価証券の保有枠新設(総資産の10%以内)
(損保) 有価証券貸付枠の新設(総資産の5%以内)
- 56年3月(生保) 外国抵当証券の保有認可
- 57年6月(生保) 外国CPの保有認可(外国CDと併せて総資産の3%以内)
- 59年9月(生保) 任意貸付枠の新設(総資産の1%以内)
(生保) 消費者ローンの新設(総資産の5%以内)
(生保) 有価証券を対象とする金銭の信託認可(総資産の3%以内)
(生損保) 特定金銭信託の運用枠の拡大(総資産の3%以内)
- 60年10月(生保) 債券先物取引の認可
- 12月(生保) 株式信用取引(売り)の認可

16) 保険会社の関連事業規制および規制緩和については、上山[1991]と島[1992]を参照。

- (損保) 消費者ローン枠の拡大 (総資産の5%以内)
- (損保) 任意貸付枠の新設 (総資産の1%以内)
- (損保) 信用貸付枠の拡大 (総資産の25%以内)
- 61年3月 (生損保) 外国有価証券保有枠の拡大 (総資産の25%以内)
- (生損保) 外貨建資産の保有枠の新設 (総資産の25%以内)
- 8月 (生損保) 外国有価証券と外貨建資産の保有枠の拡大 (総資産の30%以内)
- (損保) 信用貸付枠の拡大 (総資産の30%以内)
- (損保) 任意運用貸付枠の拡大 (総資産の3%以内)
- 9月 (生保) 変額保険販売による特別勘定の設置
- 62年1月 (生保) 任意運用枠の新設 (一般勘定資産の3%以内)
- (生保) 消費者ローン枠の拡大 (一般勘定資産の10%以内)
- (生保) 所有できる有価証券の範囲拡大 (証取法上の有価証券)
- (生保) 外国CD・CPの保有枠の撤廃
- 4月 (生保) 国内私募債の斡旋業務の認可
- 5月 (生保) 海外金融先物取引の認可
- 6月 (生保) 外貨建債務の取入れ認可 (外貨建資産の5%以内)
- 11月 (生保) 国内CPの保有認可
- 63年1月 (生損保) 特定金銭信託の枠拡大 (一般勘定資産ないし総資産の5%以内)
- (生保) 国債窓販の認可
- 3月 (生保) 海外現物オプション取引の認可 (除: 株価指数現物オプション)
- 6月 (生保) 年金福祉事業団保険特別勘定の創設
- 住宅ローン債券信託の取扱認可
- 10月 (生保) 住宅ローン債券信託受益権証券の保有認可
- 平成元年4月 (生保) 債券店頭オプション取引の認可
- 5月 (生保) 債券空売り・貸借の認可

- (生保) 有価証券の貸付枠撤廃
- (生保) 株価指数オプション取引の認可
- 6 月 (損保) 金地金の所有開始 (総資産の 3%以内)
- (損保) 任意運用枠の新設 (総資産の 3%以内)
- 7 月 (生保) 地方公共団体等向け貸付債券の譲受・譲渡の認可
- 2 年 3 月 (生保) 一般貸付債券の譲受・譲渡の認可
- (生保) 企業年金特別勘定の創設
- 6 月 (生損保) 劣後ローンの開始
- (損保) 消費者ローン枠の拡大 (総資産の 10%以内)
- 10 月 (生損保) 特定金銭信託の枠拡大 (一般勘定資産ないし総資産の 7%以内)
- 4 年 7 月 (生保) 国内不動産取得に係わる事前承認の廃止 (一部例外あり)
- (生保) 商品投資受益権の保有・取扱の認可
- 10 月 (損保) 商品投資受益権の取得の新設 (総資産の 3%以内)
- 12 月 (生保) 一般貸付債券の流動化における信託方式の認可
- (損保) 同一人に対する貸付の限度枠の新設 (総資産の 3%以内)
- 5 年 4 月 (生保) CARDS 等の保有・取扱の認可
- (生保) 国内不動産取得に係わる事前届出の廃止
- 6 月 (生保) 小口債券の保有・取扱の認可
- 6 年 4 月 (生保) CP 発行の認可
- 地方公共団体等向け貸付債権信託受益権の取得認可

保険会社が保有する資金の運用に対する規制は、「財産利用方法書」でもって、運用可能な対象資金を限定列举方式で制限するとともに、それらのポートフォリオにおける構成比の上限を規定することによって実施されている。しかし、以上のように、運用可能な資金の対象拡大とともに、ポートフォリオにおける構成比の上限を緩めることにより、現在では保険会社にとって、

かなり自由な資金運用が可能になっている。

関連事業規制緩和と資金運用規制緩和によって、保険会社は保有資金の増加に対応して、新たに有利な投融資先を確保することが可能になった。さらに、近い将来における銀行等との業際競争に勝抜くための基礎を固めようとしている、と解釈することが出来るかも知れない。つまり、これまでの保険審議会答申を基礎とした保険業の規制緩和は、業界に利益をもたらす方向で実施されてきた。業界が得た利益が、消費者に還元されたかどうか、ポイントである。価格競争が十分に行なわれていない現状では、業界が得た利益が、消費者に還元されたとは思われない。また、これら規制緩和は、保険業法等の関係法規を変更せずに、主として銀行局長通達という形式で、行政指導による自由裁量の範囲内で実施されてきた。行政指導による規制および、規制緩和の不透明性は、言うまでもない。

4 保険業法の改訂

4.1 平成4年・6年保険審議会答申・報告

平成元年（1989年）4月より、保険審議会は、「保険事業の在り方及び保険関係法規の見直し」の検討を開始した。今回新たに、総合部会を設け、生損保全体を議論することになった。保険関係法規の改訂が必要とされる理由は、顧客ニーズの多様化、金融の自由化・国際化の進展、市場開放にともなう保険制度の国際的調和要請といった保険業を取巻く環境変化に対して、従来のような現行法規の下での行政指導の「路線変更」では、十分な対応が困難になったと行政当局が判断したことである、と想像し得る。検討に際して、「利用者の立場」、「国民経済的見地」、「国際性」の3つの視点が設定され、結論的には、(1)規制緩和による競争の促進、事業の効率化、(2)経営健全性の維持、(3)公正な事業運営の確保、の3つの指針が示された。保険審議会では、次の答申・報告を行なっている。

平成2年6月 総合部会報告「保険事業の役割について」

3年4月 総合部会経過報告「保険会社の業務範囲の在り方について」

4年6月 「新しい保険事業の在り方」(答申)

6年6月 「保険業法等の改正について」(報告)

今回の答申・報告の要点は、次のようである¹⁷⁾。

(1)業務範囲の見直し(第8-1図を参照)

子会社方式による生損保の兼営

傷害・疾病・介護分野は本体での相互乗り入れ

業態別子会社方式による保険と銀行・信託・証券の相互乗り入れ

(2)保険の募集(販売)

募集(販売)チャネルの多様化:1社専属と乗合の選択可能に¹⁸⁾

ブローカー制度の導入

銀行の保険販売は今後もさらに検討

(3)資金調達手段の効率化

(4)業務見直しのための体制整備

ディスクロージャーの整備

ソルベンシー・マージン(支払余力)基準の導入¹⁹⁾

セーフティー・ネットとしての支払保証基金制度の整備の検討²⁰⁾

(5)相互会社問題

株式会社への転換規程の整備

経営チェックの充実(少数社員権,少数総代権の行使要件の緩和)

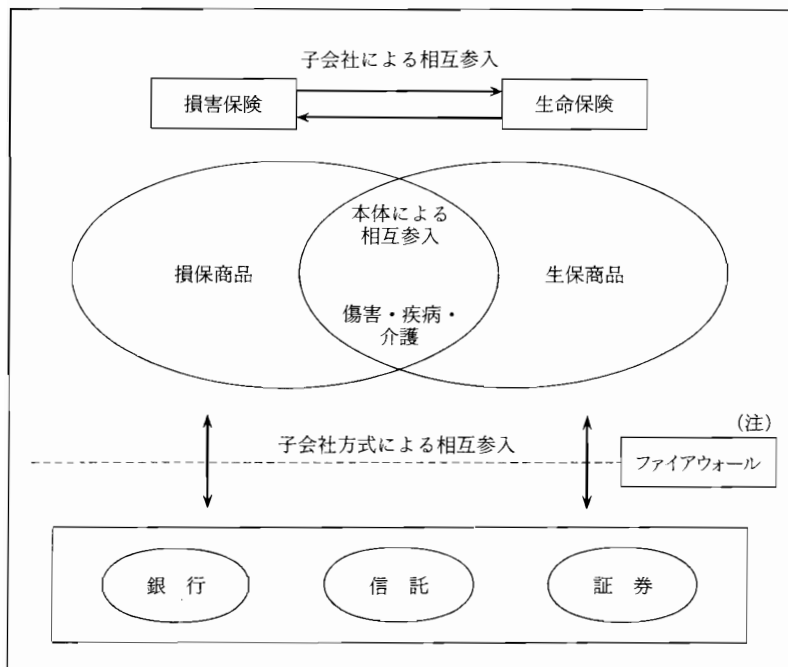
17) 今回の保険審議会答申・報告については、損害保険企画[1994]を参照。

18) 保険業界では、保険募集取締に関する法律(募取法)によって、保険の募集(販売)規制が行なわれている。募取法のように、個別の法律で販売規制が実施されているのは、保険業だけである。募取法は第10条で、生命保険募集人が2社以上の生命保険会社に所属したり、2社以上の生命保険会社から委託を受けて保険を募集(販売)することを禁止するとともに、生命保険会社に他の生命保険会社の生命保険募集人に募集(販売)委託を行なうことを禁止している。つまり、生命保険募集人に対しては、1社専属制が義務づけられている。他方、損害保険代理店は、乗合制が認められており、複数の損害保険会社の保険募集(販売)が可能である。今回の答申・報告では、生命保険募集人にも乗合制を認める方向が示されている。1社専属制と乗合制については、吉川[1992]を参照。

19) ソルベンシー・マージンとは、保険会社が保険契約上の義務を履行するために、責任準備金を超えて保有すべき支払余力である。

20) 経営が破綻した保険会社の契約を、経営が健全な他の保険会社にスムーズに移転させるため、救済を行なう保険会社に対して必要な資金を援助する制度である。

第8-1図 保険業と他業態との相互参入



注) 他業態との相互参入にあたっては、「役員の兼任禁止、アームズレングスルール、抱き合わせ販売の禁止等、銀行・信託・証券間の措置も参考にして、必要最小限の実効性ある弊害防止措置について、検討が行われる必要がある」とされている。

出所) 日本損害保険協会「そんがいはけん」1992年7・8月、p.20より再録。

(6) 保険事業の監督

免許制の継続（基準、手続きの明確化を図る）

資本金、基金の最低額の引き上げ（3000万円を10億円に）

料率規制：一定の条件が整えば、認可制から届出制に移行

配当の承認制：適切な経理上の措置を前提に廃止

料率算定制度：問題が生じる恐れのない種目について、付加保険料部分はアドバイザー・レートとして提示（純保険料部分は遵守義務を継続）

4.2 平成7年保険業法の改訂とその評価

今回の保険審議会答申・報告は、昭和14年(1939年)に制定された新保険業法を約50年ぶりに改訂することを目指していた。既に述べたように、新保険業法は明治33年(1900年)に施行された旧保険業法を全面改訂したものであるが、保険規制の根幹に係わる部分についての変更は殆どなされなかった。この意味で、最初に施行されて以来、約100年を経過し、保険業を取巻く環境変化に、十分に対応し切れなくなった保険業法を根本的に改訂しようとする姿勢は、極めて意義深いことである。従来と同様に今回も、保険審議会答申・報告の内容に沿って、保険行政が変更(今回は、保険業法の改訂を伴う)されようとしている。ただし、業態別子会社方式による保険と銀行・信託・証券との相互参入については、将来の課題として先送りされ、これまでと同様に相互参入は不可能なままになった。

今回の答申・報告に基づく改訂によって、本当に消費者利益の保護が実現されるのかどうか、さらに、保険規制の透明性が向上するのかどうかは、大いに疑問である。この2点が、今回の保険審議会答申・報告および、それに基づく保険業法改訂を、評価するための基準になることは明らかであろう。ここでは、いくつかの重要項目についてのみ検討することにする。

改訂保険業法では、法律の目的として、「保険会社の業務の健全かつ適切な運営」、「募集の公正の確保」による「契約者等の保護」、「国民生活の安定及び国民経済の発展」をあげている。(第1条)参入規制については、第5条で免許審査基準を明示している。そこでは、「業務を健全かつ効率的」に遂行する財産的基礎があるかどうか、「業務を的確、公正かつ効率的」に遂行する知識や経験の有無、さらに「十分」な社会的信用があるか否か等が問題にされている。従来の保険業法では、法律の目的規定も、免許審査基準も明文化されていなかった。そのため、保険業法は、何を目的とした法律なのかが明確でなかった。また、免許審査は、大蔵省の裁量に任されていた。この意味では、今回の法改訂は、保険行政の透明性向上への第1歩を踏み出した、と高く評価し得るものであろう。

しかし、契約者保護等を趣旨とする目的規定を置くだけでは、消費者利益

の保護は実現しない。また、「健全」、「効率的」、「的確」、「公正」、「十分」といった表現が随所に用いられているが、これらは誰がどのような基準にしたがって決めるのかが問題である。客観的な基準は、たぶん存在しない。今後も、行政指導で決定されることは容易に想像がつくところである。保険規制の透明性が本当に向上するかどうかは疑問である。さらに、保険料率等の規制緩和に関して、大蔵省令が定める事項については、届出制でよいことになったが、大蔵省令は、これまでも批判の多い行政指導の1つの象徴的存在である。生損保兼営は、子会社方式によることとなり、本体での兼営は「第3分野」の保険に限定された。また、保険と銀行等との相互参入も先送りされた。

保険業法が改訂されても、行政指導の名の下で、規制当局の自由裁量の余地は大幅に残されており、保険規制の透明性、価格競争の進展、消費者利益の保護は、大きくは期待できない。最近の規制緩和の流れに沿って改訂された保険業法は、確かに保険業に対する政府規制の緩和を実現させるであろう。しかし、それは、保険会社にとって自由な活動の余地を拡大することを意味しているだけである。つまり、保険業界にとって「都合のいい」規制緩和であり、消費者利益の向上がもたらされる保証はない。

ただし、今回の保険業法の改訂は、消費者からみて、マイナス面ばかりでない。価格競争の導入の可能性が開かれたことは事実である。また、ブローカー制の導入や、生命保険募集人が複数の保険会社の保険を募集することが可能になったことにより、消費者は加入する保険会社を選ぶことが容易になる可能性も生まれた。さらに、少数社員権も行使し易くなった等々、プラス面があることは確かである。しかし、それらが本当に消費者にとってプラスに作用するか否かは、現在のところ未知数である。

今回の保険業法の改訂において、とりわけ注目すべき点は、次の事項である。平成6年6月の保険審議会報告では、参入規制の要件の1つとして、「免許申請者による保険会社の業務の開始が、保険事業の健全な発展に支障を及ぼすおそれのないこと」(損害保険企画[1994, p.26])が掲げられていた。この要件が、厳密に何を意味しているのかわかりませんが、従来は同様の

表現によって、新規企業の参入時における「需給要件」を意味すると解釈されてきた。しかし、今回の改訂保険業法には、この要件は含まれていない。つまり、保険業への参入に際しては、「資格要件」のみを審査の基準にすることが明確にされた。保険業への参入が、従来に比べて、より容易になる制度的枠組が形成された、といえるであろう。しかし、上述のように、現実に免許申請が行なわれた場合、その申請が「資格要件」の審査基準に適合するか否かを決めるのは、規制当局である。しかも、審査基準には、恣意的に解釈可能な多くの曖昧な用語が並んでいる。そのため、現実に参入が、これまで以上に積極的に認可されるかどうかは不明確である。

第9章 保険規制の基本的考え方

保険業法の改訂により、保険業への政府規制が緩和され、保険会社の自由な活動範囲が拡大しようとしている。ただし、その結果、規制の透明性や消費者利益の増大が実現するか否かは、今後の保険行政の具体的内容に掛かっているため、現在のところ不明であると言わざるを得ない。

今回の保険業法の改訂および、それにもなう規制緩和は、50年以上前に制定された保険業法と、それを根拠法とした保険行政では、保険業を取巻く多くの環境変化に十分に対応できなくなったことを意味している。そこでは、「不都合」とりわけ、業界にとって「不都合」な部分を是正するといった、いわゆる「対処療法」で対応しようとする姿勢が、保険業法の改訂となって具体化された、と解釈し得るであろう。ただし、このような「対処療法」が、間違っていると考えるべきではなく、行政当局の対応の仕方としては、適当な方法であったと解釈すべきであろう。

しかし、純粋にアカデミックな政策問題として保険規制を考える場合、「対処療法」ではなく、本来的に保険規制のあるべき姿を追求し、それが実現するように努力すべきである。もちろん、望ましい保険規制を実現させようとするれば、部分的に妥協が必要な場合もあるかも知れないが、第9章では、その部分については触れず、保険規制の理想像および、その観点からみて、現行の保険規制を、どのように変更すべきかを考えることにする。本章では、保険規制の根拠を、従来から主張されてきた保険業の「公共性」にもとめるのではなく、保険の特性から説明するとともに、保険規制を「保険市場規制」と「非保険市場規制」に区分して検討するのが望ましいことを提唱する。当然であるが、基本的視点は、どのような保険規制が、規制の透明性を高め、消費者利益の増大に貢献するかである。

1 なぜ、保険業を規制するのか

1.1 保険規制の根拠としての「公共性」の再検討

今回改訂された保険業法は、その第1条で法律の目的を、次のように規定している。

「この法律は、保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」

(改訂保険業法、第1条)

今回の改訂で、法律の目的規定が設けられたのは、平成6年6月の保険審議会報告「保険業法等の改正について」の提言を受けてのことである。この保険審議会報告でも、やはり保険業の「公共性」が、規制の根拠として挙げられている。このように、保険業の「公共性」を根拠として、保険業への政府規制を正当付けようとする風潮が規制当局にある。そのため、改訂保険業法の第1条でも、単に「保険契約者等の保護」だけでなく、「国民生活の安定」や「国民経済の健全な発展」といった視点が、個別産業への政府規制であるはずの保険規制に入り込むことになり、今後も実体的監督主義を継続することが明確にされたのである。

保険規制の根拠を、保険業の「公共性」にもとめるのは、規制当局だけではない。業界関係者は当然のこととして、保険研究者の間にもみられる。その代表的見解あるいは、ある意味で極論は、岩原[1994]である¹⁾。岩原論文による保険規制の根拠は、次の3点で要約される。

- (1)保険事業は、社会生活における最低限の安全を保障するというすべての国民に不可欠かつ基本的なサービス、いわばシビル・ミニマムな社会的共通資本としての側面を持っている。

1) 岩原紳作氏は、今回の保険業法改訂に関連した保険審議会法制懇談会の構成員であった。

(2) 社会保障の一部を担っているという保険事業の社会にとっての重要性、および保険会社が金融仲介機関として果たしている社会的役割の重要性がある。

(3) 保険サービスの特殊性から、市場経済のメカニズムが十分には働かず、何らかの公的規制が必要になる。

(岩原[1994, p.35~36])

岩原論文のように、保険業が「シビル・ミニマムないし社会的共通資本としての側面を持っている」だとか、「社会保障の一部を担っている」とする考えは、極論であるかも知れないが、保険規制の根拠を、保険業の「公共性」に求めようとする見解は、意外にも多くの保険研究者にみられる²⁾。

保険規制の根拠を、保険業の「公共性」にもとめることが、適当であるかどうかは、「公共性」という用語でもって、何を意味しているかに依存して決まる。不特定多数の契約者から保険料を徴収し、それを運用することによって、保険事故が発生した際に、保険加入者に経済的保障を提供するという保険の機能が、「公共的性格」をもつというのが、これまでの一般的な説明であった³⁾。しかし、このような保険の機能を「公共性」と呼ぶのは、経済学の観点からすれば、あまりにも強引な議論である。もし、これを「公共性」というなら、すべての産業が「公共性」をもつことになる⁴⁾。「公共性」を根拠にして、保険規制を説明することは、説得力に欠けている。

むしろ、保険業への規制は、第2章で述べた保険の特性から根拠付けるのが適切であろう。従来から、保険研究者の間にも、保険の特性から保険規制の必要性を主張する論者も当然いた。たとえば、ドーフマン (Dorfman, M. S.) [1987, 第24章]は、保険規制の根拠として、次の4要因を指摘する。

- (1) 保険者の支払能力の重要性
- (2) 買手と売手との間の知識と交渉力の不平等
- (3) 保険料決定問題の特殊性

2) たとえば、真屋[1992, 1995]を参照。

3) たとえば、真屋[1992, 第2節]を参照。

4) 水島[1992]は、保険業の「公共性」を詳細に検討し、「保険に固有の公共性要因は存在しない」(水島[1992, p.15])と結論づけている。

(4) 社会的な目標の達成

また、水島[1992, p.15]は、「価値循環の転倒性」と「取引の長期性」といった保険の特性から、保険規制を説明している。本章では、保険論固有の用語ないし、概念を用いるのではなく、経済学における用語でもって、保険の特性に基づく保険規制の根拠について考える。まず、政府規制の一般的根拠から考察することにする。

1.2 政府規制の一般的根拠と保険規制⁵⁾

マッカヴォイ (MacAvoy, P.W.) [1979]は、政府規制を経済的規制と社会的規制に区分している。経済的規制とは、企業の価格、参入、品質、投資、合併、財務内容等に対する競争制限的措置と、その代替的措置であり、社会的規制とは、環境、安全、健康などに関する規制である。この区分にしたがえば、保険会社に対する規制は、経済的規制として行なわれている。

カーン (Kahn, A.E.) [1970, p.11]は、公的規制が、とりわけ経済的規制が正当化されるためには、次の2要件が必要であるという。第1の要件は、経済発展にとって不可欠なインフラストラクチャであること、第2の要件は、自然独占が成立し、競争が有効に働かないことである。マクロ経済的にみて、また個別経済主体からみて、将来の経済的支出に備えるために確保しておく資金量は、保険の制度がある場合と、そうでない場合とでは、確かに大きく異なるであろう。その意味で、保険業は資源配分の効率化に役立っているといえる。しかし、カーンが言うような、経済発展にとって必要不可欠なインフラであるとは言い難い。

第2の要件は、いわゆる「市場の失敗」として広く論じられている議論の一部である⁶⁾。「市場の失敗」が生じる原因としては、自然独占、外部経

5) 規制の根拠を含めて、規制の経済分析に関する最近の包括的展望・研究に、植草[1991]、マッカヴォイ (MacAvoy, P.W.) [1992]、ウィンストン (Winston, C.) [1993]、アームストロング=コーワン=ヴィッカーズ (Armstrong, M., S. Cowan and J. Vickers) [1994]がある。また、古くはマッカヴォイ[1979]、ジョスコウ=ノル (Joskow, P.L. and R.G. Noll) [1981]、ペルトzman (Peltzman, S.) [1981]がある。

6) 「市場の失敗」については、スティグラー (Stigler, G.J.) [1975]を参照。

済・不経済効果、情報の非対称性などがある。これらのうち、とりわけ規模の経済性が著しく大きいため、あるいは資源が極めて稀少であるため、企業が最小最適規模を実現しようとするれば、市場に1社しか存在しえない産業がある。「自然独占」産業と呼ばれる産業である。このような産業では、競争が活発に行なわれる程度まで企業の参入を認めると、二重投資になり資源の浪費が発生する。そこで、政府が、特定の企業に独占的供給権を認め、かつ新規参入を制限する。しかし、その反面、独占権を認めた企業に対して、価格や投資などを規制することによって、独占の弊害を除去し、資源の効率的配分をはじめ、企業の内部効率や所得の公平な分配を実現しようとする。この議論は、上述したように、カーンが指摘した公的規制が正当化されるための第2の要件であり、従来から最も有力な議論である。この論理に基づいて規制が実施されてきたのが、電気、ガス、電気通信といった、いわゆる公益事業規制である。

保険業において規模の経済性がみられることは、第4章の若干の実証結果からも明らかである。また、第1章で示したように、これまでの多くの実証分析においても検証されている。しかし、自然独占が成立するほど、規模の経済性の程度が大きいとは思われない。現実にも、保険業における独占化の傾向はみられない。このように、カーンによって指摘された政府規制を正当化するための第2の要件であり、しかも従来から政府規制の根拠として最も有力な議論は、保険業には必ずしも妥当しない。

「市場の失敗」を生じさせる要因のうち、保険規制に係わりをもつのは、外部経済効果と情報の非対称性である。ただし、これら2要因は、保険の特性から生じる特殊な側面をもつため、保険の特性と関連させながら、次に論じることとする⁷⁾。

1.3 保険の特性と保険規制の根拠

第2章の第3節で説明したように、保険とは「小さな資金で、大きな保

7) 保険業における「市場の失敗」については、高尾[1978]を参照。

障」を約束する制度である。この制度が成立するためには、「大数の法則」が適用可能になり、偶然に発生する事故が、一定の確率で実現すると見做すことができるまで、多数の加入者が必要である。つまり、不特定多数の加入者がリスクを分担することによって、個々の加入者は「小さな資金で、大きな保障」を確保できることになる。消費者からみれば、保険とは「外部経済効果」を内部化する「社会的制度」である。銀行業の場合、大口預金者が1人いれば、原理的には事業として成立する。しかし、保険業においては、加入者が1人では事業は絶対的に成り立たない。このような「社会的制度」である保険は、消費者にとっては、本来的に理解しにくいサービス（業界用語では、「商品」）である。しかも、現状をみれば、保険に関する情報が供給者である保険会社に偏在している。いわゆる情報の非対称性が、保険業に対する政府規制を説明するための第1の根拠である⁸⁾。

第2の根拠は、「大数の法則」に関連している。上述のように、保険は、その技術的性質からして、「大数の法則」が成立するくらい、多くの被保険者が集まらなければ、保険として成立しない性質をもっている。したがって、個々の契約者対保険会社の関係は、常に「多数対1」でバランスが保たれている関係にあり、保険会社は個々の契約者に対して、絶対的に優位な地位を占めていることである⁹⁾。そのため、保険会社に対して常に弱い立場にある個々の契約者の利益を保護する何らかの措置が必要となる。もちろん、この議論は、いわゆる「個人保険」について、そのまま妥当するものであり、「団体保険」に関しては、部分的な修正が必要である。そのため、以下で触れるように、「個人保険」と「団体保険」とでは、規制のあり方が異なるべきである。

保険規制の第3の根拠は、保険における「外部経済効果」の内部化に関連している。「外部経済効果」の内部化が実現されることが、保険取引の前提

8) 情報の非対称性との係わりで、保険規制のあり方を検討した研究に、岡田太志[1995]がある。

9) 法律用語を用いれば、保険契約は「付合契約」である。つまり、契約当事者の一方（保険会社）が、予め定められた定型な条項によって契約内容が規定され、相手方（契約者）はこれを包括的に承認するか否かの選択しかできない契約である。「付合契約」については、内閣法制局法令用語研究会編『法律用語辞典』（有斐閣、1993年）p.1149を参照。

になっている。将来、保険金が支払われないかも知れないと思いながら、保険に加入する人はいない。少なくとも、現在の日本では、そうである。しかし、市場の働きに任せていただけでは、内部化は確実にならない。というのは、多くの保険取引は、長期にわたって継続されるため、内部化されるまでに長期間待たなければならない。ところが、長期にわたる取引期間中、保険取引が市場に現われるのは、最初の売買時だけである。この時、保険会社は募集（販売）活動を行なう。契約者は、保険に加入（購入）するのが、自らにとって有利かどうか、もし加入するとすれば、どの保険会社のどのような保険に加入すればよいかを決定できる。しかし、その後は、取引が完了するまでの通常数十年は、契約者は取引に何ら関与できないのが現実である。保険取引が継続されている期間中、「外部経済効果」の内部化が実現し得るかどうかは、保険会社の資金運用を中心とした維持・継続業務いかにかかっている。保険相互会社においては、契約者は社員総会ないし、社員総会を通じて、経営に参加できる制度になっているが、現実には単なる顧客に過ぎない。つまり、売買時より後は、保険取引に市場が関与できないため、「外部経済効果」の内部化の実現に向けて、市場および契約者が、保険会社の行動を制御する余地が全く存在しないからである。保険業では、常にこのような意味で、「市場の失敗」が発生する。そのため、なんらかの保険規制が、常に必要となる。

価格理論が教えるところでは、競争は効率的資源配分を実現し、パレート最適の状態を生み出す。しかし、その前提の1つに、取引は「スポット的」という条件がある。ところが、上述したように、保険取引は、とりわけ生命保険契約においては、通例30年や40年といった極めて長期にわたる継続的取引である。そのため、価格理論が示唆するような「競争は万能である」という考え方は、保険業には、そのままでは適用できない。保険の特性から生じる特殊要因を考慮に入れるなら、保険業においては、消費者利益の確保を図るための補完的措置が必要不可欠であることがわかる。

2 保険規制のあり方

2.1 保険会社の業務と保険規制

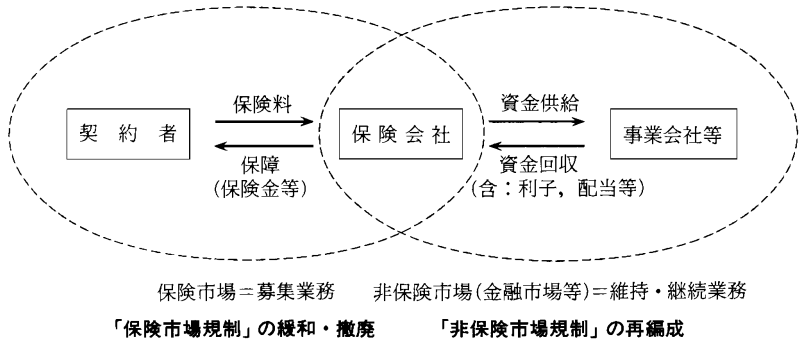
保険会社が行なっている業務は、第4章第1節で示したように、(1)新種保険の開発、(2)新契約の募集（販売）、(3)既存契約の維持・継続、(4)保険金等の支払、の4段階に分かれる。このうち、最初の2段階は、保険の取引と直接関連する業務である。後の2段階は、保険売買後の保全業務である。保険会社は、これら4業務の実施を通じて、保険サービスの提供を実現している。しかし、保険の取引が行なわれる市場を「保険市場」と呼ぶとすれば、「保険市場」と直接係わる業務は、最初の2段階のみである。既存契約の維持・継続業務における中心的業務は、将来の保険金等の支払に備えた保有資金の運用である。これは、「保険市場」において行なわれる業務ではない。また、保険金等の支払業務は、広い意味では、「保険市場」に係わっているかも知れないが、これは保険事故が発生した際の単なる事後的措置としての業務である。

保険業への規制は、2つに区分して検討するのが、議論を進めるのに有益であろう。「保険市場」に現れる売買（募集・加入）時に関する規制と、それ以外の「保険市場」には現れない保険会社の行動に関する規制である。前者を「保険市場規制」、後者を「非保険市場規制」と呼ぶことにする。保険会社の業務でいえば、「保険市場規制」は募集（販売）業務に、「非保険市場規制」は維持・継続業務に、それぞれ対応している。

2.2 「保険市場規制」と「非保険市場規制」

資本主義経済における経済運営の基本は、公正かつ自由な競争の維持・促進であり、政府規制は、競争によるマイナスの社会的副作用を最小限にとどめることであることは、周知の通りである。このことは、保険業にも妥当する。長期にわたる保険取引において、唯一市場に現れる保険の売買に関しては、原則的には市場原理に委ねるべきである。「保険市場規制」は、緩和ないし撤廃するのが原則であろう。他方、「非保険市場規制」については、部

第9-1図 保険会社の業務と保険規制



分的に規制再強化を含む規制の再編成をすべきである。(第9-1図を参照) というのは、保険会社の行動のチェック機構として、可能性として有効なのが、政府(監督官庁)だけであるからである。「保険市場規制」と「非保険市場規制」のあり方について、次の2つの節で論じることにする。

3 「保険市場規制」の緩和・撤廃

3.1 価格競争の促進

保険業の「公共性」を根拠として、保険業に対する政府規制は必要不可欠であるという認識から始まり、消費者利益の保護とともに、国民生活の安定や国民経済の健全な発展のためには、保険会社の倒産予防を第一義に考えた競争制限的画一行政(いわゆる「護送船団行政」)が正当化するという論理が、これまでの保険規制の底流にある一貫した考え方であった。このような考えは、上述したように、保険会社の倒産が相次いだ明治時代の保険業の混乱期を背景として成立したものであり、当時は、それなりに意味があったかも知れない。しかし、それから100年以上も経過し、高度に保険が普及した現在においては、保険規制のあり方も根本的に異なるはずである。

資本主義経済における原理・原則としては、民間の経済主体による自由な競争がメインシステムであり、政府は民間の経済活動を補完する役割を担う

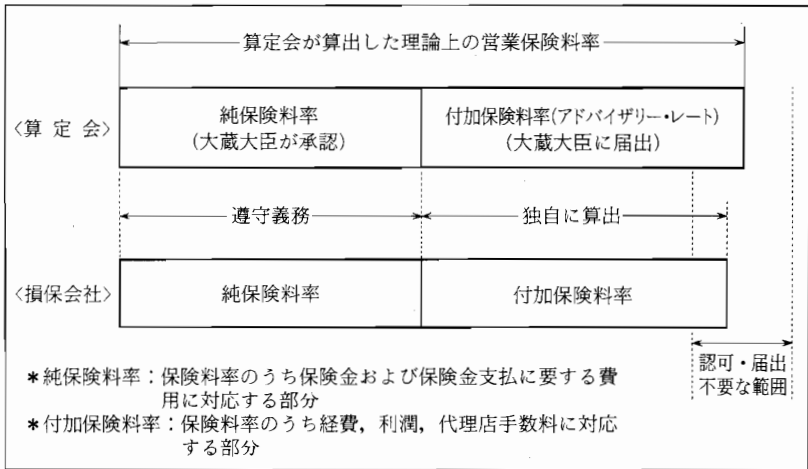
に過ぎない。換言すれば、政府と企業の関係は、資本主義経済においては、サブシステムに過ぎない。このことは、保険業に対しても当然当てはまる。したがって、保険業の「公共性」を根拠とした「護送船団行政」のように、保険規制は必要不可欠であるという前提から出発するのではなく、どのような政府規制が最小限許容し得るかという問題意識から出発すべきである。

情報、とりわけ価格情報の適切な提供によって競争条件が整備された後は、「保険市場規制」、特に価格規制と参入規制は、原則として緩和・撤廃されるべきである。（競争の条件整備については、本章の第5節で検討する）当事者間の自己責任に委ねるべきである。価格（料率）は、保険会社のコストを反映した水準に決定されるべきである。現在のように、契約時の料率は全社ほぼ同一で、経営努力の成果は、その後の契約者配当にのみ反映される状態では、契約者が保険に加入する時点においては、価格競争が有効に機能しえない。保険会社の経営努力の成果が、事前料率に反映されるような規制緩和が望まれる。たとえ、様々な形式で保険規制緩和が行なわれ、保険会社経営の効率化が実現されたとしても、その結果として契約者の利益が増大する、という保証はない。価格規制緩和が実現し、コストを反映した価格競争が導入されて初めて、効率的経営の成果が契約者に還元される環境が整うことになる。

料率と配当の規制緩和、料率算定制度の見直しに当たっては、規制の透明性を高めるように努力すべきである。改訂保険業法では、「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして大蔵省令で定める事項」（改訂保険業法第123条第1項）については、従来の認可制から届出制に変更された。しかし、届出に対して、大蔵大臣は変更・撤回命令を下すことができるようになってきている。（改訂保険業法第125条第4項）そのため、行政指導による裁量の余地が残されている結果、規制の透明性が高まるか否かは定かではない。また、価格競争が促進されるかどうかとも明確ではない。

現行の法制では、自動車、自賠責、火災、地震、傷害の各保険については、算定会の会員（損害保険会社）は、算定会が算出し、大蔵大臣の認可を得た営業保険料率を遵守しなければならないことになっている。しかし、保険業法とともに、今回改訂された「損害保険料率算出団体に関する法律」では、

第9-2図 純率算定会制度



出所)「保険業法改正と損害保険業界」『郵政研究所月報』1995年8月、第9巻第8号、p.108、図-2を再録。

契約者保護に欠ける恐れのない特定種目については、第9-2図のように、純保険料率は大蔵大臣が承認した料率の遵守義務が課せられているが、付加保険料率は算定会が算出し、大蔵大臣に届出したアドバイザー・レートを参考にしながら、会員各社が独自に算出する制度に変更された。しかも、会員会社が使用する付加保険料率が、算定会の算出した付加保険料率を基準にして、大蔵省令が定める範囲内に設定されている場合には、会員各社は、大蔵大臣への届出も必要ないことになった。(改訂「損害保険料率算出団体に関する法律」第10条の6)しかしながら、損害保険業における競争の現状をみれば、損害保険会社各社は、営業保険料率で競争している。そのため、付加保険料率の遵守義務を外すだけでは不十分である。純保険料率の遵守義務も外さないと、価格競争は促進されない。

3.2 参入規制の緩和

保険業への新規企業の参入については、改訂保険業法に定められた資格要件を充たしていれば、原則として自動的に認可すべきである。改訂保険業法

の審査基準には、恣意的に解釈可能で曖昧な用語が並んでいるが、適格な新規参入は積極的に認可すべきである。その際、現状のように、フルラインの保険を扱うことが可能な免許だけでなく、上述した保険規制の根拠からして、「団体保険」のみを扱うことが可能な限定免許を新たに設けるなど、その資格要件を緩和することが新規参入につながることでなると思われる。「団体保険」の場合、契約者（組織として保険に加入する団体）と保険会社との力関係は、通常「1対1」である。このような力関係を背景に、契約者は、保険に関する情報を入手することが比較的容易であると想像し得る。そのため、「個人保険」ほどには、消費者利益の保護を目的とした政府規制は必要ではない。

相互会社を設立するための基金（株式会社の場合は資本金）として、最低必要な金額は、現在 3000 万円であるが、常識からして低過ぎる。基金ないし資本金は、保険会社設立にあたって、事業資金および担保資金として必要な資金である。保険会社を設立し、保険契約者の募集を開始した後、事業が十分に発展せず、会社を解散しなければならないケースに立ち到った場合には、基金ないし資本金を財源として、契約者に払戻しを行わなければならない。保険会社の支払能力を高めるために、基金ないし資本金の最低額を引き上げる必要がある。ただし、幾らが適当であるかは、難しい問題である。銀行法第 5 条では、資本金は 10 億円を下回ってはならないと記されている。今回の保険業法の改訂により、銀行並みに、10 億円に引き上げられることになった。（保険業界の関係者の間では、銀行と保険会社との業務内容の違いを考えれば、最低 50 億円が必要という意見もある。）

業務範囲の拡大は、産業の観点からすれば、参入規制緩和の一種である。たとえば、銀行や証券会社に保険業務を行なうことを認めるなら、それは、規制当局によって保険業に参入することを制限されていた銀行や証券会社が、保険業に進出することを意味している。もし、保険業に「外部経済効果」を内部化するための政策的措置が的確にとられているなら、他産業からの保険業への進出は、保険業での消費者利益の向上に貢献する。ただし、そのためには、新規参入企業をも巻込んだ新たな競争、とりわけ価格競争が展開され

なければならない。もし、参入規制の緩和を実施するだけで、競争制限的な政策が継続されるなら、参入規制緩和は、新規参入者の事業拡大に貢献するだけである。

4 「非保険市場規制」の再編成

4.1 経営破綻の原因

これまでの、そして現行の保険規制においては、契約者利益を保護するためには、保険会社の倒産を防止しなければならないといった基本的視点から、保険会社のあらゆる活動について、競争制限的規制が行なわれてきた。しかしながら、契約者にとって必要なのは、保険会社間の活発な競争から生じる市場成果であるとともに、契約者利益を保護するための最小限の規制である。しかも、最小限必要な規制は、競争制限的規制ではなく、保険会社の経営健全性規制 (prudential regulations) である¹⁰⁾。このような観点から、「非保険市場規制」のあるべき姿について考えることにする。

保険会社の行動（とりわけ、資金運用を中心とした、既存契約の維持・継続業務）のチェック機構として、「非保険市場規制」の再編成が必要である。「保険市場規制」の緩和・撤廃を行ない、保険業における価格競争を促進するための前提として、「非保険市場規制」の再編成が、実施されなければならない¹¹⁾。契約した保険に関して、保険期間終了時に、保険金が支払われるかどうかは、保険会社の行動にかかっている。約款通りに保険金が支払われない危険の最大の要因は、保険会社の経営破綻である。経営健全性規制としての「非保険市場規制」は、保険会社の経営破綻予防措置と経営破綻後の対策とに分けて検討するのが、望ましいであろう。

保険会社が、なぜ経営破綻に陥るのか、その原因として、つぎの5項目が考えられる。

10) 経営健全性規制を強調した研究に、吉川[1985]と池尾[1994]がある。

11) ヤーロー (Yarrow, G.) [1994]の言葉を借りれば、「競争のための規制」(regulation for competition) が必要である。

- (1) 保険募集（販売）の不調
- (2) 不良契約者の加入
- (3) 資金運用の誤り
- (4) 業務拡大による失敗（含：カントリー・リスク）
- (5) その他

最後の、(5)その他には、経営者の個人的贅沢や従業員が働かないこと等が含まれる。これらは、規制による内部非効率として計測すべき課題であるが、これが原因で保険会社が経営破綻に陥るとは考えにくい。

保険業の歴史を振り返ると、保険業法が制定される直前の一時期を除けば、保険募集（販売）の不調、不良契約者の加入、業務拡大による失敗を理由に、保険会社が倒産したケースは、ほとんど見当たらない。戦後、多くの外国保険会社や共済が参入し、その結果、料率が大幅に低下したが、倒産は1件も生じていない。これは価格規制下での状況であるため、参考にならないかも知れない。しかし、価格規制が撤廃されても、常識的に判断して、価格をコスト以下に切り下げ、倒産してまで、価格競争に勝ち残ろうとする企業が出現するとは考えられない。むしろ、競争上有利な位置にある企業が、費用面で劣悪な企業に対し、略奪的価格引下げを行う可能性の方が大きい。しかし、そのような価格行動は、独占禁止法で禁じられている。

保険会社が経営破綻に陥る危険は、資金運用の失敗から、多額の負債を抱え込んだ場合に現実的になる。アメリカでは、保険業界が危機に瀕しているといった報道が、数年前から多くなっている。資金のハイリスク運用に走った結果、大量に保有したジャンク債と不動産の価格が、大幅に下落したために発生した多額の損失が原因になった。その典型的な事例が、全米第3位の生命保険会社エクイタブルの倒産の噂である¹²⁾。さらに、現実に1991年には、全米20位のエグゼクティブ・ライフ、同22位のミューチュアル・ベネフィット・ライフなど4社が倒産している¹³⁾。1994年8月には、カナダに

12) エクイタブル・ライフについては、たとえば *Forbes*, October 15, 1990 を参照。

13) アメリカ生命保険会社の経営悪化については、岡田[1992]と中浜[1993, 第9章]を参照。ミューチュアル・ベネフィット・ライフに関する詳細な研究として、小西[1995]がある。

本拠を置き、アメリカとカナダ両国で事業活動を営んでいたコンフェデレーション・ライフが倒産した。これは、生命保険業において北米で最大規模の倒産であるといわれている。倒産の原因は、不動産とモーゲージへの投資の失敗であった¹⁴⁾。

4.2 自己資本比率規制

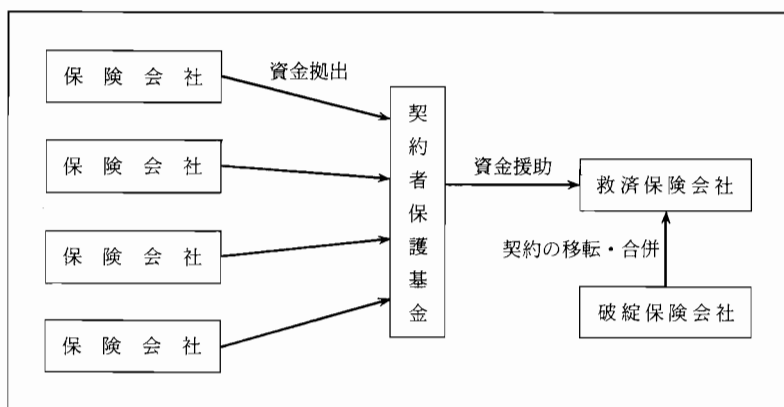
保険会社の経営破綻予防対策として、資金運用規制の部分的存続と、自己資本比率規制の導入が考えられる¹⁵⁾。アメリカでは、保険監督局により、ジャンク債に対する投資規制が導入された。わが国でも、極端なハイリスクを伴う投資については、厳しく規制すべきである。ただし、規制の透明性からして、個々の行政指導による資金運用規制ではなく、現行の財産利用方法書を工夫することによって規制すべきである。しかし、これは、あくまで極端なケースであり、例外的措置と見做すべきである。従来のような財産利用方法書に列挙された資金の運用枠のみで、しかも各運用枠の総限度額（ないし構成比）を定めるといった競争制限的規制を廃止し、資金運用の自由化を原則とすべきである。

資金運用の自由化は、保険会社各社が自己責任原則の下で、自らの経営判断によって多様な資金運用活動を行なうことを可能にする。このことは、保険会社に各種の新しいリスクを生じさせる。これまで保険会社は、責任準備金の積立を始めとして、経験的に見積もることができる個別リスクに対して、各種の準備金積立で対応してきたが、これに加えて経営者のミス・マネジメントに基づく損失などを含めて、総合的リスクへの対応を迫られる。資金運用の自由化から生じる総合的リスクを管理し、将来の保険金や配当金支払に備えて、保険会社は一定額の支払余力（ソルベンシー・マージン）を確保すべきであり、それを確実に実現させるための手段として、保険会社に自己資

14) コンフェデレーション・ライフの倒産については、*The New York Times*, August 13 and 16, 1994 と *The Wall Street Journal*, August 15 and 18, 1994 を参照。

15) 資金運用に関する規制は、資金市場からみれば、市場規制であるが、「保険市場」からみた場合には、保険の売買を行なう市場以外での経済的行動であるため、本章では、「非保険市場規制」に含めている。

第9-3図 『契約者保護基金』



出所) 第9-2図と同じ, p.110, 図-3を再録。

本比率規制 (ないしソルベンシー・マージン規制) を導入し, 適切な運営をするべきである¹⁶⁾。

4.3 セーフティー・ネットとしての「契約者保護基金」

保険会社が経営破綻に陥った場合に, 契約者を保護するためのセーフティー・ネット (事後的措置) として, 「支払保証基金制度」ないし「預金保険制度」を保険業へ導入することが考えられている。「契約者保護基金」(仮称) の設立である。第9-3図のように, 保険会社が「契約者保護基金」に資金を拠出し, 経営が破綻した保険会社が発生した場合, 「契約者保護基金」は, 契約の包括移転や合併等を通じて, 経営破綻会社を救済する保険会社に対して, 資金援助を行なうことを目的としている。したがって, 契約者へ保険金を直接支払うことはしない。この意味で, 直接的な支払保証を目的とした「預金保険機構」とは違っている。しかし, 現実には, 以下で述べるように, 「預金保険機構」も, これまでに一度も預金者に保険金を支払った事例

16) 生命保険会社の自己資本比率規制については, 三隅[1993]を参照。アメリカでの自己資本比率規制については, チョン (Cheong, I.) [1991], スキッパー (Skipper, H.D.) [1993], 岡田 [1994], 鈴田[1994]を参照。

はなく、発動は資金援助のみであったことを考えあわせると、保険業における「契約者保護基金」は、銀行業における「預金保険機構」と大差はない、というべきかも知れない。ただし、「契約者保護基金」は、当面は強制加入ではなく、法的拘束力をもった「預金保険機構」とは異なる。新聞報道によれば、現段階での「契約者保護基金」の概要は、次のようである。

- (1) 「契約者保護基金」が、救済会社に拠出する資金援助額の上限を、1破産に対し、生命保険業では約2000億円、損害保険業では約300億円とする。
- (2) 援助金は、事前に「契約者保護基金」にプールするのではなく、経営が破綻した保険会社に援助する時点で、各社から調達する事後拠出とする。
- (3) 「契約者保護基金」は、生損保それぞれの保険協会内に個別に設置する。しかし、銀行を主たる対象として実施されてきた日米の預金保険制度の最近の状況をみれば、この制度をわが国保険業へ導入するためには、解決すべき困難がいくつかある¹⁷⁾。アメリカでは、銀行の経営破綻の急増により、銀行保険基金(Bank Insurance Fund: BIF)の収支が、1988年より単年度で赤字になり(1991年には赤字額が111億ドルにまで達している)、1991年度末の決算で債務超過となってしまった。銀行保険基金の収支悪化は、預金保険制度そのものの在り方を巡る議論を引き起こした。というのは、預金保険制度の下で、銀行と預金者双方にモラル・ハザード的な行動が顕在化してきたためである。つまり、預金者は、万一の時は預金保険制度で保証されるため、銀行の経営状態を十分に調べることなく、高金利を提示する銀行を選ぶ。その結果、銀行経営者は、高収益を確保するため、過度なリスクを負うような事態が生じた。セーフティー・ネットの導入は、それに伴うモラル・ハザ-

17) 保険業のセーフティー・ネットについては、武石[1991]と岡田[1991]、岡村[1994]を参照。アメリカの保険業において、セーフティー・ネットとして各州ごとに設置されている支払保証基金制度(特に、ニューヨーク州が詳しい)と、カナダのセーフティー・ネットである「カナダ生命健康保険補償公社」(Canada Life and Health Insurance Compensation Corporation, 略称Comp Corp)については、『生命保険支払保証基金に関する諸問題——保険監督法研究会報告書[IV]』(生命保険文化研究所, 1994年11月)で詳しく論じられている。

ドを、顕在化させないための何らかの措置でもって補完されることが不可欠である。現在考えられる措置としては、例外的措置としての資金運用規制の部分的な再強化および、自己資本比率規制との併用であろう¹⁸⁾。

銀行等を対象にした日本の「預金保険機構」は、平成6年末までに4件発動されている。平成4年4月の東邦相互銀行の救済合併事例と、同年10月の東洋信用金庫の救済合併事例、平成5年10月の釜石信用金庫の清算事例および、同年11月の大阪府民信用組合の救済合併事例である。平成7年に入って、信用組合岐阜商銀の救済合併事例、東京協和、安全両信用組合の清算事例、友愛信用組合の清算事例がある。さらに、コスモ信用組合、木津信用組合そして、兵庫銀行の救済が実施されようとしている¹⁹⁾。

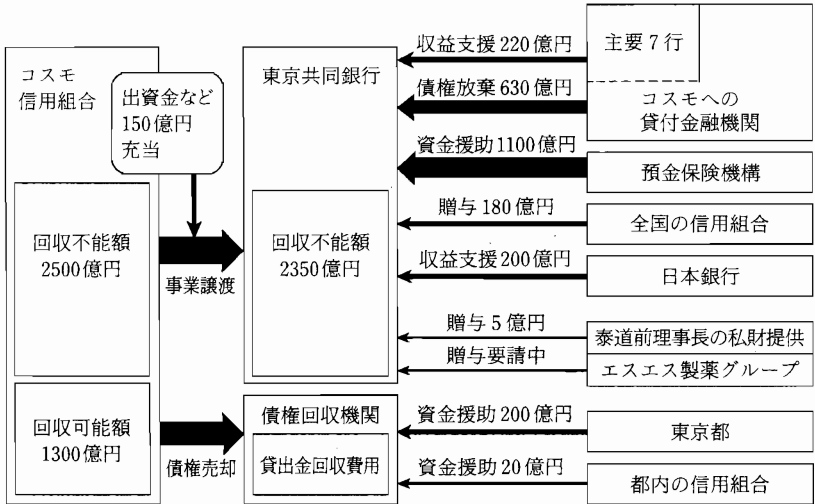
これらの事例をみると、経営破綻に陥った金融機関を救済するために、他の金融機関による吸収合併や事業譲受といった「肩代り」が行なわれている。「預金保険機構」は、合併等を行なう金融機関の負担を軽減するために、保険金の支払を行なっているに過ぎない。たとえば、東洋信金の事例では、2520億円にのぼる債務のうち、三和銀行が東洋信金を吸収合併する際に、800億円が三和銀行によって返済された。「預金保険機構」は、200億円を三和銀行に資金援助（贈与）している。もし、三和銀行および、いずれの金融機関も債務を「肩代り」しなければ、「預金保険機構」の支出は1000億円を超えていたはずである。コスモ信用組合の最終処理計画をみると、第9-4図のように、東京共同銀行への事業譲渡を軸として、「預金保険機構」や民間金融機関などから、約2600億円に達する資金援助を実施するとのことである。そのうち、「預金保険機構」は、1100億円の資金援助（贈与）を行なう。

昭和46年に「預金保険機構」が設立されて以来20年間に、経営危機に陥った金融機関は幾つかあった。しかし、それらは、大蔵省の指導の下、他の金融機関による吸収合併などで、事実上救済されてきたため、「預金保険機

18) 預金保険制度とモラル・ハザードについては、堀内[1989]とキーリー (Keeley, M.C.) [1990]、グロスマン (Grossman, R.S.) [1992]、ホイーロック=クムパーカー (Wheelock, D. C. and S.C. Kumbhakar) [1995]を参照。

19) 金融機関の最近の経営破綻と、その処理については、『日経金融新聞』平成7年8月31日第1面および、『京都新聞』平成7年8月1日第6面を参照。

第9-4図 コスモ信用組合の最終処理計画



出所)『京都新聞』平成7年8月29日, 第8面より再録。

構」が発動されたことはなかった。平成4年以降に発動された事例においても、他の民間金融機関による救済が中心であり、「預金保険機構」は補助的な役割を果たしただけである。しかも、「預金保険機構」は、預金者に対して、一度も保険金の直接支払は行なわなかった。わが国の「預金保険機構」の支出が僅かなのは、このような事情から生じている。ただし、このような資金援助だけを行なうにしても、木津信用組合や兵庫銀行の救済に当たっては、「預金保険機構」は、それぞれ4000億円強の資金援助をする予定であるらしく、巨額の資金が必要となる。もし、預金者に保険金支払を直接行なおうとすれば、それ以上の資金が必要となる。

保険業で、「契約者保護基金」が発動されれば、どうなるであろうか。たとえば、上記の東洋信金の預金残高は3560億円であり、金融機関トップの第一勧業銀行の預金残高45兆円の126分の1に過ぎない。(平成2年度決算の数値)つまり、東洋信金の事例は、業界トップの銀行からすれば、極めて小規模な金融機関の経営破綻問題であった。しかし、東洋信金に比べて、第

2地銀である兵庫銀行の預金残高は2兆7000億円とかなり大きい。業界トップの三和銀行の預金残高が40兆円であるため、約15分の1の規模である。(平成6年度決算の数値) 保険業においては、たとえば生命保険会社の場合、業界トップの日本生命の運用資産は34兆円強である。それに対して、中堅生命保険会社の運用資産は4兆円から5兆円である。(平成5年度決算の数値) つまり、中堅生命保険会社は、トップの日本生命の7分の1から8分の1程度の大きさである。もし、中堅生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、大手生命保険会社といっても、救済することは容易ではない。したがって、保険業に「契約者保護基金」が発動された場合には、銀行等の「預金保険機構」に比べて、支出額が大きく上回ることが予想される。保険業は、銀行等と比べて、企業数が非常に少ない産業である。少ない企業でもって、多額の保険金支払のための財源を、どのようにして確保するのか、国の負担をどの程度にするのかを含めて解決すべき課題である。

第7章でみたように、保険業法が制定された当時は泡沫会社の乱立や倒産が相次いだ。しかし現在のように、保険会社の倒産を数十年にわたって経験したことがない状況においては、保険会社の倒産発生は大きな社会不安をもたらす要因になりかねない。短期の預金を預けている銀行の倒産と、保険会社の倒産とでは、社会全体に与えるインパクトの大きさは異なる。保険会社の倒産に関する国民的合意が得られるまでは、セーフティー・ネットではなく倒産予防措置である自己資本比率規制を中心にして、「外部経済効果」の内部化を確実にするための政策運営を行なうべきであろう。

5 規制緩和に向けての条件整備

規制緩和を行なうためには、その前提条件として、規制を緩和した後に、信頼し得る市場機構が存在していなければならない。保険サービスは、非常に複雑な保険技術の上に成り立っているため、消費者にとって、保険は本来的に理解が困難なサービスである。しかも、保険会社によるディスクロージャー（情報開示）が十分に進んでいないため、保険会社と消費者との間に、

情報の非対称性が存在する。とりわけ、「個人保険」市場では、情報は保険会社に偏在しており、市場において売手と買手が、対等な立場で取引を行なうことは、ほとんど不可能に近い。保険市場では、買手である消費者は、保険会社と比べて、常に情報面で不利な立場に立たされている。

規制緩和のための条件整備として、ディスクロージャーの強化が要請される²⁰⁾。ディスクロージャーが進めば、結果的に保険会社の経理や業務の透明性も高まることになるだろう。さらに、消費者が保険の内容を理解しやすくする方策も必要である。今回の保険業法の改訂によって実現した、生命保険募集人の1社専属制を見直し、複数の保険会社の乗合を可能にした変更や、中立的な立場から消費者に適切なアドバイスを行なうブローカー制度の導入は、消費者と保険会社の間での保険に対する情報の非対称性を少しでも解消し、規制緩和のための条件整備として役立つであろう。

6 相互会社問題

6.1 特殊な企業形態としての保険相互会社

保険業法は、事業主体を株式会社と相互会社に限定している²¹⁾。相互会社は、保険業に固有の組織形態である。株式会社の法的性格が営利法人であるのに対し、相互会社は営利法人でなければ、公益法人でもない、非営利の中間法人として位置付けられている。第9-1表は、所有構造の違いを基礎にして、保険会社を区分した図である。株式会社においては、契約者は単なる顧客に過ぎない。営利を目的とした株主が会社の所有者であり、経営者を選任する。もちろん、所有と経営が分離されているか否かによって、経営者の自由裁量権が大きく異なることは周知の通りである。他方、相互会社では契約者が社員であり、会社の所有者である。このことが、株式会社との最大の

20) 保険会社のディスクロージャーについては、松浦[1983]、江澤[1991]、北本[1991]などの研究がある。

21) 第3章第2節で述べたように、平成5年度末で、内国生命保険会社27社中、相互会社が16社、株式会社が11社である。内国損害保険会社25社中、相互会社が2社、株式会社が23社である。生命保険業では、大手が相互会社形態を採用している。

第 9-1 表 保険会社の組織構造

| | 経営者 | 所有者 | 顧客 |
|--------|-------|-------|-------|
| 株式会社 | 取締役 | 株主 | 保険契約者 |
| 相互会社 | 取締役 | 保険契約者 | 保険契約者 |
| 参考：ロイズ | 保険引受人 | 保険引受人 | 保険契約者 |

相違点である。契約者は、社員総会という会社の意思決定機関を通じて経営に参加することができる。しかし、通常社員数が膨大であるため、社員総代会が社員総会に代わる機関として設けられている。大部分の社員は、社員総代の選挙を通じて、間接的に経営に参加できる制度になっている。社員総代会においては、役員の選任や決算書類の承認等が決議される。保険業法に、このような相互会社の設立が認められているのは、第 2 章で論じた保険の特性から生じる当然の結果である。

アメリカでは、新しいニューヨーク州法が、1988 年 9 月 1 日に発効し、相互会社から株式会社への転換が可能になった。全米第 3 位のエクイタブルが、1992 年 7 月に株式会社化（demutualization＝非相互化）を実施した。この株式会社化は、エクイタブルが、不動産投資やジャンク債による損失補填のための資金調達の一つの手段として計画した、と米紙に報じられた。わが国でも、今回の保険業法改訂により、株式会社化の規程が整備された。これら株式会社化の議論の問題点は、新たな資金調達の手段として、株式発行を考えていることである。契約者の利益を保護するために、保険の特性から生まれた相互会社の本質を顧みることなく、「金融商品」としての「貯蓄性」の高い保険募集（販売）を積極的に進めるなど、保険会社の利益擁護を追求する傾向が強まりつつある。

6.2 保険相互会社のチェック機構としての政府の重要性

相互会社における契約者の経営参加は、あくまで理論上の状態であり、現実には、契約者は保険会社から、保険を購入する顧客に過ぎない。保険会社は、経営者によって支配されている。そのチェック機構としての社員総代会

は、まったくと言っていい程、機能していない。

平成元年5月に、保険問題研究会は、「相互会社制度運営の改善について」と題する報告書を提出している。契約者の意志が直接反映されるように、社員総代の信任投票制度の導入を提言した。この提言は、平成2年から、大手生命保険会社で実施されている。しかし、このような措置が、実効力を持つとは、上記の研究会メンバー以外、誰も信じていない。今回の保険業法改訂でも、経営チェックの充実が叫ばれている。少数社員権、少数総代権の行使要件が緩和された。しかし、社員総会ないし、社員総代会では、1人の個人が1つの議決権しか持たないため、本来的に株式会社におけるよりも、相互会社において経営者は、自由裁量の余地を多く持っている²²⁾。相互会社においては、株式会社における大株主のように、会社経営に大きな影響力をもつ個人ないし団体が、出現しないような法体系になっている。相互会社は、非営利法人であるはずであるが、現実には、わが国最大手の日本生命は、平成6年度決算で260億円もの法人税と住民税を支払っている²³⁾。このことは、相互会社の経営者が、株式会社と同様に営利追求の会社経営を行っていると、税務当局がみなしているからに他ならない。明らかに、消費者利益にマイナスに働いている。

相互会社は、上場している株式会社に比べて、ディスクロージャーの要請が少ない。契約者は、保険会社の事業・財務等の情報を知らされることは皆無といってよい位である。また、社員総代を適切に選挙することは不可能に近い。社員総会や社員総代会の存在すら、大部分の契約者は知らないのが現状である。あるいは、契約者は、自分自身が社員であり、株式会社における株主と同等の立場にいるという認識を、ほとんど持っていないといった方がよいかも知れない。このような状況が生じた原因は、契約者の側に責任の一端があるかも知れないが、大部分の責任は保険会社の側にあるというのが妥当である。契約者は、会社を構成する社員であり、経営に参加する権利を持

22) エイジェンシー理論の応用による保険会社の組織形態と効率性に関する研究は多数ある。最新の展望論文として、井口[1993 a]がある。

23) 日本生命が支払った法人税と住民税の総額は、平成2年度決算では、実に720億円に達していた。

っていることを、保険会社は契約者に知らせる努力をしてこなかった。

株式会社における株式所有の分散化は、所有と経営の分離、すなわち経営者による会社支配を出現させたことは、パーリ＝ミーンズ (Berle, A.A. and G.C. Means) [1932]以来、久しく主張されてきている。経営者支配型の株式会社といっても、その経営者は、株主総会によって、ある程度はチェックされている。また、株式市場も経営者に対して、一定のチェック能力を有している。株式の買い占めによって、会社を乗っ取ることが可能である。株式会社の経営者は、常に乗っ取りの危険にさらされていると言ってもいい。他方、相互会社の場合、株式を発行しないため、当然であるが、株式市場から独立している。株主総会に代わる社員総会ないし社員総代会は、上述したように、契約者＝社員の意志を反映した機関ではないため、ここからの圧力も生じない。保険相互会社の場合は、経営者支配に対するチェック機構が、どこにも存在しないということである。

保険相互会社のチェック機構として、監督官庁、保険会社の労働組合および、マスコミが挙げられることが多い。しかし、企業内組合では、その能力は限られている。マスコミも、情報不足のため、十分な対応は不可能である。最近では、ディスクロージャーが叫ばれているが、人々が入手したい情報は公開されない。たとえば、ひとつの例であるが、相互会社では、社員総代会傍聴制度があり、社員総代会は、ある意味で公開されている。しかし、傍聴できるのは、契約者だけであり、しかも所定の期間内に予め書面で申し込んだ20人だけである。もし、希望者が20人を超えた場合は、抽選が行なわれる。抽選が、公正に実施されているかどうかは、分からない。ある大手保険相互会社の契約者は約1000万人いる。そのうちの20人にしか公開されない。このように、保険相互会社は秘密主義を採用しており、ディスクロージャーなどは期待できない。このように考えてくると、保険相互会社においては、契約者の利益を確保するためには、監督官庁が行なう産業規制が、極めて大切であることが分かる。

第10章 保険料率規制の弊害と規制緩和

現行の規制を緩和しようとする場合、2つの前提条件が成立していなければならない。第1の条件は、規制緩和後に信頼しうる市場が存在することである。第2の条件は、現行の規制によって、弊害が現実に発生していることである。前者については、前章の第5節で述べたため、ここでは省略する。後者の前提条件については、もし現行規制にともない弊害が発生していないなら、規制は何ら緩和も変更も行なう必然性は見当らない。というのは、いかなる規制も、消費者利益の保護ひいては国民生活の安定や、国民経済の発展に寄与する目的で、当初導入されたはずであるからである。ただし、厳密に言えば、規制の変更には費用がかかるため、その費用を上回る規制の弊害が発生していなければ、規制の変更を実施すべきでない、と論じるべきかも知れない。もし、規制の変更費用以上の弊害が生じているとすれば、規制の変更が行なわれなければならない。

ところが、規制緩和に関する現実の動きをみると、このような現行規制の弊害を十分に考慮した上で、政策決定が行なわれているとは思われない。技術進歩等による供給サイドの変化と、需要構造等の変化による需要サイドの変化によって、現行規制が「時代遅れ」になった場合には、種々の弊害が発生する。本来は、現行規制の弊害を数量的に把握し、その弊害が許容限度を超えているか否かによって、現行規制の存続および変更を判断すべきである。

もちろん、アカデミックには、規制の効果に関する実証分析は、わが国でも欧米諸国でも、多数行なわれてきた。しかし残念ながら、それら研究成果は、必ずしも十分に政策運営に反映されなかった。とりわけ、わが国では、この傾向が顕著であった。現実の政策運営に反映させるための、より具体的な実証分析は、個々の規制の効果を個別に定量化し、その効果がどの程度で

あるかを明確にすることである。(規制には、マイナスの効果である弊害だけでなく、独占による弊害を是正するといったプラスの効果もある。規制によって生じる効果がマイナスと分かるまで、以下では「弊害」ではなく、「効果」という用語を用いる。)そして、その実証結果を基礎にしながら、当該規制の緩和を論じるべきである。このような観点から、本章では保険料率規制の効果について、次章では業務分野規制の効果について、それぞれ検討することにする。

1 保険規制の効果に関する数量的測定方法

保険業に対する政府規制の効果を、数量的に把握しようとした従来の実証研究は、その分析方法にしたがって、次の3種類に分類し得る。

(1) 規制の強化、緩和にともなう効果の測定

(2) 特定時点ないし期間において規制の程度が異なる状態での効果の比較

(3) 規制の費用と便益の比較ないし、規制による経済的厚生の変化の測定

第1と第2の方法は、いわば同一の事象を、異なった側面からみたものである。つまり、両方法とも、規制の程度が異なる状態の効果を比較している。第1の方法は、同一の分野を対象にして、タイム・シリーズでもって測定する。規制が強化ないし緩和された場合、その前後の状態を比較しようとする方法である。これに対して、第2の方法は、特定の時点ないし、期間についてクロス・セクショナルに測定する方法である。第2の方法では、規制が行なわれているか否かをダミー変数としてモデルに組込んだ研究と、理論的に算出した競争状態と現実の規制下の状態を比較した研究とがある。これらの方法は、スティグラー＝フリードランド (Stigler, G.J. and C. Friedland) [1962]によって、電気産業を対象にして最初に用いられた。

第3の方法は、規制の費用と便益を比較することによって、規制の効果を「純効果」として把握するか、あるいは、規制から生じる経済的厚生(消費者余剰と生産者余剰の総和)の変化を測定しようとする方法である。貨物輸送を対象にしたフリードレンダー (Friedlaender, A.F.) [1969]と、電気を

第10-1表 保険業における政府規制の効果に関する実証研究：分類

| 規制の種類 \ 研究対象となった保険種類 | 自動車保険 | 財産・責任保険 | 医療過誤 保険 | 生命保険 | 損害保険 (非生保) |
|----------------------|--|---|-------------|---|------------------|
| 保険料率規制 | Saba[1978] Ippolito[1979] Pauly・Kunreuther・ Kleindorfer[1986] Finsinger[1986] Harrington[1987] Meier[1988, Ch. 7] Eastman[1994] | Joskow[1973] Samprone[1975] Kyung Lyong[1977] Samprone[1979] Harrington[1984] Cummins・Harrington [1985] Doherty・Garven[1986] Meier[1988, Ch. 7] | Rizzo[1989] | | |
| 利潤規制 | Finsinger[1986] | Hill[1979] | | | |
| 支払能力規制 | | Munch・Smallwood [1980] | | | |
| 資金運用規制 | | | | | Outreville[1986] |
| 負債評価基準規制 | | | | Mathewson・ Winter[1986] | |
| 規制全般 | | | | Finsinger[1992] Gardner・ Grace[1993] Fecher・ Pestieau[1993] | |

対象にしたマッカヴォイ (MacAvoy, P.W.) [1970]によって始められた方法である。保険業を対象として、この方法を採用した研究に、ジョスコウ (Joskow, P.L.) [1973]とサンプロン (Samprone, Jr., J.C.) [1975]がある。いずれも、財産責任保険に対する保険料率規制の効果を分析している。この方法は、費用と便益の内容が、研究者間で必ずしも統一されておらず、また数量的に把握するのが困難な規制の便益をどのように扱うか等、実証分析を行なうに当たって、解決すべき多くの問題が残されている。

これら3種類に分類される、保険業を対象にした実証研究は、多数行なわれてきた。入手できた研究を、研究対象となった保険の種類と、規制の種類でもって区分したのが、第10-1表である。大部分の研究で規制の弊害が検証されている。

以上のように、保険業を対象にして、政府規制の効果を数量的に把握しようとした実証研究をレビューすると、次の3点が特徴として浮かんでくる。第1は、損害保険業に対する研究が圧倒的多数を占め、生命保険業の研究は僅かしか行なわれていない点である。第2は、個々の規制の効果を測定する研究が多く、規制全般の違いを比較する研究が少ないことである。第3の特徴は、わが国を対象とした研究が見当たらないことである。ガードナー＝グレイス (Gardner, L.A. and M.F. Grace) [1993]は、アメリカの生命保険会社 561社を対象にして、フロンティア生産関数を用いて技術的効率を測定している。そして、その相対的効率が、規制が厳しいニューヨーク州で営業している会社と、ニューヨーク州以外で営業している会社とで、どの程度異なるかを分析している。同様の実証分析が、わが国でも、中馬＝橘木＝高田 [1993]によって行なわれている。中馬他論文では生命保険会社各社の技術的効率を測定するだけで、政府規制との関係については実証していない。但し、「生保会社の効率性は、各社間でかなりの違いが見られる。それにもかかわらずつぶれた会社がないという事実は、生保業界の競争が実際に制限されていることを示唆する。」(中馬＝橘木＝高田[1993, p.225])と記しているように、生命保険会社各社の効率の推定結果から、規制の効果を推測している。

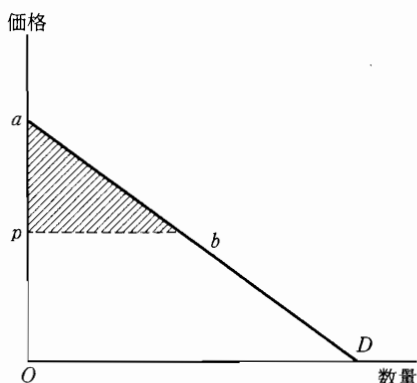
2 規制下の実質的保険料率カルテル

2.1 実質的保険料率カルテルと消費者余剰

保険業に対する政府規制は多種多様であるが、それらは一括して「護送船団行政」と呼ばれている。その典型が、生命保険業における規制下の実質的保険料率カルテルである。「護送船団行政」の内容と、その評価については、第7章の第3節で既に述べたため、ここでは省略する。(以下では、保険料率を、単に料率と略して呼ぶことにする。)この制度の下で、費用面で有利な大手生命保険会社は、「差額地代的超過利潤」を獲得し、限界生命保険会社は価格競争を回避しようというメリットを受けることができた。大手生命保険会社が、利潤のかかなりの割合を、契約者配当に回すなら、正味料率は低

下する。その結果、統一的な料率計算基礎が実施されていても、実質的な料率格差が生命保険会社間に生じるはずである。しかし、現実には契約者配当に回される部分は、利潤の非常にわずかな部分であるため、正味料率も生命保険会社間で差異は、ほとんど存在しないといわれてきた¹⁾。利潤の大部分は、大量の外務員採用等の巨額の募集（販売）費として支出されるか、あるいは社内に内部留保される。実質的料率カルテルの下で、シェア拡大を目指し、見掛け上の新種保険を多数販売する非価格競争が、生命保険会社間の競争の主要な形態になったのは、このためである。

第10-1図 消費者余剰



「護送船団行政」に関する解説や評価は、以上のような記述的なものであり、その効果を数量的に測定する試みは、なされなかった。ここでは、規制下の実質的料率カルテルが、生命保険業における消費者余剰におよぼす影響を測定することを通じて、保険規制の効果を数量的に把握する方法を考えることにする。なお、消費者余剰とは、需要者価格（それなしで済ますよりも、むしろ、それに対して支払おうとする価格）と現実の市場で成立する価格との差である²⁾。第10-1図で、限界需要者価格は、直線Dで示されるとする。（限界需要者価格は、数量が増加するにつれて逡減する）いま、市場価格がpの水準で成立しているとする、消費者余剰は $\triangle pab$ で示される。

限界企業温存の料率カルテルが結ばれると、競争状態での水準に比べて、料率は引き上げられ、販売量は減少する。販売量の減少によって、効率的な資源配分が阻害され、資源配分ロス (allocative loss) が発生する。このロス

1) 第5章の第5-4図のように、最近では生命保険会社間に配当格差が現われるようになり、正味料率は各社間でわずかに差異がみられる。しかし、各社の経営効率を十分に反映するまでに至っていないと思われる程度の差異である。

2) 消費者余剰の説明については、たとえば新野[1975, p.201]を参照。

は誰の手元にも渡らない純粋なロスであるため、“dead weight loss” と呼ばれる³⁾。さらに、料率上昇によって、消費者から保険会社へ所得が移転し、公正な所得分配が実現しなくなる。カルテルによって得られた利潤の増加分は、生命保険会社の場合、その一部か全部かは不明であるが、販売拡充の費用として浪費される。ポズナー (Posner, R. A.) [1975] のように、この利潤増加分を社会的費用とみなすか否かは別にして、いずれにしても資源配分上のロスと、消費者から生命保険会社への所得移転の合計が、消費者の手元から離れることに違いはない。いわゆる、消費者余剰の減少である。

2.2 単純な理論モデル

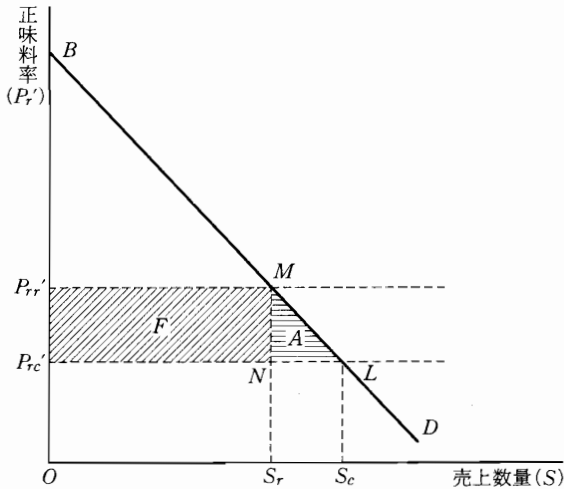
製造業と違って生命保険業の場合、実証分析で用いることができる変数が、経済学のタームに馴染みにくいことが多い。それゆえ、余り厳密な分析方法を用いたとしても、変数自体が問題を含んでいるため、有意な結論を導き出せないことがある。本章では、できる限り単純な理論モデルでもって、料率カルテルにともなう消費者余剰の減少を測定する。次の4つの仮定をおく。

- (1) 規模の経済性がない。(平均費用と限界費用が等しく、供給の価格弾力性は無限に大きい。図では供給曲線は水平な直線)
- (2) 需要関数は一次関数で示される。(図では需要曲線は右下がりの直線)
- (3) 規制が行なわれる以前には、競争均衡が成立している。
- (4) 規制にともなって生命保険会社内部に技術的非効率が発生していない。

第3の仮定について、少し説明が必要であろう。すなわち、規制が導入される以前の時期には、価格(保険料率)と限界費用の均等が成立し、社会的最適状態にあった、と仮定することである。生命保険業の場合、規制がなければ競争が実現されるという保証はない。したがって、次のように仮定してもいいだろう。現行の規制は、限界企業温存のための画一行政であるが、もし、このような規制が実施されなければ、その代わりに競争均衡が実現されるような消費者保護のための規制が行なわれていた、と。

3) “dead weight loss” については、ハーバーガー (Harberger, A. C.) [1954] のパイオニア的研究以来、今日に至るまで多数の研究が行なわれてきた。土井[1991]のサーベイを参照。

第 10-2 図 規制下の実質的料率カルテルの効果



ホテリング (Hotelling, H.) [1938], ワイズ (Weiss, L.W.) [1974], ポズナー (Posner, R.A.) [1975], フレック = サンプロン (Frech III, H.E. and J.C. Samprone, Jr.) [1980] および、横倉 [1975, 1977] にしたがえば、料率カルテルの効果は、第 10-2 図の三角形 A と四角形 F の面積の合計で表される⁴⁾。料率 (正味料率) が競争水準の P_{rc}' にある場合には、消費者余剰は $\triangle P_{rc}'BL$ である。規制にともなって、認可された料率 (正味料率) が競争水準より上昇し、 P_{rr}' にある時は、消費者余剰は $\triangle P_{rr}'BM$ に減少する。規制による消費者余剰の減少分は、台形 $P_{rr}'MLP_{rc}'$ になる。これを数式で示すと、以下のようなものである。 P_{rr}' を現在の規制下でのカルテル料率 (正味料率)、 P_{rc}' を競争料率、 S_r をカルテル下の売上数量 (保有契約高)、 S_c を競争下の売上数量とする。これらの変数を用いると、契約者配当 (D) を控除した後の現行カルテル下の正味売上高 (正味保険料 = $P_{rr} - D$)、カルテルによる料率上昇率 (t) および、需要の価格弾力性 (e) は、それぞれ次の式で表される。(P_{rr} を規制下の表定料率ないし営業料率とする。)

4) 同様の記述的説明は、堀田 [1994] にもみられる。

$$P_{tr} - D = P_{rr} \cdot S_r - D = P_{rr}' \cdot S_r \quad (1)$$

$$t = \frac{P_{rr}' - P_{rc}'}{P_{rc}'} \quad (2)$$

$$e = -\frac{S_c - S_r}{S_r} \bigg/ \frac{P_{rc}' - P_{rr}'}{P_{rr}'} \quad (3)$$

($P_{tr} - D$), t , e の3変数でもって示すと, 資源配分ロス (三角形A) は, 次の第4式のようになる. カルテルによる所得移転効果 (四角形F) は, 第5式で示される.

$$\begin{aligned} A &= \triangle MNL = \frac{1}{2} \cdot (P_{rr}' - P_{rc}') (S_c - S_r) \\ &= \frac{1}{2} \cdot (P_{tr} - D) e \left(\frac{t}{t+1} \right)^2 \end{aligned} \quad (4)$$

$$\begin{aligned} F &= \square P_{rr}' P_{rc}' NM = (P_{rr}' - P_{rc}') S_r \\ &= (P_{tr} - D) \left(\frac{t}{t+1} \right) \end{aligned} \quad (5)$$

3 保険料率規制にともなう消費者余剰の減少

3.1 統計データが含む問題点

上記モデルに基づいて, 規制の効果を試算する前に, 本章で用いる統計データに関連した問題を考察しておく. 最初に, 保険の価格 (保険料率) について考えよう. 生命保険会社各社は, 多数の種類 of 保険を販売している. 各保険は, それぞれ料率が異なっている. 同じ保険であっても, 支払方法, 契約期間, 契約者の年齢・性別に応じて料率は異なる. したがって, 厳密な計算を行なうためには, 各保険について, しかも上述した支払方法などの違いごとに, 統計データを収集しなければならない. しかし, そのようなデータは入手できない. また, 入手できたとしても, 膨大な量になるため, 計算が複雑になるだけかも知れない. そこで, 料率を算出するために, 次のような方法を用いた. 第4章の第5式のように, 契約者が支払う営業保険料 (P_t) は, 契約高 (S) に営業 (ないし表定) 料率 (P_r) を乗じて求められる. すなわち, 第6式のようなのである.

$$P_t = P_r \cdot S \quad (6)$$

一般的な表現法を用いれば、保険料が売上高＝売上金額であり、契約高が売上数量そして、料率が価格である。各社の大まかな保険種類ごとに、 S と P_t が公表されている。したがって、この方法においては、各社が扱う保険の構成 (product mix) の違いにより、また、同一の保険についても、支払方法、契約期間等の違いによって、算出される料率が影響を受けることになる。たとえば、各社ごとに料率を計算すれば、他の条件が同じ場合、個人保険と団体保険の保有比率によって、つまり団体保険をより多く保有している会社ほど、料率は低くなる可能性がある。そのため、できるだけ同じ保険種類ごとに、料率を計算しなければならない。本章では、個人保険の料率を求めることにした。さらに、個人保険を対象にした場合でも、なお問題は残る。たとえば、積立満期型保険は、掛捨無配当型保険に比べて料率が高い。それゆえ、積立満期型保険をより多く保有している会社ほど、個人保険の料率が高く算出される可能性がある。本章では、この点までは配慮していない。契約者は、事後的には保険料 (営業保険料) から契約者配当 (D) を差し引いた正味保険料を支払うだけである。したがって、実証分析に用いる料率も正味料率 (P_r') ($=\{P_t - D\}/S$) で求めなければならない⁵⁾。契約者配当は本来、契約者＝社員に対する利益配当であるが、契約者は単なる顧客に過ぎないという現状を考慮すれば、正味料率を保険の価格とみなすのが適当であろう。

したがって、第6式は、次のようになる。

$$P_t - D = P_r \cdot S - D \quad (7)$$

次に、生命保険会社の規模を何で測るかも重要な問題である。一般には、保有契約高か、収入保険料でもって測られることが多い。ハーシュホーン＝ジーハン (Hirshhorn, R. and R. Geehan) [1977]は、各保険種類を、その

5) 第6式のように、 P_r を配当を控除する前の営業料率としたため、配当を差し引いた後の正味料率を P_r' で示した。

単位費用 (unit cost) でウェイトすることによって、新たな規模尺度を作成している。本章では、上述した料率計算にしたがい、保有契約高 (= 売上数量) を規模尺度として用いることにする。

3.2 保険料率の上昇率の推定

昭和 59 年度の生命保険会社の個人保険について、上述した三角形 A と四角形 F の面積を試算することにする⁶⁾。正味売上高 ($P_t - D$) は、8,658 (10 億円) である。

カルテルによる料率の上昇率 (t) は、農協共済と生命保険会社の正味料率の差でもって算出した。同種の保険については、農協は生命保険会社に比べて低料である。カルテルがなければ、あるいは、生命保険会社と農協が互いに激しく競争するように環境が整備されれば、生命保険会社は競争に勝ち残るためには、製品差別化政策を行なうか、料率を引き下げるか、あるいは、その両者を行なわなければならないだろう。もし、価格競争が行なわれれば、その結果、料率は低下する。どこまで低下するかは不明であるが、農協の料率水準の近くまでは低下することが容易に予想される。このような意味で、農協共済の正味料率水準を競争料率 (P_{rc}) とみなし、生命保険会社のそれ (P_{rr}) とでもって、料率上昇率 (t) を求めることにした⁷⁾。農協の養老生命共済と生命保険会社の個人保険について、正味料率を比較した。第 10-2 表のように、契約高 1 円当たりで、農協の正味料率は 0.0072 円、生命保険会社のそれは 0.0159 円であり、料率上昇率 (t) は 120.8 % である。

第 10-2 表にあるように、生命保険会社と農協共済とでは、事業費率が大きく異なっている。最大の理由は、生命保険会社の非効率にあるのではなく、両者の事業形態の差にあると考えられている。その差の一部は、次章で述べ

6) 対象年次となった昭和 59 年度は、いわゆる「バブル経済」が始まる以前の「正常」な時期に対応している。「バブル経済」とその後の景気低迷期は、いわば「異常」な時期であるため、対象年次としなかった。

7) 農協共済も、農林水産省によって厳格に規制されているため、その料率を競争料率とすることは、必ずしも適当ではない。しかし、生命保険会社に対する規制と、農協への規制とは種々異なっているため、本章が用いた方法でも、規制の違いから生じる消費者余剰への影響を把握することは可能であろう。

第10-2表 生命保険会社と農協共済の比較

| | | 昭和55年 | 56年 | 57年 | 58年 | 59年 |
|-----------------------|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 正味料率 (契約高1円当たり)(円) | 生命保険会社 ^a | 0.0149 | 0.0147 | 0.0148 | 0.0148 | 0.0159 |
| | 農協共済 ^{b,c} | 0.0078 | 0.0073 | 0.0072 | 0.0072 | 0.0072 |
| 事業費率 (対収入保険料)(%) | 生命保険会社 | 23.8 | 23.0 | 22.0 | 21.1 | 19.5 |
| | 農協共済 | 6.0 | 5.8 | 5.6 | 5.1 | 4.9 |

注) a: 個人保険 b: 養老生命共済

c: 農協の養老生命共済の配当金(割戻金)が不明であるため、全共連の調査報告にしたがい、営業保険料に対する配当金比率を22%とし、営業保険料(掛金)の78%を正味保険料として算出した。出所)『インシュアランス生命保険統計号』、『保険年鑑』、『農協共済事業統計』、『共済年鑑』より作成。

るような、業務範囲の違いから生じる範囲の経済性の有無に関連しているかも知れない。また、組合員を中心に営業をしている農協と、広く国民一般を対象とする生命保険会社との間には、募集(販売)経費に差があるのかも知れない。

いずれにしても、農協と生命保険会社との料率格差の一部は、このような事業費率の差から生じたものであるかも知れない。そのため、両者の現実の料率水準データから、直接的に料率上昇率を求めることは、農協と生命保険会社との料率格差を過大評価する危険性がある。本章では、それゆえ、生命保険会社の料率水準を、農協と生命保険会社との事業費の差でもって修正した後に、料率上昇率を算出することにした。

本章では、規模尺度として、保有契約高を用いている。正味料率を求める際にも、正味保険料を契約高で除した。そのため、事業費の差でもって、料率上昇率を修正する場合にも、契約高1円当たりの事業費をとるのが望ましい。保険種類別の事業費のデータが未公表であるため、会社全体に関するデータをとった。生命保険会社の保有契約高1円当たりの事業費は、昭和55年から59年までの5年間の平均で、0.0032円であった。他方、農協については、農協共済全体の契約高のデータが公表されていないため、この方法を用いることができない。本章では、便宜的な方法として、農協共済全体の正味掛金(正味保険料)に対する事業費の比率に、養老生命共済の正味料率を乗じた積を、農協の保有契約高1円当たりの事業費とした⁸⁾。この方法から算出された5年間の農協の保有契約高1円に対する事業費は0.0006円で

あった。したがって、契約高1円に対する事業費は、生命保険会社が農協に比べて0.0026円高いことになる。

生命保険会社の正味料率0.0159円から、事業費の差0.0026円を引くことによって、農協と同一の事業環境下で、生命保険会社が営業していると想定した場合の料率が算出される。それは、0.0133円であった。この時の料率上昇率は、84.7%である。 $\{(0.0133-0.0072)\div 0.0072=0.847\}^9)$

3.3 需要の価格弾力性の推定

需要の価格弾力性は、昭和30～59年、昭和40～59年、昭和50～59年の3期について求めた。多くの研究では通常、弾力性を1と仮定して計算が行われてきた。本章では現実のデータから算出することにした。個人保険の保有契約高を、国民可処分所得と個人保険の正味料率で説明するモデルを採用した。(使用した統計データは、『インシュアランス生命保険統計号』、『生命保険戦後統計』、『保険年鑑』、『消費者物価指数年報』、『国民所得統計年報』、『国民経済計算年報』より収集した。) 計算結果は、次の3つの式のとおりである。

・昭和30～59年

$$\ln S_i = 1.5475 \ln I' - 0.9326 \ln P_{ri}' - 7.1839 \quad \bar{R}^2 = 0.9956 \quad (8)$$

(13.5262) (-13.0173)

$$DW = 2.2100$$

・昭和40～59年

$$\ln S_i = 0.8424 \ln I' - 1.1816 \ln P_{ri}' - 3.9841 \quad \bar{R}^2 = 0.9913 \quad (9)$$

(4.0472) (-14.0790)

$$DW = 2.3290$$

8) 但し、この方法が有効であるためには、農協のすべての共済の総計の正味料率と養老生命共済のそれが同じである、という仮定が成立していなければならない。すなわち、事業費をC、農協の共済全体の正味保険料を $(P_{ir}-D_r)$ 、養老生命共済の正味保険料を $(P_{ie}-D_e)$ 、共済全体の保有契約高を S_r 、養老生命共済のそれを S_e とすると、ここで求めようとしている値は、 C/S_r である。農協の事業費率は $C/(P_{ir}-D_r)$ 、養老生命共済の正味料率は $(P_{ie}-D_e)/S_e$ である。もし、 $(P_{ie}-D_e)/S_e=(P_{ir}-D_r)/S_r$ とすると、 $\{C/(P_{ir}-D_r)\} \cdot \{(P_{ie}-D_e)/S_e\}=C/S_r$ となる。

9) 料率の上昇率は、他の方法でも算出できるだろう。たとえば、他産業との利潤率の格差を指標とする方法がある。しかし、この方法は、生命保険会社とりわけ、生命保険相互会社の利潤を何で測るかという大問題を解決しなければならない。また、規模の経済性を仮定したモデルでは、限界企業とトップ企業との費用格差を、料率の上昇率の指標とすることも可能であるかも知れない。

・昭和50～59年

$$\ln S_i = 2.5219 \ln I' - 0.9750 \ln P_{ri}' - 14.9464 \quad \bar{R}^2 = 0.9968 \quad (10)$$

(11.0762) (-8.9519)

$$DW = 2.0550$$

記号： S_i = 個人保険の保有契約高

I' = 国民可処分所得/消費者物価指数（総合）

P_{ri}' = 個人保険の正味料率/消費者物価指数（総合）

\ln = 自然対数

\bar{R}^2 = 自由度調整済み決定係数

DW = ダービン・ワトソン比率

カッコ内： t 値

需要の価格弾力性は、昭和30～59年のデータに基づくと0.9326、昭和40～59年のデータでは1.1816、昭和50～59年では0.9750となった。

3.4 1つの試算

以上の数値を、第4式と第5式に当てはめた計算結果をまとめたのが、第10-3表である。事業費の差を考慮しないで料率上昇率を120.8%とした場合、資源配分ロス（売上高（正味保険料）の14.0%から17.7%に相当する。カルテルによる契約者から生命保険会社への移転所得も含めて消費者余剰の減少を求めると、売上高の70%前後にまで達する。

事業費の差を考慮すれば、資源配分ロスは売上高の9.8%から12.4%となる。移転所得と合計すると、消費者余剰の減少は55.7%から58.3%となる。農協と生命保険会社との事業費の差は、上述したように、生命保険のみを扱っている生命保険会社と、生損保兼営さらに、共済以外の事業も同時に行なっている農協との事業形態の差から生じている割合が大きいと考えられている。もし、この考えが妥当なものであるなら、後者の推定結果を採用すべきであろう。すなわち、大蔵省の料率規制の下で、半ば公認された限界企業温存のための実質的料率カルテルは、契約者が支払う正味保険料の半分以上に当たる消費者余剰を減少させていることになる。しかも、そのほとんど80%が、生命保険会社への移転所得になっている、ということであった。

第10-3表 消費者余剰の減少；推定結果

| | | | 料率上昇率 (t) | |
|-------------------------|--------|-------|-------------------------------|-------------------------------|
| | | | 120.8% | 84.7% |
| 需要の 価格弾力性 (e) | 1.1816 | A | 1,531 ¹⁰ 億円(17.7%) | 1,076 ¹⁰ 億円(12.4%) |
| | | F | 4,736 (54.7) | 3,970 (45.9) |
| | | $A+F$ | 6,267 (72.4) | 5,046 (58.3) |
| | 0.9750 | A | 1,263 (14.6) | 888 (10.3) |
| | | F | 4,736 (54.7) | 3,970 (45.9) |
| | | $A+F$ | 5,999 (69.3) | 4,858 (56.2) |
| | 0.9326 | A | 1,208 (14.0) | 849 (9.8) |
| | | F | 4,736 (54.7) | 3,970 (45.9) |
| | | $A+F$ | 5,944 (68.7) | 4,819 (55.7) |

注) A = 資源配分ロス F = 移転所得

()内は、正味保険料(売上高) = 8,658 (10億円) に対する比率。

4 保険料率規制のより一層の緩和に向けて

規制全般について、たとえば国際比較のように、規制の程度の違いによる効果を論じても、具体的には、どの規制がマイナスの効果を生じさせているかは、明確にならない。現実の政策問題との係わりでは、個別の規制について、その効果を個々に測定することが重要である。本章では、保険料率規制の効果を推定した。

「護送船団行政」と呼ばれる規制下の実質的料率カルテルは、確かに数十年にわたって保険会社の1件の倒産も発生させず、その意味では、消費者は安心して自らが好む保険会社の保険に加入することができた。「護送船団行政」は、保険業の飛躍的發展に貢献した、とする見解もみられる。しかし、その反面、本章で推定したように、大きな厚生損失も発生させた。契約者が支払う保険料の半分以上に達する消費者余剰の減少をもたらした。しかも、その大部分は、保険会社への移転所得となった。もし、保険会社へ移転した所得に対して、特別課税が行なわれ、移転所得に相当する金額が社会に還元されるなら、保険料率規制にともなう弊害は、厚生損失である資源配分ロスだけになる。しかし、現実には、そのような特別課税は何ら行なわれていな

い。そのため、保険料率規制は厚生損失を発生させるだけでなく、所得分配の不平等も生じさせている。

消費者余剰の減少を防止し、厚生損失や所得分配の不平等化を回避する方策は、保険料率規制を緩和・撤廃し、保険業に価格競争を導入することである。その意味では、今回の改訂保険業法等でみられるような、一部の保険について料率を認可制から届出制への変更や、算定会料率における付加保険料率部分のみの遵守義務を外すといった程度の規制緩和では不十分である。より一層の規制緩和の実施により、第9章で述べたような、保険業における政府規制の本来のあるべき姿に近づけるべきである。

本章の実証分析は、いくつかの仮定の下で実施された。そのため、1つの試算に過ぎない。農協の料率水準を競争水準と仮定し、それと現行の生命保険会社の料率水準との比較を行なった。しかし、農協も規制された状況にある¹⁰⁾。したがって、農協の料率水準は、競争水準よりも高いかも知れない。もし、そうであるなら、保険規制から生じる消費者余剰の減少は、本章で推定した数字よりも、さらに大きいかも知れない。本章では、保険料率規制から発生する消費者余剰の減少のみを推定した。いわば、規制の「費用」面の推定であった。本来は、規制による「便益」も推定し、「費用」と「便益」の双方を考慮することにより、規制の「ネット」の効果を論じなければならない。

10) 保険業の規制と、農協を始めとする共済業の規制との違いについては、須田[1995]を参照。

第11章 業務分野の自由化と費用節約効果

金融自由化の一環として、業務分野の自由化が進行しつつあることは、既に周知のとおりである。平成3年6月25日の金融制度調査会『「新しい金融制度について」の答申』では、銀行と証券に、それぞれ業態別子会社方式による相互参入を認めた。その結果、平成5年以降、銀行による証券子会社および、証券による銀行子会社が、徐々に設立されている。さらに、生損保兼営についても、子会社方式による相互参入が、今回の保険業法の改訂によって可能になった。

業務分野の自由化が進められてきた根拠としては、(1)各金融機関が取扱う商品・サービスが、互いに類似化・同質化してきたという事実に加えて、(2)ファイアウォール等によるリスク遮断によって、利益相反 (conflicts of interest) や経営の健全性問題など、これまで業務を限定する根拠となってきた「業務分野の自由化による弊害」の発生防止が可能になった、(3)業務分野の自由化は「消費者利益の増大」に貢献する、であった¹⁾。ここでいう「消費者利益の増大」とは、競争促進といった一般的な効果だけでなく、新種保険・サービスの開発等による総合生活設計や、ワンストップ・ショッピング、事業経営の効率化 (=費用の節約効果) 等である。

このうち、総合生活設計、ワンストップ・ショッピングは、常識的に判断して、実現する可能性は大きいと思われる。業務分野の拡大によって、これまでは実現できなかった新たな魅力的な保険サービスを開発し得る可能性が出てくる。また、たとえば生命保険会社の窓口で損害保険に加入できたり、預金の預入・引出や外為取引ができれば、利用者は個別に各金融機関をまわ

1) 業務分野の自由化の根拠については、千田[1991]を参照。

る場合に比べて、時間を節約できる等のメリットがあることは、誰の目にも明らかであろう。

しかし、業務分野の自由化が行なわれれば、競争促進効果や費用節約効果が、確実に実現するか否かは大いに疑わしい。特定の産業に、新規企業の参入が行なわれ、企業数が増大すれば、競争が促進される可能性はあるが、現実に競争促進につながるかどうかは、産業内の市場構造や企業間関係に依存する。また、複数業務を行なうことにより、事業経営の効率化を通じて、費用の節約効果が表れるか否かについても、確定的なことはいえない。業務分野の拡大によって生じる費用節約効果を、経済学では、範囲の経済性 (economies of scope) と呼ぶ。

本章の目的は、農協のデータを利用しながら、とりわけ、滋賀県の総合農協のデータを利用しながら、範囲の経済性に関する実証研究を行なうことによって、金融機関における業務分野の拡大が費用節約効果を持つのか否か、それを通じて、金融自由化の一環としての業務分野の自由化が、消費者利益の増大に貢献するか否かを明らかにすることである。というのは、農協は信用事業という名で銀行業務を、共済事業という名で保険業務を、さらに他の多くの業務を兼業しており、わが国において、金融機関の業務分野の拡大にともなう範囲の経済性を検討するのに適した対象であると思われるからである。

1 金融機関を対象にした範囲の経済性：これまでの実証研究

1.1 既存の業態内での範囲の経済性の研究

公益事業や金融業を対象にした範囲の経済性に関する研究が、これまでに多数行なわれてきた²⁾。公益事業も金融業も、ともに規制産業であり、規制の効果を明確にするために、範囲の経済性が測定されてきた。金融業を対象にした最初の研究は、マーレイ = ホワイト (Murray, J.D. and R.W.

2) 公益事業に関する実証研究を展望したものに、伊藤 = 中島[1993]がある。金融業の展望論文として、ジルバート (Gilbert, R.A.) [1984]、河西[1991]、晝間[1992]、井口[1994 b]がある。

White)[1983]である。彼らは、1976年から1977年にかけて、カナダのブリティッシュ・コロンビア州の信用組合を対象にして、抵当貸付業務と他の貸付業務との間で、範囲の経済性の存在を確認している。わが国での最初の研究は、首藤[1985]である。都銀と地銀を対象に、昭和56年から58年までの各年について実証研究が行なわれたが、預金業務と他の周辺業務との間に、範囲の経済性を検出できなかった。

保険業を対象にした範囲の経済性に関する研究は、マチューソン=トッド(Mathewson, G.F. with J. Todd)[1982]が最初である。彼らは、各保険ラインの引受・販売業務を個別の業務とみなして、分析を行なった。カナダの生命保険会社について、1961年、1966年、1971年、1976年の各年のクロスセクション・データを用いて実証研究を行ない、個人保険と団体年金の間で、範囲の経済性の存在を確認している。わが国の保険業における範囲の経済性の研究は、高尾[1987]に始まる。高尾論文は、損害保険業を対象にした。得られた結果からは、範囲の経済性を検出できなかった。わが国の生命保険業を対象にして、範囲の経済性を最初に計測したのが、経済企画庁編著『平成元年度経済白書』（大蔵省印刷局、p.322~324）である。そこでは、保険業務と資金運用業務との間に、範囲の経済性の存在が確認されている³⁾。これまでの多くの実証研究における測定結果をみると、金融業において範囲の経済性の存在に関する確定的な解答は出ていないようである。

さらに、重要な点は、金融業を対象にした範囲の経済性に関する従来の実証研究の大部分は、既存の業態内での複数業務を対象に研究を進めてきたことである。政府規制によって業務分野が限定されてきた金融業の実態を考えれば、業態を越えたデータの入手は不可能であり、結果的に研究が既存の業態内に限られることは仕方のないことであろう。しかし、このように既存の業態内での実証研究の結果から、たとえ範囲の経済性が検出されたとしても、それを根拠として業務分野の拡大を推進し、結果的に範囲の経済性が実現できると主張することは、非常に危険である。しかも、上述したように、既存

3) その後の多数の実証研究の詳細については、井口[1994 b]を参照。

の業態内の実証研究の結果からは、範囲の経済性の検出が確定的なものになっていない。

1.2 既存の業態を越えた範囲の経済性の研究

片桐[1993]は、既存の業態を越えた業務について、わが国の信託銀行7行を対象に、範囲の経済性の実証研究を行なっている。昭和60年から平成2年までのプーリング・データを用いて、貸出業務、手数料業務、証券業務、信託業務について検討している。計算結果のうち、とりわけ注目されるのは、上位4行で銀行業務（貸出業務）と証券業務との間に、範囲の経済性が検出されていることである。業務分野の自由化にともなって、信託進行の上位行では、費用節約効果が現実のものとなっている。しかし、銀行について現在認められている証券業務は、非常に僅かである。証券会社の主要な業務である株式のディーリング業務やブローキング業務は、銀行には認められていない。したがって、片桐論文の結果から、既存の業態を越えた業務分野の自由化による効果を推測することは、かなり無理があるようである。

総合農協を対象にして、範囲の経済性を分析した研究に、川村[1991]と近藤 = 廣政[1993]がある。両論文とも、信用事業、共済事業、購買事業、販売事業の各事業間に、範囲の経済性がみられるか否かを検討している。信用事業と共済事業との間に範囲の経済性が検出できることが、近藤 = 廣政論文で確認されている。この結果は、銀行と保険の相互参入が実現すれば、費用節約効果が生じることを予測させる。農協は、現在でも既に生損保兼営を実施しているが、残念ながら、農協を扱った上述の2論文では、生損保兼営による範囲の経済性については、何ら触れられていない。

2 農協の業務範囲と金融業における地位

2.1 農協の業務範囲

農業協同組合法（昭和22年施行、平成5年改正）第10条第1項には、農協は次のような業務の全部または一部を行なうことが出来るとされている。

- ① 組合員の事業または生活に必要な資金の貸付 (信用事業)
- ② 組合員の貯金または定期積金の受入 (信用事業)
- ③ 組合員の事業または生活に必要な物資の供給 (購買事業)
- ③の 2 組合員の事業または生活に必要な共同利用施設の (利用事業)
設置 (ただし、医療に関する共同利用施設を除く)
- ④ 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する (農業生産に
施設 関する事業)
- ⑤ 農業の目的に供される土地の造成、改良もしくは管理、(農用地供給
農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付けもし 事業)
くは交換または農業水利施設の設置もしくは管理
- ⑥ 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵または販売 (販売事業)
- ⑦ 農村工業に関する施設 (農村工業事業)
- ⑧ 共済に関する施設 (共済事業)
- ⑨ 医療に関する施設 (厚生事業)
- ⑨の 2 老人の福祉に関する施設 (高齢者福祉事業)
- ⑩ 組合員の農業に関する技術および経営の向上を図るた (営農・生活
めの教育または農村の生活および文化の改善に関する 指導事業)
施設
- ⑪ 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結 (団体協約)
- ⑫ 前各号の事業に附帯する事業

このような事業を総合的に行なっている単位組合で、組合員に出資させる単位組合が、総合農協と呼ばれており、養蚕、畜産、酪農等といった特定作目の農業者が組織し、その特定作目の販売事業が主体である単位組合が、専門農協である。平成 5 年度末のデータでは、全国で総合農協が 2836 組合、専門農協が 3829 組合である。(日本農業年鑑刊行会編『日本農業年鑑』より) 滋賀県においては、平成 5 年度末で、総合農協 45 組合、専門農協 47 組合となっている。(滋賀県農林水産部農政課『農業協同組合要覧』より)

第 11-1 表 総合農協の業務割合（事業収入で測定）：全国

(単位：100 万円，() 内は%)

| 年 度 | 信用事業 | 共済事業 | 経済事業 | その他の事業 | 合 計 |
|------|---------------------|------------------|---------------------|------------------|-----------------------|
| 平成元年 | 2,786,862 (29.9) | 505,731 (5.4) | 5,458,170 (58.6) | 559,112 (6.0) | 9,309,875 (100.0) |
| 2 年 | 3,737,412 (35.3) | 526,812 (5.0) | 5,752,339 (54.3) | 569,402 (5.4) | 10,585,965 (100.0) |
| 3 年 | 4,308,890 (38.1) | 550,732 (4.9) | 5,874,259 (52.0) | 569,786 (5.0) | 11,303,667 (100.0) |
| 4 年 | 3,829,277 (35.0) | 575,186 (5.3) | 5,934,484 (54.3) | 595,288 (5.4) | 10,934,235 (100.0) |
| 5 年 | 3,318,625 (32.4) | 607,626 (5.9) | 5,703,654 (55.7) | 602,395 (5.9) | 10,232,300 (100.0) |

注 1) 年度末の数値。

2) 経済事業は、購買事業と販売事業の合計。

3) 比率は、四捨五入の関係で合計は 100.0 にならない場合がある。

出所) 農林水産省経済局農業協同組合課編『総合農協統計表』より作成。

第 11-2 表 総合農協の業務割合（事業収入で測定）：滋賀県

(単位：100 万円，() 内は%)

| 年 度 | 信用事業 | 共済事業 | 経済事業 | その他の事業 | 合 計 |
|------|------------------|----------------|------------------|-----------------|--------------------|
| 平成元年 | 49,647 (47.8) | 7,889 (7.6) | 36,978 (35.6) | 9,393 (9.0) | 103,907 (100.0) |
| 2 年 | 66,169 (47.1) | 8,266 (5.9) | 56,433 (40.2) | 9,492 (6.8) | 140,360 (100.0) |
| 3 年 | 73,182 (49.2) | 8,562 (5.8) | 57,094 (38.4) | 9,855 (6.6) | 148,693 (100.0) |
| 4 年 | 64,382 (44.8) | 8,938 (6.2) | 59,592 (41.5) | 10,703 (7.5) | 143,615 (100.0) |
| 5 年 | 56,979 (42.3) | 9,384 (7.0) | 57,766 (42.9) | 10,495 (7.8) | 134,624 (100.0) |

注) 第 11-1 表と同じ。

出所) 第 11-1 表と同じ。

農協に限らず、あらゆる協同組合は、協同組合を組織（所有）する人々（組合員）が、組合が営む事業の利用者であり、同時に組合を運営する運営者である、という基本的性格を備えている。わが国の農協も、基本的には、組合員を対象とした協同組合組織である。とりわけ、専門農協において、その色彩が濃厚である。上述したように、農業協同組合法は、共済事業に関し

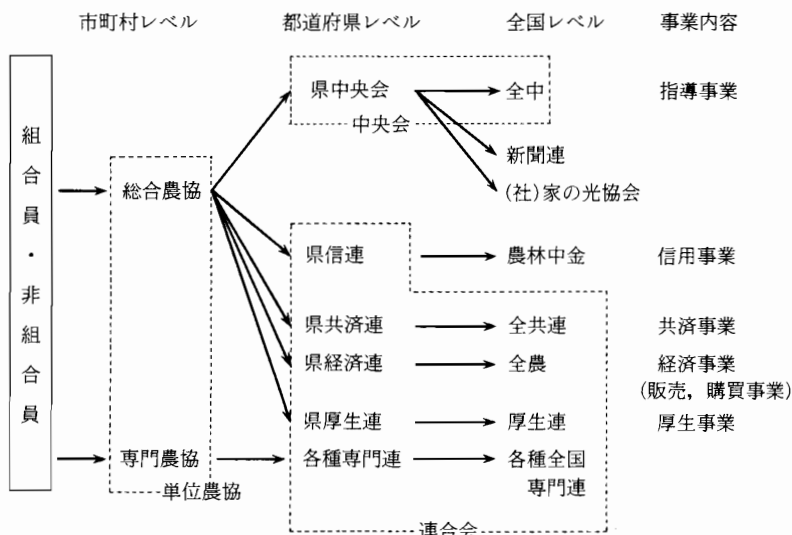
ては、第10条第1項において、その利用を組合員に限定していない。つまり、員外利用を最初から認めている。さらに、同法は、信用事業についても、第10条の第8項と第9項で、限定的な範囲ではあるが員外利用を認めている。このような意味で、総合農協は、組合員を対象とした協同組合組織であると同時に、地域の金融機関としての側面ももっている。しかも、その規模および、事業内容からいって、総合農協は専門農協とは比較にならない程、大きな影響力をもっている。

第11-1表と第11-2表は、全国と滋賀県のそれぞれの総合農協について、最近5年間の業務の割合を、各事業の収入を尺度として、示したものである。全国については、経済事業が50%を超えている。信用事業は30%台、共済事業のシェアは1桁である。滋賀県は、全国平均からすれば、都市化が進んでいるからだろうか、経済事業は4割に達するかどうかといった程度である。滋賀県の場合、全国に比べて、信用事業と共済事業のウエイトが高い。金融機関としての性格がより強い。これらの数値から、全国でも滋賀県でも、程度の差はあるが、いずれも「一般の事業会社が銀行業務と保険業務を兼業している」というのが、現在の総合農協の姿であることが分かる。

農協の経営上の特徴は、これまでに述べてきたように、複数の事業を営んでいるという点である。とりわけ、銀行や保険会社が、法制面から業務分野が厳しく限定されている現状を考え合わせると、農協は経営面で大きなメリットを持っていることが明らかになったであろう。農協のもう1つの特徴として、組織面での特徴がある。つまり、農協が営む各事業ごとに、市町村レベルの単位農協、都道府県レベルの連合会、全国レベルの全国組織という3段階の系統組織が確立されている点を挙げることができる。系統組織の概略は、第11-1図にまとめたとおりである。なお、農林中金は農協の全国連合会ではなく、農林中央金庫法に基づく特殊法人である⁴⁾。

4) 農協の概要については、たとえば全中(全国農業協同組合中央会)『農業協同組合年鑑』、総務庁[1988]を参照。農協が営む各事業の統計数値については、農林水産省経済局農業協同組合課編『総合農協統計表』(農林統計協会)を参照。共済事業については、全共連(全国共済農業協同組合連合会)『農協共済事業統計』が詳しい。

第 11-1 図 農協の系統組織：略図



2.2 金融業における農協の地位

資金量でみて、金融機関に占める農協のシェアの推移は、第4章の第4-1表のとおりである。昭和50年に7%を超えたのをピークに、その後徐々に低下し、最近では5%台前半になっている。他の金融機関をみると、銀行のシェア低下に対して、生命保険会社と郵便貯金のシェア上昇が顕著である。第11-3表は、滋賀県について、入手可能な統計データを用いて、金融機関別預貯金残高シェアをみたものである。比較のために、全国についても記載されている。農協のシェアは、全国では約8%に過ぎないが、滋賀県では15%に達している。滋賀県は、金融機関としての農協のウエイトが大きいことが分かる。保険業界における農協のシェアについては、保有契約件数でみれば、全国では約15%である⁵⁾。(滋賀県に関しては、民間損保会社のデータが得られないため不明である。)

5) ここでいう保険業界とは、民間の生損保会社に、簡易保険と農協共済を加えたものを指している。

第11-3表 預貯金残高に占める農協のシェア：平成5年度末

| | 全 国 | | 滋 賀 県 | |
|------|--------------------------|---------|------------------------|---------|
| 全国銀行 | 434,773 ¹⁰ 億円 | (53.8%) | 3,585 ¹⁰ 億円 | (47.3%) |
| 信用金庫 | 90,276 | (11.2) | 701 | (9.2) |
| 労働金庫 | 8,535 | (1.1) | 74 | (1.0) |
| 信用組合 | 23,723 | (2.9) | 250 | (3.3) |
| 農 協 | 65,424 | (8.1) | 1,107 | (14.6) |
| 商工中金 | 2,165 | (0.3) | 20 | (0.3) |
| 郵便貯金 | 183,535 | (22.7) | 1,850 | (24.4) |
| 合 計 | 808,431 | (100.0) | 7,587 | (100.0) |

注1) 滋賀県のデータが入手可能な金融機関のみ。

2) 四捨五入の都合で、合計が100.0にならないケースがある。

出所) 日本銀行調査統計局「経済統計年報」、滋賀県「滋賀県統計書」より作成。

3 範囲の経済性とその源泉

3.1 範囲の経済性とは

範囲の経済性とは、複数の生産物を別々の企業で、バラバラに生産するよりも、単一の企業でまとめて生産する場合に、費用節約効果が生じることを指している。最も単純な2種類の生産物 (Y_1, Y_2) のケースを想定しよう。費用水準を C 、生産要素価格を \mathbf{P} ($\mathbf{P} = P_1, P_2, \dots, P_n$) とすると、費用関数 $\{C(\cdot)\}$ は第1式のように書ける。

$$C = C(Y_1, Y_2, \mathbf{P}) \quad (1)$$

次の第2式が成立する場合、範囲の経済性があるという⁶⁾。

$$C(Y_1, Y_2, \mathbf{P}) < C(Y_1, 0, \mathbf{P}) + C(0, Y_2, \mathbf{P}) \quad Y_1 > 0, Y_2 > 0 \quad (2)$$

第2式を変形し、第3式をもとめると、範囲の経済性の意味が容易に理解し得る。

$$\frac{C(Y_1, Y_2, \mathbf{P}) - C(0, Y_2, \mathbf{P})}{Y_1} < \frac{C(Y_1, 0, \mathbf{P})}{Y_1} \quad (3)$$

6) 範囲の経済性については、ボームル=パンツァー=ウィリグ (Baumol, W.J., J.C. Panzar and R.D. Willig) [1982] を参照。

第3式の左辺の分子は、 Y_1 と Y_2 の2種類の生産物をまとめて生産した場合の費用と、 Y_2 だけを生産した場合の費用の差である。この費用の差は、換言すれば、 Y_2 のみの生産に必要な費用を基準にして、 Y_1 と Y_2 を結合生産する際に必要となった費用の増加分である。これを、「増分費用」(incremental cost)という。左辺は、生産量(Y_1)で割っているため、生産物 Y_1 の平均増分費用である。他方、右辺は、 Y_1 だけを生産するのに必要な「平均単独費用」である。つまり、第3式は、結合生産した時の Y_1 の平均増分費用が、 Y_1 を単独で生産する平均単独費用よりも少ないことを意味している。この場合に、範囲の経済性が存在するという。

しかし、第2式ないし、第3式から、範囲の経済性を検証するためには、 Y_1 と Y_2 のどちらか一方の生産量がゼロになる時の費用水準が必要になるが、現実には大部分のケースで、それを入手することは不可能である。そのため、殆どすべての研究において、範囲の経済性の十分条件である「費用の補完性」(cost complementarities)という概念が導入されている。2階微分可能な費用関数 C において、 Y_1 と Y_2 のすべての値(ゼロからサンプル値まで)について、次の第4式が成立する時に、費用の補完性があるという。

$$\frac{\partial^2 C}{\partial Y_1 \partial Y_2} < 0 \quad (4)$$

第4式は、費用関数 C を、たとえば Y_1 で偏微分した偏微分係数 $\partial C/\partial Y_1$ を、さらに Y_2 で偏微分して得られる。第4式が意味するところは、次のようである。すなわち、ある生産物、たとえば Y_1 の限界費用 $\partial C/\partial Y_1$ が、他の生産物 Y_2 の生産量の増加によって減少することである。上述したように、費用の補完性は範囲の経済性の十分条件であるため、費用の補完性が存在する時には、範囲の経済性も存在する。

3.2 範囲の経済性の源泉

範囲の経済性の源泉として最も重要な要因は、複数の生産物を生産する各業務で、共通に使用される生産要素の存在である⁷⁾。最も重要な共通の生産要素の1つが、情報ないし知識である。金融機関の場合、保有する情報、

それに基づいた審査能力、さらに長期にわたる顧客関係から築かれた顧客との信頼関係など無形の資産が、共通の生産要素に当たる⁸⁾。農協についても、情報や職員といった無形の資産が共通要素にあたる。つまり、農協の場合、各店舗で職員が日常的に複数の業務をこなしている。さらに、ある特定の業務で入手した情報を他の業務に有効に使用することも可能である。そのため、農協は範囲の経済性が発生しやすい状況にある。

4 測定方法とデータ

4.1 測定方法

第4式でもって、範囲の経済性を検証しようと試みた従来の研究の大部分は、費用関数としてトランスログ費用関数を用いている。トランスログ費用関数は、一般的に次のように書ける。

$$\begin{aligned} \ln C = & \alpha_0 + \sum_{i=1}^m \alpha_i \ln Y_i + \sum_{j=1}^n \beta_j \ln P_j + \frac{1}{2} \cdot \sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^m \delta_{ij} \ln Y_i \ln Y_j \\ & + \frac{1}{2} \cdot \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n \gamma_{ij} \ln P_i \ln P_j + \sum_{i=1}^m \sum_{j=1}^n \rho_{ij} \ln Y_i \ln P_j \end{aligned} \quad (5)$$

ここでは、生産物を m 種類、生産要素を n 種類と仮定している。ln は自然対数を示している。第5式が、新古典派的な費用関数として妥当であるためには、次の条件が満たされていなければならない。

①パラメータの対称性の条件（関数が2階微分可能）

$$\delta_{ij} = \delta_{ji}, \quad \gamma_{ij} = \gamma_{ji} \quad (6)$$

②生産費用に関する生産要素価格の1次同次性（生産要素価格が α 倍になれば、費用も α 倍になる）：少なくとも、トランスログ費用関数の近似点（一般的な対数関数をテーラー展開した点 $\bar{Y}_i=1, \bar{P}_j=1$ ）の近傍において

7) 範囲の経済性の源泉を説明した産業組織論の最近のテキストとして、カールトン＝パーロフ (Carlton, D.W. and J.M. Perloff) [1990, pp.51-52]がある。

8) 金融機関における範囲の経済性の源泉については、成宮[1989]を参照。

$$\sum_{j=1}^n \beta_j = 1 \quad (7)$$

$$\sum_{i=1}^n \gamma_{ij} = 0 \quad (8)$$

$$\sum_{j=1}^n \gamma_{ij} = 0 \quad (9)$$

$$\sum_{j=1}^n \rho_{ij} = 0 \quad (10)$$

- ③単調性の条件（生産物と生産要素価格の限界費用が正）：少なくとも、トランスログ費用関数の近似点（一般的な対数関数をテーラー展開した点 $\bar{Y}_i=1, \bar{P}_j=1$ ）の近傍において

$$\alpha_i > 0 \quad (\partial C / \partial Y_i > 0 \text{ より}), \quad \beta_j > 0 \quad (\partial C / \partial P_j > 0 \text{ より}) \quad (11)$$

- ④凹性の条件（利潤最大化の十分条件）

ヘッセ行列 $H = \{\partial^2 C / (\partial P_i \partial P_j)\}$ が、半負値定符号行列になること

①と②の条件については、予め仮定し、パラメータ制約の形で、モデル（第5式）に表現されることが多い。③と④の条件については、推定された費用関数の妥当性として、パラメータ推定値を用いて、事後的に検定されるのが一般的である。

生産者の費用最小化のみを考える場合には、第5式を推定して、第4式が成立するかどうかをみるだけで十分である。しかし、この種の研究では、通常は、パラメータ推定の際の自由度確保の問題と、説明変数間の多重共線性の問題を回避するために、生産要素需要関数を追加した連立方程式体系で推定することが多い。また、自然独占の産業を対象に分析しようとする研究では、さらに独占者の利潤最大化条件をモデルに追加して推定されることが多い⁹⁾。

9) トランスログ費用関数を用いた費用構造に関する分析方法については、伊藤・中島[1993]の補論を参照。

4.2 データ

本章では、滋賀県の総合農協47組合を分析対象にして、範囲の経済性について実証分析を行なう。統計データは、滋賀県農林水産部農政課『農業協同組合要覧』から得られた。『農業協同組合要覧』は、都道府県ごとに作成されている。その作成主体は、各県の農政課であったり、県の中央会であったり、各県で異なる。県中央会が作成した県については、会員のみに配布しているため、全県についてデータを入手することは、事実上不可能である。しかも、各事業ごとにデータが作成されているため、生損保兼営に関するデータを入手し得る県は、非常に数少ない。筆者が、農林水産省農業協同組合課で調べた範囲内では、生損保兼営に関するデータは、青森県と滋賀県のみが公表されていた。しかし、青森県のデータは県中央会が作成しているため、県中央会に寄贈依頼を行なったが、入手できなかった。滋賀県については、県農政課が作成しており、研究目的の場合はもちろんのこと、利用目的の如何にかかわらず、県立図書館の開架式の書棚から、誰でも手にとって見ることができるようになっている。結果的に、滋賀県が分析対象として残った。

対象となった年次は、データが入手可能な最新年度である平成4年度である。(滋賀県でも、平成5年度以降については、組合ごとの詳細なデータは公表されなくなった。)扱った業務は、信用事業、共済事業、経済事業等である。ここでいう経済事業等とは、信用事業と共済事業以外のすべての事業を総括したものであり、その大部分は購買事業と販売事業の経済事業である。事業規模の尺度として、各事業の総利益を用いた。事業総利益とは、事業収益(=収入)から事業直接費を引いたものであり、各事業の粗付加価値に相当する規模尺度である¹⁰⁾。費用については、事業管理費(間接費)と総費用(事業管理費プラス事業直接費)の2種類を用いた。

生損保兼営については、生保規模として、養老生命共済、こども共済、終身共済の満期金額の合計額を、損保規模として、建物厚生共済の満期金額を用いた。費用変数は、共済事業の事業直接費と事業管理費の合計額とした。

10) 農協事業の規模尺度の議論については、近藤=廣政[1993, p.166]を参照。

農協が提供する生命保険に相当するサービスは、養老生命共済と終身共済の2つで、その大部分が占められている。他方、損害保険に相当するサービスは、長期共済である建物厚生共済の他に、短期共済の火災共済、自動車共済、傷害共済などが含まれる。しかし、短期共済については、十分なデータが得られないため、本章では対象から除外した。したがって、生損保兼営に関する実証分析においては、とりわけ損保規模が満足のいくデータになっていない。

本章では、生産要素価格をモデルに組込まなかった。この種の研究では、生産要素価格として、人件費価格と物件費価格が採用されるケースが大部分であるが、どちらも満足のいくデータが入手できないため、採用しなかった。したがって、本章で推定するモデルでは、対象としたすべての農協について、生産要素価格が同一であると仮定したモデルと同じ形式になっている。このことは、生産要素市場が競争的であることを意味している。特定の時期を対象とし、しかも滋賀県という限られた地域内で営業活動を行なっている農協を対象としていることを考え合わせると、人件費価格と物件費価格が、すべての農協について同一であるという仮定は、現実から大きくは乖離していないと思われる。したがって、推定モデルから、生産要素価格を除いても、推定結果に大きな影響を与えることはないと考えていいだろう。

なお、本章では、トランスログ費用関数の近似点を、全サンプルからの隔たりが小さくなるように、サンプル平均値とした。したがって、各事業規模を表す各々の規模変数のサンプル値を、それらの変数のサンプル平均値で割った。（このことは、サンプル平均値を1としたのと同じことである。）別の表現を用いれば、対数値で表した規模変数のサンプル値が、そのサンプル平均値（対数値）から乖離する程度を規模尺度とした。これは、推定式において、規模変数の1次項と2次項との多重共線性を防ぐ効果も果たしている。

4.3 推定モデルの定式化

実際に範囲の経済性を推定するために、特定化した費用関数は、第5式をもとにして得られた第12式と第13式である。

$$\ln\left(\frac{ADC}{ADC+DCT}\right) = a_0 + a_1 \ln S + a_2 \ln K \\ + \frac{1}{2} \cdot a_3 (\ln S)^2 + \frac{1}{2} \cdot a_4 (\ln K)^2 + a_5 \ln S \ln K + a_6 \ln E + u \quad (12)$$

記号： ADC = 事業管理費， DCT = 各事業の直接費合計，
 S = 信用事業の生産水準， K = 共済事業の生産水準
 E = 経済事業他の生産水準，
 u = 誤差項

$$\ln(DCK+ADC) = a_0 + a_1 \ln LS + a_2 \ln PS \\ + \frac{1}{2} \cdot a_3 (\ln LS)^2 + \frac{1}{2} \cdot a_4 (\ln PS)^2 + a_5 \ln LS \ln PS + u \quad (13)$$

記号： DCK = 共済事業の直接費， LS = 生保の生産水準，
 PS = 損保の生産水準

費用関数として妥当するための条件のうち、①のパラメータの対称性については、第 12 式と第 13 式にパラメータ制約として組込まれている。③の単調性の条件は、推定した後に事後的に検討する。②と④の条件は、生産要素価格をモデルに加えていないため、ここでは係わりがない。最小二乗法でもって推定した。

範囲の経済性を検証するためには、その十分条件としての費用の補完性が成立すればよいことは、既に第 4 式として述べた。第 4 式は、より具体的には、第 14 式のように書くことができる。

$$\partial^2 C / (\partial Y_1 \partial Y_2) = \frac{C}{Y_1 \cdot Y_2} \left[\frac{\partial^2 \ln C}{\partial \ln Y_1 \cdot \partial \ln Y_2} + \frac{\partial \ln C}{\partial \ln Y_1} \cdot \frac{\partial \ln C}{\partial \ln Y_2} \right] < 0 \quad (14)$$

第 14 式では、通常 $C / (Y_1 \cdot Y_2)$ が正であるから、 $[\cdot]$ 内が負になれば、範囲の経済性が検出されることになる。第 14 式の $[\cdot]$ 内は、第 12 式と第 13 式の具体的なパラメータを用いれば、第 15 式になる。

$$[\cdot] = \{a_5 + (a_1 + a_3 \ln Y_1 + a_5 \ln Y_2)(a_2 + a_4 \ln Y_2 + a_5 \ln Y_1)\} < 0 \quad (15)$$

実際の検証では、トランスログ費用関数の近似点（すなわち本章では、各データ群のサンプル平均値 $\overline{\ln Y_i}=0$ ，ないし $\overline{Y_i}=1$ ）で、範囲の経済性を評価する。すなわち、第16式となる。

$$SCOPE \doteq a_5 + a_1 \cdot a_2 < 0 \quad (16)$$

また、複数生産物がある場合の規模の経済性を、すべての生産物を α 倍させた時に、費用が α 倍以下にしか増加しない状態を指すと定義するとしよう。そうすると、複数財生産の場合の全生産物に関する規模の経済性は、第17式が成立する時に存在することになる。

$$\sum_{i=1}^2 (\partial \ln C / \partial \ln Y_i) = a_1 + a_3 \ln Y_1 + a_5 \ln Y_2 + a_2 + a_4 \ln Y_2 + a_5 \ln Y_1 < 1 \quad (17)$$

第17式を、トランスログ費用関数の近似点で評価すると、次の第18式が成立する場合に、全生産物に関する規模の経済性が存在することになる。

$$SCALE \doteq a_1 + a_2 < 1 \quad (18)$$

第12式と第13式を推定して得られたパラメータの値を、第16式と第18式に代入して、範囲の経済性と全生産物に関する規模の経済性を、それぞれ検証することにする。

5 実証結果

5.1 銀行業務と保険業務の兼業による費用節約効果

第12式を推定した結果と、そこで得られたパラメータ推定値を第16式と第18式に代入した結果をまとめたのが、第11-4表である。第11-4表は、銀行業務（信用事業）と保険業務（共済事業）との兼業に基づく費用節約効果を、明らかにするために推定した結果である。

$\ln S$ と $\ln K$ に係わるパラメータが正で統計的に有意であるため、少なくとも平均的なサンプルでは、単調性の条件は満たされており、妥当な費用関数の性質を示している。パラメータの推定値は、すべて統計的に有意になっ

第11-4表 測定結果(1) ——銀行, 保険, 他業態の兼業の場合

| 被説明変数 | 定数項 | lnS | lnK | (lnS) ² | (lnK) ² | lnS・lnK | lnE | \bar{R}^2 | 自由度 | SCOPE | SCALE |
|-----------------|--------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|-----|------------------------------|---|
| lnADC | 6.4898 | *** 0.2916 (8.8742) | *** 0.4284 (8.6284) | * 0.1055 (2.0091) | ** 0.1989 (2.7865) | ** -0.2674 (-2.3438) | *** 0.3131 (12.0594) | 0.9999 | 40 | *** -0.1424 (-41.6723) | 0.7201 (78.2506)*** [-30.4157]*** |
| ln(ADC +DCT) | 7.9835 | *** 0.3041 (6.3408) | * 0.1329 (1.8244) | *** 0.3051 (4.3043) | ** 0.2387 (2.2619) | *** -0.5515 (-3.440) | *** 0.5584 (18.2337) | 0.9999 | 40 | *** -0.5111 (-43.1742) | 0.4371 (119.6445)*** [-154.0789]*** |

記号： \bar{R}^2 =自由度調整済み決定係数。()内=t値, []内=1からの乖離のt値。

SCOPE=範囲の経済性(負の場合に有)。

SCALE=全生産物に関する規模の経済性(1より小の場合に有)。

***=両側t検定1%水準で有意。 **=両側t検定5%水準で有意。 *=両側t検定10%水準で有意。

第11-5表 測定結果(2) ——生損保兼営の場合

| 被説明変数 | 定数項 | lnLS | lnPS | (lnLS) ² | (lnPS) ² | lnLS・lnPS | \bar{R}^2 | 自由度 | SCOPE | SCALE |
|-------------|--------|----------------------------|---------------------------|--------------------------|---------------------------|-----------------------------|-------------|-----|-----------------------------|---------------------------------------|
| ln(DCK+ADC) | 6.4615 | *** 0.8087 (18.6852) | *** 0.2516 (6.1661) | ** 0.2512 (2.4482) | *** 0.3464 (5.0282) | *** -0.5403 (-3.1836) | 0.9994 | 41 | *** -0.3368 (-7.6464) | 1.0602 (65.4139)*** [3.7143]*** |

記号 第11-4表と同じ。

ている。サンプルの平均値で評価した範囲の経済性を表す *SCOPE* の値は、予想通り負で有意である。この結果から、銀行業務と保険業務の兼業から、費用節約効果が期待される。また、全生産物に関する規模の経済性を表す *SCALE* の値は、1より小さく、しかも1から有意に乖離している。

5.2 生損保兼営による費用節約効果

第11-5表は、第13式を推定した結果と、得られたパラメータ推定値を第16式と第18式に代入した結果である。lnLSとlnPSのパラメータ推定値は正で有意であるため、関数の妥当性は成立している。得られた推定値は、すべて統計的に有意である。*SCOPE* の値は、期待どおり負であり、しかも統計的に有意である。生損保兼営において、費用節約効果が生じていることが分かる。しかし、*SCALE* の値は1を超え、規模に関して不経済が生じている結果が得られた。

6 業務分野規制の緩和へのインプリケーション

6.1 業務分野規制のより一層の緩和に向けて

実証研究から得られた結果は次のようである。(1)銀行業務と保険業務の兼業において、範囲の経済性と全生産物に関する規模の経済性がみられる、(2)生損保兼営については、範囲の経済性は検出できたが、全生産物に関する規模の経済性は検出できなかった。逆に、不経済が生じていることが明らかになった。

銀行、保険（さらに証券）の間の相互参入や、生保と損保の相互参入による業務分野の自由化は、範囲の経済性の実現を通じて、費用節約効果をもたらすことが期待できる。生損保兼営および、保険業と他業態との相互参入を積極的に進めるべきである。既にアメリカでは、多くの州で銀行による保険・年金の窓口販売が是認されつつある¹¹⁾。また、EC諸国では、銀行・証券・保険の各業務を1つの金融機関ないし、そのグループで提供することが主流になりつつある。これは、ドイツでは「アルフィナンツ」(Allfinanz)、

フランスでは「バンカシュランス」(Bancassurance)と呼ばれている¹²⁾。特定の産業に対する政府規制を厳格に行なうことによって、当該産業内での競争を回避することは、短期的には、その業界内の既存企業の利益につながるかも知れない。しかし、厳格な規制を続ける間に、業界を取巻く経済環境の変化や、技術の進歩等により、競争力を備えた規制されない分野(他業界の場合もあれば、国外からの競争力の場合もある)からの競争に曝されると、規制で保護されていた分野の企業が新たな競争に破れることは、多くの産業で既に証明されていることである。保険業に限定しても、アメリカの場合がそうであった。他の種類の規制の緩和と同様に、業務分野規制を緩和することは、長期的にみれば、保険会社自体の利益にもかなうことである。

保険業と銀行業との相互参入については、ファイアウォールの具体的方法など、いくつかの解決しなければならない重要課題があるため、より一層の議論が必要であるかも知れないが、早急に相互参入を認めるべきである。生損保兼営については、今回の改訂保険業法におけるような子会社方式による相互参入ではなく、「第3分野」以外の保険についても、本体での相互参入を全面的に認めるべきである。既にアメリカでは、コネチカット、ウィスコンシン、メインの3州で、本体での生損保兼営が認められている。周知のとおり、従来は生損保間に、数理統計的な違いがあった。しかし、最近では、損保の再保険で統計差が小さくなったこと、さらに損保の長期積立型の保険が増大し、リスクの性質でも、保険期間でも、資金量でも、生損保間の違いが縮小したことにより、生損保兼営を禁止する根拠の重要性は低下している。

11) アメリカでは、50州中、22州で「銀行の保険業務権限」(bank insurance powers)を承認している。1993～94年次について、アメリカの銀行のうち、84%の銀行が年金を販売し、66%の銀行が生命保険を販売している。(Lankford, K., "Banks in Insurance: More Common Than You'd Think," *Life Assurance News*, January 1995, p.21を参照。)また、1994年には、個人年金販売に占める銀行の割合は20%を超えている、という記事もみられる。(Hall, J. A., "Banks in Insurance: Here Today, Here to Stay," *Best Week, L/H, February* 27, 1995, p.11を参照。)なお、アメリカでの銀行の保険業への進出に関する初期の状況については、今井[1986, 1987]を参照。

12) アルフィナンツとバンカシュランスについては、今井[1991]、ファーニー (Farny, D.) [1993]、相沢[1994]、ホシュカ (Hoschka, T.C.) [1994]、桜井[1995]および、鈴木[1995]を参照。

さらに、生損保間には、利益相反の問題もない¹³⁾。

業務分野の自由化とともに、もし料率規制の緩和（および参入規制緩和）も併せて行なわれ、各業界内で競争が促進されれば、業務分野の自由化は、料率低下を通じて、消費者利益の拡大に貢献することになるであろう。しかし、料率規制を存続したままで、業務分野の自由化だけが行なわれれば、料率は以前と同じ水準で維持されると考えられるため、範囲の経済性を通じて節約された費用は、保険会社の利益拡大に貢献するだけである。業務分野の自由化と同時に、料率規制の緩和も実施されなければならない。

6.2 業務分野の規制緩和と農協事業

業務分野の自由化によって、銀行業や保険業で相互参入が可能になることは、総合農協にとっては、これまで独占してきた兼業による相対的メリットが、失われることを意味している。総合農協は、購買事業や販売事業での赤字を、信用事業と共済事業の黒字でもってカバーしてきた。信用事業と共済事業での黒字の一部分は、第11-4表と第11-5表の結果からも明らかになったように、範囲の経済性によって実現されたものである。信用事業と共済事業に依存した現在の総合農協の、いわゆる「信共依存体制」は、既に金利の自由化とともに、その維持が困難になりつつある。今後さらに、業務分野の自由化の進展にともなって、この困難がより一層深刻になることが予想される。もちろん、農協にとっては、現在は資金運用の対象として、個人ローン、インパクトローンの取り入れ、外貨建ローン等が認められていない。また、任意運用枠も設定されていない。このように、他の金融機関（含：保険会社）と比べて、対等な競争条件が確保されていない。イコール・フットィングの観点から、制度改革が行なわれれば、農協にとって競争条件が改善される余地は残されている。しかし、総合農協は、新たな競争手段の開発に迫られていることに違いはない。

現在考えられる、しかも既に一部で実行されつつある最も有力な手段が、

13) 最近の生損保兼営に関する研究に、末広[1991 b]、倉沢[1993]、山下[1993]、前川[1993]および、北本[1993]がある。

第11-6表 全生産物に関する規模の経済性の程度：各単位農協について

| 各事業の 総利益合計 (単位：100万円) | 銀行、保険、他業態の兼業の場合 ^a | | 生損保兼営の場合 ^b | 各事業の 総利益合計 (単位：100万円) | 銀行、保険、他業態の兼業の場合 ^a | | 生損保兼営の場合 ^b |
|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| | 被説明変数 =事業管理費 | 被説明変数 =事業管理費 と各事業の直 接費合計 | | | 被説明変数 =事業管理費 | 被説明変数 =事業管理費 と各事業の直 接費合計 | |
| 4,345 | 0.8460 | 0.4043 | 1.2038 | 624 | 0.6981 | 0.4540 | 1.1050 |
| 1,894 | 0.8467 | 0.3696 | 1.1557 | 623 | 0.7316 | 0.4202 | 1.0456 |
| 1,784 | 0.7462 | 0.4506 | 1.1763 | 532 | 0.6928 | 0.4362 | 0.9439 |
| 1,539 | 0.7467 | 0.4402 | 1.1470 | 519 | 0.7070 | 0.4395 | 1.0156 |
| 1,418 | 0.7780 | 0.4084 | 1.1347 | 519 | 0.6708 | 0.4545 | 1.0082 |
| 1,346 | 0.7317 | 0.4435 | 1.0504 | 431 | 0.6816 | 0.4429 | 0.9690 |
| 1,290 | 0.7055 | 0.4654 | 1.1006 | 393 | 0.6463 | 0.4716 | 1.0219 |
| 1,114 | 0.7945 | 0.3979 | 1.1265 | 368 | 0.6182 | 0.4888 | 0.9568 |
| 1,098 | 0.7356 | 0.4372 | 1.1096 | 367 | 0.6881 | 0.4393 | 1.0241 |
| 1,092 | 0.7516 | 0.4294 | 1.1688 | 366 | 0.6763 | 0.4419 | 0.9789 |
| 1,082 | 0.7322 | 0.4465 | 1.1557 | 355 | 0.7673 | 0.3702 | 1.0433 |
| 1,049 | 0.7444 | 0.4349 | 1.1164 | 344 | 0.6572 | 0.4473 | 0.9781 |
| 1,002 | 0.7351 | 0.4359 | 1.1261 | 340 | 0.6218 | 0.4716 | 0.8716 |
| 917 | 0.7577 | 0.4203 | 1.0736 | 327 | 0.6466 | 0.4607 | 0.9209 |
| 874 | 0.7325 | 0.4380 | 1.1508 | 320 | 0.6478 | 0.4504 | 0.9218 |
| 809 | 0.6660 | 0.4563 | 0.9716 | 319 | 0.6480 | 0.4558 | 0.9478 |
| 769 | 0.7508 | 0.4158 | 1.0115 | 305 | 0.6372 | 0.4426 | 0.7038 |
| 759 | 0.7122 | 0.4462 | 1.0529 | 262 | 0.6494 | 0.4578 | 1.0203 |
| 748 | 0.6990 | 0.4523 | 1.0510 | 211 | 0.6851 | 0.4231 | 0.9684 |
| 744 | 0.7264 | 0.4334 | 1.0462 | 196 | 0.6240 | 0.4503 | 0.8609 |
| 721 | 0.7188 | 0.4282 | 1.0161 | 178 | 0.6339 | 0.4432 | 0.8858 |
| 693 | 0.7044 | 0.4391 | 1.0265 | 130 | 0.6083 | 0.4506 | 0.8684 |
| 677 | 0.7024 | 0.4416 | 1.0120 | 90 | 0.5870 | 0.4635 | 0.8955 |
| 637 | 0.7017 | 0.4315 | 0.9251 | | | | |

注1) 総利益合計の大きい順に上から並べた。

2) a: 第12式で得られた推定値を第17式に代入した数値。

3) b: 第13式で得られた推定値を第17式に代入した数値。

合併である¹⁴⁾。第11-4表と第11-5表に示されたパラメータ推定値を、第17式に代入することによって、各単位農協について、個別に全生産物に関する規模の経済性の程度を調べた。得られた結果は、第11-6表のとおりである。第11-6表は、各事業の総利益を合計して得られる農協規模の大きい

14) 最近の農協合併については、たとえば安田[1992]や『週刊金融財政事情』平成5年8月9日号の特集記事「農協 Bank—田園の憂鬱」を参照。また、農協合併の経済効果については、星野[1992, 第7章]と石田・中村[1994]を参照。

順に、上から並べたものである。銀行と保険の兼業から得られた結果においては、規模の大小に係わらず、各農協の値は1より小さいため、規模の経済性が働いていることが分かる。しかし、農協規模が大きくなっても、規模の経済性の程度は大きくなる。事業管理費（ADC）を被説明変数とした推定結果では、むしろ大規模農協になる程、値が1に近づくため、規模の経済性の程度は小さくなる。生損保兼営の場合の値をみると、多くの農協で1を超え、しかも、大規模農協になる程、その値は大きくなっている。生損保兼営の場合には、大規模農協になる程、規模の不経済の程度がより大きくなっている。これらの諸結果を考慮すると、合併が、金融自由化に対抗して、農協が今後も存続し続けるための有効な手段となるかどうかについては、今後一層の検討が必要になるだろう。

本章の第2節で述べたように、農協の特徴は、複数事業の経営と系統組織である。本章では、単位農協を対象にして、複数事業経営による費用面への効果を検討してきた。しかし、単位農協が行なう事業の大部分は、単位農協だけで自己完結していない。単位農協は、県単位の連合会や全国連合会といった系統組織の中で、事業を経営している。このような系統組織全体を考慮に入れた農協の事業活動における、範囲の経済性や規模の経済性の検証が、今後の課題として残されている。

参考文献

- 相沢幸悦[1994],『アルフィナンツ金融革命,ドイツにおける銀行業と保険業の融合』同文館。
- Allen, R.F.[1974], "Cross-sectional Estimates of Cost Economies in Stock Property-Liability Companies," *Review of Economics and Statistics*, Vol.56, No.1.
- 安藤良雄[1980],「共済五百名社の歴史的意義」安田生命100年史編さん委員会『安田生命百年史』安田生命保険相互会社。
- 青谷和夫[1968],「保険法制と監督行政の変遷」日本保険業史編集委員会編[1968]。
- Appel, D., J. D. Worrall and R. J. Bulter[1985], "Survivorship and the Size Distribution of the Property-Liability Insurance Industry," *Journal of Risk and Insurance*, Vol. 52, No.3.
- Armstrong, M., S. Cowan and J. Vickers[1994], *Regulatory Reform : Economic Analysis and British Experience*, MIT Pr.
- Arrow, K. J.[1970], *Essays in the Theory of Risk-Bearing*, North-Holland.
- 朝日生命総合企画部編[1986],『生命保険最新事情』東洋経済新報社。
- 麻島昭一[1991],『本邦生保資金運用史』日本経済評論社。
- 栗津清亮[1896],「本邦ニ於ケル類似生命保険会社ノ沿革及景況」『保険雑誌』第2巻,第1号,第2号。
- Bain, J. S.[1956], *Barriers to New Competition, Their Character and Consequences in Manufacturing Industries*, Harvard Univ. Pr.
- Barrese, J. and J. M. Nelson[1992], "Independent and Exclusive Agency Insurers : A Reexamination of the Cost Differential," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.59, No. 3.
- Baumol, W. J., J. C. Panzar and R. D. Willig[1982], *Contestable Markets and the Theory of Industry Structure*, Harcourt Brace Jovanovich.
- Benjamin, B.[1977], *General Insurance*, Heinemann.
- Berle, A. A. and G. C. Means[1932], *The Modern Corporation and Private Property*, Macmillan. (北島忠男訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂書店, 1958年)
- Bernstein, J. I.[1992], "Information Spillovers, Margins, Scale and Scope : With an

- Application to Canadian Life Insurance," *Scandinavian Journal of Economics*, Vol. 94 Supplement.
- Blair, R. D. and R.J. Vogel[1978], "A Survivor Analysis of Commercial Health Insurers," *Journal of Business*, Vol.51, No.3.
- Borch, K.[1977], "Administrative Expenses of Insurance Companies : An Experiment with Norwegian Statistics," *Scandinavian Actuarial Journal*, No.4.
- Borch, K. H.[1990], *Economics of Insurance*, North-Holland.
- Boyer, K. D.[1984], "Is There a Principle for Defining Industries?" *Southern Economic Journal*, Vol.50, No.3.
- Burgess, J. and G. Walker[1982], "Returns to Scale in the Australian Life Insurance Industry : A Comment," *Economic Record*, Vol.58, No.162.
- Carlton, D. W. and J. M. Perloff[1990], *Modern Industrial Organization*, Harper Collins.
- Carter, R. L.[1979], *Economics and Insurance ; An Introduction to the Economic Aspects of Insurance*, 2nd ed., PH Press. (玉田功・高尾厚共訳『保険経済学序説』千倉書房, 1984年)
- Chenery, H. B.[1949], "Engineering Production Functions," *Quarterly Journal of Economics*, Vol.63, No.4.
- Cheong, I.[1991], An Analysis of Solvency Regulation and Failure Prediction in the United States Life Insurance Industry, Ph.D. Dissertation, Georgia State Univ.
- Cho, D.[1986], "Cost, Output, and Scale Economies in the Life and Health Insurance Industry," *Journal of Insurance Issues and Practices*, Vol.9, No.1.
- Cho, D.[1988], "Some Evidence of Scale Economies in Workers' Compensation Insurance," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.55, No.2.
- 貯蓄経済研究センター編[1989], 『豊かな時代の暮らしと貯蓄』ぎょうせい。
- 中馬宏之 = 橘木俊詔 = 高田聖治[1993], 「生命保険会社の効率性の計測」橘木俊詔 = 中馬宏之編[1993].
- Clayton, G.[1971], *British Insurance*, Elek Books.
- Colenutt, D. W.[1977], "Economies of Scale in the United Kingdom Ordinary Life Assurance Industry," *Applied Economics*, Vol.9, No.3.
- Cummins, J. D.[1977], "Economies of Scale in Independent Insurance Agencies," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.44, No.4.
- Cummins, J. D., H. S. Denenberg and W. C. Scheel[1972], "Concentration in the U. S. Life Insurance Industry," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.39, No.2.
- Cummins, J. D. and S. Harrington[1985], "Property-Liability Insurance Rate Regulation : Estimation of Underwriting Betas Using Quarterly Profit Data," *Journal of*

- Risk and Insurance*, Vol.52, No.1.
- Cummins, J. D. and S. A. Harrington eds.[1987], *Fair Rate of Return in Property-Liability Insurance*, Kluwer-Nijhoff Pub.
- Cummins, J. D. and J. VanDerhei[1979], "A Note on the Relative Efficiency of Property-Liability Insurance Distribution Systems," *Bell Journal of Economics*, Vol. 10, No.2.
- Cummins, J. D. and M. A. Weiss[1993], "Measuring Cost Efficiency in the Property-Liability Insurance Industry," *Journal of Banking and Finance*, Vol.17, Nos.2-3.
- Cummins, J. D. and R. Westerfield[1981], "Patterns of Concentration in Private Pension Plan Common Stock Portfolios Since ERISA," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.48, No.2.
- Dahlby, B. and D. S. West[1986], "Price Dispersion in an Automobile Insurance Market," *Journal of Political Economy*, Vol.94, No.2.
- Daly, M. J., P. S. Rao and R. Geehan[1985], "Productivity, Scale Economies and Technical Progress in the Canadian Life Insurance Industry," *International Journal of Industrial Organization*, Vol.3, No.3.
- D'Arcy, S. P. and N. A. Doherty[1990], "Adverse Selection, Private Information, and Lowballing in Insurance Markets," *Journal of Business*, Vol.63, No.2.
- Dionne, G. and S. E. Harrington[1992], *Foundations of Insurance Economics, Readings in Economics and Finance*, Kluwer Academic Pub.
- Doherty, N. A.[1981], "The Measurement of Output and Economies of Scale in Property-Liability Insurance," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.48, No.3.
- Doherty, N. A. and J. R. Garven[1986], "Price Regulation in Property-Liability Insurance : A Contingent-Claims Approach," *Journal of Finance*, Vol.41, No.5.
- 土井教之[1991], 「市場支配力と規制の社会的コスト」西田稔 = 片山誠一編[1991].
- Dorfman, M. S.[1987], *Introduction to Insurance*, 3rd ed., Prentice-Hall. (鈴木辰紀監訳『保険入門』成文堂, 1993年)
- Eastman, K.L.[1994], "The Effect of Rate Regulation on Price Dispersion in the U. S. Automobile Insurance Market," *Journal of Insurance Regulation*, Vol.13, No.2.
- Ehrlich, I. and G. S. Becker[1972], "Market Insurance, Self-Insurance and Self-Protection," *Journal of Political Economy*, Vol.80, No.4.
- Etgar, M.[1976], "Service Performance of Insurance Distributions," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.43, No.3.
- 江澤雅彦[1991], 「生命保険における利回り開示論議の展開」『文研論集』第95号.
- Farny, D.[1993], 「アルフィナンツ——保険業と銀行業の結合, ドイツ市場を中心に」『文研論集』第103号.

- Fecher, F. and P. Pestieau[1993], "Efficiency and Competition in O. E. C. D. Financial Services," in Fried, H. O., C. A. Knox Lovell and S. S. Schmidt eds.[1993].
- Fisher, F. M. ed.[1985], *Antitrust and Regulation : Essays in Memory of J. J. McGowan*, MIT Pr.
- Finsinger, J.[1986], "A State Controlled Market : The German Case," in Finsinger, J. and M. V. Pauly eds.[1986].
- Finsinger, J.[1992], "European Market Integration and the European Insurance Industry : Reasons for Trade, Barriers to Entry, Distribution Channels, Regulation and Price Levels," in Winckler, G. ed.[1992].
- Finsinger, J., E. Hammond and J. Tapp[1985], *Insurance : Competition or Regulation? A Comparative Study of the Insurance Markets in the United Kingdom and the Federal Republic of Germany*, The Institute for Fiscal Studies.
- Finsinger, J. and M. V. Pauly eds.[1986], *The Economics of Insurance Regulation, A Cross-National Study*, Macmillan.
- Flanigan, G. B., D. T. Winkler and J. E. Johnson[1993], "Cost Differences of Distribution Systems by Line in the Property and Liability Insurance Industry," *Journal of Insurance Issues*, Vol.16, No.2.
- Frech III, H. E. and J. C. Samprone, Jr.[1980], "The Welfare Loss of Excess Nonprice Competition : The Case of Property-Liability Insurance Regulation," *Journal of Law and Economics*, Vol.23, No.2.
- Fried, H. O., C. A. Knox Lovell and S. S. Schmidt eds.[1993], *The Measurement of Productive Efficiency, Techniques and Applications*, Oxford Univ. Pr.
- Friedlaender, A. F.[1969], *The Dilemma of Freight Transport Regulation*, Brookings.
- Fromm, G. ed.[1981], *Studies in Public Regulation*, MIT Pr.
- 藤田橋彦[1990], 「生活保障の様式と保険概念分析の意義」田村祐一郎 = 高尾厚編著 [1990].
- 福田裕紀夫[1974], 「生命保険企業の行動理論——わが国生命保険企業の規模と費用」『保険研究』第26集.
- 福田慎一 = 張愛平[1993], 「固定費用と生命保険業における規模の経済性——日本の「系列」が賃金調達に与える影響はどのようなものか? ——」『(一橋大学) 経済研究』第44巻, 第2号. (橋本 = 中馬[1993]に収録)
- 古瀬政敏[1985], 「アメリカの生命保険会社——金融革新下の経営戦略」東洋経済新報社.
- Gardner, L. A. and M. F. Grace[1993], "X-Efficiency in the US Life Insurance Industry," *Journal of Banking and Finance*, Vol.17, Nos.2-3.
- Geehan, R.[1977], "Returns to Scale in the Life Insurance Industry," *Bell Journal of Economics*, Vol.8, No.2.

- Gilbert, R. A.[1984], "Bank Market Structure and Competition : A Survey," *Journal of Money, Credit and Banking*, Vol.16, No.4, Pt.2.
- Grace, M. F. and S. G. Timme[1992], "An Examination of Cost Economies in the United States Life Insurance Industry," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.59, No. 1.
- Grossman, R. S.[1992], "Deposit Insurance, Regulation, and Moral Hazard in the Thrift Industry : Evidence from the 1930's," *American Economic Review*, Vol.82, No. 4.
- Hall, R. L. and C. J. Hitch[1939], "Price Theory and Business Behaviour," *Oxford Economic Papers*, No.2.
- Halpern, P. J. and G. F. Mathewson[1975], "Economies of Scale in Financial Institutions, A General Model Applied to Insurance," *Journal of Monetary Economics*, Vol. 1, No.2.
- Hammond, J. D., E. R. Melander and N. Shilling[1971], "Economies of Scale in the Property and Liability Insurance Industry," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.38, No.2.
- Hansell, D. S.[1987], *Elements of Insurance*, 4th ed., Reprinted (with Update) Longman Group. (木村栄一 = 越知隆訳『保険の原理』損害保険事業総合研究所, 1995年)
- Harberger, A. C.[1954], "Monopoly and Resource Allocation," *American Economic Review*, Vol.44, No.2.
- Harrington, S. E.[1982], "Operating Expenses for Agency and Nonagency Life Insurers : Further Evidence," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.49, No.2.
- Harrington, S. E.[1984], "The Impact of Rate Regulation on Prices and Underwriting Results in the Property-Liability Insurance Industry : A Survey," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.51, No.4.
- Harrington, S. E.[1987], "A Note on the Impact of Auto Insurance Rate Regulation," *Review of Economics and Statistics*, Vol.69, No.1.
- 箸方幹逸[1962], 「保険市場と価格形成」『保険学雑誌』第417号。
- Haveman, R. H. ed.[1974], *Benefit-Cost and Policy Analysis*, Aldine.
- Hax, K.[1971], "Size of Firm and Economic Concentration in German Insurance Industry," 『保険学雑誌』第455号。
- 林敏彦編[1990], 『公益事業と規制緩和』東洋経済新報社。
- Hensley, R. J.[1958], "Economies of Scale in Financial Enterprises," *Journal of Political Economy*, Vol.66, No.5.
- Hensley, R. J.[1962], *Competition, Regulation, and the Public Interest in Nonlife Insurance*, Univ. of California Pr.

- Hill, R. D.[1979], "Profit Regulation in Property-Liability Insurance," *Bell Journal of Economics*, Vol.10, No.1.
- 広海孝一[1981], 「保険業の利潤率について」『わが国企業の利潤率に関する総合的研究, 一般研究B・研究成果報告書』一橋大学商学部附属産業経営研究施設。
- 広海孝一[1985], 『保険論』中央経済社。
- 広海孝一[1991], 『保険業界』教育社。
- Hirshhorn, R. and R. Geehan[1977], "Measuring the Real Output of the Life Insurance Industry," *Review of Economics and Statistics*, Vol.59, No.2.
- 晝間文彦[1992], 「わが国金融機関の規模と範囲の経済性に関する実証分析サーベイ」『早稲田商学』第351・352合併号。
- 保険銀行時報社編[1933], 『本邦生命保険業史』保険銀行時報社。
- 本田守[1968], 「高度経済成長と保険事業」日本保険業史編集委員会編[1968]。
- 堀越範彰[1993], 「欧米における再保険規制」『生命保険経営』第61巻, 第6号。
- 堀内昭義[1989], 「銀行規制とモラル・ハザードの経済分析」『国民経済雑誌』第160巻, 第5号。
- 堀内昭義編[1994], 『講座・公的規制と産業⑤金融』NTT出版。
- Hoschka, T. C.[1994], *Bancassurance in Europe*, St. Martin's Pr.
- 星野靖雄[1992], 『中小金融機関の合併分析』多賀出版。
- Hotelling, H.[1938], "The General Welfare in Relation to Problems of Taxation and of Railway and Utility Rates," *Econometrica*, Vol.6, No.3.
- 堀田一吉[1993], 「モラル・ハザードと保険取引」『三田学会雑誌』第36巻, 第1号。
- 堀田一吉[1994], 「料率規制と消費者利益」『文研論集』第107号。
- Houston, D. B. and R. M. Simon[1970], "Economies of Scale in Financial Institutions: A Study in Life Insurance," *Econometrica*, Vol.38, No.6.
- 一瀬智司 = 菊池祥一郎 = 寺戸恭平 = 直江重彦[1982], 『公社・公団・事業団』教育社。
- 井口富夫[1985], 「生命保険会社の規模と経済的効率性」『保険学雑誌』第510号。
- 井口富夫[1986], 「規模の経済性を測定する際の問題点——生命保険業の場合」『龍谷大学経済経営論集』第6巻, 第1号。
- 井口富夫[1988], 「規模の経済性の日米比較——適者生存法による最適企業規模推定の試み——」『文研論集』第83号。
- 井口富夫[1989], 「外資系生命保険会社の現状」『龍谷大学経済経営論集』第28巻, 第4号。
- 井口富夫[1990], 「新規参入企業の市場シェア変動, 政府規制と市場閉鎖性」田村祐一郎 = 高尾厚編[1990]。
- 井口富夫[1993a], 「所有構造と効率性に関する実証分析: 展望——保険業の組織形態に関連して——」『文研論集』第102号。
- 井口富夫[1993b], 「損害保険業における費用関数の推定と規制緩和へのインプリケーション

- ョン」『損害保険研究』第55巻，第1号。
- 井口富夫[1994a]，「保険業における公的規制」堀内昭義編[1994]。
- 井口富夫[1994b]，「金融機関における範囲の経済性に関する実証研究：展望」『龍谷大学経済学論集』第34巻，第2号。
- 井口富夫 = 松岡憲司[1982]，「生保会社の限界供給者の性格と企業集団」『（生命保険文化研究所）所報』第59号。
- 井口富夫 = 松岡憲司 = 田中美生[1981]，「企業集団が生保会社の持株・融資活動に及ぼす効果」『龍谷大学経済経営論集』第20巻，第4号，第21巻，第1号。
- 飯田隆雄[1992]，「自由化された金融業務の経済分析」『（札幌大学）経済と経営』第23巻，第2号。
- 池田龍一[1924]，「我国最初の生命保険会社「日東保生会社」に就て」『生命保険会社協会会報』第13巻，第2号。
- 池尾和人[1990]，「アメリカの貯蓄貸付組合の危機に学ぶ」『経済セミナー』第429号。
- 池尾和人[1994]，「生保に対する規制・監督」橋木俊詔 = 松浦克己編[1994]。
- 今井薫[1986, 1987]，「金融自由化における保険業とその周辺——サウス・ダコタ・ルーブホール——（I），（II）」『産大法学』第20巻，第2・3号，第4号。
- 今井薫[1991]，「ドイツにおける保険規制とアルフィナンツ」『文研論集』第95号。
- 今井賢一 = 小宮隆太郎[1989]，『日本の企業』東京大学出版会。
- 印南博吉[1956]，『保険の本質』白桃書房。
- 印南博吉[1957]，『保険経済[改訂第3版]』白桃書房。
- 印南博吉編[1966]，『現代日本産業発達史 27保険』現代日本産業発達史研究会。
- Ippolito, R. A.[1979]，"The Effects of Price Regulation in the Automobile Insurance Industry," *Journal of Law and Economics*, Vol.22, No.1.
- 石田重森[1975]，「生命保険事業における有効競争——わが国の私営生命保険事業に関して——」『保険学雑誌』第471号。
- 石田信隆 = 中村耕[1994]，「事例にみる農協の合併効果」『農林金融』第47巻，第3号。
- 伊藤成康 = 中島隆信[1993]，「電気通信産業の実証分析——費用構造分析の意味するもの——」奥野正寛 = 鈴木興太郎 = 南部鶴彦編[1993]。
- 岩原紳作[1994]，「保険監督諸法の改正」『旬刊商事法務』第1363号。
- 岩崎稜[1982]，「保険規制緩和について」『我が国における政府規制緩和のあり方に関する調査報告』公正取引委員会事務局経済部調整課。
- Jacobs, P., A. D. Bauerschmidt and R.W. Furst[1978]，"An Economic Analysis of Health Insurance Regulation," *Industrial Organization Review*, Vol.6, No.3.
- Johnson, J. E., G. B. Flanigan and S. N. Weisbart[1981]，"Returns to Scale in the Property and Liability Insurance Industry," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.48, No.1.

- Johnston, J.[1960], *Statistical Cost Analysis*, McGraw-Hill.
- Johnston, J. and G. W. Murphy[1957], "The Growth of Life Assurance in U. K. since 1880," *Manchester School of Economic and Social Studies*, Vol.25, No.2.
- Joskow, P. L.[1973], "Cartels, Competition and Regulation in the Property-Liability Insurance Industry," *Bell Journal of Economics and Management Science*, Vol.4, No. 2.
- Joskow, P. L. and R. G. Noll[1981], "Regulation in Theory and Practice : An Overview," in G. Fromm ed.,[1981].
- Jung, A. F.[1978], "Automobile Insurance Rates in Chicago, Illinois," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.45, No.3.
- 鏡味徳房編[1994], 『損害保険, 21世紀へのビジョン』金融財政事情研究会。
- Kahn, A. E.[1970], *The Economics of Regulation : Principles and Institutions*, Vol.1, John Wiley & Sons.
- 貝塚啓明 = 池尾和人編[1992], 『金融理論と制度改革』有斐閣。
- 上山道生[1994a], 「損害保険業における企業格差に関する一つの考察」『損害保険研究』第56巻, 第3号。
- 上山道生[1994b], 「金融自由化とその後の損害保険事業の推移——バブル経済と損害保険の変容——」『保険学雑誌』第547号。
- 上山道生[1995a], 「損害保険普及率の構造」『損害保険研究』第57巻, 第2号。
- 上山道生[1995b], 『損害保険産業の構造変化と将来』東洋経済新報社。
- 片桐聡[1993], 「日本の信託銀行における範囲の経済性及び規模の経済性 (金融制度改革の経済学)」『フィナンシャル・レビュー』第28号。
- 河[1981], 「簡保独占廃止と廃止後の民保の簡易保険分野への進出状況について」『保険年金展望』第28巻, 第5号。
- 川村保[1991], 「総合農協の規模の経済と範囲の経済——多財費用関数によるアプローチ——」『農業経済研究』第63巻, 第1号。
- 河西宏之[1991], 「アメリカ銀行業における範囲の経済性について——展望的覚書——」『(亜細亜大学) 経済学紀要』第16巻, 第1号。
- Keeley, M. C.[1990], "Deposit Insurance, Risk and Market Power in Banking," *American Economic Review*, Vol.80, No.5.
- 経済企画庁編著[1989], 『平成元年版経済白書』大蔵省印刷局。
- Kellner, S. and G. F. Mathewson[1983], "Entry, Size Distribution, Scale, and Scope Economies in the Life Insurance Industry," *Journal of Business*, Vol.56, No.1.
- Keynes, J. M.[1936], *The General Theory of Employment, Interest and Money*, Macmillan. (塩野谷九十九訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社, 1965年)

- 木村隆[1985],「わが国生命保険業における経営破綻の一考察」保険経済研究会10周年記念論文集編集委員会『保険経済研究会10周年記念論文集』保険経済研究会。
- 北本駒治[1991],「保険経理とディスクロージャー」『保険学雑誌』第533号。
- 北本駒治[1993],「『生・損保兼営』と消費者」『保険学雑誌』第543号。
- 小林惟司[1989],『日本保険思想の生成と展開』東洋経済新報社。
- 小藤康夫[1991],『生命保険の発展と金融』白桃書房。
- 小暮雅一[1995],『保険の数理——損保・生保・年金』損害保険事業総合研究所。
- 小島昌太郎[1925],『保険本質論』有斐閣。
- 小島昌太郎[1943],『保険学総論』日本評論社。
- 小宮隆太郎[1989],「企業としての生保」今井 = 小宮編[1989]。
- 近藤文二[1935],『保険経済学』(第1巻)甲文堂。
- 近藤功庸 = 廣政幸生[1993],「北海道の総合農協における規模の経済性と範囲の経済性に関する計量分析」『北海道大学農経論叢』第49集。
- 小西修[1995],「米国生保の破綻処理——MBLにみる具体的事例——」『生命保険経営』第63巻,第5号。
- Kopcke, R. W. and R. E. Randall eds.[1991], *The Financial Condition and Regulation of Insurance Companies, Proceedings of a Conference Held at Harwich Port, Massachusetts*, June 1991, Sponsored by Federal Reserve Bank of Boston.
- 熊谷尚夫編[1976],『日本の産業組織III』中央公論社。
- 倉沢康一郎[1993],「生損保兼営問題への法的視点」『三田商学研究』第36巻,第1号。
- 倉沢康一郎 = 今泉敬忠 = 大谷孝一編[1992],『保険の現代的課題:鈴木辰紀教授還暦記念』成文堂。
- Kyung Lyong, L.[1977], "The Cost of Capital and Rate Regulation of Property-Liability Insurance Companies," Dissertation, Ohio State Univ.
- Lee, Jung-Ho[1994], *A Linear Programming Approach to Efficiency Measurement in Property-Liability Insurance Industry*, Ph. D. Dissertation, Temple Univ.
- MacAvoy, P. W.[1970], "The Effectiveness of the Federal Power Commission," *Bell Journal of Economics and Management Science*, Vol.1, No.2.
- MacAvoy, P. W.[1979], *The Regulated industries and the Economy*, W.W. Norton & Co.
- MacAvoy, P. W.[1992], *Industry Regulation and the Performance of the American Economy*, W.W. Norton & Co.
- 前川寛[1973],「わが国生命保険事業の規模と費用」『三田商学研究』第16巻,第3号。
- 前川寛[1980],「生命保険事業の経費に関する一試論」『三田商学研究』第23巻,第1号。
- 前川寛[1993],「保険事業の兼営問題について」『保険学雑誌』第543号。
- Manes, A.[1930], *Versicherungswesen*, Fünfte auflage, B. G. Teubner.

- Marshall, A.[1890], *Principles of Economics*, 9th (Variorum) ed. with annotations by C. W. Guillebaud, Vol. I Text, Macmillan, 1961. (馬場啓之助訳『マーシャル経済学原理』東洋経済新報社, 1960年他)
- Marvel, H. P.[1982], "Exclusive Dealing," *Journal of Law and Economics*, Vol.25, No. 1.
- Mathewson, G. F. with J. Todd[1982], *Information, Entry, and Regulation in Markets for Life Insurance*, Univ. of Toronto Pr.
- Mathewson, G. F. and R. A. Winter[1986], "The Economics of Life Insurance Regulation : Valuation Constraints," in Finsinger, J. and M. V. Pauly eds.[1986].
- 松原聡[1995], 『特殊法人改革』日本評論社.
- 松岡憲司[1984], 「わが国生保事業における規模の経済性」『保険学雑誌』第504号.
- 松岡憲司[1985], 「生保事業の規模の経済性と企業成果」『保険学雑誌』第508号.
- 松浦克己[1983], 「生保産業に対する政府規制の必要性とその限界」『生命保険経営』第51巻, 第4号.
- 松浦克己[1993], 「銀行業の規模の経済性について——対等合併・吸収合併を考慮した総生産要素による推計——補論: 生命保険産業における規模の経済性について——新規参入を考慮した総生産要素による推計——」『郵政研究レビュー』第3号.
- 真屋尚生[1977], 「公的保険の経営」庭田範秋編[1977].
- 真屋尚生[1992], 「保険政策と保険経営」庭田範秋編[1992].
- 真屋尚生[1995], 「保険産業の公共性と規制緩和」『保険学雑誌』第548号.
- McDowell, B.[1989], *Deregulation and Competition in the Insurance Industry*, Quorum Books.
- McDowell, B.[1994], *The Crisis in Insurance Regulation*, Quorum Books.
- McKenna, C. J.[1986], *The Economics of Uncertainty*, Wheatsheaf Books. (秋葉弘哉訳『不確実性の経済学』多賀出版, 1988年)
- Mckie, J. W.[1985], "Market Definition and the SIC Approach," in F. M. Fisher ed. [1985].
- Mehr, R. I.[1986], *Fundamentals of Insurance*, 2nd ed., Richard D. Irwin.
- Meier, K. J.[1988], *The Political Economy of Regulation, The Case of Insurance*, State Univ. of New York Pr.
- 三隅隆司[1993], 「生命保険会社の自己資本比率規制」『文研論集』第103号.
- 三浦周行[1929], 「我国に於ける生命保険業の首唱と其先駆」『経済論叢』第29巻, 第4, 5号.
- 三輪昌男編著[1962], 『農村保険市場論——農協共済の歴史と理論——』御茶の水書房.
- 水澤四郎[1978], 「生命保険総論」庭田範秋編[1978].
- 水島一也[1967], 『保険の競争理論』千倉書房.

- 水島一也[1976],「生命保険」熊谷尚夫編[1976].
- 水島一也[1983],「生命保険経営効率化について」『国民経済雑誌』第148巻,第1号.
- 水島一也[1988],「積立型損害保険をめぐる問題」『国民経済雑誌』第158巻,第2号.
- 水島一也[1990],「生保事業の戦略的課題」『国民経済雑誌』第161巻,第5号.
- 水島一也[1992],「生保経営と社会公共性」『文研論集』40周年記念論集.
- 水島一也[1993],『現代保険経済[第4版]』千倉書房.
- 森凱雄[1972],『新保険の本質と経済』風間書房.
- 森荘三郎[1929],「我国に於ける科学的生命保険業の興起1,2,3」『国家学会雑誌』第43巻,第2,3,4号.
- Munch, P. and D.E. Smallwood[1980],“Solvency Regulation in the Property-Liability Insurance Industry : Empirical Evidence,” *Bell Journal of Economics*, Vol.11, No.1.
- Munch, P. and D. Smallwood[1981],“Theory of Solvency Regulation in the Property and Casualty Insurance Industry,” in Fromm, G. ed.[1981].
- 村本孜[1993],「生命保険会社の競争力——計数分析を中心として:事業費の構造,規模・範囲の経済性——」『文研論集』第105号.
- 村本孜[1994],「生命保険会社の規模・範囲の経済性——銀行業務兼営を考慮した計測——」『(成城大学)経済研究』第124号.
- Murray, J. D. and R. W. White[1983],“Economies of Scale and Economies of Scope in Multiproduct Financial Institutions : A Study of British Columbia Credit Unions,” *Journal of Finance*, Vol.38, No.3.
- 中浜隆[1993],『アメリカの生命保険業』同文館.
- 中川敬司[1992a],「3大生保の経営活動——明治20年代の募集部門を中心に——」『専修経営学論集』第53号.
- 中川敬司[1992b],「保険業法施行前の中小生保——中小生保における貯蓄型保険の意味を巡って——」『専修経営学論集』第55号.
- 成宮克桂[1989],「金融業における『範囲の経済』」『金融』第508号.
- 日本保険業史編纂委員会編[1968],『日本保険業史・総説編,会社編(上巻,下巻)』保険研究所.
- 日本経営史研究所[1981],『近代生命保険生成史料』明治生命保険相互会社.
- 新野幸次郎[1975],「資源配分と効率」尾上久雄 = 新野幸次郎[1975].
- 西田稔 = 片山誠一編[1991],『現代産業組織論』有斐閣.
- 西川聰編[1994],『図説,日本の生命保険,平成6年版』財経詳報社.
- 庭田範秋[1966],『保険理論の展開』有斐閣.
- 庭田範秋編[1977],『保険経営論』有斐閣.
- 庭田範秋編[1978],『生命保険論』有斐閣.
- 庭田範秋[1986],『競争時代の保険・共済』慶応通信.

- 庭田範秋編[1992], 『保険経営学』有斐閣。
- 庭田範秋 = 平井仁[1972a], 『協同組合保険の歴史と現実』共済保険研究会。
- 庭田範秋 = 平井仁[1972b], 『農協共済発展論——協同組合保険の歴史と現実——』共済保険研究会。
- 野崎一清[1985], 「生命保険市場構造分析のための一考察」『保険学雑誌』第511号。
- 大林良一[1968], 「保険概念の統一問題——ドイツ保険学界の最近の成果——」『[一橋大学]ビジネス・レビュー』第15巻, 第4号。
- 大林良一[1971], 『保険総論』春秋社。
- 岡田太志[1991], 「保険事業規制の緩和に関する一考察——アメリカ損害保険業の経験から——」『保険学雑誌』第535号。
- 岡田太志[1992], 「生命保険事業の安定性と効率性——アメリカにおける模索——」『生命保険経営』第60巻, 第5号。
- 岡田太志[1994], 「ソルベンシー規制に関する一考察」『商学論究』第41巻, 第3号。
- 岡田太志[1995], 「保険事業規制の在り方に関する一考察」『商学論究』第42巻, 第3号。
- 岡田豊基[1995], 「保険本質論の法的再検討——保険契約と他の契約との区別を目的として——」『神戸学院法学』第25巻, 第1号。
- 岡村国和[1994], 「保険業の規制に関する考察——保証基金制度の導入をめぐる——」『保険学雑誌』第546号。
- 岡野行秀 = 植草益編[1983], 『日本の公企業』東京大学出版会。
- 奥野正寛 = 鈴木興太郎 = 南部鶴彦編[1993], 『日本の電気通信』日本経済新聞社。
- 大森義夫[1982], 「簡保は民保の先導役を果たしてきた——簡易保険(郵政省)からみた民間生保批判——」『週刊東洋経済臨時増刊生命保険特集』第4394号。
- 大森義夫[1984], 「生保市場における官民のかかわりと有効競争」『保険学雑誌』第505号。
- 尾上久雄 = 新野幸次郎[1975], 『経済政策論*目的と手段の現代的選択*』有斐閣。
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD)[1993], *Policy Issues in Insurance*, OECD.
- 鴻常夫監修[1986], 『保険業法コンメンタール』第1巻第1分冊, 安田火災記念財団叢書シリーズ, 第1号。
- Outreville, J.-F.[1986], "The French Insurance Market," in Finsinger, J. and M. V. Pauly eds.[1986].
- Panzar, J. C.[1989], "Technological Determinants of Firm and Industry Structure," in R. Schmalensee and R. D. Willig eds.[1989].
- Pauly, M. V.[1974], "Overinsurance and Public Provision of Insurance: The Roles of Moral Hazard and Adverse Selection," *Quarterly Journal of Economy*, Vol.88, No. 1.
- Pauly, M., H. Kunreuther and P. Kleindorfer[1986], "Regulation and Quality Competi-

- tion in the US Insurance Industry," in Finsinger, J. and M. V. Pauly eds.[1986].
- Peltzman, S.[1981], "Current Developments in the Economics of Regulation," in G. Fromm ed.,[1981].
- Pfeffer, I. and D. R. Klock[1974], *Perspectives on Insurance*, Prentice-Hall.
- Posner, R. A.[1975], "The Social Costs of Monopoly and Regulation," *Journal of Political Economy*, Vol.83, No.4.
- Praetz, P.[1980], "Returns to Scale in the U. S. Life Insurance Industry," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.47, No.3.
- Praetz, P.[1981], "Returns to Scale in the Australian Life Insurance Industry," *Economic Record*, Vol.57, No.158.
- Praetz, P.[1985], "A Note on Economies of Scale in the United Kingdom Property-Liability Insurance industry," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.52, No.2.
- Pritchett, S. T.[1971], "An Intercompany Expense Comparison for Thirty Life Insurers," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.38, No.4.
- Pritchett, S. T.[1973], "Operating Expenses of Life Insurers, 1961-70 : Implications for Economies of Size," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.40, No.2.
- Pritchett, S. T. and J. E. Logan[1976], "Economies of Size for Worker's Compensation Business," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.43, No.3.
- Pritchett, S. T. and P.S. Myers[1980], "Changes in Life Insurer Operating Expenses during Inflation," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.47, No.2.
- Ramanadham, V. V. ed.[1994], *Privatization and After, Monitoring and Regulation*, Routledge.
- Richards, K. and D. Colenutt[1975], "Concentration in the U. K. Ordinary Life Assurance Market," *Journal of Industrial Economics*, Vol.26, No.2.
- Rizzo, J. A.[1989], "The Impact of Medical Malpractice Insurance Rate Regulation," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.56, No.3.
- 蠟山昌一[1986], 『金融自由化』東京大学出版会。
- Rudelius, W. and G. L. Wood[1970], "Life Insurance Product Innovations," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.37, No.2.
- Rutledge, D. J. S. and R. H. Tuckwell[1974], "Economies of Scale in Australian Life Insurance : An Empirical Note," *Economic Record*, Vol.50, No.131.
- Saba, R. P.[1978], "An Alternative Theory of the Regulation of Automobile Insurance," *Southern Economic Journal*, Vol.45, No.2.
- 酒井泰弘[1982], 『不確実性の経済学』有斐閣。
- 桜井純[1995], 「フランス・バンカシュランスの現状と今後の展開」『生命保険経営』第63巻, 第4号。

- Samprone, Jr., J. C.[1975], "State Rate Regulation of the Property-Liability Insurance Industry," Dissertation, Univ. of California Santa Barbara.
- Samprone, Jr., J. C.[1979], "Rate Regulation and Nonprice Competition in the Property and Liability Insurance Industry," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.46, No. 4.
- 佐々木宏夫[1991], 『情報の経済学：不確実性と不完全情報』日本評論社。
- 佐波宣平[1961], 『保険学講案』第2版(訂正版), 有斐閣。
- Scherer, F. M. and D. Ross[1990], *Industrial Market Structure and Economic Performance*, 3rd ed., Houghton Mifflin Co.
- Schmalensee, R. and R.D. Willig eds.[1989], *Handbook of Industrial Organization*, Vol. 1, North-Holland.
- 千田純一[1991], 「金融機関の総合金融機関化への対応——銀行・証券業務の兼営を中心に——」『証券研究』第96集。
- 柴田忠男[1995], 『改訂版生命保険——その仕組みから年金・介護保険まで——』晃洋書房。
- 志田鉦太郎[1924], 『保険学講義案』明治大学出版部。
- 島道久[1992], 「生保・損保・簡保の周辺業務の取組状況——子会社・関連会社を中心として——」『共済総合研究』第5号。
- 嶋倉征雄[1993], 『損害保険料率算定の基礎知識』(改訂新版) 損害保険企画。
- 新庄浩二編[1995], 『産業組織論』有斐閣。
- 白杉三郎[1969], 『保険学総論』(新版) 千倉書房。
- 首藤恵[1985], 「銀行業の Scale and Scope Economies」『ファイナンス研究』第4号。
- Skipper, H. D.[1993], "Insurer Solvency Regulation in the United States," in OECD [1993].
- Skogh, G.[1982], "Returns to Scale in the Swedish Property-Liability Insurance Industry," *Journal of Risk and Insurance*, Vol.49, No.2.
- 総務庁行政監察局編[1988], 『農協の現状：総務庁の行政監察結果からみて』大蔵省印刷局。
- 損害保険企画[1994], 『保険業法等の改正について』損害保険企画。
- Stalson, J. O.[1969], *Marketing Life Insurance — Its History in America*, 2nd ed., R. D. Irwin. (明治生命訳, 安井信夫監修 『アメリカにおける生命保険マーケティング発達史』(上・下) 明治生命100周年記念刊行会, 1981, 1982年)
- Stigler G. J.[1975], *The Citizen and the State : Essays on Regulation*, The Univ. of Chicago Pr. (余語将尊 = 宇佐美泰生訳 『小さな政府の経済学』東洋経済新報社, 1981年)
- Stigler, G. J. and C. Friedland[1962], "What Can Regulators Regulate?: The Case of

Electricity," *Journal of Law and Economics*, Vol.5.

須田暁[1963],『保険の近代経済学的研究』保険研究所。

須田暁[1980],『保険経済の分析』海文堂出版。

須田暁[1995],「保険業の公的規制と共済業の公的規制」『損害保険研究』第57巻,第2号。

末広譲凡[1991a],「損害保険代理店制度について——生損保相互乗り入れの観点から——」『生命保険経営』第59巻,第2号。

末広譲凡[1991b],「生損保兼営問題に関する若干の考察」『生命保険経営』第59巻,第3号。

鈴木由則[1995],「英国相互生命保険会社の業務多角化」『生命保険経営』第63巻,第3号。

鈴木雅也[1994],「米国生損保のソルベンシー規制」『生命保険経営』第62巻,第4号。

田畑康人[1981],「保険事業における規模の利益——生命保険事業に関する実証的研究」『保険研究』第33集。

橋木俊詔編著[1994],『ライフサイクルと所得保障』NTT出版。

橋木俊詔 = 中馬宏之編著[1993],『生命保険の経済分析——その役割と市場成果——』日本評論社。

橋木俊詔 = 松浦克己編[1994],『日本の金融：市場と組織』日本評論社。

橋木俊詔 = 下野恵子[1988],「家計貯蓄と生命保険・公的年金」『文研論集』第82号。

橋木俊詔 = 下野恵子[1994],『個人貯蓄とライフサイクル』日本経済新聞社。

高橋新太郎[1968],「共済事業の歴史」日本保険業史編纂委員会編[1968]。

高橋豊治[1990],「生命保険業における範囲の経済性について」『(千葉経済短期大学)商経論集』第23号。

高尾厚[1978],「保険におけるいわゆる市場の失敗——保険市場の組織論的考察——」『保険学雑誌』第481号。

高尾厚[1985],「戦後わが国損害保険業の事業費の推移をめぐる計量分析」神戸大学経営学部80周年記念論文集編集委員会編『経済発展と第三次産業』千倉書房。

高尾厚[1987],「損保事業における“Economies of Scope”の計測：試論」『保険学雑誌』第518号。

高尾厚[1991],『保険構造論』千倉書房。

武石誠[1991],「経営破綻時における契約者保護についての一考察——諸外国の現状とわが国における制度導入の検討課題——」『生命保険経営』第59巻,第1号。

竹森一則(伊藤喬編)[1978],『日本保険史』同朋舎。

玉田功[1985],「金融仲介機関とマクロ経済モデル——保険会社の金融活動を中心として——」『大阪商業大学論集』第72号。

玉木為三郎[1934],『明治大正保険史料』生命保険会社協会。

田村祐一郎 = 高尾厚編[1990],『現代保険学の展開』千倉書房。

谷山新良[1962],『保険の性格と構造』大阪府立大学経済研究叢書,第8冊,大阪府立大

学経済学部。

- 谷山新良[1980],「生命保険市場における集中度と類型——累積集中度とハーフィンダール指数, および総合類型——」『[生命保険文化研究所]所報』第52号。
- 谷山新良[1983],「保険の本質と構造」『甲南経済学論集』第23巻, 第4号。
- 谷山新良[1985],「保険の本質と構造」『保険学雑誌』第508号。
- 刀禰俊雄 = 北野実[1993],『現代の生命保険』東京大学出版会。
- 筒井義郎[1990],「生命保険業の市場構造と成果」『ファイナンス研究』第12号。(橘木俊詔 = 中馬宏之編著[1993]に所収)
- 筒井義郎 = 関口昌彦 = 茶野努[1992],「生命保険業の規模と範囲の経済性」『ファイナンス研究』第15号。
- 堤伸子[1989],「家計の実態からみた豊かさ」貯蓄経済研究センター編[1989]。
- 打込茂子[1992],「制度改革II——アメリカ」貝塚啓明 = 池尾和人編[1992]。
- 内野勇二[1956],『日本農業と農協の共済事業』四季社。
- 上田和勇[1995],「規制緩和と保険業——英・米自動車保険市場における料率競争の実態と教訓——」『保険学雑誌』第548号。
- 植草益[1982],『産業組織論』筑摩書房。
- 植草益[1983],「公企業の数・形態・役割」岡野行秀 = 植草益編[1983]。
- 植草益[1991],『公的規制の経済学』筑摩書房。
- 植草益編[1995],『日本の産業組織, 理論と実証のフロンティア』有斐閣。
- 上山健一[1991],「生保関連事業の歴史と現状」,『生命保険経営』第59巻, 第5号。
- 宇佐見憲治[1984],『生命保険業100年史論』有斐閣。
- 牛越博文[1995],「英国の電話による保険販売の動向」『生命保険経営』第63巻, 第3号。
- Weiss, L. W.[1974], “An Analysis of the Allocation of Antitrust Division Resources,” in Haveman, R. H. ed.[1974]
- Wheelock, D. C. and S. C. Kumbharkar[1995], “Which Banks Choose Deposit Insurance? Evidence of Adverse Selection and Moral Hazard in a Voluntary Insurance System,” *Journal of Money, Credit, and Banking*, Vol.27, No.1.
- Winckler, G. ed.[1992], *Tax Harmonization and Financial Liberalization in Europe*, St. Martin' Pr.
- Winston, C.[1993], “Economic Deregulation : Days of Reckoning for Microeconomists,” *Journal of Economic Literature*, Vol.31, No.3.
- 山田幸三[1988],「戦略志向ポジションと競争戦略——わが国損害保険産業の分析を中心として——」『六甲台論集』第35巻, 第1号。
- 山田幸三[1989],「外資系生命保険企業の競争戦略——「取引障壁」の克服と「顧客学習」の促進——」『保険学雑誌』第526号。
- 山田幸三[1992],「損害保険産業の戦略グループ分析」『損害保険研究』第53巻, 第4号。

- 山上正博[1981],「共済事業の現状とその沿革」『生命保険経営』第49巻,第2号。
- 山下丈[1993],「生損保兼営問題——その法的考察——」『保険学雑誌』第543号。
- 家森信善[1992a],「保険会社の金融機能についての理論的検討——限界資金供給者説を中心にして——」『保険学雑誌』第537号。
- 家森信善[1992b],「保険会社の金融機能についての実証的検討——貸付を中心にして——」『文研論集』第99号。
- Yarrow, G.[1994],“The Economics of Regulation,” in V. V. Ramanadham ed.[1994].
- 安田原三[1992],「金融改革下の広域合併」『共済総合研究』第3号。
- 安井信夫[1968],「わが国経済の再建過程と保険事業」日本保険業史編纂委員会編[1968].
- 横倉尚[1975],「カルテルと市場構造・市場成果」『季刊現代経済』第20号。
- 横倉尚[1977],「カルテルの実証分析(上)(下)」『経済評論』第26巻,第4号,第5号。
- 米山高生[1990],「生保産業組織と保険行政」『一橋論叢』第103巻,第5号。
- 米山高生 = 宮下洋[1995],「パネルデータ分析による生命保険産業の効率性の測定, 1975年~1989年」『保険学雑誌』第550号。
- 吉野直行 = 郭賢泰 = 沖田剛一[1994],「損害保険市場の特徴と規模の経済性に関する実証研究」『三田学会雑誌』第87巻,第3号。
- Yuengert, A. M.[1993],“The Measurement of Efficiency in Life Insurance : Estimates of a Mixed Normal-Gamma Error Model,” *Journal of Banking and Finance*, Vol.17, Nos.2-3.
- 吉川吉衛[1985],『保険事業と規制緩和』同文館。
- 吉川吉衛[1992],「生命保険の募集における一社専属制と乗合制」倉沢康一郎 = 今泉敬忠 = 大谷孝一編[1992].
- Young, R. J.[1978],“Marketing Insurance—Problems of Pricing,” *Foresight*, Vol.3, No.11.

あとがき

生命保険の保険金を狙った殺人事件および詐欺事件が、毎年何件も発生する。最近では、フィリピンで大阪の元病院経営者が、自らが死亡したと家族に偽証させ、保険金を騙し取ろうとした事件が、未だ記憶に新しい。損害保険については、阪神大震災の際に火災で消失した家屋に対して、火災保険金が支払われないことを不服として、被害者が訴訟を起こしていることも、大々的に報じられた。生命保険に限らず、損害保険も含めて、保険は多くの場合、契約に関連して生じた事件が、世間を賑わすことが多かった。しかし、いわゆる「バブル経済」の崩壊後は、保険会社の業績不振が話題になるなど、企業および産業としての保険会社・保険業も難題を抱えていることが、徐々に明らかになってきた。保険契約に係わる諸問題も重要であるが、これまでは、保険学者もそうであったが、マスコミなど世間一般も、「保険契約論」に重点を置きすぎていたように思われる。その結果、保険業それ自体の研究および、一国経済全体において保険業が果たす役割に関する研究が、相対的に軽んじられてきた。「産業論」としての保険研究が、今後精力的に進められなければならない。

周知のとおり、保険業は、銀行業や証券業および、公益事業と並んで、政府規制が、強い分野である。公正取引委員会の試算では、「金融保険業」は、100%規制されている産業である。(公正取引委員会『政府規制分野等のウェイト試算について』平成7年6月21日を参照) 明治時代に、保険規制が初めて導入されて以来、既に100年以上も経過する。その間に、政府も業界人も消費者も、保険業が政府によって規制されていることに、何の疑問も持たなくなっていた。しかし、アメリカやイギリスにおける規制緩和の流れの中で、わが国でも最近になって、ようやく現行の規制の不自然さに気がつくようにな

った。

資本主義経済においては、民間経済主体による自由な競争が、システムの基本原理であることは、理念としては誰もが理解している。政府は、あくまでも「市場の失敗」を補完する役割を担うに過ぎない。保険業においても、この基本原理は、当然当てはまる。しかし、現実には、この状態から遠く離れている。保険業に関して、政府は、補完を遥かに越えた役割を果たしてきた。また、補完の仕方にも問題があった。もちろん、保険業に対する政府規制は、マイナスの効果ばかりであった、というのは誤りである。積極的に評価すべき機能も、多く発揮してきたはずである。たとえば、わが国が、世界有数の「保険大国」になったことや、日本生命が世界第1位の生命保険会社に成長したことは、これまでの保険規制が有効に働いた証拠である、と主張する人達も少なくない。しかし、その反面、弊害も多数もたらした。

既に、欧米諸国では、保険業の規制緩和が急速に進みつつある。しかも、欧米での規制緩和は、大雑把にいて、消費者利益の保護を目的とした規制緩和である。わが国でも、今回の保険業法改訂の結果、保険業に対する政府規制の緩和が推進されることになった。しかし、その大部分は、保険業界にとって「都合のいい」規制緩和であり、消費者利益を確保するための規制緩和とは決して言えない。日本も国内だけで、業界に「都合のいい」規制緩和だけを実施し、「都合の悪い」規制緩和を先送りすることによって業界が守られている状況は、消費者にとっては勿論、業界にとっても、長期的にみれば利益にならない。業界にとって「都合の悪い」規制緩和であっても、それは消費者利益の向上をもたらすだけでなく、業界にとっても新たなビジネス機会の増大につながる、と考えるべきである。保険業界の都合に左右されず、消費者利益の確保を目的とした規制緩和を推進すべきである。

保険規制に関連して、政府は多くの「顔」（ないし「手」）を持っている。大蔵省という「顔」で保険会社を規制し、農林水産省でもって農協共済等を規制し、労働省は全労済を、その他消費生協共済などを厚生省が規制している。さらに、郵政省の「顔」で簡易生命保険の直轄事業を行なっている。これら各省庁は、いわゆる「縦割行政」によって、相互に緊密な連絡を取らず

に、各々独自に規制ないし、直轄事業を行なっている。政府が、全体として整合性をもって、広い意味での保険業に係わっていないのである。

本書では、生命保険会社と損害保険会社への政府規制に関心を絞って、議論をしてきた。今後は、民間保険会社だけでなく、各種組合共済、簡易生命保険さらには、公的保険の一部も視野に入れながら、保険に関する幅広い議論が必要であろう。(なお、本書では、相互会社問題、募集に係わる諸問題、資金運用を含めた保険会社の金融活動、損害保険会社の共同行為については、触れることができなかつた。今後の課題としたい。)

筆者は、これまでに産業組織論および保険論の研究を続けるに当たって、多くの先生方から指導を受けることができた。感謝の意を込めて、お名前を列挙させて頂いた。百々和、福田亘、林敏彦、堀内昭義、池尾和人、金子暁実、松岡憲司、水島一也、新野幸次郎、佐藤浩一、新庄浩二、高尾厚、谷山新良、植草益。(アルファベット順、敬称略)参考文献と統計データの収集では、吉田栄子さんと高橋和子さんに、研究助成業務等では山崎寛文氏にお世話になった。本書の出版は、NTT出版の島崎勁一氏、齋藤博氏のご尽力による。本書は、龍谷大学出版助成金の援助を受けている。心からお礼申し上げます。

なお、本書の第10章と第11章は、それぞれ『文研論集』第77号と『保険学雑誌』第546号に掲載された筆者の論文を、加筆・修正したものである。

平成7年12月3日

筆 者

附 表

附表 1 生命保険業を対象にした規模の経済性に関する研究一覧(1)——外国の研究

| 文 献 | 国 名 | 年 次 | 企業数 | 費用変数 | 規模変数 | 規模以外の説明変数 | 推定式 | 規模の経済性の有無 |
|---|--------------------|---------------------------|-----|--------------------|------------------|--|-------------------|-----------|
| Johnston・Murphy[1957] (Johnston[1960]) | イギリス | 1938 ^年 1952 | 61社 | 事業費+募集手数料 | 収入保険料 | なし | 平均費用関数 | 有 |
| Houston・Simon[1970] | アメリカ (カリフォルニア州) | 1962 | 237 | 事業費+募集手数料 | 収入保険料 (配当を控除) | 簡易保険比率, 団体保険比率 新契約率, 解約失効率 | 平均費用関数 | 有 |
| Pritchett[1971] | アメリカ (ニューヨーク州) | 1965~ 1967 | 30 | 標準事業費/現実の事業費 | 保有契約高 | なし | 規模階層間の比較 | 有 |
| Pritchett[1973] | アメリカ (ニューヨーク州) | 1961~ 1970 | 30 | 標準事業費/現実の事業費 | 保有契約高 | なし | 規模階層間の比較 | 本社業務で有 |
| Rutledge・Tuckwell[1974] | オーストラリア | 1970 | 41 | 事業費+募集手数料 | 収入保険料 | 新契約率, 解約失効率, 平均契約規模, 年金比率 | 平均費用関数 | なし |
| Geehan[1977] | カナダ | 1970 | 43 | 事業費+募集手数料 +投資経費 | 帰属サービス料 | 組織形態, 企業年齢, 企業成長倍率 | 平均費用関数 | 本社業務で有 |
| Borch[1977] | ノルウェー | 1971~ 1973 | 31 | 事業費 | 収入保険料 | なし | 線型費用関数 | 有 |
| Colenutt[1977] | イギリス | 1968 | 49 | 事業費+募集手数料 | 収入保険料 | 一時払保険料比率, 即時年金比率, 年金契約件数比率, 新契約率, 団体保険比率, 解約失効率, 海外契約高比率, 組織形態, 「金融」会社, 平均契約規模 | 平均費用関数 | 有 |
| Pritchett・Myers[1980] | アメリカ (ニューヨーク州) | 1965~67 1974~75 | 30 | 標準事業費/現実の事業費 | 保有契約高 総資産 | なし | 平均費用関数 規模階層間比較 | 部分的に有 |
| Praetz[1980] | アメリカ (ニューヨーク州) | 1976 | 90 | 事業費+募集手数料 | 収入保険料 -再保険料 | 新契約比率, 解約失効率, 団体保険比率, 健康保険比率, 簡易保険比率, 平均契約規模, 終身・養老保険比率 | 平均費用関数 | 有 |
| Praetz[1981] | オーストラリア | 1975 | 38 | 事業費+募集手数料 | 収入保険料 | 新契約比率, 終身保険料比率 | 平均費用関数 | 有 |
| Burgess・Walker[1982] | オーストラリア | 1975 | 38 | 事業費+募集手数料 | 契約件数 | 新契約比率, 終身保険件数比率, 平均契約規模, 解約失効率 | コブ=ダグラス関数 | 有 |
| Harrington[1982] | アメリカ (ニューヨーク州) | 1974 1975 | 76 | 標準事業費/現実の事業費 | 収入保険料 | 本社賃金指数, 終身保険比率, 普通生保・年金特化率, 組織形態 | 規模階層間比較 | 有 |

| | | | | | | | | |
|-----------------------|------|---------------|------|------------|--------------|---------------------|-------------------|----|
| Daly・Rao・Geehan[1985] | カナダ | 1961~ 1977 | 31 | 総費用 | 帰属サービス料 | 生産要素価格, 時間(技術変化) | トランスログ関数 | なし |
| Cho[1986] | アメリカ | 1982 | 1635 | 事業費, 支払保険金 | 総資産 支払保険金 | なし | 線型関数 コブ=ダグラス関数 | 有 |

附表 2 生命保険業を対象にした規模の経済性に関する研究一覧(2)——日本の研究

| 文献 | 年次 | 企業数 | 費用変数 | 規模変数 | 規模以外の説明変数 | 推定式 | 規模の経済性の有無 |
|----------------|--------------------|----------|--------------------------------|----------------------------|---|-----------------------|-----------|
| 前川[1973] | 1970年 | 20社 | 事業費 | 収入保険料 | なし | コブ=ダグラス関数 | なし |
| 福田[1974] | 1968~72 | 20 | 事業費 | 保有契約高 | なし | コブ=ダグラス関数 | 有 |
| 石田[1975] | 1974 | 20 | 維持費 | 保有契約高 | なし | 対数線型関数 | 有 |
| 前川[1980] | 1966~75 | 18 | 事業費 | 収入保険料 | なし | 規模階層間比較 | 本社業務で有 |
| 田畑[1981] | 1972, 1975 1979 | 20 | 事業費 事業費+支払保険金 | 収入保険料 | なし | 線型関数 対数線型関数 | 有 |
| 大森[1982, 1984] | 1976~80 | 20 | 事業費 | 帰属サービス料 | なし | コブ=ダグラス関数 | 有 |
| 松岡[1984] | 1971 1976, 1981 | 20 21 | 事業費 | 収入保険料 | 団体保険比率, 新契約率, 生存保険比率, 解約失効率 | 平均費用関数 | 有 |
| 松岡[1985] | 1971~83 | 20, 21 | 事業費 | 収入保険料 | 生存保険率, 団体保険比率 | 平均費用関数 | 有 |
| 井口[1985] | 1977 | 21 | 事業費, 新契約費, 外務員経費, 維持・継続費 | 保有契約高, 収入保険料 帰属サービス料 | 新契約比率, 解約失効率, 団体保険比率 | コブ=ダグラス関数 | 有 |
| 野崎[1985] | 1979~83 | 20~ | 修正事業費 | 帰属サービス料 収入保険料 | 個人保険比率, 全職員数 内勤職員1人当り新契約高 保有契約高/収入保険料 | コブ=ダグラス関数 | 有 |
| 筒井[1990] | 1922, 1956~86 | 20~24 | 事業費 | 収入保険料 総資産 | なし | コブ=ダグラス関数 トランスログ関数 | 有 |
| 松浦[1993] | 1985 1989 | 23 25 | 経常収益 | 生産要素指数 | 新規参入ダミー | コブ=ダグラス関数 | 有 |
| 福田・張[1993] | 1975~90 | 20 | 経常費用 | 収入保険料 | 企業規模ダミー, 収入保険料/総資産 | コブ=ダグラス関数 | 有 |

附表3 損害保険業を対象にした規模の経済性に関する研究一覧

| 文 献 | 国 名 | 年 次 | 企業数 | 費用変数 | 規模変数 | 規模以外の説明変数 | 推定式 | 規模の経済性の有無 |
|---------------------------------|--------|----------------------|------------------|--|-----------------------------|--|---------------------|---------------------|
| Hensley[1958] | アメリカ | 1950~54年 | 34社 | 事業費 | 収入保険料 | なし | 規模階層間比較 | 有 |
| Hammond・Melander・Shilling[1971] | アメリカ | 1967 | 173 | 損害調査費, 元受手数料 事業費, 引受け事業費 損害保険金+損害調査費 事業費 | 正味収入保険料 | 販売形態, 所有構造 自動車保険比率, 収入保険料と契約者剰余金の差 再保険比率, 販売形態 | 線型総費用関数 | 有 |
| Joskow[1973] | アメリカ | 1970 1971 | 最大で157 | 事業費 | 元受収入保険料 | | 平均費用関数 | 無 |
| Allen[1974] | アメリカ | 1967~69 | 49 | 事業費 | 契約者剰余金 | 正味収入保険料/契約者剰余金 損害額/正味収入保険料 | コブ=ダグラス関数 | 最小規模群で有 |
| Halpern・Mathewson[1975] | カナダ | 1965 1967 1969 | 88グループ | 事業費 | 正味収入保険料 | 手数料/正味収入保険料 支払部門事業費/保険金 損害率, 多様化度, 収益率 長期負債比率, 地理的変数 | 限界費用関数 | 相互会社群で有 株式会社群で無 |
| Pritchett・Logan[1976] | アメリカ | 1972 | 53 | 事業費 損害給付額 | 収入保険料 | なし | 取保のクラス別平均 費用の比較 | 労災保険で有 全体では無 |
| Cummins[1977] | アメリカ | 不明 | 長期=180 短期=176 | 総代理店費用 | 長期=収入保険料 短期=代理店 スタッフ数 | 商業口座比率, 取保/口座数 取保/代理店スタッフ数 非損保率, 自動車保険比率 ホームオーナー保険比率 大規模契約者比率, 地域ダミー | コブ=ダグラス関数 | 無 |
| Cummins・VanDerhei[1979] | アメリカ | 1968~76 | 34グループ | 引受事業費 引受事業費+損害調査費 | 元受収入保険料 | 再保険比率, 販売形態 所有構造, 労災保険比率 | コブ=ダグラス関数 | 有 |
| Johnson・Flanigan・Weisbart[1981] | アメリカ | 1976 | 262 (88グループ) | 事業費 本社事業費 | 収入保険料 | 自動車保険比率, 販売形態 ホームオーナー保険比率 生保・健保比率, 所有構造 | コブ=ダグラス関数 | 大規模群で有 小規模群で無 |
| Doherty[1981] | カナダ | 1976~78 の平均 | 69 | 事業費 | 元受支払保険金 | 再保険比率, 所有構造 手数料/事業費 | コブ=ダグラス関数 | 有 |
| Skogh[1982] | スウェーデン | 1951 1977 | 58 20 | 管理費用 | 支払保険金 | 所有構造, 国内・外国会社 商業保険比率 | コブ=ダグラス関数 | 有 |
| Praetz[1985] | イギリス | 1980 | 60 | 事業費 | 正味収入保険料 | なし | コブ=ダグラス関数 | 有 |
| Cho[1988] | アメリカ | 1984 | 109 | 事業費, 本社事業費 支店事業費, 手数料 損害調査費, 既発生損害額 対当局費用 | 正味収入保険料 | 所有構造 | コブ=ダグラス関数 | 有 |
| Barrese・Nelson[1992] | アメリカ | 1978~90 | 46グループ | 事業費 | 元受収入保険料 損害額 | 販売形態, 再保険比率 所有構造, 労災保険比率 自動車保険比率 | 平均費用関数 コブ=ダグラス関数 | 有 (損害額) 無 (元受取保) |

| | | | | | | | | |
|---------------|----|-------------------------|----|-----------------|---------|--|------------------------|---|
| 高尾[1985] | 日本 | 1951~82 | 20 | 正味事業費 | 正味収入保険料 | ホームオーナー保険比率 企業保険比率, 企業成長率 長期保険比率, 積立保険比率 解約返戻金比率, 企業規模ダミー | 平均費用関数 | 有 |
| 井口[1993b] | 日本 | 1991 | 37 | 事業費, 本社事業費 | 収入保険料 | 外国会社ダミー, 人件費, 再保険比率, 代理店依存度, 自動車保険比率, 火災保険比率 | コブ=ダグラス関数, トランスログ関数 | 有 |
| 吉野・郭・沖田[1994] | 日本 | 1970, 75, 80, 85, 90 | 22 | 事業費 諸手数料+集金費 | 元受正味保険料 | なし | 平均費用関数 線型関数 | 有 |

附表4 保険業を対象にした範囲の経済性に関する研究一覧

| 文献 | 対象 | 年次・年度 | 費用変数 | 業務(アットブット) | 生産要素価格 | 範囲の経済性の有無 |
|---|----------------|------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|---------------------------|---------------|
| Mathewson・Todd[1982] (Kellner・Mathewson[1983]) | カナダ生保 | 1961年, 1966年 1971年, 1976年 | 販売費用+本社費用 | 個人保険 団体保険 個人年金 団体年金 | なし | 個人保険と団体年金の間で有 |
| Bernstein[1992] | カナダ生保 38社 | 1979年, 1982年 1985年, 1988年 | 不明 | 個人保険 個人年金 団体保険 団体年金 | なし | 有 |
| Grace・Timme[1992] | アメリカ生保 423社 | 1987年 | 人件費+物件費+他の事業費 | 証券投資 個人保険 団体保険 個人年金 団体年金 | 人件費価格 物件費価格 | 大部分のケースでなし |
| 『経済白書』[1989] | 日本生保 | 1983~1987年の各年 | 保険金支払+事業費 | 災害・健康保険 保険料収入 | なし | 大部分のケースで有 |
| 高橋[1990] | 日本生保 | 1986年 | 経常費用 | 資産運用収入 貸出残高 | なし | 有 |
| 筒井・関口・茶野[1992] | 日本生保 20社 | 1976~1989年の各年 | 事業費 | 有価証券投資残高 保険業務(保有契約高) | なし | なし |
| 村本[1993, 1994] | 日本生保 | 1991年 | 経常費用 事業費 | 資産運用残高 保険料収入 資産運用収益 | なし | 有 |
| 高尾[1987] | 日本損保 12社 | 1982年 | 事業費+保険金支払 保険料調達支出+物件費+人件費 | 保険事業損益 資産運用損益 | 保険料調達価格 物件費価格 人件費価格 | なし |
| 飯田[1992] | 日本損保 12社 | 1986~1989年の各年 | 損益計算書の費用項目合計 | 保険料収入 保険料以外の収入 | なし | なし |

索 引

ア

| | |
|--------------------|----------------------|
| アドバイザー・レート | 161,175 |
| 医学的危険 | 63 |
| イコール・フットィング | 153,224 |
| 維持・継続業務 | 59,65,172 |
| 一時払養老保険 | 3 |
| 一定料率 | 109 |
| 移転所得 | 69 |
| 医療保障保険 | 61 |
| 員外利用 | 46,148,211 |
| 員内利用 | 44,46 |
| 営業社員 | 113 |
| 営業保険料 | 197 |
| 営利保険 | 31 |
| X効率性 | 8 |
| 円貨建て保険の募集（販売） | 80 |
| 応益負担原則 | 51 |
| 応能負担原則 | 51 |
| 大蔵省銀行局長通達 | 133 |
| カ | |
| 外国保険事業者に関する法律（外者法） | 40,133,144 |
| 介護保険 | 3 |
| 外資系生命保険会社 | 80,136 |
| 外資系損害保険会社 | 57,100 |
| 会社経理応急措置法 | 76 |
| 外部経済効果 | 24,27,70,168,170,184 |
| 外務員 | 63,64,90,137 |
| 価格規制 | 133,174 |
| 価格競争 | 92,136,192 |
| 拡張主義 | 78,90 |
| 家計地震保険制度 | 38 |
| 家計保険 | 31 |
| 掛捨て型保険 | 22,31,97,105 |
| 掛捨て無配当型保険 | 47,197 |
| 火災相互保険 | 107 |

| | |
|-------------------|---------------|
| 価値循環の転倒性 | 28,168 |
| 合算率 | 117 |
| カナダ生命健康保険補償公社 | 181 |
| 株式会社化（＝非相互化） | 186 |
| 簡易生命保険 | 56,144 |
| 簡易生命保険特別会計 | 40 |
| 簡易生命保険法 | 40,144 |
| 官許 | 130 |
| カントリー・リスク | 178 |
| ガン保険 | 85 |
| 関連事業規制緩和 | 155,159 |
| 企業間協調 | 94 |
| 企業規模尺度 | 72 |
| 企業保険 | 31 |
| 基金 | 161,176 |
| 危険（リスク） | 19,114 |
| 危険集団 | 114 |
| 危険対策（リスク・マネジメント） | 19 |
| 技術的効率性 | 8,192 |
| 技術的特徴説 | 17 |
| 技術的費用節約効果 | 95 |
| 規制緩和 | 3 |
| 規制緩和前史 | 144 |
| 規制強化の歴史 | 123 |
| 規制の透明性 | 162,179 |
| 規制の費用と便益 | 190 |
| 基礎書類 | 133 |
| 基礎率 | 136 |
| 規模の経済性 | 7,169 |
| 義務再保険 | 115 |
| 逆選択（アドバース・セレクション） | 5,63 |
| 旧商法 | 123,129 |
| 給付・反対給付均等の原則 | 49 |
| 業界秩序の維持 | 135 |
| 狭義の生命保険業 | 56,87 |
| 狭義の損害保険業 | 56 |
| 共済 | 38,41,130,147 |
| 共済五百名社 | 128 |
| 共済思想 | 125 |

- 行政指導 133,159
 強制保険 31
 競争制限的規制 177,179
 競争のための規制 177
 協定料率 109
 共同保険 114
 業法認可料率(業法料率) 109
 業務分野規制 133,222
 業務分野の自由化 206,222
 銀行保険基金 181
 金銭的経済性 95
 金融機関経理応急措置法 76
 金融機関再建整備法 76
 金融緊急措置令 76
 金融自由化 150,205
 金融商品 28,151,3
 金融制度調査会 205
 金融仲介機関 69
 金利選好 3,151

 組合共済 46,57,147
 クレーム・サービス 68

 経営健全性規制 177
 経営効率 72
 経営資本利益率 116
 経営チェック 187,161
 経営破綻 177
 経営破綻予防措置 177
 経済準備説 16,18
 経済生活確保説 17
 経済的規制 168
 経済的厚生 190
 形式的監督主義 132
 継続率 90
 系統 42
 系統外 43
 契約者配当 92,197
 契約者保護基金 180
 契約的・義務的貯蓄 22
 限界企業 136,193

 原価未確定性 28
 兼業代理店 113
 限定列举方式 158
 県民共済 44

 公営保険 31
 工学的推定法 94
 広義の生命保険業 56
 広義の損害保険業 56
 広義の保険業 6,57,149
 公共性 166,173
 公共福祉関連保険 31,35
 公示主義 130,132
 厚生損失 202
 公的資金 52
 公保険 31,33,35,46
 効率的資源配分 171
 告知義務 63
 五現業 34
 個人資格 112
 個人年金保険 3
 個人保険 31,176
 護送船団行政 90,135,136,138,173,
 192,202
 個別再保険 115
 コンサルタント・セールス 85

サ

 再共済 43
 財産利用方法書 66,131,134,158,179
 再保険 31,38,67,114,115
 再保険業務 68
 再保険契約 114
 再保険者 115
 再保険専門会社 56
 財保険 30
 差額地代的超過利潤 192,90,136
 産業集中 87,103,116
 産業振興保険 35
 産業利潤率 95,116
 産業連関表 55,69

- 30社体制 82,85,136
 算定会料率 109
 参入規制 133,174
 参入規制緩和 147,155
 参入率 83,100

 資格要件 130,164,175
 時間選好率 20
 事業運営費 73
 事業管理費 217
 事業総利益 217
 事業費 73
 事業費率 198
 事業方法書 134
 資金運用規制 179
 資金運用規制緩和 159
 資金運用業務 66
 資源配分の効率性 94
 資源配分ロス 193,196
 自己資本比率規制 179,184
 死差益配当 94
 資産運用に関する規制 133
 自主規制 112
 市場の失敗 168,171
 地震再保険特別会計 37,40
 地震保険に関する法律 38
 自然独占 168
 自然保険料方式 65
 事前料率 92
 実質的保険料率カルテル 136,192,201
 実損填補 68
 実体的監督主義 132,133,135,136,166
 自動車損害賠償責任再保険特別会計 37
 自動車損害賠償責任保険審議会 153
 自動車保険料率算定会 109,135
 支払保証基金制度 180
 シビル・ミニマム 166
 死亡保険 28,61
 私保険(普通保険) 31,40,46
 資本自由化 80,84
 社員 185

 社員総会 186
 社員総代 186
 社員総代会 186,188
 社員総代の信任投票制度 187
 社会的規制 168
 社会的最適状態 194
 社会的費用 194
 社会保険 31,35
 社会保障の補完 145
 自由競争主義 130
 収支相当の原則 49
 自由料率 108,109
 需給要件 164
 受再グロス保険料 116
 需要者価格 193
 需要の価格弾力性 195,200
 需給要件 130
 順位・シェア変動 88
 遵守義務 135,161,175
 準則主義 132
 純保険料 48,73,161
 純保険料率 108
 条件付財 4
 少数社員権 161,187
 少数総代権 161,187
 消費者余剰 190,193,195,201
 消費者利益 96,133,135,137,163,171
 消費生活協同組合法 40,44
 商法施行法 124,130
 情報の非対称性 169,170,185
 正味保険料 96,197
 正味料率 92
 将来債務性 28
 所得移転効果 196
 所得移転説 15,16,69
 所得構造説 16
 所得再分配機能 52
 所有と経営の分離 188
 新SNA(新国民経済計算体系) 33,
 69
 人格保険説 16

- 信共依存体制 224
 新契約第一主義 78,90
 人件費価格 218
 振興保険 31
 診査 63
 新種保険の開発業務 59
 新商法 124,130
 新ノンマリン代理店制度 112

 水産業協同組合法 40

 生産者余剰 190
 生産要素価格 215,218
 生損保兼営 43,130,147,160,205,208,
 222
 生損保相互乗り入れ 99
 生損保二分法 32
 政府規制 8,123,168,170,190
 政府現業 34
 政府公認カルテル 147
 生命保険 30
 生命保険業 75
 生命保険募集人 64,185
 セーフティー・ネット(事後的措置)
 160,180,184
 世帯加入率 80
 専業代理店 112
 全国共済農業協同組合連合会(全共連)
 148
 全国生活協同組合連合会(全国生協連)
 44
 戦時補償打切り 76
 船主相互保険組合 40
 船主相互保険組合法 40
 全生産物に関する規模の経済性 71,
 220,222
 専属外務員 64
 専属代理店 113
 専門農協 209
 戦略グループ 104
 全労済 41,44

 総合生活設計 205
 総合農協 209
 相互会社 176,185
 相互救済 41
 相互扶助 27
 相互保険 41
 増分費用 214
 組織形態 8
 そもそも論 17,23
 ソルベンシー・マージン(支払余力)
 74,160,179
 ソルベンシー・マージン規制 180
 損害分担説 16
 損害保険 30,98
 損害保険代理店 64,112
 損害保険料率算出団体に関する法律
 133
 損害保険料率算定会 109,135
 損害率 117

 タ

 ターンオーバー 91,137
 第3分野 32,163,223
 対収保事業費率 72,74
 退出規制 133
 大数の法則 46,49,67,114,19,24,170
 第2の黒船来襲 83
 対付加保険料事業費率 74
 代理店 111
 代理店研修生 111
 代理店種別 112
 他業と保険業との兼業禁止 131
 助け合い 43,46
 建物更生共済 148
 短期保険 31
 団体生命保険運営基準 147
 団体生命保険制度 146
 団体生命保険の独占廃止 146
 団体保険 31,176
 単独費用 214

| | | | |
|-----------------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 小さな資金で、大きな保障 | 24,62,70, | 20社体制 | 75,80,82,100,136 |
| 170 | | 日東保生会社 | 125 |
| 中間法人 | 46,185 | 日本地震再保険株式会社 | 38 |
| 超過額再保険 | 115 | 日本標準産業分類 | 53 |
| 超過損害額再保険契約 | 40 | 入用充足説 | 15,17 |
| 長期保険 | 31 | ニューヨーク州保険法 | 153,186 |
| 直販社員 | 64,111,113 | 任意再保険 | 115 |
| 貯蓄過剰主体 | 70 | 任意保険 | 31 |
| 貯蓄説 | 17,21 | 認可法人 | 35 |
| 貯蓄動機 | 21 | 認可料率 | 108 |
| 貯蓄不足主体 | 70 | | |
| | | 農協共済 | 41,148,198 |
| 通信販売 | 85 | 農業共済基金 | 38 |
| 積立型保険 | 22,31,62,105 | 農業共済基金法 | 38 |
| 積立傷害保険 | 107 | 農業共済組合 | 38 |
| 積立満期型保険 | 66,97,197 | 農業共済再保険特別会計（農業災害補償制度） | 37,38 |
| | | 農業協同組合法 | 40,144,147,208 |
| 定額保険 | 31 | 農業災害補償制度 | 38 |
| 定期付終身保険 | 61 | 農業災害補償法 | 38 |
| ディスクロージャー（情報開示） | 50, | 農商務省令 | 124 |
| 184 | | 農水産業協同組合貯金保険機構 | 37 |
| 適者生存法 | 8 | 乗合代理店 | 113 |
| テリトリー販売 | 85 | ノンマリン代理店制度 | 64 |
| 店頭販売 | 85 | | |
| 填補契約説 | 16 | ハ | |
| | | ハーフィンダール指数 | 86,87,103 |
| 東亜火災海上再保険 | 116 | 配当格差 | 93 |
| 道徳的危険（モラル・ハザード） | 5, | 配当の個別化 | 137,155 |
| 63,68,181 | | パレート最適 | 171 |
| 特殊法人 | 34 | 範囲の経済性 | 7,70,199,206,213,220, |
| 独占禁止法 | 133,144 | 222 | |
| 独占禁止法適用除外 | 108,135 | 範囲料率 | 109 |
| 特別会計 | 34 | | |
| 特約再保険 | 115 | 非営利法人 | 187 |
| 飛び込み訪問活動 | 85 | 非営利保険 | 31 |
| トランスログ費用関数 | 70,215 | 非価格競争 | 137,193 |
| 取引の長期性 | 168 | 費差益配当 | 94 |
| | | 人保険 | 30 |
| ナ | | 1人は万人のために、万人は1人のために | |
| 内部経済 | 25 | | |

- 26
 非比例割合再保険 115
 非保険市場規制 172,177
 標準料率 109
 表定保険料 96
 表定保険料率 92
 費用の補完性 71,214,219
 比例割合再保険 115
- ファイアウォール 205,223
 封鎖預金 76
 不確実性 20
 付加保険料 48,73,161
 付加保険料率 108
 付合契約 170
 普通保険 31
 物件費価格 218
 フルコスト原則 47,72
 ブローカー制度 185,160
 フロンティア生産関数 192
- 平均主要費用 47
 平準保険料方式 65
 変額保険 61
 変動係数 117
- 泡沫会社 126
 保険営業ノ公行 124,129
 保険会社 40,45,56,57,80,100,125,136
 —の機能 72
 —の倒産 115,177
 —の倒産予防 135
- 保険学説 15
 保険関係支出 73
 保険危機 4
 保険規制 133,162,166
 保険業の範囲 53
 保険業法 40,56,124,129,130,133,159,
 162,166
 保険金詐欺 68
 保険金支払業務 59
- 保険契約群 114
 保険契約論 17
 保険計理人 131
 保険サービス業 53
 保険サービス仲介者 69
 保険市場 172
 保険市場規制 172,174
 保険集団 49
 保険種類 85
 保険審議会 153,166
 保険審議会答申 153,159,162
 保険相互会社 188
 保険・年金の窓口販売 222
 保険
 —の価格 196
 —の価格設定原理 47
 —の構成 197
 —の特性 23,25,169
 —の分類 28
 —の本質 15
 —の要件と機能 18
- 保険媒介代理業 53
 保険は四角、預金は三角 26
 保険募集の取締に関する法律 133
 保険本質論 10,15
 保険問題研究会 187
 保険料率規制 191
 募集活動の「二重構造」 113
 募集機関 46
 募集形態 8
 募集（販売）に関する規制 133
 募集（販売）業務 59,62,172
 募集（販売）チャネル 85
 保障 151
 保障供与 27
 北海道共済連 148
- マ
 前払い確定保険料主義 27
 満期返戻金 105
 満期保険金 22

見込み市場 90
 民営保険 31
 無配当保険 61,85
 無理募集 90
 免許主義 124,130,132
 免許制 161
 元受グロス保険料 101
 元受正味保険料 104
 元受保険 31
 元受保険契約 115
 元受保険者 115
 模倣濫興時代 127
 モラル・ハザード 5,63,68,181

ヤ

郵政省 144
 郵便貯金 212
 養老生命共済 148
 養老保険 28
 預金 25
 預金保険機構 37,180
 予定事業費率 96,136
 予定死亡率 96,136
 予定利率 96,136
 予備 20,21

ラ

利益相反 205,224
 利差益配当 92
 利潤マークアップ率 72
 略奪的価格引下 178
 料率協定 109
 料率算定制度 161
 料率上昇率 195,198

類似保険会社 125,128

レクシスの原則 49

ワ

ワンストップ・ショッピング 150,205

Ad Securus 15

Allfinanz 223

Bancassurance 223

Bank Insurance Fund : BIF 181

Comp Corp 181

dead weight loss 194

demutualization 186

product mix 197

著者略歴

井口富夫 (いぐち・とみお)

龍谷大学経済学部教授。

1949年、大阪市に生れる。1977年、神戸大学大学院経済学研究科博士課程修了。龍谷大学経済学部講師、助教授を経て現職。専攻、産業組織論、保険論。

〈主要著書〉『日本における企業規模と研究開発』（共著、世界経済問題叢書シリーズ、近畿大学世界経済研究所、1980年）、『企業行動の多面的分析』（共著、晃洋書房、1983年）、『地域ダイナミズムの研究』（編著、ミネルヴァ書房、1992年）。

現代保険業の産業組織 規制緩和と新しい競争

1996年2月26日 初版第1刷発行

定価はカバーに
表示してあります

著者 井口富夫

発行者 宇都宮健一郎

発行所 NTT出版株式会社

〒153 東京都目黒区下目黒1-8-1 アルコタワー
営業部 TEL 03(5434)1010 FAX 03(5434)1008
出版部 TEL 03(5434)1001

印刷 株式会社厚德社 製本 矢嶋製本株式会社

© IGUCHI Tomio 1996

Printed in Japan <検印省略>

ISBN4-87188-434-1 C0033

乱丁・落丁はおとりかえいたします。